平成２７年

労働衛生の現況

平成２７年度　全国労働衛生週間スローガン

職場発！心と体の健康チェック

はじまる　広がる　健康職場

安全週間；平成27年10月１日～平成27年10月７日

（準備期間；平成27年9月１日～平成27年9月30日）

静岡労働局・労働基準監督署

目　　　次

静岡県における労働災害の年次別推移（第１図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
平成２６年職業性疾病発生状況（第２図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
平成２６年業種別・疾病別職業性疾病発生状況（休業４日以上）（第１表）・・・・・・・・・　3
年別・業種別職業性疾病発生状況　（第２表）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
平成２６年業種別・規模別職業性疾病発生状況（第３表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
平成２６年職業性疾病発生事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
平成１６年・２５年･２６年における業種別定期健康診断実施状況（第４表）・・・・・・・　8
定期健康診断における有所見率の年別推移（第５表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
平成２６年有害業務従事労働者の特殊健康診断実施状況（第６表）・・・・・・・・・・・・・　10
脳心疾患・精神障害等の労災補償状況（第３図）／仕事や職業生活に関する強い不安、
悩み、ストレスの内容別労働者の割合（第４図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
安全衛生管理体制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
職場における熱中症予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
化学物質による健康障害防止対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
（労働安全衛生法の改正の概要、インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、
エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパンに係る改正、コントロール・バンディングの概要）
化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
女性労働者の就業を禁止する業務の範囲の拡大について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
有機溶剤を正しく使いましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
特定化学物質障害予防規則等が改正されました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
石綿障害予防規則の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48
アスベスト全面禁止の徹底について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50
建築物などの解体作業にかかわる発注者・事業者の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・・　51
粉じん障害の防止対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　54
粉じん障害防止規則の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58
第８次粉じん障害防止総合対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　59
振動障害の予防のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　62
職場における腰痛予防対策指針（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
メンタルヘルス対策について
・ストレスチェック制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　75
・職場のいじめ・嫌がらせによるメンタルヘルス不調の防止について・・・・・・・・・・　94
・ポータルサイト「こころの耳」から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　95
過重労働による健康障害を防ぐために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　96
職場の受動喫煙防止対策に係る法改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　100
受動喫煙防止対策助成金制度のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　102
産業保健活動総合支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　106
健康診断の概要・・・108
指導勧奨による特殊健康診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　110
一般健康診断の項目一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　111
健康診断実施後の措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　113
二次健康診断等給付・・　114
作業環境測定を実施しよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　115
事務所衛生基準規則の早見表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　116
粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部が改正されます！・・・・・・・・・・・　118
作業環境測定機関一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　119
健康診断機関一覧表・・　121
労働安全衛生法に基づく各種免許に係る出張特別試験のお知らせ・・・・・・・・・・・・　127
局・労働基準監督署・労働基準協会・労働災害防止団体等連絡会一覧表

静岡県における労働衛生の現況

県内の平成26年における休業4日以上の（じん肺を除く）職業性疾病による死傷者数は237人で、平成25年に比べ3人の増加となり、過去10年間の推移を見ると、平成16年の144人が最少で、その後は平均247人の水準で増減を繰り返す状態が続いております。

死亡者は平成21年まで1人前後で推移していたものが、平成22年が6人（うち、熱中症5人）、平成23年が3人（うち、熱中症3人）、平成24年が5人（うち、熱中症2人）、平成25年が3人（うち、熱中症1人）で推移し、平成26年は発生していない状況となっております。

これらの特徴的なこととして、静岡労働局の過去10年間の「熱中症」による死亡者数の合計は14名で、全国最多となっています。

また、平成26年の休業4日以上の疾病別の内訳では、「負傷に起因する腰痛」が全体の66.7%を占め、依然多くの業種において高い水準で推移し、次いで「熱中症」、「化学物質による疾病」の順で発生しています。

一方、労働者の健康状態の指標となる「定期健康診断」の結果を見ると、何らかの所見を有する労働者の割合は近年微増で推移し、平成26年は51.6%と前年より1.9ポイント上昇しました。

また、静岡県内でメンタルヘルス対策について何らかの取組みを行っている事業場は、静岡労働局健康安全課で行った通信調査等の結果、平成27年3月末時点の労働者50人以上の事業場において66.8%となっています。

このような状況に加え、平成23年に印刷事業場で化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で「胆管がん」が発生したことにより、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート（ＳＤＳ）等を通じて入手した「危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメント」の実施等、職場における自主的な化学物質管理の徹底が改めて課題となったことや、職場における「メンタルヘルス不調者の増加」等を踏まえ、**平成26年6月に6項目に係る労働安全衛生法の改正**がありました。

また、「受動喫煙防止対策」については平成27年6月1日に施行され、さらに「ストレスチェック制度」については平成27年12月1日、**「化学物質管理のあり方の見直し」（化学物質のリスクアセスメントの実施）については平成28年6月1日から施行されます。**

静岡労働局では、平成25年度を初年度とし、平成29年度を最終年とする第12次労働災害防止計画を策定し、健康確保・職業性疾病対策の重点事項として次の項目を掲げています。

各事業場におかれましても、第12次労働災害防止計画の推進のため積極的な取り組みをお願いいたします。

第１２次労働災害防止計画（健康確保・職業性疾病対策の重点事項）

①　メンタルヘルス対策
　目標：労働者数50人以上の事業場について、平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。

②　過重労働対策

③　化学物質による健康障害防止対策

④　粉じん障害防止対策

⑤　腰痛・熱中症予防対策

⑥　受動喫煙防止対策

⑦　アスベストばく露防止対策

⑧　東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応等

第１２次労働災害防止計画
「誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために」

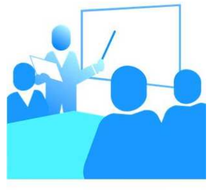

労働衛生対策の推進について

労働衛生対策の体系は下図のように整理できます。

本冊には下図の内容を全て網羅してはいませんが、厚生労働省作成のパンフレットの縮小版等、関係資料を掲載していますので御活用ください。

また、厚生労働省及び静岡労働局のホームページには、関連する労働衛生のパンフレット、様式等を多数掲載していますので、併せて御利用ください。

事業者が行う労働衛生対策			
	基本的対策	労働衛生管理体制	●総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者の選任 ●衛生委員会の設置
		作業環境管理	●作業環境測定、評価及び改善
		作業管理	●作業時間の適正化、作業方法等の改善、保護具の使用等
		健康管理	●健康診断、事後措置、保健指導
		労働衛生教育	●雇い入れ時、作業内容変更時、危険有害業務の就業時等の教育等
		労働安全衛生マネジメントシステム／リスクアセスメント	●危険性・有害性等の調査及びその結果に基づく措置・継続的労働衛生管理
	職業性疾病予防対策	化学物質による健康障害防止対策	●危険有害性情報の伝達（表示、SDSの交付） ●化学物質へのばく露防止対策 ●新規化学物質の有害性の調査
		石綿による健康障害防止対策	●石綿ばく露防止対策
		粉じん障害防止対策	●粉じん対策の実施（換気装置・呼吸用保護具・健康診断等）
		物理的因子による疾病・酸素欠乏症等の防止対策	●高気圧障害、酸素欠乏症、電離放射線障害、騒音障害、振動障害、腰痛、VDT作業、熱中症等の防止対策
	健康確保対策	健康の保持増進	●心身両面にわたる健康の保持増進（THP） ●職場におけるメンタルヘルス対策 ●職場における受動喫煙防止対策
		過重労働による健康障害防止対策	●過重労働による健康障害防止のための対策の実施（面接指導等）
	快適職場づくり対策	快適職場の形成促進	●快適職場形成のための措置の実施

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホームページ　http://www.mhlw.go.jp/

静岡労働局ホームページ　http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

第１図　静岡県における労働災害の年次別推移

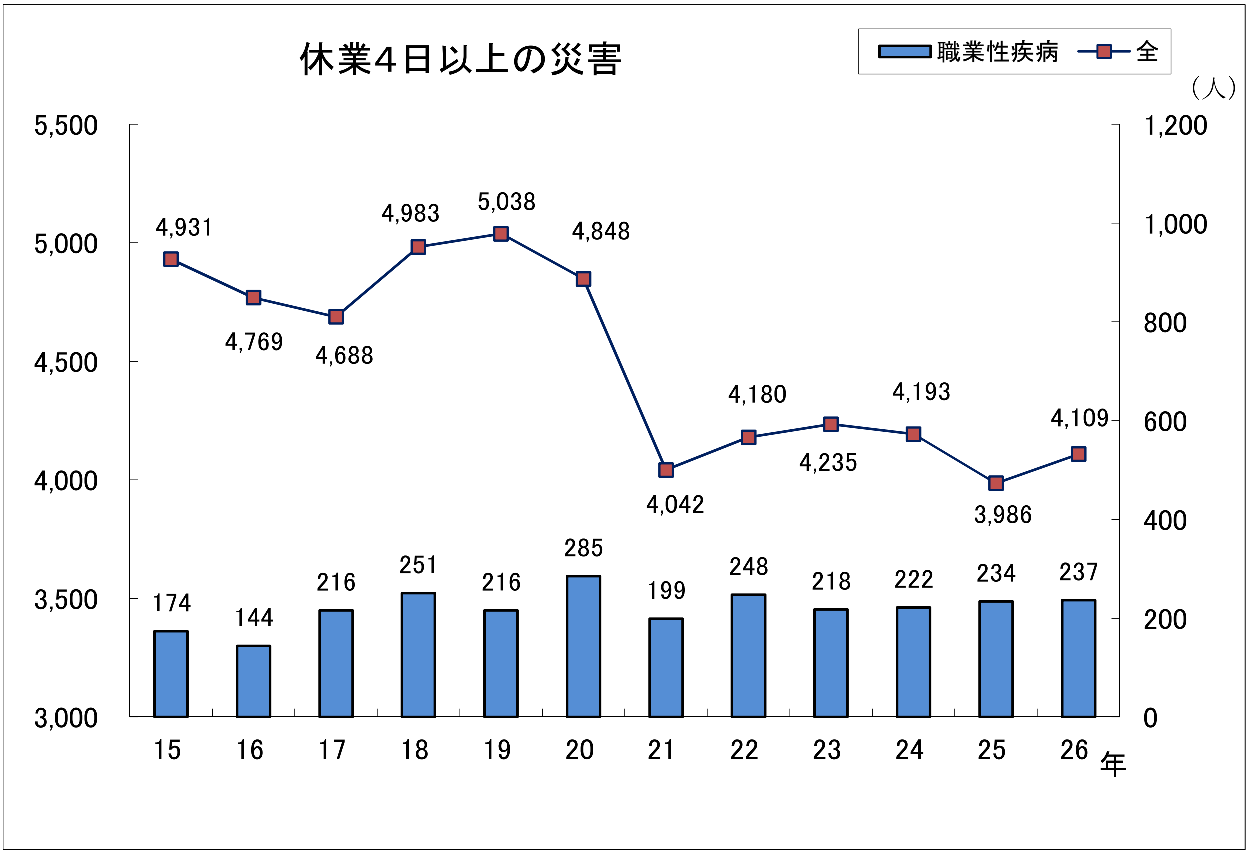

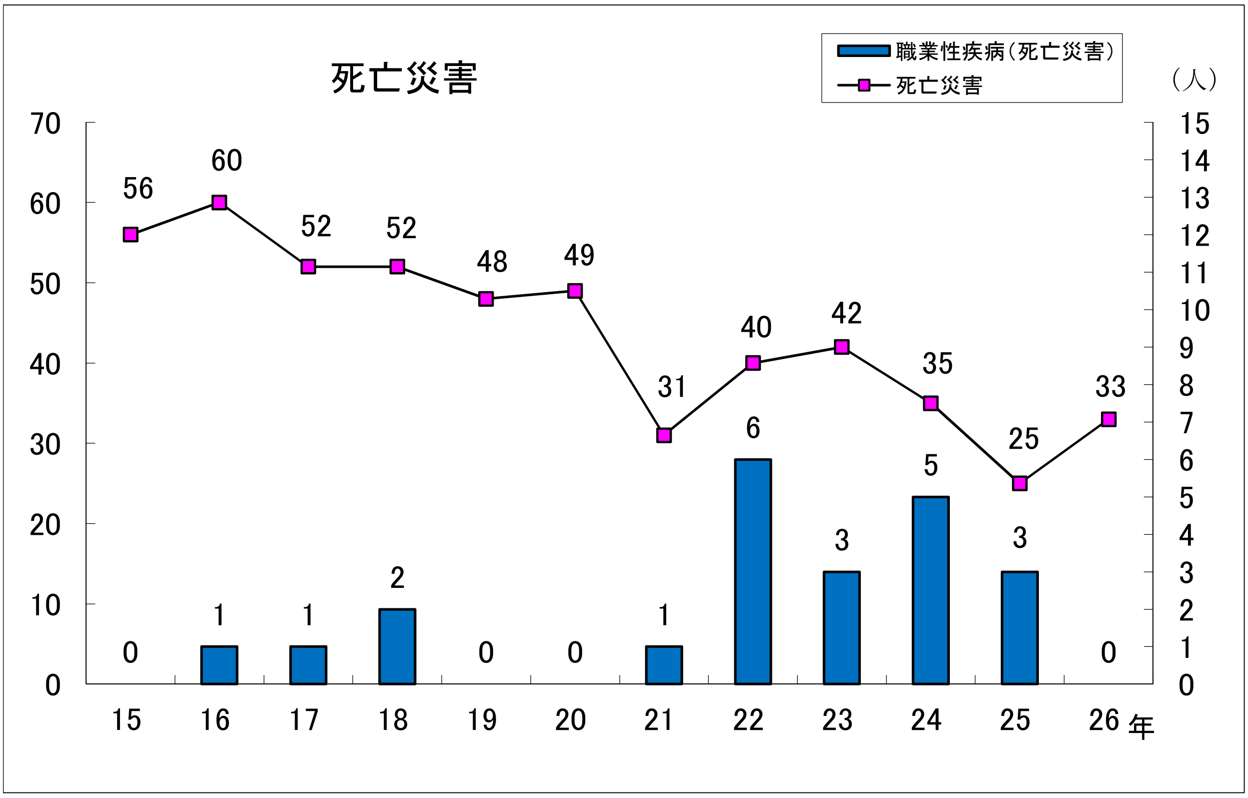

資料出所：労働者死傷病報告

第2図　平成26年 職業性疾病発生状況

休業4日以上の職業性疾病

負傷に起因する疾病のうち146件(84%)が腰痛で、職業性疾病全体でも62%を腰痛が占めています。

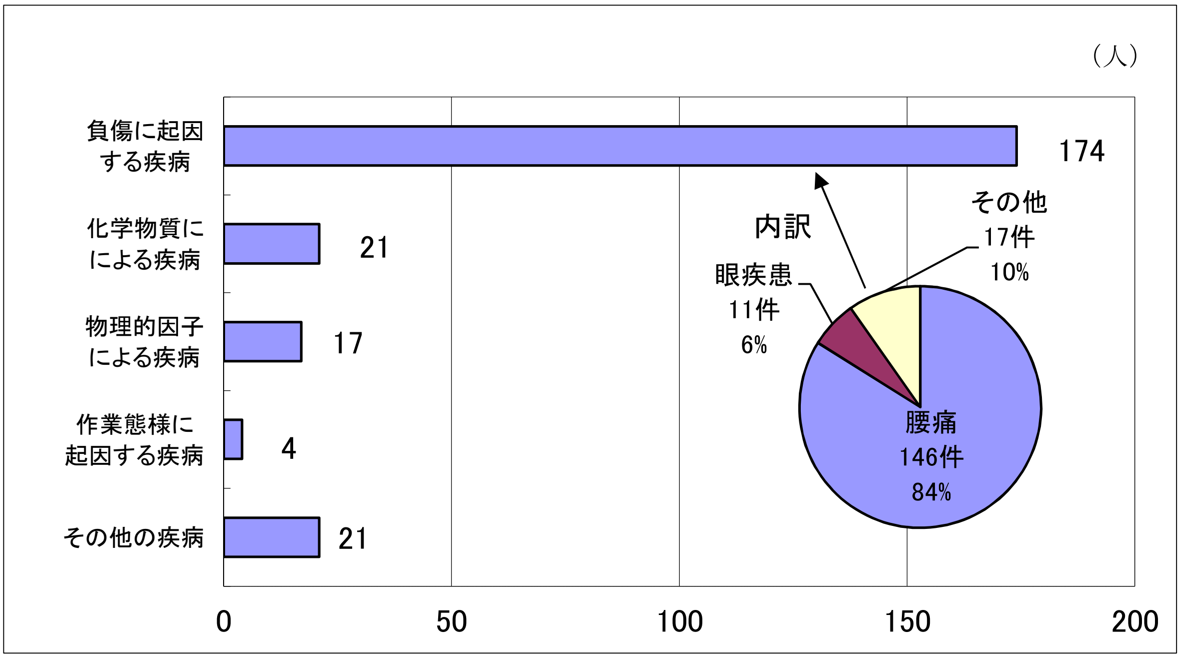

資料出所：労働者死傷病報告

熱中症による死傷者数の年別推移

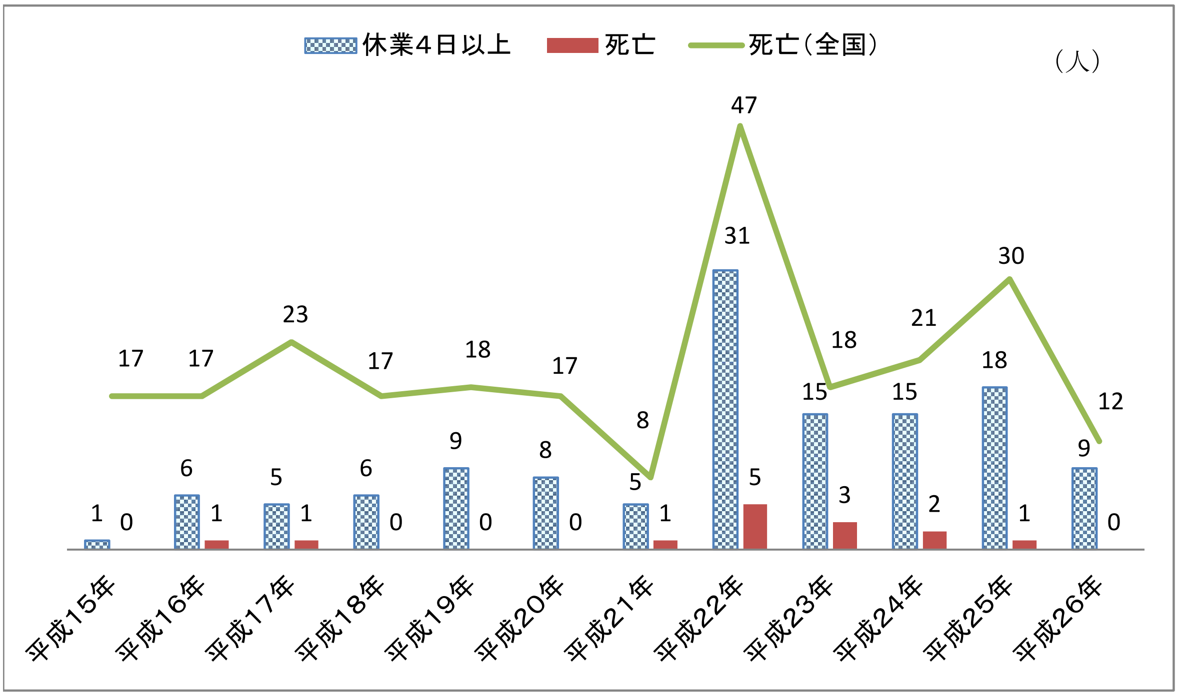

資料出所：労働者死傷病報告

平成25年の全国の死亡災害について

(1)　28人については、WBGT値の測定を行っていなかった。
(2)　全員が、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった。
(3)　11人については、単独作業を実施していた。
(4)　14人については、自覚症状の有無にかかわらない定期的な水分・塩分の摂取を行っていなかった。
(5)　15人については、休憩場所を設置していなかった。
(6)　16人については、健康診断が行われていなかった。
(7)　14人については、糖尿病等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病を有していた(疾病の影響の程度は不明)。
(8)　4人については、当日の朝、体調不良があった。

第 1表　平成26年 業種別･疾病別職業性疾病発生状況（休業4日以上）

疾病分類 ＼ 業種		製造業：食料品製造業	製造業：繊維・繊維製品製造業	製造業：木材・木製品・家具装備品製造業	製造業：パルプ・紙・紙加工品・印刷・製本業	製造業：化学工業	製造業：窯業・土石製品製造業	製造業：鉄鋼・非鉄金属製品製造業	製造業：金属製品製造業	製造業：一般・電気・輸送用機械製造業	製造業：電気・ガス・水道業	製造業：その他の製造業	鉱業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	農林水産業	商業・金融・広告・通信業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	その他の事業	合計
(1)負傷に起因する疾病		11		1	5	4		2	8	15		6	1	14	19	3	2	32	28	16	5	2	174
	うち腰痛	8		1	3	2		2	7	12		6	1	10	19	3	1	29	27	11	2	2	146
	うち眼疾患				2	1				3				2				1		2			11
物理的因子による疾病	(2)有害光線による疾病																						
	(3)電離放射線による疾病																						
	(4)異常気圧下における疾病													1									1
	(5)異常温度条件による疾病					1	1	5	1					2	1	2		2				1	16
	(6)騒音による耳の疾病																						
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病																						
作業態様に起因する疾病	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱																						
	(9)負傷によらない業務上の腰痛																						
	(10)振動障害																						
	(11)手指前腕の障害及び頸肩腕症候群			1		1				1													3
	(12) (8)～(11)以外の原因による疾病																	1					1
(13)酸素欠乏症																							
(14)化学物質による疾病（がんを除く）		2			1	6		1					1	5	1			4					21
	うち眼疾患					5																	5
(15)病原体による疾病										1							1	1	16				19
がん	(16)電離放射線によるがん																						
	(17)化学物質によるがん																						
	(18) (16)、(17)以外の原因によるがん																						
(19)その他業務によることの明らかな疾病																				1	1		2
合計		13		2	6	12	1	8	9	17		6	2	22	21	5	3	40	44	17	6	3	237

（注）1. じん肺を除く
　　2. ○内は死亡者数で内数

資料出所：労働者死傷病報告

第2表　年別・業種別職業性疾病発生状況

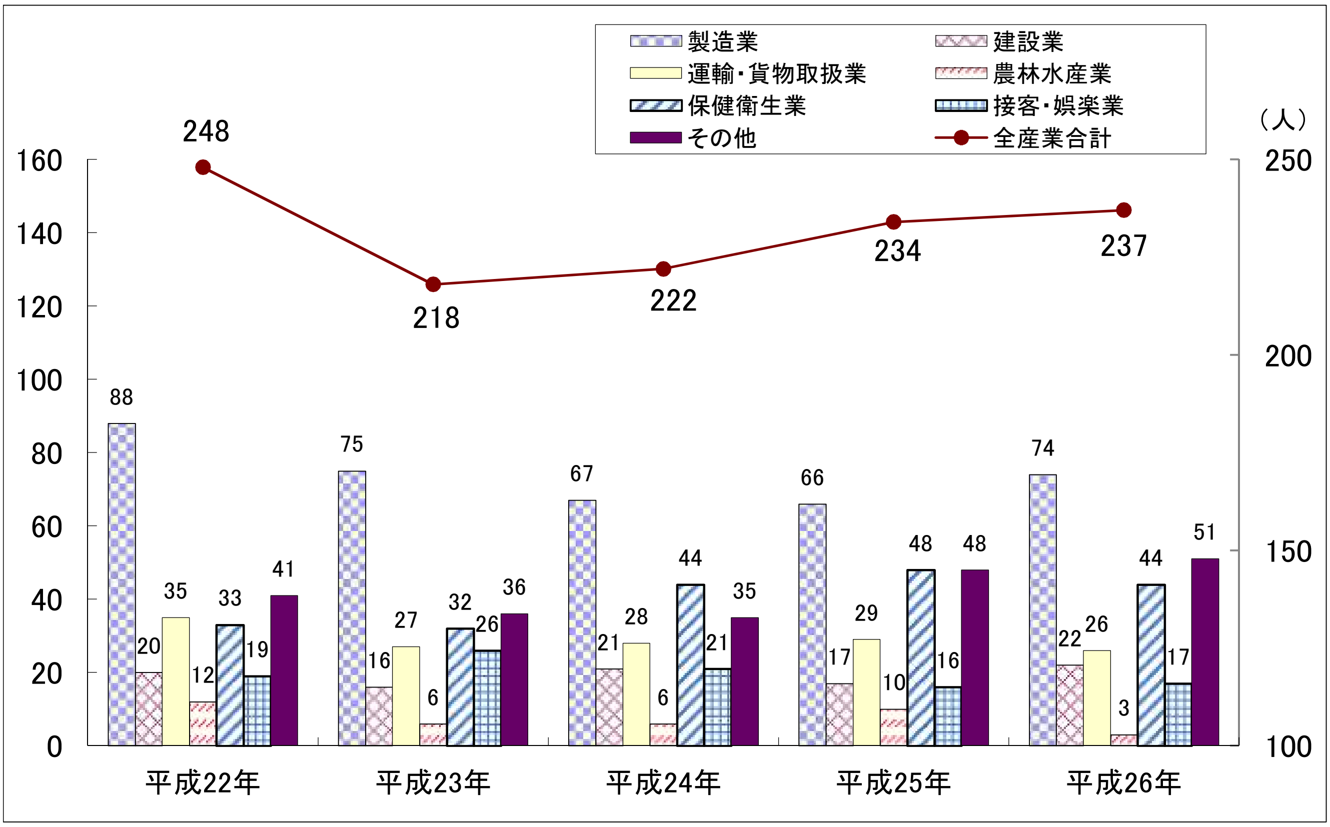

業種別 ＼ 年別			平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
製造業	食料品		20	17	(1)　30	12	13
	繊維・繊維製品			1		1	
	木材・木製品家具装備品		2	2	1	3	2
	パルプ・紙印刷・製本		6	5	3	3	6
	化学工業		14	14	5	9	12
	窯業・土石製品		1		2	1	1
	鉄鋼・非鉄金属		6	2	2	5	8
	金属製品		14	11	6	13	9
	一般・電気・輸送用機械		(1)　16	21	(1)　14	13	17
	電気・ガス・水道業		1				
	その他		8	2	4	6	6
	小計		(1)　88	75	(2)　67	66	74
鉱業							2
建設業			(1)　20	(1)　16	(1)　21	17	22
運輸交通業			(1)　31	23	(1)　25	(2)　28	21
貨物取扱業			4	4	3	1	5
農林水産業			(2)　12	(2)　6	6	(1)　10	3
その他の事業	商業・金融広告業・通信業・教育研究業		25	26	(1)　20	42	40
	保健衛生業		33	32	44	48	44
	接客・娯楽業	ゴルフ場の事業	1	1	3	1	4
		上記以外	18	25	18	15	13
	清掃・と畜業	ビルメンテナンス業	2	2	5	1	3
		上記以外	(1)　9	2	4	3	3
	その他の事業		5	6	6	2	3
	小計		(1)　93	94	(1)　100	112	110
全産業合計			(6)　248	(3)　218	(5)　222	(3)　234	237

（注）1. じん肺は除く
　　　2. (　)内数字は死亡者数で内数

資料出所：労働者死傷病報告

第3表　平成26年 業種別・規模別職業性疾病発生状況

事業場の規模別の割合

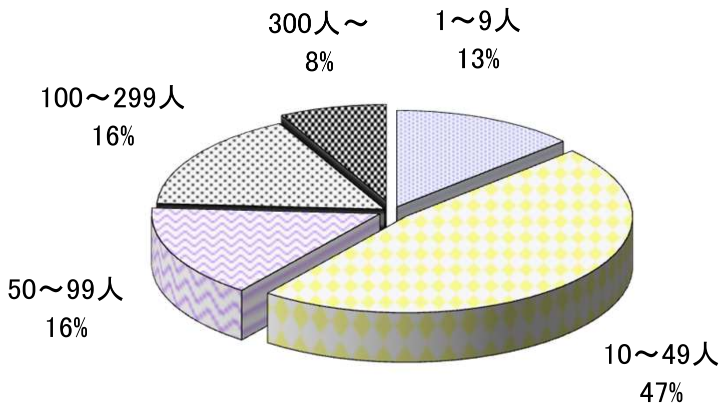

業種別＼規模別			1～9人	10～49人	50～99人	100～299人	300人～	計
製造業	食料品		1	4	5	2	1	13
	繊維・繊維製品							
	木材・木製品　家具装備品			1			1	2
	パルプ・紙　印刷・製本			5	1			6
	化学工業			2	2	7	1	12
	窯業・土石製品						1	1
	鉄鋼業・非鉄金属		2	3	3			8
	金属製品		2	5	1	1		9
	一般・電気・輸送用機械		2	2	3	3	7	17
	電気・ガス・水道業							
	その他		2	3	1			6
小計			9	25	16	13	11	74
鉱業				2				2
建設業			11	9	1	1		22
運輸交通業			1	11	4	4	1	21
貨物取扱業			1	4				5
農林水産業			1	2				3
その他の事業	商業・金融広告業・通信業・教育研究業		8	19	5	6	2	40
	保健衛生業			24	7	10	3	44
	接客娯楽業	ゴルフ場の事業		1	2	1		4
		上記以外		10		3		13
	清掃・と畜業	ビルメンテナンス業		1		1	1	3
		上記以外		2	1			3
	その他の事業			2	1			3
小計			8	59	16	21	6	110
全産業合計			31	112	37	39	18	237

（注）1. じん肺は除く
2.（ ）内数値は死亡者数で内数

資料出所：労働者死傷病報告

平成26年　職業性疾病発生事例

《負傷に起因する疾病の事例》

※　代表的なのは災害性腰痛で、「突発的なできごとで急激な力の作用により筋、筋膜、靭帯等を損傷する等」職業性疾病の中では最も多く、業種や年齢に関わらず発症しています。
また、眼の疾病は失明する障害の可能性が高く、作業に応じた適切な保護メガネ等の着用が重要です。
なお、腰痛予防対策につきましては、64～74ページを参考にしてください。

発生月	業　種	事業規模	被災者		休業見込日数	疾病名	災　害　発　生　の　あ　ら　ま　し
			年齢	性別			
1月	土木工事業	10人未満	30代	男	1ヶ月	腰椎捻挫 左臀部 筋損傷	約10kgのセメント袋を不安定な姿勢で持ち上げたところ、左腰部から太腿にかけて痛みが走ったが、大したことはないと思い、そのまま仕事を続けた。翌日から痛みが大きくなり、3日後に受診した。
2月	道路旅客運送業	50～99人	60代	男	1週間	腰部挫傷	客先へ営業車で迎えに行き、後部トランクに車イスを積込もうとした際に腰部を痛めた。
4月	建築工事業	10人未満	20代	男	6日	左目異物 角膜裂傷	外構工事にて、鍬(クワ)を用いた掘削作業中に地中の石に当たり、鍬(クワ)が損傷し先端部の金属片が左目に入った。
5月	道路貨物運送業	30～49人	20代	男	3ヶ月	腰痛症	顧客先にて段ボール荷物をしゃがんで持ち、立ち上がろうとした際に、腰に痛みを感じ、その日は極力重い物を持たないようにしていたが、その後も痛みが引かなかったため、受診した。
8月	社会福祉施設	50～99人	30代	女	1ヶ月	腰椎椎間板 ヘルニア	施設利用者入浴介助の際、利用者の腕と腰を支えて浴槽に誘導していたところ、倒れそうになったため支えようとした際に、全体重がのし掛かりバランスを崩した時に腰に痛みを感じたが、我慢して業務を終え帰宅した。翌日、痛みが増してきたため受診した。
11月	印刷業	30～49人	20代	男	2週間	右目炎症	インキの片付け作業中、扉に腕が当たり持っていた直径約15センチの円筒型インキ缶を落とした際に、缶のインキが跳ね右目に入った。
12月	鉄鋼業	50～99人	30代	男	4ヶ月	腰痛症	砂の入った重さ約100kgの金枠を、2人で持ち上げたところ、不安定な姿勢であったため右腰部を痛めた。

《物理的因子による疾病の事例》

※　有害光線や「異常温度」、「異常気圧」、「騒音」、「超音波」等の物理的因子による疾病で、事例として「X線などによる放射線障害」、「アーク溶接の紫外線による目の障害」、「暑熱な場所における熱中症」、「寒冷な場所における凍傷」あるいは、「騒音による難聴」などが代表する事例などです。
また、該当する業務に対しては物理的因子の排除、適切な保護具の着用など必要不可欠です。
熱中症予防対策については、14～17ページを参考にしてください。

発生月	業　種	事業規模	被災者		休業見込日数	疾病名	災　害　発　生　の　あ　ら　ま　し
			年齢	性別			
3月	港湾運送業	10～29人	60代	男	3ヶ月	両手指先 凍傷	マグロのエサを岸壁の冷凍庫へ積込む作業において、大雨で手袋が濡れ、何度も取替えて作業を続けていたが、冷たくて徐々に感覚がなくなり悪化したため受診した。
5月	港湾運送業	30～49人	30代	男	6週間	左足踵 凍傷	魚艙内（漁船の魚冷凍保管庫）に保管作業を行っていたが、交代時間になったため魚艙から出ようとしたときに、踵に違和感を感じたため受診した。
4月	港湾海岸工事業	10～29人	60代	男	1週間	脊髄型 減圧症	水深約20m付近にて、約30分間の潜水作業行った後に浮上した。その後、耳抜きができないなどの体調不良を訴えたことから、耳鼻咽喉科で受診し自宅療養していたが、症状が悪化したことから治療可能な病院へ救急搬送され「脊髄型減圧症」と診断された。
7月	警備業	50～99人	20代	男	5日	熱中症	炎天下の工事現場にて、交通誘導を行っていたが初めは後頭部に、次第に前頭部が痛みだし嘔吐した。身体に「しびれ」を感じたため冷房のある車内で30分程休んだが症状が改善しないため受診した。
8月	土木工事業	10～29人	40代	男	5日	熱中症	ガス管移設工事現場にて、ガス管の周囲を重機で掘削する作業を終えた際に「めまい」を感じたので、休憩所で水を飲んだが、声も出せずに意識朦朧となり倒れたため救急搬送した。
8月	土木工事業	10人未満	60代	男	7日	熱中症	刈払機を用いて草刈作業を行っていたところ、暑さ（当日の気温35度）により気分が悪くなったが、我慢して作業を継続し帰宅した。症状が回復しなかったため受診し入院となった。
11月	鉄鋼業	30～49人	20代	男	5日	左足 熱傷（2度）	テストピースを「火ばさみ」を用いて運搬する際、「火ばさみ」からテストピースが外れ、ズボンを破り安全靴の中に入った。当初、本人は軽傷だと思い応急処置もしなかったが悪化したもの。

《作業態様に起因する疾病の事例》

※　作業密度、作業姿勢等により、身体に過度の負担のかかる作業に起因する疾病で、事例としては「筋肉の疾患；筋断裂」、「腱の疾患；腱鞘炎」、「骨の疾患として；疲労骨折」、「関節の疾患として；関節炎」などで、削岩機やチェーンソーなどによる「振動障害」、保育士や荷役作業を長期間従事して発症する腰痛は、「非災害性腰痛」として分類されることが多い。また、これらの対策には、作業時間管理、作業内容の見直し等が重要です。なお、振動障害防止については、62～63ページを参考にしてください。

発生月	業　種	労働者数	被災者		休業見込日数	疾病名	災害発生のあらまし
			年齢	性別			
1月	化学工業	30～49人	30代	女	30日	肩周囲炎	段ボール箱に入ったプラスチック製品を検査するため、台車より作業台に持ち上げ、下げの作業を長期間繰り返し行っておいたところ、右手、右肩が痛くなり受診した。
3月	電気機械器具製造業	500～999人	20代	女	3ヶ月	両手関節腱鞘炎	部品の取付け作業工程等を、長期間継続して行っていたところ、首筋、両腕、両手首に痛みを感じ受診した。
8月	小売業	10～29人	50代	女	1ヶ月	右長母指伸筋腱断裂	フライヤーで揚げたフライを包丁を用いてカットしていたところ、右手甲に違和感を覚え受診した。

《化学物質による疾病の事例》

※　薬品、農薬等に含まれる化学物質の化学的性質に基づく有害作用に起因する疾病で酸素濃度が低い場所における酸欠も含まれます（「がん原生物質」は除く）。
事例としては、皮膚障害、気道障害、一酸化炭素中毒、化学熱傷等がありますが、洗浄液等を用いる場合は、必ず「取扱注意事項」を読んで使用してください。
なお、化学物質等の取扱いについては、18～47ページを参考にしてください。

発生月	業　種	労働者数	被災者		休業見込日数	疾病名	災害発生のあらまし
			年齢	性別			
3月	化学工業	50～99人	30代	男	1日～9日	角膜損傷（被災者7名）	医薬品の製造工程において、反応促進に使用する化学物質の入ったポリタンクが横転し漏洩した。回収作業にあたった3名に、揮発した化学物質が眼に入り被災した。また、付近を通りかかった4名も同様に被災した。
4月	非鉄金属製造業	10人未満	60代	男	1ヶ月	右母指薬品火傷	金属の薬品洗浄に用いるポリ塩化ビニール製の手袋の親指付け根付近に、穴が開いていたことに気付かずに作業続けたことから、薬品（硝酸）と接触し母指の皮膚が火傷を負った。
5月	建築工事業	10～29人	40代	男	1ヶ月	両膝下間接性皮膚炎	鉄筋コンクリート造水槽の解体作業中、水槽内で断熱材を除去していたところ作業者の長靴内に液体が浸透し、濡れたまま作業を続け皮膚炎を発症した。
7月	印刷業	50～99人	50代	女	5日	急性シンナー中毒	ガラス扉に長年貼られていたシール等を剥がすため、ガラス洗浄液を用いて約1時間の清掃作業を行っていたところ、気化したガスを吸い込み「頭痛」と「吐き気」が治まらなかったので受診したところ、「シンナー中毒」と診断された。
9月	小売業	50～99人	30代	女	18日	臀部、左下腿薬傷	作業場の床面清掃中に滑って転倒した際、使用していた洗剤（界面活性剤入）が臀部等に付着し、化学薬傷を負った。
10月	建築工事業	10人未満	60代	男	2週間	両手指薬物性皮膚炎	床の塗料を剥がす際に用いる洗浄液が濃すぎたため、両手指の皮膚が爛れて炎症を起こした。
10月	保険業	10～29人	50代	男	1ヶ月	フロンガス中毒	エアコン設置業者による事務室内天井部のエアコン設置作業中に、フロンガスが漏れ出し、事務室内にいた被災者が吸引した。被災者は帰宅後に咳が止まらなかったため、受診したところフロンガス中毒と診断された。
9月	食料品製造業	100～199人	60代	男	2週間	火傷	釜の洗浄作業において、苛性ソーダを投入する際の釜内温度を誤ったため、熱湯が噴出し右腕、右脇腹、右足に火傷を負った。

《病原体による疾病》

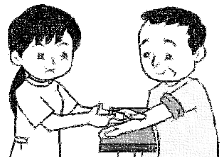

※　患者の診療若しくは看護の業務等において、病原体を取扱う業務における伝染病などが事例として挙げられます。疥癬などの伝染性の皮膚病もこの分類となります。
なお、国内のB型肝炎感染者は、過去に受けた集団予防接種等（ツベルクリン反応等）の際に、B型肝炎ウイルスに感染した方が、40万人以上といわれています 。

発生月	業　種	労働者数	被災者		休業見込日数	疾病名	災害発生のあらまし
			年齢	性別			
3月	病院	300～499人	60代	女	2ヶ月	急性C型肝炎	入院患者の採血後、右手に持った注射器を左手に持った容器に入れようとしたところ、誤って左手示指（指腹部）に針を刺し、その後、倦怠感などの症状により受診したtころ、急性C型肝炎と診断された。

第４表　平成１６年・２５年・２６年における業種別定期健康診断実施状況

上段は平成１６年の実施状況
中段は平成２５年の実施状況
下段は平成２６年の実施状況

業種	受診者数	聴力（４０００Hz）		胸部Ｘ線検査		血圧		貧血検査		肝機能検査		血中脂質検査		尿検査（糖）		心電図検査		有所見率
		実施者数	有所見率	実施者数	有所見率	実施者数	有所見率	実施者数	有所見率	実施者数	有所見率	実施者数	有所見率	実施者数	有所見率	実施者数	有所見率	
	（人）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（%）
製造業	226, 461	182, 464	9. 91	207, 775	2. 86	225, 922	10. 23	167, 546	6. 01	170, 528	14. 77	168, 090	25. 07	224, 414	2. 56	145, 124	7. 35	43. 30
	227, 914	195, 208	8. 26	206, 138	4. 11	227, 856	11. 90	181, 364	6. 72	186, 046	13. 87	183, 979	30. 97	227, 388	2. 25	158, 172	7. 84	48. 30
	225, 795	193, 929	8. 50	203, 413	4. 61	225, 773	12. 68	177, 262	6. 51	181, 004	14. 31	179, 280	32. 66	225, 311	2. 49	156, 051	8. 42	50. 28
建設業	7, 923	7, 062	10. 21	7, 687	3. 92	7, 921	12. 52	5, 994	5. 74	6, 403	21. 74	6, 355	30. 34	7, 884	4. 01	5, 766	7. 42	52. 30
	7, 583	7, 077	10. 24	7, 411	7. 17	7, 583	15. 64	6, 868	6. 79	7, 028	20. 56	7, 008	39. 58	7, 540	3. 82	6, 628	8. 80	59. 59
	7, 391	6, 843	10. 29	7, 247	7. 96	7, 391	15. 28	6, 373	5. 68	6, 687	20. 76	6, 688	38. 95	7, 297	3. 58	6, 366	8. 83	60. 64
運輸交通業	17, 000	14, 049	13. 83	15, 379	3. 98	16, 992	16. 88	11, 542	8. 46	11, 793	22. 79	11, 685	33. 00	16, 776	6. 36	11, 959	9. 01	51. 74
	16, 717	14, 453	14. 97	15, 541	6. 20	16, 714	21. 19	13, 209	8. 30	13, 473	20. 66	13, 407	42. 54	16, 557	5. 41	13, 266	12. 44	63. 09
	18, 363	15, 915	14. 02	16, 996	7. 13	18, 358	21. 29	14, 796	8. 83	14, 743	19. 45	14, 819	41. 08	18, 269	4. 88	14, 522	12. 22	61. 91
貨物取扱業	2, 494	1, 887	17. 12	2, 464	2. 80	2, 494	12. 59	1, 888	7. 52	1, 889	20. 70	1, 889	32. 56	2, 429	3. 46	1, 829	9. 19	52. 45
	2, 857	2, 237	11. 58	2, 777	4. 25	2, 857	14. 81	2, 191	7. 71	2, 275	16. 92	2, 275	35. 34	2, 842	2. 96	2, 229	9. 24	48. 69
	2, 793	2, 375	9. 60	2, 635	5. 46	2, 793	15. 79	2, 192	8. 21	2, 204	14. 75	2, 204	31. 81	2, 588	3. 67	2, 193	8. 98	48. 62
農林業	428	383	21. 93	428	1. 17	428	20. 79	415	3. 37	415	21. 69	415	17. 83	409	0. 98	428	11. 92	57. 48
	56	56	41. 07	56	0. 00	56	19. 64	56	8. 93	56	26. 79	56	30. 36	56	16. 07	56	10. 71	82. 14
	119	69	42. 03	121	5. 79	119	20. 17	70	4. 29	70	21. 43	70	37. 14	120	6. 67	70	5. 71	61. 34
商業	28, 938	21, 101	5. 48	28, 467	2. 65	28, 938	11. 20	21, 089	7. 99	21, 185	13. 76	21, 150	29. 75	28, 427	2. 36	19, 171	7. 38	42. 99
	34, 315	28, 531	5. 19	33, 433	4. 12	34, 315	13. 18	27, 685	8. 93	27, 843	11. 44	27, 777	31. 67	34, 093	2. 04	26, 105	7. 41	50. 13
	35, 455	30, 177	5. 29	34, 711	4. 55	35, 455	13. 64	29, 285	8. 79	29, 296	11. 48	29, 279	32. 99	35, 360	2. 15	27, 674	7. 96	52. 03
全産業計	394, 214	309, 313	8. 91	369, 500	2. 97	393, 653	10. 58	301, 437	6. 85	305, 982	14. 60	302, 784	26. 16	389, 673	2. 74	260, 632	7. 76	44. 55
	421, 652	357, 334	7. 63	388, 924	4. 41	421, 530	12. 18	345, 048	7. 51	351, 820	13. 71	349, 174	31. 28	419, 253	2. 38	304, 421	8. 27	49. 71
	422, 345	359, 219	7. 74	388, 694	4. 89	422, 274	12. 86	345, 452	7. 43	349, 699	14. 10	347, 552	32. 89	420, 071	2. 56	304, 345	8. 81	51. 64

注：本表は、労働安全衛生法第６６条に基づき、事業場より提出された定期健康診断結果報告書を集計したものである。

第5表　定期健康診断における有所見率の年別推移

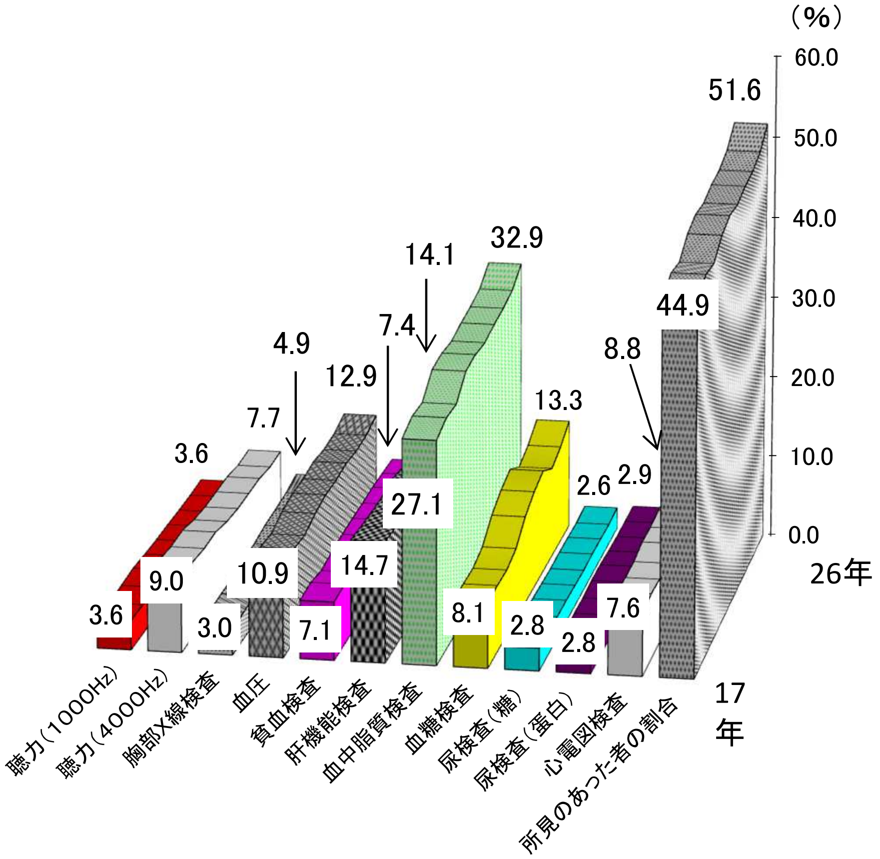

項目		有所見率（%）									
		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
項目別の有所見率	他覚所見	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	聴力（１０００Hz）	3.6	3.5	3.7	3.9	3.7	3.6	3.6	3.5	3.5	3.6
	聴力（４０００Hz）	9.0	9.1	8.8	8.9	8.3	8.0	8.0	8.0	7.6	7.7
	聴力（その他）	0.5	0.6	0.6	0.9	0.7	0.8	0.6	0.5	0.8	0.9
	胸部Ｘ線検査	3.0	3.2	3.3	3.3	3.6	3.7	4.1	4.2	4.4	4.9
	喀痰検査	2.2	2.1	3.0	2.3	1.2	1.6	2.1	0.6	0.4	0.7
	血圧	10.9	11.3	11.0	11.8	12.2	12.1	12.4	12.1	12.2	12.9
	貧血検査	7.1	7.3	6.8	7.2	7.4	7.5	7.5	7.6	7.5	7.4
	肝機能検査	14.7	14.5	14.3	14.2	14.5	14.0	14.3	14.0	13.7	14.1
	血中脂質検査	27.1	28.0	27.8	30.0	30.3	30.0	30.5	30.8	31.3	32.9
	血糖検査	8.1	8.1	8.0	8.7	10.7	11.9	12.6	11.0	11.9	13.3
	尿検査（糖）	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5	2.4	2.5	2.5	2.4	2.6
	尿検査（蛋白）	2.8	2.8	3.1	3.0	3.2	3.2	3.0	2.9	2.9	2.9
	心電図検査	7.6	8.0	7.6	7.8	8.3	8.2	8.4	8.5	8.3	8.8
所見のあった者の割合（注）		44.9	46.4	46.0	47.7	48.4	48.1	48.7	48.9	49.7	51.6

(注)：「所見のあった者の割合」は、労働安全衛生規則第44条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見を除く）の人数を受診者数で割った値である。

第6表　平成26年 有害業務従事労働者の特殊健康診断実施状況

区分	有害業務の種類		対象事業場数	対象労働者数	実施事業場数	受診労働者数	受診率（%）	所見者数	所見率（%）
法令によるもの	粉じん		1,528	20,736	661	9,578	46.19	（新規）1	0.01
	有機溶剤		1,893	32,106	1,523	29,706	92.52	1,528	5.14
	鉛		204	3,186	155	2,967	93.13	16	0.54
	四アルキル鉛		0	0	0	0			
	電離放射線		452	9,961	416	9,415	94.52	791	8.40
	高気圧	高圧室内	0	0	0	0			
		潜水	12	47	8	36	76.60	0	0.00
	特化物（１類・２類）		945	21,165	626	19,682	92.99	173	0.88
	石綿		57	916	53	819	89.41	34	4.15
	小計		5,091	88,117	3,442	72,203	81.94	2,543	3.52
指導勧奨によるもの	紫外線・赤外線		150	3,150	126	3,056	97.02	88	2.88
	騒音		345	20,694	289	19,705	95.22	2,727	13.84
	チェーンソー		48	407	32	312	76.66	7	2.24
	チェーンソー以外		84	2,605	63	2,335	89.64	136	5.82
	ＶＤＴ		176	25,108	132	21,324	84.93	1,123	5.27
	超音波溶着機		6	242	6	242	100.00	1	0.41
	その他を含む小計		613	62,709	473	56,923	90.77	4,378	7.69
合計			5,704	150,826	3,915	129,126	85.61	6,921	5.36

（注）粉じんの所見者数は新規有所見者数、また管理区分１（所見なし）の場合は３年に１回の実施であるため受診率は減少する。
「指導勧奨によるもの」の「その他を含む小計」欄の対象事業場数、実施事業場数は実事業場数である。

第３図　脳心疾患・精神障害等の労災補償状況（全国）

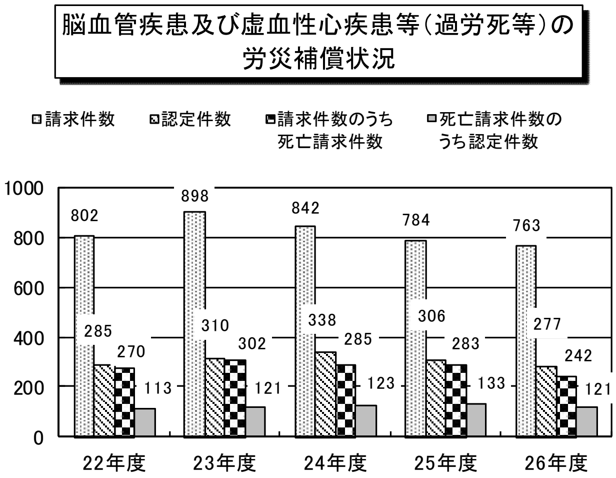

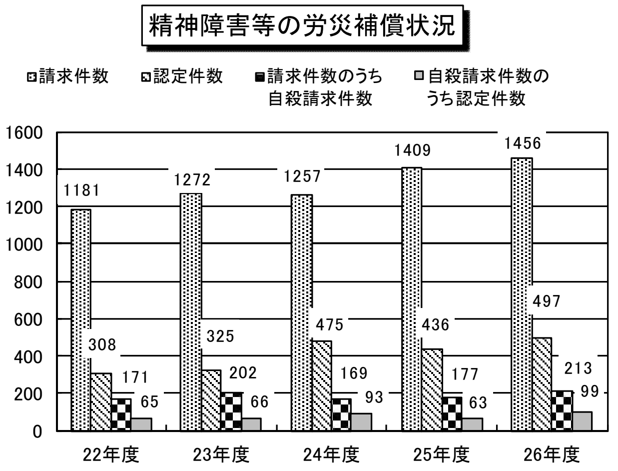

静岡労働局管内の平成26年度の状況は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等」では12件の申請があり、5件が認定されました。また、精神障害では22件（うち自殺5件）の申請があり、14件（うち自殺5件）が認定されました。

第４図　仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容別労働者の割合

（単位:%）

現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者割合

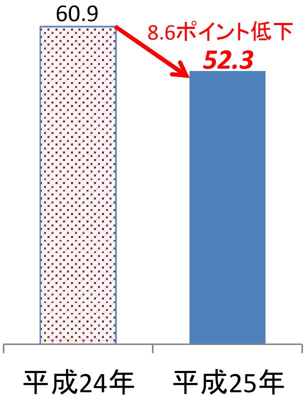

※労働者計 = 100%

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容別労働者割合（3つ以内の複数回答）

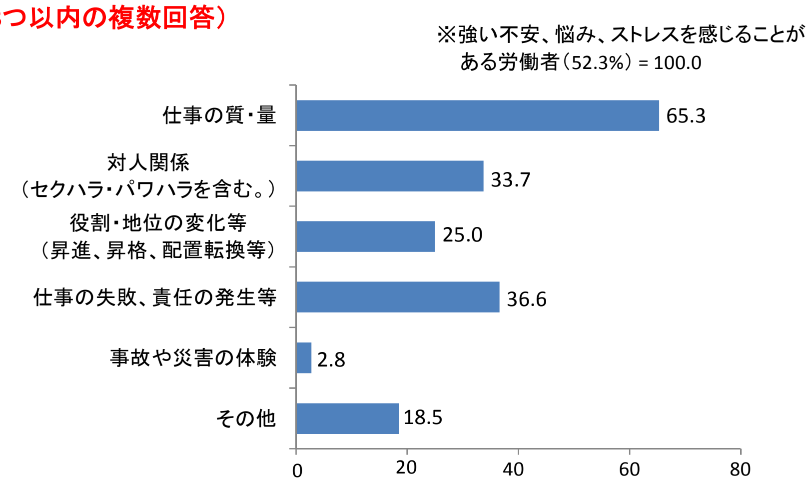

安全衛生管理体制の概要

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>総括安全衛生管理者</td><td>安全管理者</td><td>衛生管理者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">選任すべき
事業場</td><td>業種1</td><td>100人以上</td><td>50人以上</td><td>50人以上</td></tr>
<tr><td>業種2</td><td>300人以上</td><td>50人以上</td><td>50人以上</td></tr>
<tr><td>業種3</td><td>1,000人以上</td><td></td><td>50人以上</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">行わせるべき業務
調査審議させるべき事項</td><td>① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
② 労働者の安全又は衛生のための教育に関すること
③ 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること
④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること</td><td>総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち

安全に係る技術的事項</td><td>総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち

衛生に係る技術的事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑤ 前各号のほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格者
委員とすべき者</td><td>事業場においてその事業の実施を統括管理する者</td><td>① 以下のいずれかに該当するもので厚生労働大臣の定める研修を修了した者
イ 大学、高等専門学校の理科系統の学科卒業者で2年以上の産業安全の実務の経験者
ロ 職業訓練大学校長期課程卒業者で2年以上の産業安全の実務の経験者
ハ 高等学校の理科系等の学科卒業者で4年以上の産業安全の実務の経験者
ニ 大学、高等専門学校の理科系等以外の学科卒業者で4年以上の産業安全の実務の経験者
ホ 高等学校の理科系統以外の学科卒業者で6年以上
ヘ 7年以上産業安全の実務の経験者
② 安全コンサルタント</td><td>① 衛生管理者免許を有する者
② 医師
③ 歯科医師
④ 労働衛生コンサルタント
⑤ ほか厚生労働大臣が定める者</td></tr>
<tr><td colspan="2">選任した場合の措置</td><td colspan="3">労働基準監督署に選任報告を提出</td></tr>
</table>

業種1	林業、鉱業、建設業 運送業、清掃業

業種2	製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、 自動車整備業、機械修理業 各種商品卸売業、各種商品小売業、燃料小売業 旅館業、ゴルフ場業 家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業

<table>
<tr><th>安全衛生推進者</th><th>衛生推進者</th><th>産業医</th><th>安全委員会</th><th>衛生委員会</th></tr>
<tr><td>10人～49人</td><td></td><td>50人以上</td><td rowspan="2">業種4－50人以上
その他-100人以上</td><td>50人以上</td></tr>
<tr><td>10人～49人</td><td></td><td>50人以上</td><td>50人以上</td></tr>
<tr><td></td><td>10～49人</td><td>50人以上</td><td></td><td>50人以上</td></tr>
<tr><td>総括安全衛生管理者が行うべき業務と同様</td><td>総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち衛生に係る業務</td><td>① 健康診断の実施、面接指導の実施及びこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること</td><td rowspan="2">① 労働者の危険を防止するの基本となるべく対策に関すること
② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること
③ 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項</td><td rowspan="2">① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること
④ 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">② 作業環境の維持管理に関すること
③ 作業の管理に関すること
④ 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること
⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
⑥ 衛生教育に関すること
⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること</td></tr>
<tr><td>① 大学、高専卒業で、1年以上安全衛生の実務経験を有する者
② 高校卒業で、3年以上安全衛生の実務経験を有する者
③ 5年以上安全衛生の実務経験を有する者
④ 「安全衛生推進者養成講習」を修了した者
⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者</td><td>① 大学、高専卒業で、1年以上衛生の実務経験を有する者
② 高校卒業で、3年以上衛生の実務経験を有する者
③ 5年以上衛生の実務経験を有する者
④ 「安全衛生推進者等養成講習」を修了した者
⑤ 「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者</td><td>医師法による医師であって、以下のいずれかに該当する者
① 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者
② 労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分の合格者
③ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授、常勤講師の経験のある者
④ 産業医として3年以上経験のある者（平成10年9月末時点）</td><td>① 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等から事業者が指名した者
② 安全管理者のうちから事業者が指名した者
③ 安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

①以外の委員のうち半数は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦により指名する必要がある</td><td>① 左と同様
② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
③ 産業医のうちから事業者が指名した者
④ 衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

左と同様</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">氏名を事業場内の見やすい箇所に掲示する等により周知</td><td rowspan="2">労働基準監督署に選任報告を提出</td><td colspan="2">議事録を作成</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全衛生委員会とすることもできる</td></tr>
</table>

業種3	業種1，2以外の業種

業種4	林業、鉱業、建設業、自動車整備業、機械修理業、清掃業 製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業 運送業のうち道路貨物運送業、港湾運送業

職場における熱中症予防対策

1　熱中症の症状と分類

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、表１のような様々な症状が現れます。

表１　これらの症状が現れた場合には、熱中症を発症した可能性があります

重症度		
小	Ⅰ度	**めまい・失神**：「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 **筋肉痛・筋肉の硬直**：筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 **大量の発汗**
↓	Ⅱ度	**頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感**：体がぐったりする、力が入らない、など。従来「熱疲労」と言われた状態です。
大 重症度	Ⅲ度	**意識障害・痙攣・手足の運動障害**：呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、真直ぐに歩けない、など。 **高体温**：体に触れると熱いという感触があります。従来「熱射病」などと言われていたものが相当します。

2　ＷＢＧＴ値（暑さ指数）の活用について

(1)　WBGT値とは（注1）

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、次式により算出されます。

①屋内、屋外で太陽照射のない場合（日かげ）

ＷＢＧＴ値＝0.7×自然湿球温度＋0.3×黒球温度

②屋外で太陽照射のある場合（日なた）

ＷＢＧＴ値＝0.7×自然湿球温度＋0.2×黒球温度＋0.1×乾球温度

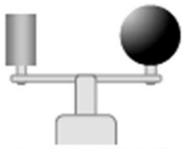

WBGT値測定器（例）

(2)　WBGT基準値に基づく評価について（注2）

作業場所におけるＷＢＧＴ値が、ＷＢＧＴ基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症にかかる可能性が高くなりますので、次のフローチャートに基づいて、対策を講じてください。

まず、ＷＢＧＴ値を作業中に測定するよう努めてください

ＷＢＧＴ値については、表４の「ＷＢＧＴ値と気温・相対湿度の関係」も参考としてください

↓

測定したＷＢＧＴ値を、表２のＷＢＧＴ基準値と比較します

↓

ＷＢＧＴ値がＷＢＧＴ基準値を超える（おそれがある）場合には・・・

冷房などにより、作業場所のＷＢＧＴ値の低減を図ります

身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更します

ＷＢＧＴ基準値より低いＷＢＧＴ値での作業に変更します

↓

それでもＷＢＧＴ基準値を超える（おそれがある）場合には・・・

↓

「熱中症予防対策について」の徹底を図りましょう

(注1) WBGT値の測定方法は、平成17年7月29日付け基安発第0729001号「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」を参照してください。

(注2) WBGT基準値は、既往症がない健康な成年男性を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意する必要があります。

表2・身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値 熱に順化している人（℃）		WBGT基準値 熱に順化していない人（℃）	
0安静	・ 安静	33		32	
1 低代謝率	・ 楽な座位 ・ 軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ・ 手及び腕の作業（小さいベンチツール、点検、組み立てや軽い材料の区分け） ・ 腕と足の作業（普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作） ・ 立位 ・ドリル（小さい部分）　・ フライス盤（小さい部分） ・ コイル巻き　・ 小さい電気子巻き ・ 小さい力の道具の機械 ・ ちょっとした歩き（速さ3．5km/h）	30		29	
2 中程度代謝率	・ 継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土） ・ 腕と脚の作業（トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両） ・ 腕と胴体の作業（空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む） ・ 軽量な荷車や手押し車を押したり引いたりする ・ 3．5～5．5km/hの速さで歩く ・ 鍛造	28		26	
		気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき
3 高代謝率	・ 強度の腕と胴体の作業 ・ 重い材料を運ぶ　・ シャベルを使う ・ 大ハンマー作業　・ のこぎりをひく ・ 草刈り　・ 掘る ・ 硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ・ 5．5～7．5km/hの速さで歩く ・ 重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ・ 鋳物を削る ・ コンクリートブロックを積む	25	26	22	23
4 極高代謝率	・ 最大速度の速さでとても激しい活動 ・ おのを振るう ・ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする ・ 階段を登る、走る、7km/hより速く歩く	23	25	18	20

※ 本表は、日本工業規格Z8504（人間工学―WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価―暑熱環境）附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。

※ 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表3・衣類の組合わせによりWBGT値に加えるべき補正値

下記の衣類を着用して作業を行う場合にあっては、算出されたWBGT値に、各補正値を加えてください。

衣服の種類	作業服（長袖シャツとズボン）	布（織物）製つなぎ服	二層の布（織物）製服	SMSポリプロピレン製つなぎ服	ポリオレフィン布製つなぎ服	限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正値（℃）	0	0	3	0．5	1	11

※ 補正値は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用しないでください。

※ 重ね着の場合に、個々の補正値を加えて全体の補正値とすることはできません。

表4・WBGT値と気温、相対湿度との関係

右図は、気温と湿度から簡単にWBGT値を推定するために作成されたものであり、室内で日射が無い状態（黒球温度が乾球温度と等しい。）とされたものなので、正確なWBGT値と異なる場合もあります。**特に、屋外においては輻射熱が大きいので注意が必要です。**
（「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3から）

危険・厳重警戒などの分類は、日常生活上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要です。

相対湿度（%）

気温（℃）（乾球温度）	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24

WBGT値	注　意	警　戒	厳重警戒	危　険
	25℃未満	25℃～28℃	28℃～31℃	31℃以上

（ここで、28℃～31℃は、28℃以上31℃未満の意味）

（日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3 から）

3　熱中症予防対策について

職場における熱中症を予防するために、次の1～5の熱中症予防対策を講じましょう。（なお、詳細については、平成２１年６月１９日付け基発第０６１９００１号「職場における熱中症の予防について」をご覧ください。）

（１）作業環境管理

①　ＷＢＧＴ値の低減など

● ＷＢＧＴ値が、ＷＢＧＴ基準値を超える（おそれのある）作業場所（→「高温多湿作業場所」といいます。）においては、「熱を遮る遮へい物」、「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」、「通風・冷房の設備」の設置などに努めてください。

※ 通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意してください。

②　休憩場所の整備など

● 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けるよう努めてください。

● 高温多湿作業場所やその近隣に、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めてください。

● 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うよう努めてください。

（２）作業管理

①　作業時間の短縮など

● 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めてください。

②　熱への順化

● 計画的に、熱への順化期間を設けるよう努めてください。

※ 例：作業者が順化していない状態から、７日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くします。（ただし、熱へのばく露を中断すると、４日後には順化の喪失が始まり、３～４週間後には完全に失われます。）

③　水分・塩分の摂取

● 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導してください。

摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ってください。

※ 作業場所のＷＢＧＴ値がＷＢＧＴ基準値を超える場合、少なくとも、0.1～0.2％の食塩水、または、ナトリウム４０～８０ｍｇ/１００ｍｌのスポーツドリンク・経口補水液などを、２０～３０分ごとに、カップ１～２杯程度摂取することが望ましいところです。（ただし、身体作業強度などに応じて、必要な摂取量は異なります。）

④　服装など

● 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させてください。

● 直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット）などを着用させてください。

⑤　作業中の巡視

● 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的な水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認してください。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じてください。

（３）健康管理

①　健康診断結果に基づく対応など

● 健康診断及び異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底してください。

・ 労働安全衛生規則第４３条～第４５条に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全などの、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した、血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査などが含まれています。

・ 労働安全衛生法第６６条の４・第６６条の５に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師などの意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講ずることが義務付けられています。このことに留意の上、これらの徹底を図ってください。

● 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。

・ 事業者は、高温多湿作業場所における、作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項などについて、産業医・主治医などの意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講じてください。

※ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患などがあります。

②　日常の健康管理など

● 睡眠不足、体調不良、前日などの飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒ 日常の健康管理について、指導を行うとともに、必要に応じて、健康相談を行ってください。
● 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
⇒ 熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医などから熱中症を予防するための対応が必要とされた場合、または労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者に申し出るよう指導してください。

③ 労働者の健康状態の確認

● 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認してください。

④ 身体の状況の確認

● 休憩場所などに、体温計や体重計などを備えることで、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状況を確認できるように努めてください。
● **以下は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候です。**
・ 心機能が正常な労働者については、１分間の心拍数が、数分間継続して、１８０から年齢を引いた値を超える場合
・ 作業強度のピークの１分後の心拍数が、１２０を超える場合
・ 休憩中などの体温が、作業開始前の体温に戻らない場合
・ 作業開始前より、１．５％を超えて体重が減少している場合
・ 急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失などの症状が発現した場合 など

（４）労働衛生教育

● 作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行ってください。
（１）熱中症の症状 （２）熱中症の予防方法 （３）緊急時の救急処置 （４）熱中症の事例
なお、（２）の事項には、３の（１）～（４）に示した熱中症予防対策が含まれます。

（５）救急対処

① 緊急連絡網の作成・周知

● あらかじめ、病院・診療所などの所在地や連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知してください。

② 緊急措置

● 具体的な救急処置については、下図「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を、参考にしてください。

図・熱中症の救急措置（現場での応急処置）

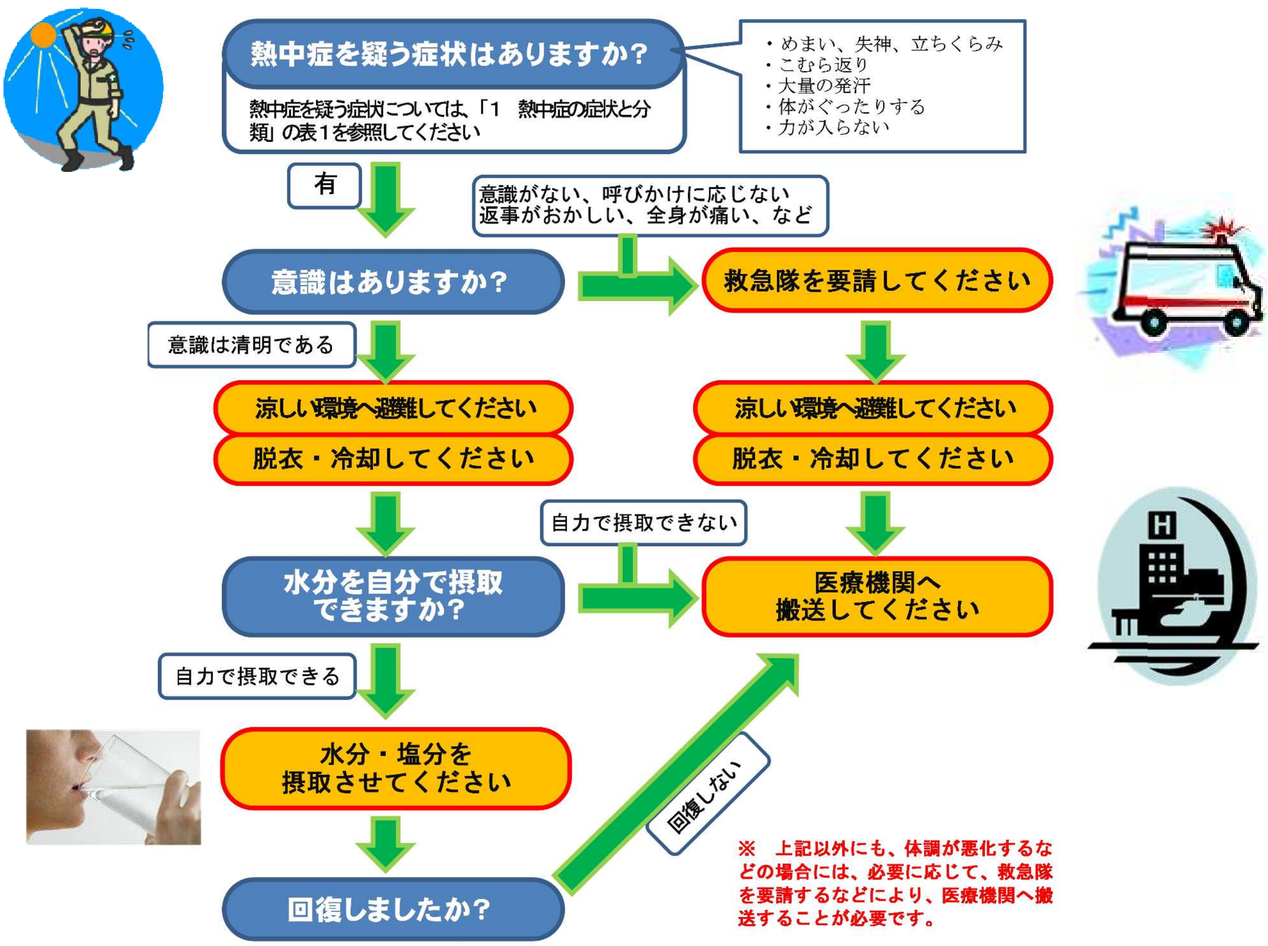

化学物質による健康障害防止対策について

職場で幅広く取り扱われている化学物質は、約６万物質であるといわれていますが、そのうち労働者に健康障害を発生させるおそれのあるものについて、健康障害の程度により労働安全衛生法で、下図のとおり規制されています。

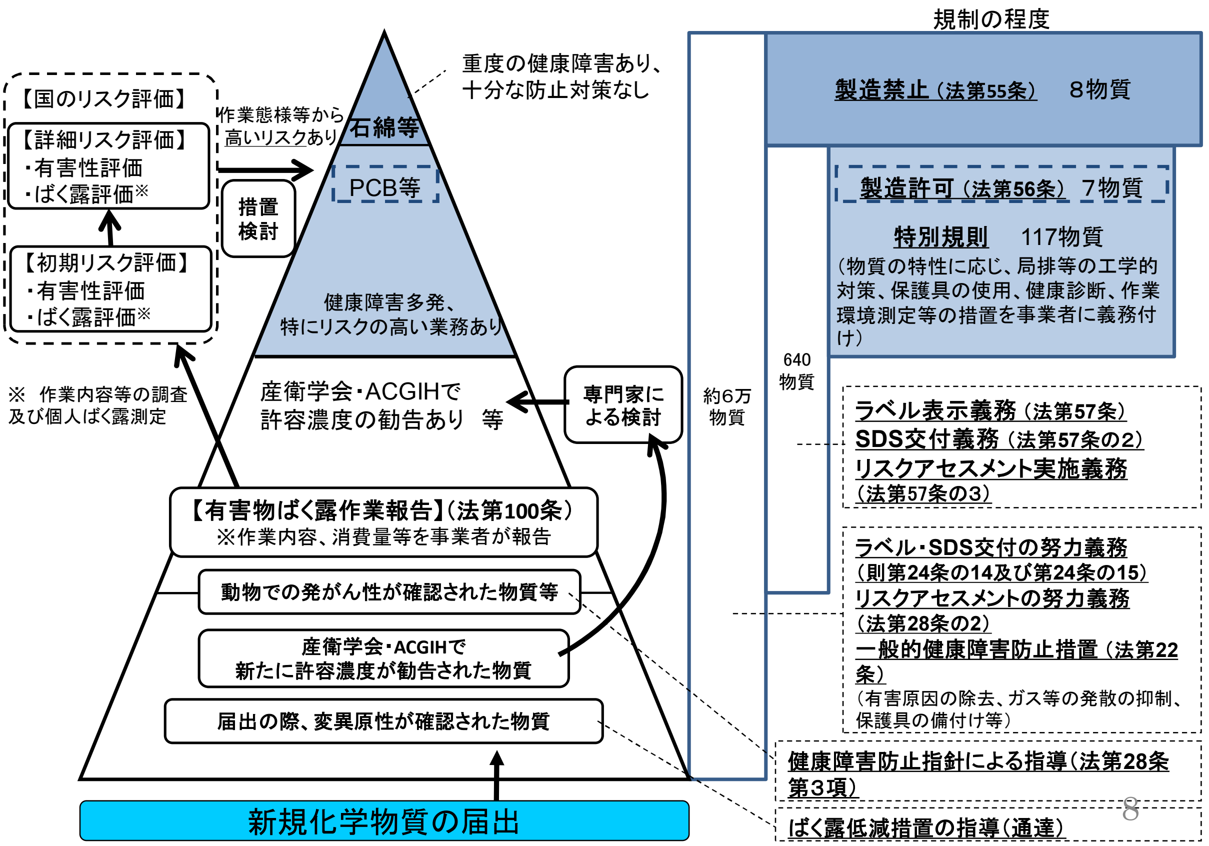

特別規制（厚生労働省令）には次のものがあります

- 有機溶剤中毒予防規則 ・・・・・・・・・・・・ 昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 36 号
- 特定化学物質障害予防規則 ・・・・・・・・・・ 昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 39 号
- 鉛中毒予防規則 ・・・・・・・・・・・・ 昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 123 号
- 四アルキル鉛中毒予防規則 ・・・・・・・・・・ 昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 38 号
- 石綿障害予防規則 ・・・・・・・・・・・・ 平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号

これらの規制では、物質の有害性、取り扱い状況等に応じて密閉設備、局所排気装置等の発散抑制措置等の発生源対策や作業環境測定の実施、作業主任者の選任、保護具の使用、健康診断の実施、有害性の表示等必要な措置についての規定を定め、適切な管理を行うよう求めています。

このほかにも厚生労働省では、人体に対する有害性が確定していないものであっても、重度の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、未然にこれを防止する観点から適切な実施が可能となるよう、必要に応じて法令に基づき健康障害を防止するための指針等を示しています。

また、厚生労働省では、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質について、リスク評価を実施し、必要な規制を実施しています。

このリスク評価を行うに当たり、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、法令に基づいて「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。

これらにより、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）等が改正され平成 25 年 1 月 1 日からは、**インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、エチルベンゼン**が特化則の対象物質となり、**エチレンオキシド**と**酸化プロピレン**が特化則で規制されている燻蒸作業の対象物質となりました。さらに、平成 25 年 10 月 1 日からは、**1,2-ジクロロプロパン**が、平成 26 年 11 月 1 日からは、**ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）、クロロホルムほか 9 物質**が同じく特化則の対象物質となりました。

また、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針」（通称「がん指針」）に平成 25 年 10 月 1 日付けで**N,N-ジメチルアセトアミド**が、平成 26 年 11 月 1 日からは**ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン**が対象物質となり、平成 27 年 6 月現在、当該指針の対象物質は３４種類となっています。

今後も国によるリスク評価等により、必要な規制として法令や指針の改正が行われていくこととなりますが、当面下記の２物質が法令の改正により規制に変更が予定されていますので、今後の改正の動きに御留意願います。

なお、下記の２物質については、平成 27 年 2 月 12 日付け基安発 0212 第 1 号「平成 26 年度リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」において、今後予定している法令改正を待たず、速やかに労働安全衛生法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスク低減に取り組むよう事業者に求めています。

① ナフタレン
② リフラクトリーセラミックファイバー（人造鉱物繊維）

（改正）表示義務対象物の範囲の拡大について

労働安全衛生法第５７条第１項に基づき、譲渡又は提供の際に名称等の表示が義務付けられる対象物（以下「表示対象物」という。）について、労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」（平成２５年１２月２５日）を踏まえ、労働者が化学物質を取り扱うときに必要となる危険性・有害性や取り扱い上の注意事項が確実かつわかりやすい形で伝わるよう、表示義務対象物の範囲を現行の１０４物質から、一定の危険性・有害性が明らかになっている物質（ＳＤＳ（安全データシート）交付義務対象物質（現行６４０物質）まで拡大することとなりました。**施行日：平成２８年６月１日**

表示（ラベル）対象物質の拡大と適用除外（概念図）

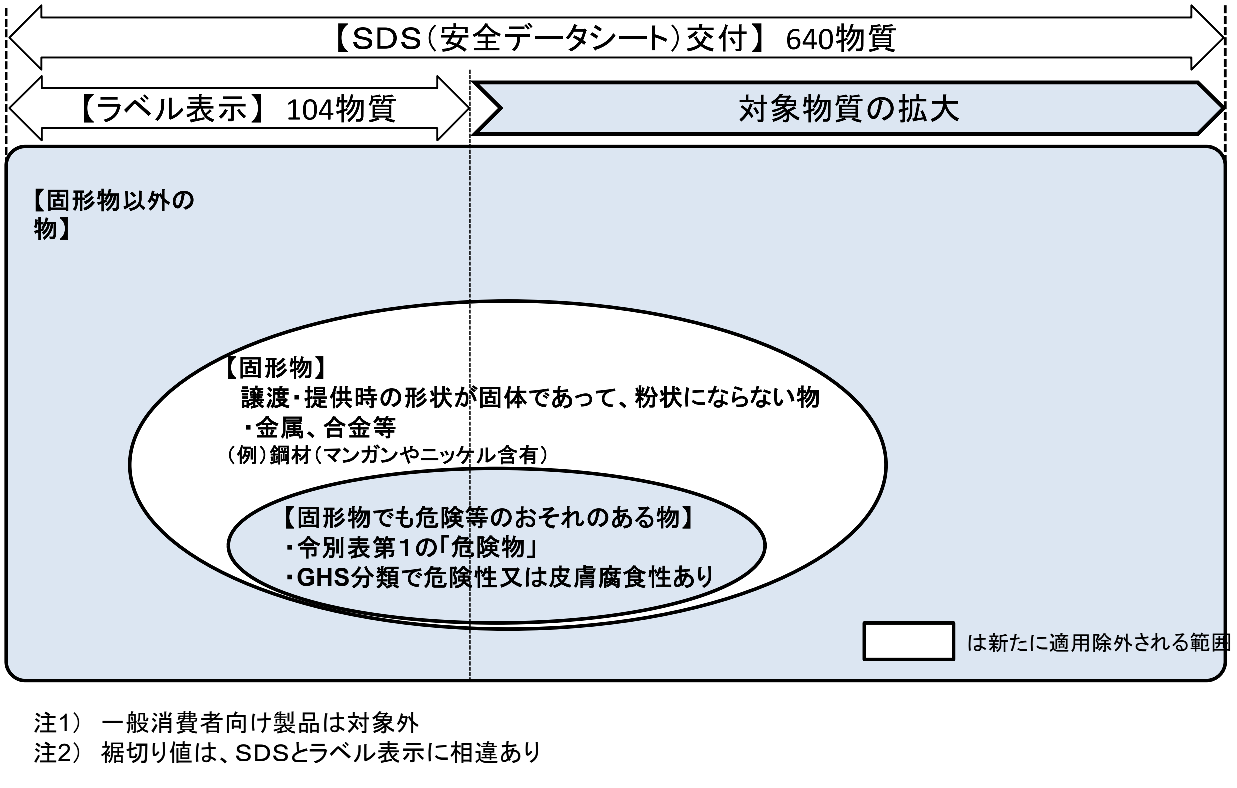

注1） 一般消費者向け製品は対象外
注2） 裾切り値は、SDSとラベル表示に相違あり

表示（ラベル）対象物及び通知（ＳＤＳ）対象物の裾切り値の考え方

新たに表示義務の対象となるもの及び既存の表示対象物及び通知対象物の裾切り値については、改正安全衛生規則別表第２のとおりですが、原則として、以下によることとなっています。

（１）国連勧告のＧＨＳ（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが１％を超える場合は１％とする。これにより、裾切り値は下表のとおりとなる。

（２）複数の有害性区分を有する物質については、（１）により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。

（３）リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

<table>
<tr><th>GHSの有害性クラス</th><th>区分</th><th>表示（ラベル）</th><th>通知（SDS）</th></tr>
<tr><td>急性毒性</td><td>１～５</td><td rowspan="3">１．０</td><td rowspan="3">１．０</td></tr>
<tr><td>皮膚腐食性／刺激性</td><td>１～３</td></tr>
<tr><td>眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性</td><td>１～２</td></tr>
<tr><td>呼吸器感作性（固体／液体）</td><td>1</td><td>１．０</td><td rowspan="2">０．１</td></tr>
<tr><td>呼吸器感作性（気体）</td><td>1</td><td>０．２</td></tr>
<tr><td>皮膚感作性</td><td>1</td><td>１．０</td><td>０．１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生殖細胞変異原性</td><td>1</td><td>０．１</td><td>０．１</td></tr>
<tr><td>2</td><td>１．０</td><td>１．０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発がん性</td><td>1</td><td>０．１</td><td rowspan="2">０．１</td></tr>
<tr><td>2</td><td>１．０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生殖毒性</td><td>1</td><td>０．３</td><td rowspan="2">０．１</td></tr>
<tr><td>2</td><td>１．０</td></tr>
<tr><td>標的臓器毒性（単回ばく露）</td><td>１～２</td><td rowspan="3">１．０</td><td rowspan="3">１．０</td></tr>
<tr><td>標的臓器毒性（反復ばく露）</td><td>１～２</td></tr>
<tr><td>吸引性呼吸器有害性</td><td>１～２</td></tr>
</table>

固形物の適用除外の創設

○　譲渡又は提供の過程（運搬や貯蔵）において固体以外の状態にならず、かつ粉状にならないものについては、次のものを除き譲渡又は提供時に危険又は健康障害が生じるおそれのないものとして、表示義務の対象から除かれます。

①　危険物（令別表第1に掲げる危険物をいう。以下同じ。）

②　危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物

③　酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

（改正）化学物質のリスクアセスメントの実施について

平成26年6月25日公布の労働安全衛生法の一部を改正により、労働安全衛生法第57条の３及び労働安全衛生規則第34条の2の7に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質に係る危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施することが事業者の義務となりました。

また、事業者は、この調査の結果に基づいて、法令の規定による措置を講ずる義務があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

施行日：平成２８年６月１日

改正の概要

（１）調査の実施時期

危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）は、以下の時期に実施する。
イ　調査対象物を新規に採用し、又は変更するとき。
ロ　調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
ハ　イ又はロのほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

（２）調査の実施方法

調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、以下のいずれかの方法又はこれらの方法の併用により行う。
イ　調査対象物が労働者に危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）及び当該危険又は健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法
ロ　労働者が調査対象物にさらされる程度（ばく露濃度等）及び当該調査対象物の有害性の程度（許容濃度等）を考慮する方法
ハ　その他、イ又はロに準じる方法

（３）調査結果の労働者への周知

事業者は、調査の結果やこれに基づき講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容等を、作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等により、労働者に周知しなければならない。

【参考】リスクアセスメントの想定される方法

<table>
<tr><th>実施方法</th><th>危険性</th><th>有害性</th></tr>
<tr><td>イ　調査対象物が労働者に危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）及び当該危険又は健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法</td><td colspan="2">①マトリクス（負傷又は疾病の重篤度と可能性の度合いを横軸と縦軸とした表）を用いた方法⇒　（例１、２）
②数値化による方法⇒　（例３）
③枝分かれ図を用いた方法</td></tr>
<tr><td>ロ　労働者が調査対象物にさらされる程度（ばく露濃度等）及び当該調査対象物の有害性の程度（許容濃度等）を考慮する方法</td><td>－</td><td>①労働者へのばく露濃度を測定し、当該物の許容濃度等と比較する方法
②労働者へのばく露濃度を推定し、当該物の許容濃度等と比較する方法
・化学物質リスク簡易評価法⇒（例４）
・ECETOC TRA （欧州化学物質生態毒性・毒性センターが提供しているリスクアセスメントツール）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ハ　その他、イ又はロに準じる方法</td><td colspan="2">①安衛法令に調査対象物に係る危険又は健康障害を防止するための具体的な措置が規定されている場合において、当該規定を確認する方法</td></tr>
<tr><td>②安衛法令に調査対象物に係る危険を防止するための具体的な措置が規定されていない場合において、ＳＤＳに記載されている危険性の種類（例えば「爆発物」など）を確認し、当該危険性と同種の危険性を有し、かつ、具体的措置が規定されている物に係る当該規定を確認する方法</td><td>－</td></tr>
</table>

（例1 ） 危険物に係るマトリクス方式のリスクアセスメントのイメージ

・重篤度「②後遺障害」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例

		危険の程度（重篤度）			
		死亡	後遺障害	休業	軽症
危険を生ずるおそれの程度（発生可能性）	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

リスク	優先度	
4～5	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。
2～3	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

（例2 ） 有害物のリスクアセスメントのイメージ

※ 有害性：急性中毒（区分２）、取扱量：中量、揮発性：高、全体換気、作業時間：年間200時間の場合

１有害性の程度

・特別規則に規制する物質及び業務か
→yes なら特別規則に基づく措置を確認（RA 終了）
・有害性の程度の確認

有害性の程度	GHS 有害性分類・区分（抜粋例）
A	・発がん性　区分１ ・生殖毒性　区分１、区分２
B	・急性毒性　区分１，区分２ ・発がん性　区分２ ・呼吸器感作性　区分１
C	・急性毒性　区分３ ・皮膚腐食性・刺激性　区分１
D	・急性毒性　区分４
E	・急性毒性　区分５ ・皮膚腐食性・刺激性　区分２、区分３

２さらされる程度（ばく露の評価）

・取扱量等の確認→作業環境レベルの決定
（作業環境レベル）＝（取扱量）＋（揮発性・飛散性）－（換気）
取扱量・・・大量：3、中量：2、少量：1
揮発性・飛散性・・高：3、中：2、小：1
換気・・・密閉：4、局排：3、全体換気：2、換気なし 1
・作業時間の確認→さらされる程度の推定

		作業環境レベル				
		5 以上	4	3	2	1 以下
年間作業時間	400 時間超過	Ⅴ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ
	100～400 時間	Ⅴ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ
	25～100 時間	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ
	10～25 時間	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ
	10 時間未満	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ

３リスクの判定

・有害性の程度、さらされる程度→リスクが決定

		さらされる程度				
		Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
有害性の程度	A	5	5	4	4	3
	B	5	4	4	3	2
	C	4	4	3	3	2
	D	4	3	3	2	2
	E	3	2	2	2	1

２さらされる程度（ばく露の評価）

・一定以上のリスクレベル
→工学的措置を決定
（隔離、密閉、局排等から選択）
・隔離・密閉等（労働者のばく露の可能性なし）を決定・・・ＲＡ終了
・排気装置の設置等を決定→再ＲＡ
・再ＲＡの結果、一定以上のリスクレベル
→保護具の使用を決定・・・ＲＡ終了

（例3 ） 有害物に係る数値化方式のリスクアセスメントのイメージ

・重篤度「②後遺障害」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例

（１）危険の程度（重篤度）

死亡	後遺障害	休業	軽傷
３０点	２０点	７点	２点

（２）危険を生ずるおそれの程度（発生可能性）

極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
２０点	１５点	７点	２点

重篤度２０点＋発生可能性１５点＝３５点

リスク	優先度	
３０点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。
１０～２９点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。
１０点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

（例4 ） 「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）

「化学物質リスク簡易評価法」とは・・・

リスクアセスメント実施のためのツールであり、一定の項目（以下の項目）を入力すると講ずべき措置が示されるもの

（厚生労働省ホームページ内「職場のあんぜんサイト」で公開）

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

項目	入力項目
化学物質名	（SDSを確認して入力。簡易名でも可）
作業内容（選択式）	貯蔵･保管、野積み、粉じん処理、充填及び輸送、移送及び輸送、充填、計量、混合、選別、塗装、洗浄及びメッキ、乾燥、成形、その他
作業者数（選択式）	10人未満、10～49人、50～99人、100人～299人、300人以上
GHS分類区分（選択式）	急性毒性（急性）、急性毒性（経口）、急性毒性（経皮）、急性毒性（吸収：蒸気）、急性毒性（吸収：粉じん、ミスト）、皮膚腐食性･刺激性、眼に対する重篤な損傷性･眼刺激性、呼吸器感作性、皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）、吸引性呼吸器有害性
液体または粉体の別（選択式）	微細な軽い粉体、結晶状･顆粒状、ペレット
沸点（ ℃）	（SDSを確認して入力）
取扱温度（℃）	（事業場ごとに入力）
取扱量単位（選択式）	液体：kℓ単位、ℓ単位、mℓ単位 粉体：トン単位、キログラム単位、グラム単位

出力

講ずべき措置	○他の化学物質への代替化 ○全体換気、局所排気装置の設置等 ○呼吸用保護具の使用

リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援

1. 相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメール等で相談を受付

SDSやラベルの作成、リスクアセスメント（「化学物質リスク簡易評価法」の使い方等）について

※「化学物質リスク簡易評価法」の支援サービス

センターが入力を支援し、評価結果をメール等で通知

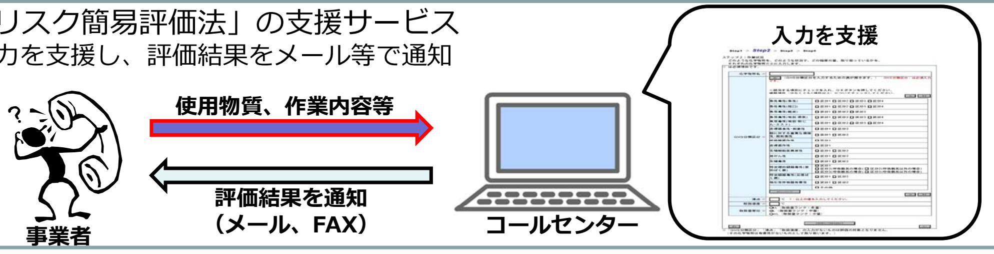

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

相談窓口における相談の結果、事業場の要望に応じて専門家を派遣、リスクアセスメントの実施を支援

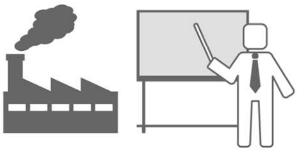

3. 好事例集の作成・公表

訪問指導を通じて改善された事案を好事例としてとりまとめて、事業者がリスクアセスメントを実施するための参考資料として公表

上記１、２の事業

【事務局】テクノヒル株式会社　化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛎殻町　2-5-3　サンホリベビル４Ｆ

TEL：**050-5577-4862**／03-6231-0133／03-6231-0851

FAX：03-5642-6145

E-mail： chemical@technohill.co.jp

URL： http//www.technohill.co.jp/

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

ご相談受付時間
平日　10：00～17：00（12：00～13：00 を除く）
お電話でのご相談（無料）はこちらまで
０５０－５５７７－４８６２
03-6231-0133／03-6231-0851
メールでのご相談（無料）はこちらまで
chemical@technohill.co.jp

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」事業場訪問支援

- 中小企業の事業場を対象に専門家が訪問します（無料）
- 化学物質のリスクアセスメントの仕方を説明します
- 化学物質や化学品の危険性や有害性を調べる方法をご紹介します
- GHS ラベルや SDS の読み方をお教えします
- リスクアセスメント結果の内容を説明します
- リスクを低減するための対策をアドバイスいたします

化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について

化学物質等が入った溶液が飛び散るなどして労働者の眼に入ったり、皮膚に付着したりすることで発生した眼や皮膚への障害は、化学物質等による職業性疾病の中で高い割合を占めています。

化学物質等を容器に密閉したまま取り扱う等、ばく露のおそれがない作業を別として、化学物質等を取り扱う作業では、化学物質等による眼・皮膚障害を起こさないために、適切な保護具の使用等を徹底することが重要です。

配管の点検や容器の開閉などの短時間作業であっても、化学物質等を取り扱う作業を行う場合には、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等の保護具を使用するようにしてください。

化学物質等による眼・皮膚疾患の発生を防ぐには

１　安全データシート（ＳＤＳ）等による確認

皮膚や眼への障害を起こすおそれのある化学物質は多くのものがあります。取り扱う化学物質等の性状や取扱方法等を安全データシート（ＳＤＳ）等により確認してください。

２　保護具

化学物質等に対する保護具には、化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、保護眼鏡等の保護具があります。これらの保護具の規格として、下表のものがあります。

保護具	規　格
化学防護服	JIS T 8115
化学防護手袋	JIS T 8116
化学防護長靴	JIS T 8117
保護眼鏡	JIS T 8147

(1)　適切な保護具の選定

化学物質等から皮膚や眼を守るためには、取り扱う化学物質の性状、作業の内容等に応じて、適切な保護具を選定してください。通常は、眼や皮膚に対する化学物質等の思わぬ飛散等に備え、保護眼鏡、化学防護手袋及び作業衣の着用が必要と考えられますが、作業の内容、作業場所の状況等によっては、化学防護長靴も必要となります。化学防護服は、他の措置を講じてもなお皮膚障害等の危険が大きい特殊な作業の場合等に必要となります。

(2)　防護具の適切な管理

適切な保護具を選定しても、破損していたり、他の化学物質が付着したままになっていたりする保護具では十分な役割を果たせません。破損等のない適切な保護具を使用できるよう、使用前・使用後の保護具の点検及び日常の保守管理を適切に行ってください。

３　事業者が講ずる措置

(1)　作業規定について

適切な保護具の使用等を徹底するために、作業規定等に保護具の使用等を明記してください。

(2)　安全衛生教育について

雇入れ時等の教育に加えて、あらゆる機会を捉えて労働者に対して安全衛生教育を実施してください。

(3)　使用状況の確認について

労働者の保護具の使用状況を確認してください。

(4)　健康診断について

特殊健康診断を受診している労働者以外は、定期健康診断の際に「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」にあわせて眼又は皮膚の障害の有無を確認してください。そのために事業者は、当該健康診断を行う医師に対し、下記の事項について安全データシート（ＳＤＳ）等を用いて必要な情報を提供することが望まれます。

ア　当該労働者がばく露するおそれのある化学物質等の名称及びその有害性

イ　ばく露することによって生じる症状・障害等に関する情報

女性労働者の就業を禁止する業務の範囲の拡大について

平成２４年１０月１日から（エチルベンゼンは平成 25 年 1 月 1 日）、女性労働基準規則の改正により（改正女性則）、妊娠や出産・授乳機能に影響のある 26 の化学物質を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止されています。

女性労働者の就業を禁止する業務

●労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第 3 管理区分（下記参照）」となった屋内作業場での全ての業務

●タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの

労働安全衛生法令と改正女性則の関係（概要）

労働安全衛生法令による規制

改正女性則による規制

屋内作業場

↓

作業環境測定（注1）

(注1) 作業環境測定は、作業環境測定機関（作業環境測定士）が実施する必要があります。

(注2) 管理濃度とは、有害物質を取り扱う作業場の空気環境の状態が良好かどうかを判断する指標として、物質ごとに定められている濃度のことです。

- **第１管理区分**
  作業場所のほとんど（95%以上）で、気中の有害物質の濃度が、管理濃度（注 2）を超えない状態 → 女性労働者就業可能 ○
- **第２管理区分**
  作業場所の気中の有害物質の濃度が、管理濃度を超えない状態 → 労働安全衛生法令により、作業環境を改善するために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。 → 女性労働者就業可能 ○
- **第３管理区分**
  作業場所の気中の有害物質の濃度の平均が、管理濃度を超える状態 → 労働安全衛生法令により、直ちに作業環境を改善するために必要な措置を講じなければなりません。 → 管理濃度以下に改善 → 女性労働者就業可能 ○
  第３管理区分 → 女性労働者就業禁止 ×

屋内作業場 局所排気装置等のない作業場所で、呼吸用保護具の使用が義務づけられている業務。 → 女性労働者就業禁止 ×

屋内作業場 → 女性労働者就業可能 ○

改正女性則による就業制限対象物質

以下の 26 の物質が規制の対象となります。これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「特定化学物質障害予防規則（特化則）」「有機溶剤中毒予防規則（有機則）」「鉛中毒予防規則（ 鉛則）」の適用を受けます。事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法令に基づき、局所排気装置等による発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、健康診断などを実施してください。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けるも	
1	塩化ビフェニル（PCB）
2	アクリルアミド
3	エチルベンゼン
4	エチレンイミン
5	エチレンオキシド
6	カドミウム化合物
7	クロム酸塩
8	五酸化バナジウム
9	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）
10	塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状のものに限る）
11	砒素化合物（アルシンと砒化ガリウムを除く）
12	ベータープロピオラクトン
13	ペンタクロルフェノール（PCP）及びそのナトリウム塩
14	マンガン (注) マンガン化合物は対象になりません。

鉛中毒予防規則の適用を受けるもの	
15	鉛及びその化合物
有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの	
16	エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ）
17	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)
18	エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）
19	キシレン
20	N、N-ジメチルホルムアミド
21	スチレン
22	テトラクロルエチレン（パークロルエチレン）
23	トリクロルエチレン
24	トルエン
25	二硫化炭素
26	メタノール

注意

女性労働者が就業可能な作業環境であるにもかかわらず、そこで仕事をさせないことは、女性の就業の場を必要以上に狭めることとなります。事業主は、このようなことがないようにしなければなりません。

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表（その1）

区分　第1類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高いもの。
第2類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、第1類物質に該当しないもの。（オーラミン等：尿路系器官にがん等の腫瘍を発生するおそれのある物質。　特定第2類物質：特に漏洩に留意すべき物質。特別有機溶剤等：有機則との関連があるもの。　管理第2類物質：それ以外の物質。）
第3類物質：大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質。　第3類物質等：特定化学設備に該当する物質。
特別管理物質：がん原性物質又はその疑いのある物質

令区分	物質名	区分 禁止物質	特定化学物質 第1類物質	第2類物質 特定第2類物質	第2類物質 オーラミン等	第2類物質 管理第2類物質	第2類物質 特別有機溶剤等	第3類物質	第3類物質等	特別管理物質	労働安全衛生法 55 製造等の禁止	56 製造の許可	57 表示	59 雇入れ時の教育	67 健康管理手帳 対象	67 健康管理手帳 要件	特定化学物質障害予防規則 3 第1類物質の取扱い設備	4 特定第2類物質等の製造等に係る設備 密閉式	4 局排	4 プッシュプル	5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備 密閉式	5 局排	5 プッシュプル	7 局排の性能	9〜12 用後処理装置の設備 除じん	9〜12 排ガス	9〜12 排液	9〜12 残さい物処理	12の2 ぼろ等の処理	第4章 漏えいの防止	24 立入り禁止の措置	27 作業主任者の選任	36 作業環境測定 実施	36 記録の保存	36の2 作業環境測定の結果の評価 実施	36の2 記録の保存	36の2 管理濃度	37 休憩室	38 洗浄設備	38の2 飲食等の禁止	38の3 掲示	38の4 作業記録	第5章の2 特別規定	39・40 健康診断 雇入れ、定期	39・40 配転後	39・40 記録の保存	42 緊急診断	53 記録の報告
1	黄りんマッチ	○									○																																					
2	ベンジジン及びその塩	○									○				○	3ケ月																												○	○	5		
3	四-アミノジフェニル及びその塩	○									○																																	○		5		
4	石綿	○									○				○	注6	石綿障害予防規則の規制による																															
5	四-ニトロジフェニル及びその塩	○									○																																	○		5		
6	ビス（クロロメチル）エーテル	○									○				○	3ケ月																												○	○	5		
7	ベータ-ナフチルアミン及びその塩	○									○				○	3ケ月																												○	○	5		
8	ベンゼンゴムのり	○									○																																					
1	ジクロルベンジジン及びその塩		○							○		○	○	○			○							制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩		○							○		○	○	○			○							制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
3	塩素化ビフェニル（PCB）		○									○	○	○			○							0.01mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.01mg/m^3	○	○	○			○	○		5	○	
4	オルト-トリジン及びその塩		○							○		○	○	○			○							制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
5	ジアニシジン及びその塩		○							○		○	○	○			○							制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
6	ベリリウム及びその化合物		○							○		○	○	○	○	注4	○							0.001mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.001mg/m^3	○	○	○	○	○		○※	○	30	○	○
7	ベンゾトリクロイド		○							○		○	○	○	○	3年	○							0.05cm^3	○				○		○	○	○	30	○	30	0.05ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
1	アクリルアミド			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	0.3mg	○				○	○	○	○	○	3	○	3	0.1mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
2	アクリロニトリル			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	2cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	2ppm	○	○	○				○		5	○	
3	アルキル水銀化合物					○							○	○							○	○	○	0.01mg			○	○	○		○	○	○	3	○	3	0.01mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
3の2	インジウム化合物					○				○			○	○							○	○	○	制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
3の3	エチルベンゼン						○			○			○	○			有機則の準用												○		○	○有	○	30	○	30	20ppm	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用														○	○有	有○	3	有○	3	20ppm							有○		5	○	
4	エチレンイミン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.05cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	0.05ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
5	エチレンオキシド			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	1.8mg又は1cm3					○	○	○	○	○	30	○	30	1ppm	○	○	○	○	○	○	注7		5	○	○
6	塩化ビニル			○					○	○			○	○	○	4年		○	△	△	○	○	○	2cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	2ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
7	塩素			○					○					○				○	△	△	○	○	○	0.5cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	0.5ppm	○	○	○				○		5	○	
8	オーラミン				○					○			○	○				○	△	△				制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
9	オルト-フタロジニトリル					○							○	○							○	○	○	0.01mg	○				○		○	○	○	3			0.01mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
10	カドミウム及びその化合物					○							○	○							○	○	○	0.05mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.05mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
11	クロム酸及びその塩					○				○			○	○	○	4年					○	○	○	0.05mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.05mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
11の2	クロロホルム						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	3ppm				○	○	○	○		30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															有○	有○	3	有○	3	3ppm							有○		5	○	
12	クロロメチルメチルエーテル			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	制					○	○	○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
13	五酸化バナジウム					○							○	○							○	○	○	0.03mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.03mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
13の2	コバルト及びその無機化合物					○				○			○	○							○	○	○	0.02mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.02mg/m^3	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
14	コールタール					○				○			○	○	○	5年					○	○	○	0.2mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.2mg/m^{3}可溶成分として	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
15	酸化プロピレン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	2cm^3	○				○	○	○	○	○	30	○	30	2ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
16	シアン化カリウム					○							○	○							○	○	○	3mg	○		○		○		○	○	○	3	○	3	3mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
17	シアン化水素			○					○					○				○	△	△	○	○	○	3cm^3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○	3	3ppm	○	○	○			○	○		5	○	
18	シアン化ナトリウム					○							○	○							○	○	○	3mg	○	○	○	○	○		○	○	○	3	○	3	3mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
18の2	四塩化炭素						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	5ppm				○	○	○	○		30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															○有	有○	3	有○	3	5ppm							有○		5	○	

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表（その2）

令区分	法令／規制内容／物質名	区分 禁止物質	特定化学物質 第1類物質	第2類物質 特定第2類物質	第2類物質 オーラミン等	第2類物質 管理第2類物質	特別有機溶剤等	第3類物質	第3類物質等	特別管理物質	労働安全衛生法 55 製造等の禁止	56 製造の許可	57 表示	59 雇入れ時の教育	67 健康管理手帳 対象	67 健康管理手帳 要件	特定化学物質障害予防規則 3 第1類物質の取扱い設備	4 特定第2類物質等の製造等に係る設備 密閉式	4 局排	4 プッシュプル	5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備 密閉式	5 局排	5 プッシュプル	7 局排の性能	9～12 用後処理装置の設備 除じん	9～12 排ガス	9～12 排液	9～12 残さい物処理	12の2 ぼろ等の処理	第4章 漏えいの防止	24 立入り禁止の措置	27 作業主任者の選任	36 作業環境測定 実施	36 作業環境測定 記録の保存	36の2 作業環境測定の結果の評価 実施	36の2 記録の保存	36の2 管理濃度	37 休憩室	38 洗浄設備	38の2 飲食等の禁止	38の3 掲示	38の4 作業記録	第5章の2 特別規定	39・40 健康診断 雇入れ、定期	39・40 配転後	39・40 記録の保存	42 緊急診断	53 記録の報告
18の3	1，4－ジオキサン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	10ppm				○	○	○	○		30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															○有	有○	3	有○	3	10ppm							有○		5	○	
18の4	1,2−ジクロロエタン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	10ppm				○	○	○	○		30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															○有	有○	3	有○	3	10ppm							有○		5	○	
19	3･3'-ジクロロ-4･4'-ジアミノジフェニルメタン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	30	0.005mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
19の2	1,2−ジクロロプロパン						○			○			○	○	○	3年	有機則の準用												○		○	○有	○	30	○	30	1ppm	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															○有	有○	3	有○	3	1ppm							有○		5	○	
19の3	ジクロロメタン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	50ppm				○	○	○	○	○△	30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															○有	有○	3	有○	3	50ppm							有○		5	○	
19の4	ジメチル−2,2−ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.1mg					○	○	○	○	○	30	○	30	0.1mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
19の5	1･1-ジメチルヒドラジン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.01cm^3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	30	0.01ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
20	臭化メチル			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	1cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	1ppm	○	○	○			○	○		5	○	
21	重クロム酸及びその塩					○				○			○	○	○	4年					○	○	○	0.05mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.05mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
22	水銀及びその無機化合物					○							○	○							○	○	○	0.025mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.025mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
22の2	スチレン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	20ppm				○	○	○	○		30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															○有	有○	3	有○	3	20ppm							有○		5	○	
22の3	1，1，2，2－テトラクロロエタン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	1ppm				○	○	○	○		30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															○有	有○	3	有○	3	1ppm							有○		5	○	
22の4	テトラクロロエチレン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	50ppm				○	○	○	○		30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															○有	有○	3	有○	3	50ppm							有○		5	○	
22の5	トリクロロエチレン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	10ppm				○	○	○	○		30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															○有	有○	3	有○	3	10ppm							有○		5	○	
23	トリレンジイソシアネート			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	0.005cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	0.005ppm	○	○	○				○		5	○	
23の2	ニッケル化合物					○				○			○	○							○	○	○	0.1mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.1mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
24	ニッケルカルボニル			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.007mg又は0.001cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	0.001ppm	○	○	○	○	○		○※	○	30	○	○
25	ニトログリコール					○								○							○	○	○	0.05cm^3					○		○	○	○	3	○	3	0.05ppm	○	○	○			○	○		5	○	
26	パラ−ジメチルアミノアゾベンゼン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	制	○				○	○	○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
27	パラ−ニトロクロルベンゼン			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	0.6mg	○				○	○	○	○	○	3	○	3	0.6mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
27の2	砒素及びその化合物					○				○			○	○	○	5年					○	○	○	0.003mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.003mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
28	弗化水素			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	0.5cm^3		○			○	○	○	○	○	3	○	3	0.5ppm	○	○	○				○		5	○	
29	ベータ-プロピオラクトン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	制					○	○	○	○	○	30	○	30	0.5ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
30	ベンゼン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	1cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	1ppm	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
31	ペンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩					○							○	○							○	○	○	0.5mg	○		○		○		○	○	○	3	○	3	0.5mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
31の2	ホルムアルデヒド			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.1cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	0.1ppm	○	○	○	○	○	○	注7		5	○	○
32	マゼンタ				○					○			○	○				○	△	△				制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
33	マンガン及びその化合物					○								○							○	○	○	0.2mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.2mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
33の2	メチルイソブチルケトン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	20ppm				○	○	○	○		30	○	○
	同上1%以下、有機溶剤との合計5%超						○						○	○			有機則の準用															○有	有○	3	有○	3	20ppm							有○		5	○	
34	沃化メチル			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	2cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	2ppm	○	○	○				○		5	○	
35	硫化水素			○					○					○				○	△	△	○	○	○	1cm^3		○			○	○	○	○	○	3	○	3	1ppm	○	○	○				○		5	○	
36	硫酸ジメチル			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	0.1cm^3		○			○	○	○	○	○	3	○	3	0.1ppm	○	○	○				○		5	○	
1	アンモニア							○	○					○															○	○	○	○															○	
2	一酸化炭素							○	○					○															○	○	○	○															○	
3	塩化水素							○	○					○												○			○	○	○	○															○	

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表（その3）

令区分	物質名	禁止物質	特定化学物質 第1類物質	特定化学物質 第2類物質 特定第2類物質	特定化学物質 第2類物質 オーラミン等	特定化学物質 第2類物質 管理第2類物質	特定化学物質 第2類物質 特別有機溶剤等	特定化学物質 第3類物質	第3類物質等	特別管理物質	労働安全衛生法 55 製造等の禁止	56 製造の許可	57 表示	59 雇入れ時の教育	67 健康管理手帳 対象	67 健康管理手帳 要件	特定化学物質障害予防規則 3 第1類物質の取扱い設備	4 特定第2類物質等の製造等に係る設備 密閉式	4 局排	4 プッシュプル	5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備 密閉式	5 局排	5 プッシュプル	7 局排の性能	9〜12 用後処理装置の設備 除じん	排ガス	排液	残さい物処理	12の2 ぼろ等の処理	第4章 漏えいの防止	24 立入り禁止の措置	27 作業主任者の選任	36 作業環境測定 実施	36 記録の保存	36の2 作業環境測定の結果の評価 実施	36の2 記録の保存	管理濃度	37 休憩室	38 洗浄設備	38の2 飲食等の禁止	38の3 掲示	38の4 作業記録	第5章の2 特別規定	39・40 健康診断 雇入れ、定期	配転後	記録の保存	42 緊急診断	53 記録の報告
4	硝酸							○	○					○													○		○	○	○	○															○	
5	二酸化硫黄							○	○					○															○	○	○	○															○	
6	フェノール							○	○				○	○															○	○	○	○															○	
7	ホスゲン							○	○					○															○	○	○	○															○	
8	硫酸							○	○					○													○		○	○	○	○															○	
その他	アクロレイン													○												○																						
その他	硫化ナトリウム											○	○													○																					
その他	1・3-ブタジエン											○	○							◆	◆	◆	制																	◆	◆	◆					◆
その他	1・4-ジクロロ-2-ブテン											○	○							◆	◆	◆	$0.005cm^3$																	◆	◆	◆					◆
その他	硫酸ジエチル												○							◆	◆	◆	制																	◆	◆	◆					◆
その他	1・3-プロパンスルトン											○	○				◆											◆	一部◆											◆	◆	◆					◆

本表及び下記注では特定化学物質予防規則→特化則、有機溶剤中毒予防規則→有機則と略記しています。

注 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数値は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。

2 「局排の性能」の欄中、数値は「厚生労働大臣が定める値」（空気$1m^3$当たりに占める重量、容積）を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は制御風速0.5m/sec、粒子状の物質は1.0m/secである。

3 「作業環境測定」及び「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。

4 両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影があること。

5 定期健康診断の〇印は6月以内ごとに1回行う。ただし注6は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。

6 ①両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること（これについては、石綿を製造し、又は取り扱う業務以外のの周辺業務の場合も含む。）②石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の貼り付け、補修、除去の作業、石綿等の吹き付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業に1年以上従事した経験を有し、かつ初めて石綿等の粉じんにばく露した日から10年以上経験していること。③石綿等を取り扱う作業（②の作業を除く）に10年以上従事した経験を有していること、等のいずれかに該当すること。

7 のエチレンオキシド、ホルムアルデヒドについては、特化則健康診断はないが、安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。

8 ◆は該当条文と同様の内容を特別規定（特化則第38条17～第38条の19）で定めていることを示す。

9 △：特定化学物質障害予防規則第4条では、該当物質を製造する設備は密閉式の構造とし、労働者に取り扱わせる場合は遠隔室での遠隔操作としなければならないとなっているが、製造する該当物質を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業において前述の措置が困難で、該当物質が労働者の身体に直接接触しない方法により行う場合に限っての措置。

10 エチルベンゼンの特化則の適用は塗装業務に限定される。

11 1,2−ジクロロプロパンの特化則の適用は屋内作業場等洗浄・払拭業務に限定される。

12 特別有機溶剤等でエチルベンゼン、1,2−ジクロロプロパン以外のクロロホルムほか9物質であるクロロホルム・四塩化炭素・1,4－ジオキサン・1,2－ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2－テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトンについての特化側の適用は屋内作業場等において行う有機溶剤業務に限定される。

13 作業主任者の選任にある「〇有」は有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任する必要があることの意味です。

14 作業環境測定、作業環境測定の結果の評価、健康診断の欄にある「有〇」は有機則の準用規定によることを示している。

15 特別有機溶剤等について、単品の含有量が1%を超えるもので、有機溶剤とあわせて5%を超えるものは、「作業環境測定」、「作業環境測定の結果の評価」、「管理濃度」について、下段の有機則準用の規定による措置もあわせて適用があります。ただし、有機溶剤のみで5%を超えるものは、特化則と有機則の両方が適用となる。

16 特別有機溶剤等又は、有機溶剤の含有量が5%を超えるものは、特別有機溶剤を含む混合有機溶剤について測定評価（管理区分決定）を行います。

17 ジクロロメタンの配転後の健康診断（〇△）は有機溶剤業務のうち洗浄・払拭業務に限る。

有機溶剤を正しく使いましょう

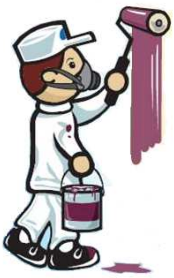

使用する有機溶剤等の危険有害性の確認

- 作業主任者の選任
- 蒸気の発散源対策
- 作業環境測定
- 特殊健康診断

有機溶剤とは

有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されています。

有機溶剤は常温では液体ですが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収されます。

規制の対象となる有機溶剤

有機溶剤中毒予防規則（有機則）の対象となる有機溶剤は次ページの44種類です。

有機溶剤等とは、有機溶剤または有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤の含有率が５％（重量パーセント）を超えるもの）をいいます。

有機溶剤業務とは

イ　有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

ロ　染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務

ハ　有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務

ニ　有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

ホ　有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

ヘ　接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務

ト　接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務

チ　有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払しょくの業務

リ　有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

ヌ　有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務

ル　有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務

ヲ　有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

屋内作業場等とは

- 屋内作業場
- 船舶の内部
- 車両の内部
- タンク等の内部
  - 地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場
  - 船倉の内部その他通風が不十分な船舶の内部
  - 保冷貨車の内部その他通風が不十分な車両の内部
  - タンクの内部
  - ピットの内部
  - 坑の内部
  - ずい道の内部
  - 暗きょ又はマンホールの内部
  - 箱桁の内部
  - ダクトの内部
  - 水管の内部
  - そのほか通風が不十分な場所（航空機、コンテナー、蒸気管、煙道、ダム、船体ブロックの各内部等）

有機溶剤の種類と区分

有機溶剤中毒予防規則の対象となる有機溶剤は下記の44種類です

	物　　質　　名	CASNo.	沸点	参考 IARC	がん原性指針
第1種	1,2-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）	540-59-0	60℃		
	二硫化炭素	75-15-0	46℃		
第2種有機溶剤	アセトン	67-64-1	56℃		
	イソブチルアルコール	78-83-1	108℃		
	イソプロピルアルコール	67-63-0	83℃	3	
	イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	123-51-3	132℃		
	エチルエーテル	60-29-7	35℃		
	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	110-80-5	135℃		
	ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉｴﾁﾙｴｰﾃﾙｱｾﾃｰﾄ（別名セロソルブアセテート）	111-15-9	156℃		
	ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉ-ﾉﾙﾏﾙ-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ（別名ブチルセロソルブ）	111-76-2	171℃	3	
	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	109-86-4	125℃		
	オルト-ジクロルベンゼン	95-50-1	180℃	3	
	キシレン	1330-20-7	138℃	3	
	クレゾール	1319-77-3	191℃		
	クロルベンゼン	108-90-7	132℃		
	酢酸イソブチル	110-19-0	118℃		
	酢酸イソプロピル	108-21-4	89℃		
	酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）	123-92-2	142℃		
	酢酸エチル	141-78-6	77℃		
	酢酸ノルマル-ブチル	123-86-4	126℃		
	酢酸ノルマル-プロピル	109-60-4	102℃		
	酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）	628-63-7	149℃		
	酢酸メチル	79-20-9	57℃		
	シクロヘキサノール	108-93-0	161℃		
	シクロヘキサノン	108-94-1	156℃	3	
	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	153℃	3	○
	テトラヒドロフラン	109-99-9	66℃		
	1,1,1-トリクロルエタン	71-55-6	74℃	3	○
	トルエン	108-88-3	111℃	3	
	ノルマルヘキサン	110-54-3	69℃		
	1-ブタノール	71-36-3	117℃		
	2-ブタノール	78-92-2	100℃		
	メタノール	67-56-1	65℃		
	メチルエチルケトン	78-93-3	80℃		
	メチルシクロヘキサノール	25639-42-3	174℃		
	メチルシクロヘキサノン	1331-22-2	163℃		
	メチル-ノルマル-ブチルケトン	591-78-6	126℃		
第3種有機溶剤	ガソリン		38～204℃	2B	
	コールタールナフサ（ｿﾙﾍﾞﾝﾄﾅﾌｻを含む。）		120～200℃		
	石油エーテル		35～60℃		
	石油ナフサ		30～170℃		
	石油ベンジン		50～90℃		
	テレビン油		149℃		
	ミネラルスピリット（ﾐﾈﾗﾙｼﾝﾅｰ、ﾍﾟﾄﾛﾘｳﾑｽﾋﾟﾘｯﾄ、ﾎﾜｲﾄｽﾋﾟﾘｯﾄ及びﾐﾈﾗﾙﾀｰﾍﾟﾝを含む。）		130～200℃		

注：左記有機溶剤が5%を超えて含有されている物質も該当します。有機溶剤かどうかわからない場合は、その製品に添付されるSDS（安全データシート）等により確認することが必要です。

注：IARC（国際がん研究機関）の発がん性分類１：ヒトに対して発がん性がある。2A:ヒトに対しておそらく発がん性がある。2B：ヒトに対する発がん性が疑われる。３　：ヒトに対する発がん性が分類できない。

注：物質名中、「クロル」は「クロロ」と表記されることもあります。

譲渡提供するとき

容器・包装への表示

第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を一定*1以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて他の事業者へ譲渡、提供する場合は、容器・包装に下の事項の表示が必要です。注）主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

*1　ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉｴﾁﾙｴｰﾃﾙ、ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉｴﾁﾙｴｰﾃﾙｱｾﾃｰﾄ、ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉ-ﾉﾙﾏﾙ-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ、ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉﾒﾁﾙｴｰﾃﾙ、キシレン、N,N-ｼﾞﾒﾁﾙﾎﾙﾑｱﾐﾄﾞ、トルエン、二硫化炭素、ﾒﾀﾉｰﾙについては、0.3%以上　その他の有機溶剤については、1%以上

文　書　の　交　付　等

有機溶剤を一定*2 以上含有する製剤その他の物を他の事業者へ譲渡、提供　する場合は、安全データシート(SDS)の交付等により右の事項の通知が必要です。

注）主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

*2 ｵﾙﾄ-ｼﾞｸﾛﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｸﾚｿﾞｰﾙ、酢酸ｲｿﾌﾞﾁﾙ、酢酸ｲｿﾌﾟﾛﾋﾟﾙ、酢酸ｴﾁﾙ、酢酸ﾉﾙﾏﾙ-ﾌﾞﾁﾙ、酢酸ﾉﾙﾏﾙ-ﾌﾟﾛﾋﾟﾙ、酢酸ﾒﾁﾙ、ﾃﾄﾗﾋﾄﾞﾛﾌﾗﾝ、ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ、ﾒﾁﾙｼｸﾛﾍｷｻﾉｰﾙ、ﾒﾁﾙｼｸﾛﾍｷｻﾉﾝ、ﾒﾁﾙ-ﾉﾙﾏﾙ-ﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ、ｺｰﾙﾀｰﾙﾅﾌｻ、石油ｴｰﾃﾙ、石油ﾅﾌｻ、石油ﾍﾞﾝｼﾞﾝ、ﾐﾈﾗﾙｽﾋﾟﾘｯﾄについては、1%以上その他の有機溶剤については、0.1%以上

①名称、②成分及びその含有量、③物理的及び化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵又は取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、⑦通知者の名称、住所、電話番号、⑧危険性又は有害性の要約、⑨安定性及び反応性、⑩適用される法令、⑪その他参考となる事項

作業主任者の選任

屋内作業場等において、有機溶剤業務を行うときは、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です。

注）試験研究の業務を除く

〇作業主任者の職務
① 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置を１月以内ごとに点検すること。
③ 保護具の使用状況を監視すること。
④ タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。

有機溶剤蒸気の発散減対策

有機溶剤の発散減対策を確認してみましょう

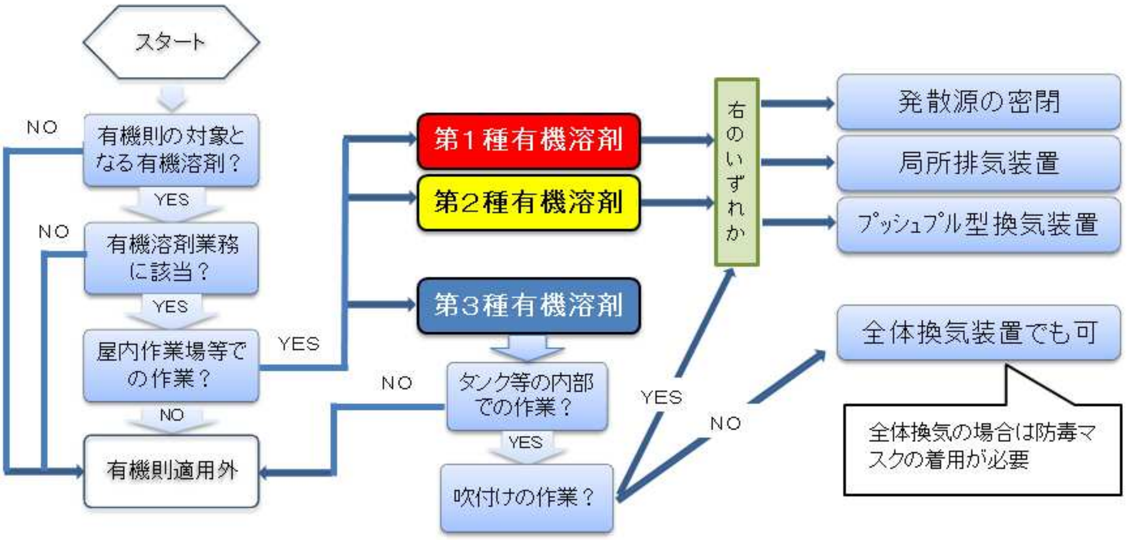

屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、その作業場所に有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を設けなければなりません。

有機則適用外であっても、作業の内容、使用する溶剤の有害性の程度に応じて、換気装置の設置、保護具の使用など労働者の健康障害を予防するための措置を講じるよう努めましょう。

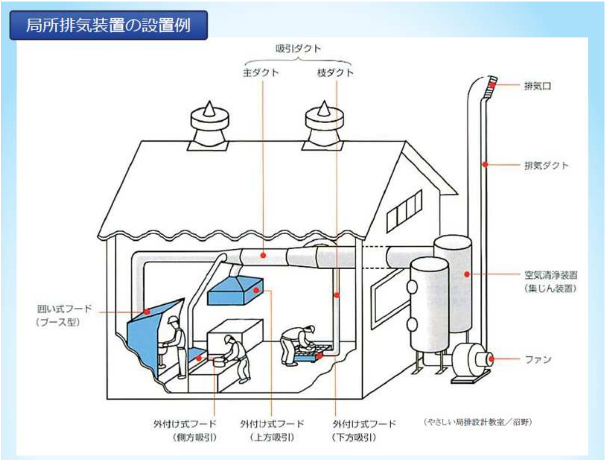

＊局所排気装置等の設置、移転、変更については、事前に労働基準監督署長への届出が必要です。
＊局所排気装置は1年以内ごとに1回の定期自主検査と、1月以内ごとに1回の点検が必要です。

局所排気装置など設置の例外

（局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けなくてもよい例外）

- 発散防止抑制措置の性能要件化（作業場の有機溶剤濃度が第一管理区分相当） → 署長の許可 → 署長の許可を受けた発散防止抑制措置の実施
- 臨時に行う業務 → 全体換気装置の設置 & 呼吸用保護具（マスク）の着用
- 短時間業務 ※繰り返し作業は除く → 全体換気装置の設置 & 呼吸用保護具（マスク）の着用
- 発散面が広く設置困難（壁・床・天井について行う業務） → 全体換気装置の設置 & 呼吸用保護具（マスク）の着用
- 発散面が広く設置困難 → 署長の許可 → 全体換気装置の設置 & 呼吸用保護具（マスク）の着用

※タンク等の内部での短時間作業では送気マスクに限る

呼吸用保護具

臨時に行う有機溶剤業務、短時間の有機溶剤業務、発散面の広い有機溶剤業務等を行う場合で、局所排気装置等を置かない場合、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用させなければなりません（タンク等の内部での短時間の業務、有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部での業務については、送気マスクに限ります。）。
なお、有機ガス用防毒マスクは有効時間に注意が必要です。

作業環境測定

第1種有機溶剤および第2種有機溶剤に係る有機溶剤業務を行う**屋内作業場**では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

○ ６月以内ごとに１回、定期に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施
○ 結果について作業環境評価基準（告示）に基づいて評価を行い、第3管理区分の場合には、直ちに改善のための措置を講じること。第2管理区分の場合も改善に努める必要があります。
○ 測定の記録および評価の記録を3年間保存
注：作業環境測定士が事業場内にいないときは、登録を受けた作業環境測定機関に測定を委託する必要があります。

物質名	管理濃度 ppm	物質名	管理濃度 ppm	物質名	管理濃度 ppm
アセトン	500	酢酸イソブチル	150	テトラヒドロフラン	50
イソブチルアルコール	50	酢酸イソプロピル	100	1,1,1-トリクロルエタン	200
イソプロピルアルコール	200	酢酸イソペンチル（別名酢酸アミル）	50	トルエン	20
ｲｿﾍﾟﾝﾁﾙｱﾙｺｰﾙ（別名ｲｿｱﾐﾙｱﾙｺｰﾙ	100	酢酸エチル	200	二硫化炭素	1
エチルエーテル	400	酢酸ノルマル-ブチル	150	ノルマルヘキサン	40
ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉｴﾁﾙｴｰﾃﾙ（別名ｾﾛｿﾙﾌﾞ）	5	酢酸ノルマル-プロピル	200	1-ブタノール	25
ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉｴﾁﾙｴｰﾃﾙｱｾﾃｰﾄ（別名ｾﾛｿﾙﾌﾞｱｾﾃｰﾄ）	5	酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）	50	2-ブタノール	100
ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉ-ﾉﾙﾏﾙ-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ（別名ﾌﾞﾁﾙｾﾛｿﾙﾌﾞ）	25	酢酸メチル	200	メタノール	200
ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉﾒﾁﾙｴｰﾃﾙ（別名ﾒﾁﾙｾﾛｿﾙﾌﾞ）	0.1	シクロヘキサノール	25	メチルエチルケトン	200
オルト-ジクロルベンゼン	25	シクロヘキサノン	20	メチルシクロヘキサノール	50
キシレン	50	1,2-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）	150	メチルシクロヘキサノン	50
クレゾール	5	N,N-ジメチルホルムアミド	10	メチル-ノルマル-ブチルケトン	5
クロルベンゼン	10				

掲　示

以下の事項を作業中でも容易にわかるよう見やすい場所に掲示する。
- 作業主任者の氏名・職務の掲示（労働安全衛生規則第18条）
- 有機溶剤が人体に及ぼす作用等の掲示（有機則第24条）
- 取り扱う有機溶剤等の区分の表示（有機則第25条）（第1種：赤、第2種：黄、第3種：青）

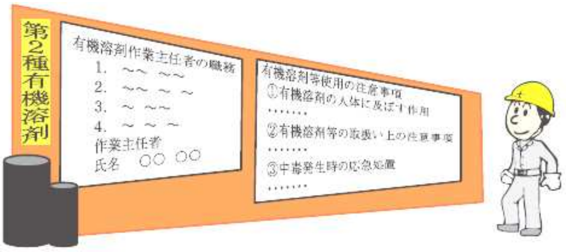

貯蔵及び空容器の処理

貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、または発散するおそれのない栓等をした堅固な容器を用い、施錠できる換気の良い場所に保管しなければなりません。
空容器は、当該容器を密閉するか、または当該容器を屋外の一定の場所に集積しなければなりません。

適用除外認定

消費する有機溶剤等の量が少量で、許容消費量を超えないときは、所轄労働基準監督署長の適用除外認定を受けることができます。
この認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要です。

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第１種有機溶剤	$W=\frac{1}{15}\times A$
第２種有機溶剤	$W=\frac{2}{5}\times A$
第３種有機溶剤	$W=\frac{3}{2}\times A$

備考
W＝有機溶剤等の許容消費量（単位グラム）
A＝作業場の気積（床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位㎥）。
ただし、気積が150㎥を超える場合は、150㎥とする。

○屋内作業場等（タンク等の内部以外の場所）
作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき。

○タンク等の内部
一日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき。

有機溶剤健康診断

有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れの際、又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について健康診断を実施
＊第3種有機溶剤等にあっては、タンク等の内部における業務に限る

【必須項目】
①業務の経歴の調査
②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に係る既往の検査結果の調査
有機溶剤による④⑤及び⑦～⑩に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
③有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
④尿中の蛋白の有無の検査
⑤下の表の区分に応じ、右欄に掲げる項目

【医師が必要と認める場合に行う項目】
⑥作業条件の調査
⑦貧血検査（下の表の貧血検査対象の物質についての貧血検査は、血色素量及び赤血球数以外のヘマトクリット値、網状赤血球数の検査等を行い、それ以外の物質は血色素量及び赤血球数の検査を含む貧血に関する検査を行う。）
⑧肝機能検査（下の表の肝機能検査対象の物質についての肝機能検査は、GOT、GPT、γ-GTP以外の血清の総蛋白、ビリルビン、アルカリフォスファターゼ、乳酸脱水素酵素等の検査を行い、それ以外の物質はGOT、GPT、γ-GTPの検査を含む肝機能に関する検査を行う。）
⑨腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）
⑩神経内科学的検査（筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等）

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物	肝機能	貧血	眼底
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
オルト-ジクロルベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン、1,2-ジクロルエチレン		○		
キシレン、1,1,1-トリクロルエタン、トルエン、ノルマルヘキサン	○			
N,N-ジメチルホルムアミド	○	○		
二硫化炭素				○

※尿中の代謝物の量の検査：右表参照
※肝機能検査：GOT、GPT、γ-GTP
※貧血検査：血色素量、赤血球数

有機溶剤の種類	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
1,1,1-トリクロルエタン	尿中トリクロル酢酸又は総三塩化物
トルエン	尿中馬尿酸
ノルマルヘキサン	尿中2,5-ヘキサンジオン
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド

有機溶剤による自覚症状及び他覚症状

1、頭重　2、頭痛　3、めまい　4、悪心
5、嘔吐　6、食欲不振　7、腹痛
8、体重減少　9、心悸亢進　10、不眠
11、不安　12、焦燥感
13、集中力の低下　14、振戦
15、上気道又は眼の刺激症状
16、皮膚又は粘膜の異常
17、四肢末端部の疼痛　18、知覚異常
19、握力減退　20、膝蓋腱・アキレス腱反射異常　21、視力低下　22、その他

○ 労働者が有機溶剤に著しく汚染され、または多量に吸入した時は速やかに医師による診察または処置を受けさせる
○ 健康診断の結果（個人票）を5年間保存
○ 健康診断の結果を労働者に通知
○ 有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）を所轄労働基準監督署に提出

がん原性指針について

動物実験で発がん性が確認された化学物質の中には、有機溶剤として使用されているものもあります。（「有機溶剤の種類と区分」の表でがん原性指針欄に○印のある２物質が対象となります。）国では、そうした化学物質について予防的な観点から指針を発出し、事業者が適切な管理を行うよう要請しています。（労働安全衛生法第28条第3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害防止指針）

上記２物質で有機則が適用される業務については、有機則の措置に加えて当該指針で示されている措置のうち「労働衛生教育」及び「労働者の把握」（作業記録の作成と作業記録の３０年間の保存）を行ってください。

有機溶剤中毒予防規則の適用早見表

	条文	規制内容		第1種有機溶剤	第2種有機溶剤	第3種有機溶剤
労働安全衛生法	57条	表示		○	○	×
	57条の2	文書の交付		○	○	○
	88条	計画の届出		○	○	○
有機溶剤中毒予防規則（有機則）	5条	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	密閉装置	○（いずれか）	○（いずれか）	－
			局所排気装置			
			プッシュプル型換気装置			
	6条	第3種有機溶剤に係る設備（タンク等の内部）	密閉装置	－	－	○（いずれか）
			局所排気装置			○（いずれか）
			プッシュプル型換気装置			○（いずれか）
			全体換気			吹き付け以外○ 吹付け×（いずれか）
	14条～17条	局所排気装置等の性能要件		○	○	○
	18条	局所排気装置等の稼働時の要件		○	○	○
	19条	作業主任者の選任		○	○	○
	20条～21条	定期自主検査		○	○	○
	22条～23条	点検、補修		○	○	○
	24条	掲示		○	○	○
	25条	区分の表示		○	○	○
	26条	タンク内作業		○	○	○
	27条	事故の場合の退避等		○	○	○
	28条～28条の3	作業環境の測定	実施	○	○	×
			結果の評価	○	○	×
			評価に基づく措置	△	△	×
	29条～30条の3	健康診断の実施		○	○	△
	32条～33条	送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用		△	△	△
	33条の2、34条	保護具の数等		○	○	○
	35条、36条	貯蔵と空容器		○	○	○

○: 義務の対象となるもの
△: 特定の場合において、義務の対象となるもの

特定化学物質障害予防規則等が改正されました

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)、及びこれまで有機溶剤中毒予防規則の措置対象物質であった発がんのおそれのある 10 物質（クロロホルムほか9 物質）が、特定化学物質障害予防規則の措置対象物質とすることとなり、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令が平成 26 年 8 月 20 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が平成 26 年 8 月 25 日に公布され、平成 26 年 11 月 1 日から施行されました。（一部に経過措置があります）

クロロホルムほか 9 物質は次の 10 物質です。

クロロホルム・四塩化炭素・１，４－ジオキサン・１，２－ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・１，１，２，２－テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

◆このパンフレットでは、各法令の名称を次のように略記しています。
労働安全衛生法→安衛法　労働安全衛生規則→安衛則　労働安全衛生法施行令→安衛令
特定化学物質障害予防規則→特化則　有機溶剤中毒予防規則→有機則

今回の改正による物質ごとの主な規制の適用（一覧）

<table>
<tr><th colspan="2">条文</th><th colspan="3">規制内容</th><th>ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）</th><th>クロロホルムほか9物質を1％を超えて含有する物</th><th>クロロホルムほか9物質1％以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤を合計して5％を超える物</th></tr>
<tr><td rowspan="3">安衛法</td><td>57</td><td colspan="3">表示</td><td>●</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>57の2</td><td colspan="3">文書の交付</td><td>●</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>88</td><td colspan="3">計画の届出</td><td>●</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td rowspan="39">特定化学物質障害予防規則</td><td>2</td><td colspan="3">定義</td><td>「特定第二類物質」</td><td colspan="2">「特別有機溶剤等」</td></tr>
<tr><td>2の2</td><td colspan="3">適用除外（業務）</td><td>●（DDVPを含む製剤の成形加工又は包装業務以外すべて）</td><td colspan="2">●（有機溶剤業務以外全て）</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="3">特定第2類物質等の製造に係る設備</td><td>●</td><td colspan="2" rowspan="5">×</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="3">特定第2類又は管理第2類物質に係る設備</td><td>●</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="3">4・5条の適用除外</td><td>●</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="3">局排等の性能</td><td>●（抑制濃度0.1mg/m^3）</td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="3">局排等の稼動時の要件</td><td>●</td></tr>
<tr><td>12の2</td><td colspan="3">ぼろ等の処理</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>13～20</td><td colspan="3">漏洩の防止（特定化学設備）</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>21</td><td colspan="3">床の構造</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>22、22の2</td><td colspan="3">設備の改造等の作業</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>23</td><td colspan="3">避難等</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>24</td><td colspan="3">立入禁止措置</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td rowspan="4">25</td><td rowspan="4">容器等</td><td>堅固な容器</td><td>第1項</td><td>●</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>容器等への表示と保管</td><td>第2、3項</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>空容器の保管上の措置</td><td>第4項</td><td>●</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>貯蔵場所の設備</td><td>第5項</td><td>×</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>26</td><td colspan="3">救護組織等</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>27（28）</td><td colspan="3">作業主任者の選任</td><td>●（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者から選任）</td><td colspan="2">●（有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任）</td></tr>
<tr><td>29～35</td><td colspan="3">定期自主検査、点検、補修等</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">36</td><td colspan="2" rowspan="2">作業環境の測定</td><td>実施</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>記録の保存</td><td>●（30年）</td><td>●（30年）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">36の2</td><td colspan="3">測定結果の評価と記録の保存</td><td>●（30年）</td><td>●（30年）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">管理濃度</td><td>0.1mg/m^3</td><td colspan="2">各物質について別表に記載</td></tr>
<tr><td>36の23、36の4</td><td colspan="3">評価の結果に基づく措置</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>37</td><td colspan="3">休憩室</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>38</td><td colspan="3">洗浄設備</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>38の2</td><td colspan="3">喫煙、飲食等の禁止</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>38の3</td><td colspan="3">掲示</td><td>●</td><td>●</td><td>×</td></tr>
<tr><td>38の4</td><td colspan="3">作業の記録と保存</td><td>●（30年）</td><td>●（30年）</td><td>×</td></tr>
<tr><td>38の8</td><td colspan="3">特別規定</td><td>×</td><td colspan="2">有機則の準用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">39～40の3</td><td colspan="2" rowspan="3">健康診断</td><td>雇入れ、定期</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>配転後</td><td>●</td><td>ジクロロメタンに限る</td><td></td></tr>
<tr><td>記録の保存</td><td>●（30年）</td><td>●（30年）</td><td></td></tr>
<tr><td>41</td><td colspan="3">健康診断結果の報告</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">42</td><td rowspan="2">緊急診断</td><td>特定化学物質</td><td>第1項</td><td>●</td><td>●</td><td>×</td></tr>
<tr><td>特別有機溶剤等</td><td>第2、3項</td><td>×</td><td>●</td><td>●（一部適用除外）</td></tr>
<tr><td>43～45</td><td colspan="3">呼吸用保護具等の備え付け</td><td>●</td><td colspan="2">×</td></tr>
<tr><td>53</td><td colspan="3">記録の報告</td><td>●</td><td>●</td><td>×</td></tr>
</table>

クロロホルムほか９物質に係る有機溶剤中毒予防規則の準用
（特化則第 36 条の 5、38 条の 8、41 条の 2）

<table>
<tr><th colspan="2">条文</th><th colspan="2">規制内容</th><th>クロロホルムほか9物質を1%を超えて含有する物</th><th>クロロホルムほか9物質1%以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤を合計して5%を超える物</th></tr>
<tr><td rowspan="21">有機溶剤中毒予防規則</td><td>1</td><td colspan="2">定義</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>2～4</td><td colspan="2">適用除外（許容消費量）</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">第1種、第2種有機溶剤に係る設備</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">第3種有機溶剤に係る設備（タンク等の内部）</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>7～13の3</td><td colspan="2">適用除外（周壁開放・臨時・短時間・設置困難等）</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>14～18の3</td><td colspan="2">局排等の性能要件等</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>20～23</td><td colspan="2">定期自主検査、点検、補修等</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>24</td><td colspan="2">掲示</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>25</td><td colspan="2">区分の表示</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>26</td><td colspan="2">タンク内作業</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td>27</td><td colspan="2">事故時の退避等</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td rowspan="2">28</td><td rowspan="2">作業環境の測定測定（有機溶剤混合物）</td><td>実施</td><td>●※</td><td>●</td></tr>
<tr><td>記録の保存</td><td>●※(3年)</td><td>●(3年)</td></tr>
<tr><td>28の2</td><td colspan="2">測定結果の評価</td><td>●※(3年)</td><td>●</td></tr>
<tr><td>28の23、28の4</td><td colspan="2">評価の結果に基づく措置</td><td>●※</td><td>●</td></tr>
<tr><td rowspan="2">29～30の2の2</td><td rowspan="2">健康診断（有機溶剤混合物）</td><td>雇入れ、定期</td><td>●※</td><td>●</td></tr>
<tr><td>記録の保存</td><td>●※(5年)</td><td>●(5年)</td></tr>
<tr><td>30の3</td><td colspan="2">健康診断結果の報告</td><td>●※</td><td>●</td></tr>
<tr><td>31</td><td colspan="2">健康診断の特例</td><td>●※</td><td>●</td></tr>
<tr><td rowspan="2">32～34</td><td colspan="2">送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用</td><td colspan="2">●</td></tr>
<tr><td colspan="2">保護具の数等</td><td colspan="2">●</td></tr>
</table>

クロロホルムほか９物質、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパンをあわせて「特別有機溶剤」という。

※　特別有機溶剤と有機溶剤を合計して５％以下のものを除く

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)の健康障害防止対策

今回の改正で、表示対象物、特定化学物質の特定第２類物質に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率（特化則第２条の２）

◆ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトと、これを重量の１%を超えて含有する製剤その他の物（以下「DDVP 等」という）が対象

◆ DDVP 等を製造し、または取り扱う作業のうち、DDVP を含む製剤の成形加工または包装業務（以下「DDVP 成形・加工・包装業務」という）が規制の対象

適用除外作業
①DDVP 成形・加工・包装業務以外の業務
※ ［容器・包装への表示］については適用除外となりません。

発散抑制措置等（特化則第４, 5, ７, ８条 29, 30, 32, 33, 34 の２, 35 条）（安衛則第 86 条及び別表第７）

DDVP 成形・加工・包装業務について、DDVP などから発散するガス、蒸気に労働者がさらされること（ばく露）を防止するため、次の措置をとることが必要です。

1 対象物の製造工程の密閉化
2 製造工程以外の対象物のガス、蒸気が発散する屋内作業場での発散抑制措置
3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届出等

※３の届出以外は**平成 27 年 11 月 1 日**から義務化。
ただし、平成 26 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から。3 の届出は、発散抑制設備を平成 27 年 1 月 31 日までに設置・移転・変更しようとする場合は不要。

作業主任者 （特化則第 27, 28 条） **【平成 27 年 11 月 1 日より適用】**

DDVP 成形・加工・包装業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です。

◆「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任（特化則第 27 条）
◆作業主任者の職務（特化則第 28 条）
①作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
②局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を 1 カ月を超えない期間ごとに点検すること。
③保護具の使用状況を監視すること。

漏えい防止のための措置等　（特化則第 13 条～18 条ほか）　【平成 27 年 11 月 1 日より適用】

DDVP などの製造・取扱い設備で移動式以外のもの（特化則で「特定化学設備」という）からの漏えい事故などによる労働者の健康障害を予防するための措置をとることが必要です。

（特定化学設備について）

1　漏えいの防止措置等
①腐食防止措置（特化則第 13 条）、②接合部の漏えい防止措置（特化則第 14 条）、③バルブ等の開閉方向の表示等（特化則第 15 条）、④バルブ等の材質等（特化則第 16 条）、⑤送給原材料等の表示（特化則第 17 条）、⑥作業規程（特化則第 20 条）、⑦設備の改造等の作業時の措置（特化則第 22 条、第 22 条の 2）、⑧適切な容器の使用、保管等（特化則第 25 条第 1 項から第 4 項まで）

2　漏えい時など異常時・緊急時のための措置等
①　2 以上の出入口（特化則第 18 条）、②　計測装置の設置（特化則第 18 条の 2）、③　警報設備等（特化則第 19 条）、④　緊急遮断装置の設置等（特化則第 19 条の 2）、⑤　予備動力源等（特化則第 19 条の 3）、⑥　不浸透性の床（特化則第 21 条）、⑦　漏えい時の退避等（特化則第 23 条）、⑧　救護組織、訓練等（特化則第 26 条）

3　点検、労働基準監督署への届出等
①　特定化学設備の定期自主検査及び点検（特化則第 31、32、34、34 の 2、35 条）
②　特定化学設備の設置等の計画の届出（安衛則第 86、88 条及び別表第 7）
（設置・移転・変更しようとする日の 30 日以上前に届出が必要）
※1 -⑦⑧、2 -⑦⑧、3 -②以外は平成 27 年 11 月 1 日より措置が必要。ただし、平成 26 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から。
1 -⑦⑧、2 -⑦⑧は平成 26 年 11 月 1 日より。3 -②は、特定化学設備を平成 27 年 1 月 31 日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

その他の措置 (特化則第 12 条の 2, 24 条, 37 条, 38 条～38 条の 4, 43～45 条, 53 条)【平成 27 年 11 月 1 日より適用】

◆有効な呼吸用保護具等を備えること（特化則第 43～45 条）
◆ぼろ等の処理（特化則第 12 条の 2）
◆関係者以外の者の立入禁止措置（特化則第 24 条）
◆取扱い上の注意事項等の掲示（特化則第 38 条の 3）※
◆作業を記録し、30 年間保存すること（特化則第 38 条の 4）※
◆休憩室、洗浄設備の設置（特化則第 37 条、第 38 条）
◆喫煙、飲食の禁止（特化則第 38 条の 2）
◆事業廃止時の記録の報告※（特化則第 53 条）
※特別管理物質としての措置

作業環境測定（特化則第 36 条～第 36 条の 4）　【平成 27 年 11 月 1 日より適用】

対象物を製造・取り扱う屋内作業場（DDVP 成形・加工・包装業務に限る。）では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

◆ 6 カ月以内ごとに 1 回、定期に、作業環境測定士※（国家資格）による作業環境測定を実施
※ 分析は 3 号（特化物）の資格を持つ第一種作業環境測定士資格を有する測定士が実施
◆結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善が必要
◆測定の記録及び評価の記録は 30 年間保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)	0.1mg/m³	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

健康診断（特化則第 39 条～第 42 条、別表第３～第５）　【平成 26 年 11 月 1 日より適用】

DDVP 成形・加工・包装業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

◆対象物の製造・取扱い業務（DDVP 成形・加工・包装業務に限る）に常時従事する労働者に対し、雇入れまたはこの業務への配置替えの際及びその後６カ月以内ごとに１回、定期に、規定の項目について健康診断を実施
◆過去に DDVP 成形・加工・包装業務に常時従事させたことがあり、配置転換して現在も雇用している労働者についても同様に健康診断を実施
◆対象物が漏えいし、労働者が汚染された時は医師による診察または処置を受けさせる。
◆健康診断の結果（個人票）は、30 年間の保存が必要
◆健康診断の結果を労働者に通知
◆特定化学物質健康診断結果報告書（様式第３号）を労働基準監督署長に提出

■ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)の健診項目

① 業務の経歴の調査※
② 作業条件の簡易な調査※
③ DDVP による皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）
④ 皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）
⑤ 血清コリンエステラーゼ活性値の測定※

〔二次健康診断項目〕

① 作業条件の調査※
② 血清コリンエステラーゼ活性値の測定※
③ 肝機能検査※
④ 白血球数及び白血球分画の検査
⑤ 神経学的検査※

※この業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。

容器・包装への表示（ラベル）について　【平成 26 年 11 月 1 日より適用】

（安衛法第 57 条、安衛則第 30、32、33 条、別表第 2）

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)、これを重量の１%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

表示事項
①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章
※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外
※平成 26 年 11 月 1 日時点で既に存在する物については、平成 27 年 4 月 30 日までは適用除外

文書の交付等（SDS）について　【従前のとおり】

（安衛法第 57 条の２、安衛則第 34 条の２、34 条の２の４、別表第２の２）

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)、これを重量の 0.1%以上含有する製剤その他の物を提供する場合は、安全データシート（SDS）の交付などにより次の事項の通知が必要です。

通知事項
①名称、②成分及びその含有量、③物理的および化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵または取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、⑦通知者の名称、住所、電話番号、⑧危険性または有害性の要約、⑨安定性および反応性、⑩適用される法令、⑪その他
※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

クロロホルムほか9 物質の健康障害防止対策

クロロホルムほか９物質は、これまで有機溶剤の中に位置づけられていましたが、発がん性を踏まえた今回の改正により、特定化学物質の第 2 類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

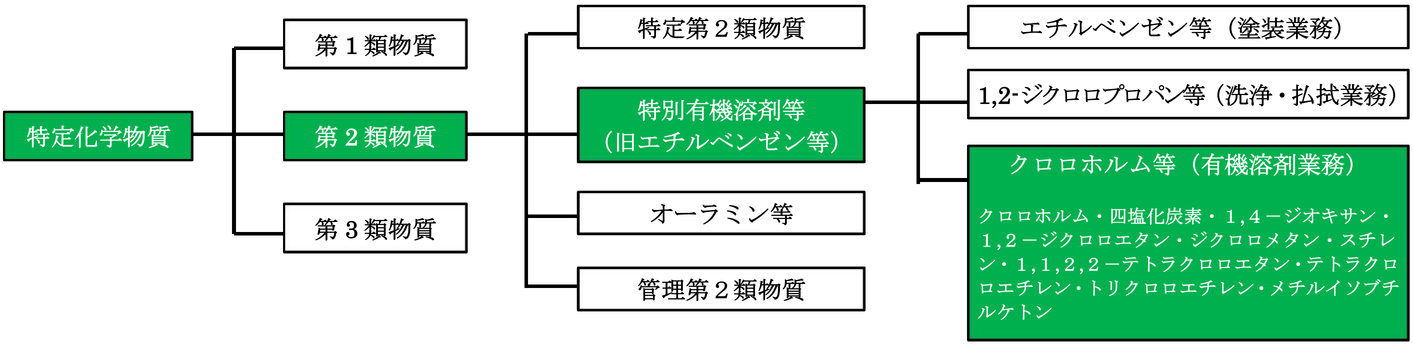

これまで「エチルベンゼン等」として分類されていたエチルベンゼン等、1,2-ジクロロプロパン等も「特別有機溶剤等」の中に位置づけられました。

規制対象の範囲

◆　対象となる業務は、「クロロホルムほか９物質」「クロロホルムほか９物質の含有物」を用いて屋内作業場等において行う有機溶剤業務（以下「クロロホルム等有機溶剤業務」）
（有機溶剤業務及び屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ）
※［容器・包装への表示］については有機溶剤業務用に限らず、すべての物が対象

◆　クロロホルム等有機溶剤業務、エチルベンゼン塗装業務及び 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務をあわせて「特別有機溶剤※業務」といいます。
※特別有機溶剤とは：クロロホルムほか９物質＋エチルベンゼン＋1,2-ジクロロプロパン

◆対象となるクロロホルムほか９物質の含有物は以下の図の A、B の部分

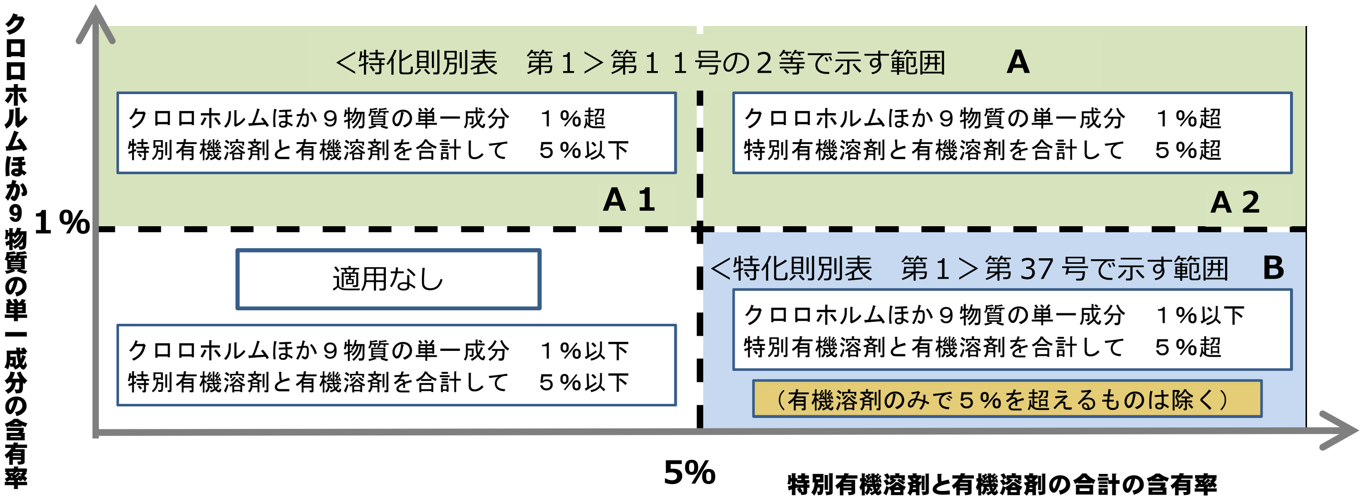

ＡＢ区分による規制の概要

区分	規制の概要
A	発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制を適用。ただし、発散抑制措置、呼吸用保護患については有機則の規定を準用
B	有機溶剤と同様の規制 ただし、1,2-ジクロロプロパンまたはエチルベンゼン（特化則適用業務に限る。）の含有量が重量の１％を超えるものについては、クロロホルムほか９物質の含有量が重量の１％を超えるものＡと同等に取り扱われます。

発散抑制措置等と呼吸用保護具（有機則の準用）特化則第 38 条の８（有機則の規定を準用）

	A	B
発散抑制措置（局所排気装置等の設置、性能、定期自主検査など）	○	○
送気マスク、有機ガス用防毒マスクの使用など	○	○
必要な保護具の備え付け	○	○

▶A２とＢについては、**平成 26 年 11 月 1 日**から義務化
▶A１については、**平成 27 年 11 月 1 日**から義務化

局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具　　特化則第 38 条の８（有機則の規定を準用）

有機則の規定の準用により、第 1 種または第 2 種有機溶剤などに該当する場合、全面形マスク以外は有機則と同じ。条文は有機則のもの

有機則条文	発散抑制措置の原則と例外		発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
			局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク（有機則第32、33条）	有機ガス用防毒マスク（有機則第33条）
５条	発散抑制措置の原則		○			
７条	屋内作業場の周壁が開放の場合		–	–	–	–
８条	臨時の作業の場合	タンク等の内部	–	○	○	○
		タンク等の内部以外	–	–	–	–
９条	短時間の作業の場合	タンク等の内部	–	–	○	–
		タンク等の内部以外	–	○	○　吹付け作業のみ	○
10 条	壁、床、天井について行う業務の場合	タンク等の内部	–	○	○	○ 全面形マスク
		タンク等の内部以外	–	○	○	○
11 条	他の作業場から隔離の場合		–	○	○	○
12 条	代替施設の設置の場合		–	–	–	–
13条～13条の3	労働基準監督署長の許可を受けた場合		–		○（一部）	○（一部）

上記のほか、以下の作業に呼吸用保護具が必要

◆　屋内作業場等において、プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱す恐れのある形状の物について作業を行う場合（有機則第 33 条 1 項 6 号） ◆　屋内作業場等において、蒸気の発散源を密閉する設備を開く作業（有機則第 33 条 1 項 7 号）	送気マスク又は有機ガス用防毒マスク
クロロホルム等、または有機溶剤等を入れたことのあるタンク内の作業（有機則第 32 条 1 項 1 号）	送気マスク

必要な保護具の備え付け　　特化則第 38 条の８（有機則第 33 条の 2）

同時に就労する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持

作業主任者　　特化則第 27 条、第 28 条

クロロホルム等有機溶剤業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要（試験研究のため取り扱う作業を除く）

▶　A２とＢについては、**平成 26 年 11 月 1 日**から義務化
▶　A１については、**平成 27 年 11 月 1 日**から義務化

	A	B
作業主任者の選任	○	○

◆「有機溶剤作業主任者技能講習」の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任
◆作業主任者の職務
① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を１カ月以内ごとに点検すること
③ 保護具の使用状況を監視すること
④ タンクの内部において特別有機溶剤業務※に労働者が従事するときは、有機則第 26 条に定める措置が講じられていることを確認すること
※特別有機溶剤業務：エチルベンゼン塗装業務、1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びクロロホルム等有機溶剤業務

作業環境測定　　　　特化則第 36 条～第 36 条の 5

クロロホルム等有機溶剤業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要

▶　A2 と B については、**平成 26 年 11 月 1 日**から義務化

▶　A1 については、**平成 27 年 11 月 1 日**から義務化

規制対象の範囲ごとの適用表

	A（クロロホルムほか９物質の単一成分１%超）		B　特別有機溶剤と有機溶剤の合計 5%超のもの
	特別有機溶剤と有機溶剤の合計 5%以下　A1	特別有機溶剤と有機溶剤の合計 5%超　A2	
クロロホルムほか９物質の測定	○（３０年）	○（３０年）	×
混合有機溶剤の各成分の測定	×	○（３年） （有機溶剤のみで 5%超のものは有機則の適用に基づく測定等が必要）	○（３年） （有機溶剤のみで 5%超のものはBから外れ、有機則の適用に基づく測定等が必要）

※特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が重量の 5%を超える場合は、有機則で測定が義務づけられている有機溶剤混合物についても測定

※（ ）内は測定と評価の記録の保存期間

◆６カ月以内ごとに１回、定期に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施

※クロロホルムほか９物質の分析は、３号（特化物）の第一種作業環境測定士資格を有する測定士が実施しますが、改正省令の施行日より前に、５号（有機溶剤）の資格を取得した第一種作業環境測定士も、引き続き分析が可能です（クロロホルムほか９物質を混合有機溶剤として評価する場合も同様です）。

※混合有機溶剤中の各有機溶剤の分析は、５号（有機溶剤）の資格を取得した第一種作業環境測定士が実施。

◆結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要

◆測定の記録、評価の記録を保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
◎クロロホルム	3ppm	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1　液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 2　固体捕集方法又は直接捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
1,2-ジクロロエタン	10ppm		
◎スチレン	20ppm		
◎トリクロロエチレン	10ppm		
メチルイソブチルケトン	20ppm		
◎四塩化炭素	5ppm	液体捕集方法又は固体捕集方法	1　液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 2　固体捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
1,1,2,2-テトラクロロエタン	1ppm		
1,4-ジオキサン	10ppm	固体捕集方法又は直接捕集方法	1　ガスクロマトグラフ分析方法
ジクロロメタン	50ppm		
◎テトラクロロエチレン	50ppm		

◎の物質は、上記の試料採取方法、分析方法による測定のほか、検知管方式による測定も可能です。

<参考>1, 2−ジクロロプロパンの管理濃度等の改正

特別有機溶剤のうち 1,2－ジクロロプロパンについては、管理濃度が変わり（10ppm→1ppm）、これに伴って試料採取方法も変わります。（平成 26 年 10 月 1 日から）

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
1,2-ジクロロプロパン	1ppm	固体捕集方法	1　ガスクロマトグラフ分析方法

▶**平成２６年１１月１日から義務化**

規制対象の範囲ごとの適用表

	A（クロロホルムほか９物質の単一成分１％超）		B　クロロホルムほか９物質の単一成分が 1%以下で、特別有機溶剤と有機溶剤の合計 5%超のもの
	特別有機溶剤と有機溶剤の合計 5%以下　A1	特別有機溶剤と有機溶剤の合計 5%超　A2	
特化　クロロホルムほか９物質の特殊健康診断	○（３０年）	○（３０年）	×
有機　有機則を準用する特殊健康診断	×	○（５年） （有機溶剤のみで 5%超のものは有機則の適用に基づく特殊健康診断が必要）	○（５年） （有機溶剤のみで 5%超のものはBから外れ、有機則の適用に基づく特殊健康診断が必要）
緊急診断	○	○	○

（　　）内は健康診断の結果の保存期間

特化関係

1　クロロホルムほか９物質の単一成分の含有量が重量の１％を超えるものの、特化則第３９条の特殊健康診断（ジクロロメタンを除く）

（規制対象の範囲ごとの適用表のＡ、次の２に同じ）

（１）対象者

クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者

（クロロホルム等有機溶剤業務：屋内作業場等において行う有機溶剤業務）

（２）実施時期等

- ◆ クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ、又はその業務への配置替えの際と、その後６カ月以内ごとに１回、定期に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆ 健康診断の結果（個人票）は、30 年間の保存が必要
- ◆ 健康診断の結果を労働者に通知
- ◆ 特定化学物質健康診断結果報告書（様式第３号）を所轄労働基準監督署長に提出
- ◆ 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は、医師による診察、処置を受けさせる

（３）健康診断項目

① 業務の経歴の調査
② 作業条件の簡易な調査
③ クロロホルムほか９物質による健康障害等の他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の調査
④ クロロホルムほか９物質による健康障害等の他覚症状又は自覚症状の有無の調査
⑤ 尿中の蛋白の有無の検査
⑥ 下の別表※に掲げる項目

〔二次健康診断項目〕

① 作業条件の調査
② 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査（尿中の蛋白の検査を除く）

※別表

クロロホルムほか９物質名	健康診断項目
クロロホルム、四塩化炭素、 1，4-ジオキサン、1，2-ジクロロエタン、 1，1，2，2-テトラクロロエタン	血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、 血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）、 及びガンマーグルタミルトターランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ） の検査（以下、「肝機能検査」という。）
スチレン	尿中マンデル酸の量の検査
テトラクロロエチレン、 トリクロロエチレン	肝機能検査、尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査

2　ジクロロメタンの単一成分の含有量が重量の１％を超えるものの、特化則第３９条の特殊健康診断

（１）対象者

ジクロロメタンの単一成分の含有量が１％を超えるものの有機溶剤業務に常時従事する労働者

（２）実施時期等

- 上記１-（２）の全項目
- **ジクロロメタン洗浄・払拭業務**（ジクロロメタンの単一成分の含有量が重量の 1%を超えるものを用いて行う洗浄・払拭の業務）については、過去に常時従事させたことがあり、配置転換して現在も雇用している労働者についても同様に特殊健康診断を実施

（３）健康診断項目

① 業務の経歴の調査※

② 作業条件の簡易な調査※

③ ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）

④ 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）

⑤ 血清総ビリルビン、GOT、GPT、γ－GTP、アルカリホスファターゼの量の検査

〔二次健康診断項目〕

① 作業条件の調査※

② 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波等の画像検査、ＣＡ19－９等の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の検査※

※常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。

二次健康診断項目とは

本パンフレットにおいては**〔二次健康診断項目〕**から上の健康診断項目で、当該健診診断項目の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で医師が必要と認めるものとして実施する二次の健康診断の健康診断項目

有機関係

特化則第 42 条の 2 で準用する有機則に定める特殊健康診断項目
（規制対象の範囲ごとの適用表のＡ２及びＢ）

※<u>Ａ2 の範囲については</u>、有機溶剤のみで５%超のものは有機則の適用に基づく特殊健康診断が必要
（下記の健康診断項目に加え、有機則第 29 条第 3 項の健康診断項目が必要となる等。）

（１）対象者

クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者

（２）実施時期等

- クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ、又はその業務への配置替えの際と、その後６カ月以内ごとに１回、定期に、規定の項目について健康診断を実施
- 健康診断の結果（個人票）は、５年間の保存が必要
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第３号の２）を所轄労働基準監督署長に提出

（３）健康診断項目

① 業務の経歴の調査

② 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、有機則別表に掲げる

項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る）についての既往の検査結果並びに尿中の蛋白の有無の検査、別表（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く）及び貧血検査、肝機能検査、腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）、神経学的検査の既往の異常所見の有無の調査

③ 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
④ 尿中の蛋白の有無の検査

〔医師が必要と認める場合〕

① 作業条件の調査
② 貧血検査
③ 肝機能検査
④ 腎機能検査（尿中の蛋白の検査を除く）
⑤ 神経学的検査

【健康診断実施上の留意点】

◆「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、この物質の蒸気などの発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況などについて、医師が主にこの労働者から聴取するものである。このうち、環境中のこの物質の濃度に関する情報の収集は、この労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者などからあらかじめ聴取する方法がある。

◆クロロホルムほか物質の特殊健康診断項目（クロロホルムほか９物質の単一成分1%超に適用）と有機則に定める特殊健康診断項目（特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が重量の5%を超える場合に適用）とを**併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はない。**

◆健康診断の結果の記録については、それぞれの規則に基づき作成し保存する。

◆健康診断の実施結果についてはそれぞれ特定化学物質健康診断結果報告書及び有機溶剤等健康診断結果報告書を作成し、所轄労働基準監督署に提出する。

特別管理物質としての措置　特化則第 38 条の 3、第 38 条の 4、第 38 条の 8（有機則第 24 条、第 25 条準用）

１．取扱い上の注意事項など下表の事項を、作業に従事する労働者が見やすい作業場などに掲示

▶**平成 26 年 11 月 1 日**から義務化

掲示　（特化則第 38 条の 3、特化則第 38 条の 8（有機則第 24 条）） 区分表示　（特化則第 38 条の 8（有機則第 25 条））	A	B
クロロホルムほか９物質についての掲示 ●名称　●人体に及ぼす影響 ●取扱い上の注意事項　●使用すべき保護具	○	－
有機溶剤についての掲示 ●人体に及ぼす影響 ●取り扱い上の注意 ●中毒が発生した時の応急措置	○	○
有機溶剤の区分表示（色分け等の方法）	○	○

２．作業の記録の保存（特化則第 38 条の 4）（※19 ページの作業記録例を参照）

▶**平成 26 年 11 月 1 日**から義務化

常時作業に従事する労働者について、１カ月以内ごとに次の事項を記録、30 年間保存
・労働者の氏名
・従事した作業の概要と従事期間
・クロロホルムほか９物質によって著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置

	A	B
記録と保存期間	○30 年	－

その他の措置　　特化則第 25 条、第 38 条の 8、第 53 条（有機則第 26 条、第 27 条準用）

▶**平成 26 年 11 月 1 日**から義務化

		A	B
ぼろ等の処理（特化則第 12 条の 2）	対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に収めておく	－	
設備の改造等の作業（特化則第 22 条、22 条の 2）		－	－
立入禁止措置（特化則第 24 条）	関係者以外の立入禁止とその旨の表示	－	－
休憩室、洗浄設備の設置（特化則第 37 条及び第 38 条）		－	－
喫煙、飲食の禁止（特化則第 38 条の 2）		－	－
容器等（特化則第 25 条）	運搬・貯蔵時、堅固な容器の使用（第 1 項）	○	○
	容器等への表示と一定の場所での保管（第 2 項、第 3 項）	－	－
	空容器を一定の場所で保管（第 4 項）	○	○
	貯蔵場所の立入禁止と排気設備（第 5 項）	○	○
タンク内作業、事故の場合の退避（特化則第 38 条の 8（有機則第 26 条、27 条準用））		○	○
事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労基署へ報告（特化則第 53 条）		○	－

有機則の準用の適用除外　特化則第 27 条第 2 項、36 条第 4 項、36 条の 5、38 条の 8、第 39 条第 5 項、41 条の 2、42 条第 3 項（有機則第 2 条、第 3 条準用）

消費する有機溶剤などの量が少量で、許容消費量を超えない場合に、有機則準用の適用除外対象になるかどうかは次表のとおりです。

規制内容	A	B
発散抑制措置、呼吸用保護具、タンク内作業	適用除外対象	適用除外対象
作業主任者	適用除外とならない	適用除外対象
作業環境測定	有機溶剤の測定の部分のみ適用除外対象	適用除外対象
特殊健康診断	有機溶剤の健診の部分のみ適用除外対象	適用除外対象

【適用除外の要件】

◆屋内作業場等（タンク等の内部以外の場所）

作業時間 1 時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき

◆タンク等の内部

1 日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第 1 種有機溶剤等	W＝１／１５×A
第 2 種有機溶剤等	W＝２／５×A
第 3 種有機溶剤等	W＝３／２×A

備考
W＝有機溶剤等の許容消費量（単位グラム）
A＝作業場の気積（床面から 4m を超える高さにある空間を除く。単位：㎥）
ただし、気積が 150 ㎥を超える場合は、150 ㎥とする

◆消費する有機溶剤等の量には特別有機溶剤（クロロホルムほか 9 物質を含む）の量が含まれる

◆作業環境測定、特殊健康診断については、所轄の労働基準監督署長の適用除外認定が必要。署長認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要

◆改正前に有機則第 2 条、第 3 条による適用除外を受けていたもののうち、A に該当するものについては、作業主任者の選任、一部の作業環境測定及び特殊健康診断の実施が必要
（作業主任者と作業環境測定については経過措置あり）

文書の交付等（ＳＤＳ裾切り値の変更）　安衛法第 57 条の 2 案衛則第 34 条の 2、34 条の 2 の 4 及び別表

メチルイソブチルケトンを容器・包装に入れて譲渡、提供する場合に交付しなければならない安全データシート（SDS）の裾切り値を、これまでの重量の１%以上含有する製剤その他の物から、重量の 0.1%以上含有する製剤その他の物に引き下げます。　＜**平成 26 年 11 月 1 日**より適用＞

作業記録の例

例１ 事業場ごとに月別で作成したもの　作業記録（月別）○○工業株式会社○○工場平成　年　月分

労働者の氏名	従事した作業の概要	当該作業に従事した期間	特別管理物質により著しく汚染される実態の有無	著しく汚染される実態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
○○　○○	作業内容：金属部品の自動洗浄作業 作業時間：１日当たり○時間 取扱温度：25℃（洗浄槽内 40℃） 洗浄剤の消費量：1 日当たり○リットル 洗浄剤の成分：ジクロロメタン 100%含有 換気状況：密閉設備 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	○月○日～○月○日	有り ○月○日 午前○時○分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診
●●　●●	作業内容：金属部品の手吹塗装作業 作業時間：１日当たり○時間 取扱温度：25℃ 塗料の消費量：１日当たり○リットル 塗料の成分：メチルイソブチルケトン 10%含有 換気状況：局所排気装置（排気量○m^3/分） 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	○月○日～○月○日	無し	

例2 事業場ごとに作業者別で作成したもの　作業記録（作業者別）

○○工業株式会社○○工場労働者の氏名○○ ○○平成　年　月　日～平成　年　月　日分

労働者の氏名	従事した作業の概要	特別管理物質により著しく汚染される実態の有無	著しく汚染される実態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
○月○日	作業内容：金属部品の自動洗浄作業 作業時間：１日当たり○時間 取扱温度：25℃（洗浄槽内 40℃） 洗浄剤の消費量：1 日当たり○リットル 洗浄剤の成分：ジクロロメタン 100%含有 換気状況：密閉設備 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	有り ○月○日 午前○時○分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診
○月○日	同上	無し	－
○月○日	同上	無し	－
○月○日	作業内容：金属部品の手吹塗装作業 作業時間：１日当たり○時間 取扱温度：25℃ 塗料の消費量：１日当たり○リットル 塗料の成分：メチルイソブチルケトン 10%含有 換気状況：局所排気装置（排気量○m^3/分） 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	無し	－

有機則第 24 条第 1 項の規定に基づく掲示（昭和 47 年告示第 123 号の一部改正）

▶平成 27 年 1 月 1 日から適用

有機溶剤業務を行う屋内作業場の注意事項の掲示について内容が一部変わります。

有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容	
改正前	改正後
中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。	中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。	中毒にかかった者を**横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で**身体の保温に努めること。
中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は**消防機関への通報を行うこと。**
中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、速やかに、人工呼吸を行うこと。	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合**や正常でない場合**は、速やかに**仰向きにして心肺そ生を行うこと。**

石綿障害予防規則の改正について（平成 26 年 6 月 1 日施行）

石綿による労働者の健康障害防止対策につきましては、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく石綿障害予防規則（平成１７年厚生労働省令第２１号）等により、様々な措置が義務付けられていますが、石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想され（平成４０年がピークと推定されている。）、現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められています。

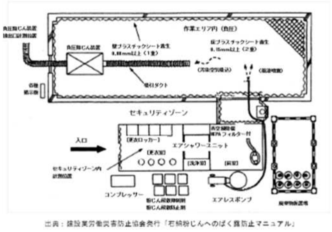

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、吹き付け石綿の除去についての措置、石綿を含む保温材や耐火被覆材などの取り扱いに関する規定を強化するため、石綿障害予防規則を改正し、平成２６年６月１日から施行しました。

「石綿障害予防規則」（石綿則）　主な改正ポイント

■　吹き付けられた石綿の除去などについての措置

集じん・排気装置（第６条関係）

作業開始後、速やかに、装置の**排気口からの石綿漏えいの有無**を点検する必要があります。
異常があれば、作業を中止し、装置の補修やその他の措置を直ちに取る必要があります。

［漏洩の監視には、スモークテスターに加え、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計）、又は繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニター）を使用することが望ましい。］

作業場所の前室（第６条関係）

前室を設置する際には、**洗身室**と**更衣室**を併設する必要があります。
作業開始前に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の使用によって、前室が**負圧に保たれているかどうかを点検**する必要があります。
異常があれば、直ちに、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の増設やその他の措置を取る必要があります。

■　石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置

保温材、耐火被覆材、断熱材（第１０条など）

事業者は、労働者が常時就業する建築物などの天井などの石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などで石綿粉じんを発散するおそれがある場合は、石綿の除去、封じ込めや囲い込みの措置が必要です。
封じ込め、囲い込み作業では、次の措置が必要になります。

封じ込め、囲い込みの作業で必要な措置

措置内容	参照条文 ［石綿則、労働安全衛生規則（安衛則）］
・発注者による工事請負人への石綿使用状況などの情報提供の努力 ・注文者による法令遵守のための配慮	石綿則第８条、第９条 ※発注者とは、注文者のうち作業を行う仕事を他者から請け負わずに注文している者
・事前調査	石綿則第３条
・特別教育	石綿則第 27 条、安衛則第 36 条
・作業計画	石綿則第４条
・作業の届出	石綿則第５条 ※粉じんの著しい発散のおそれがある場合
・隔離装置 ・ろ過集じん方式集じん・排気装置 ・負圧の保持 ・前室の設置	石綿則第６条 ※切断を伴う作業で粉じんの著しい発散のおそれがある場合
・立入禁止措置・その表示 ・特定元方事業者から関係請負人への通知・作業時間帯などの調整など	石綿則第７条 ※切断を伴わない囲い込み作業で粉じんの著しい発散のおそれがある場合
・湿潤化	石綿則第 13 条
・呼吸用保護具・作業衣または保護衣の使用	石綿則第 14 条

石綿の除去などの作業についての規制の体系

この表は、建築物などの解体などの作業時に、石綿則がどのように適用されるかを示したものです。作業を行う際の参考にしてください。

	吹き付け石綿				保温材、耐火被覆材、断熱材（著しい粉じん発散のおそれがある場合）				その他材料
	耐火建築物・準耐火建築物における除去	その他除去	封じ込め・囲い込み（切断などを伴う）	囲い込み（切断などを伴わない）	除去（切断などを伴う）	除去（切断などを伴わない）	封じ込め・囲い込み（切断などを伴う）	囲い込み（切断などを伴わない）	除去
注文者の配慮（第９条関係）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査（第３条関係）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画（第４条関係）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 日前届出（安衛則第90 条関係）	○								
事前届出（第５条関係）		○	○	○	○	○	○	○	
特別教育（第 27 条関係）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任（第 19 条関係）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具の着用（第 14 条関係）	●	●	○	○	○	○	○	○	○
湿潤化（第 13 条関係）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離の措置（第６条関係）	○	○	○		○		○		
作業者以外立入禁止（第７条関係）				○		○		○	
関係者以外立入禁止（第 15 条関係）	○	○	○	○	○	○	○	○	○

・●印の呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上のものに限ります。
・すべての除去作業、封じ込め・囲い込み作業について、発じんを防ぎ有効なばく露防止措置をとるとともに、廃材は関係法令に基づき適切に分別・廃棄する必要があります。
（関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

建築物に吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材などの管理

■事業者は、その**労働者を就業させる建築物**などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、その石綿の除去、封じ込め、囲い込みの措置を取らなければなりません。

■事務所または工場として使用される**建築物の貸与者**は、その建築物の貸与を受けた２以上の事業者が共用する廊下の壁などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、上記と同様の措置を取らなければなりません。

■**臨時に就業させる建築物**などの壁などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などによりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具・保護衣または作業衣を使用させなければなりません。

アスベスト全面禁止の徹底について

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する全ての物は、平成１８年９月１日から労働安全衛生法第５５条の規定に基づき製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されていますが、近年、石綿の製造等が完全に禁止されていない国から等から、石綿が使用されていないものとして輸入したものに、石綿が含有している事案が発生しています。

つきましては、このような事態にかんがみ、次の事項を徹底していただきますようお願いします。

- 石綿含有製品は、在庫品についても譲渡、提供または使用が禁止されています。
- スレート等の建材、パッキン等のシール材を販売、使用する際には、その製品が石綿を含有していないことを確認してください。
- 機械製品等の輸入に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ書面や分析結果により確認してください。

※　平成 18 年９月１日の時点で既に使用されている物については、同日以降引き**続き使用されている間**は、製造等の禁止の規定は適用されません。**「使用されている」**とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。

したがいまして、建物等から取り外したもの等を再利用したりすることはできません。

※　平成 18 年９月１日以前に製造され、又は輸入された石綿分析用試料については、製造等の禁止の規定は適用されません。

製造等禁止前に使用されていた主な（アスベスト）含有製品

製　品　の　種　類		主　な　用　途
建材	石綿セメント円筒	煙突など
	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板（平板）	建築物の外装及び内装
	繊維強化セメント板（波板）	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
摩擦材	ｸﾗｯﾁﾌｪｰｼﾝｸﾞ、ｸﾗｯﾁﾗｲﾆﾝｸﾞ、ﾌﾞﾚｰｷﾊﾟｯﾄﾞ、ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ	自動車用と産業用（クレーン、エレベーター等）のブレーキなど
接着剤		高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるものなど
耐熱、電気絶縁板		配電盤など
シール材	ガスケット	配管用フランジなどの静止部分の密封に用いられるもの
	パッキン	バルブやポンプの軸封などの運動部分の密封に用いるもの
その他の石綿製品		工業製品材料（ジョイントシート、石綿布など）、実験用金網など

●輸入製品に石綿の混入が判明し、輸入者が製品、部品の回収をした事例

※　パッキン　（鉄鋼プラント、農業機械及び焼却炉として）
※　ガスケット　（航空機用、自動二輪車として）
※　セラミック付き金網　（学校実験用）
※　ブレーキシュー・パット（自動二輪として）

石綿（アスベスト）の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

- 蛇紋石系石綿
  クリソタイル（白石綿）
- 角せん石系石綿
  クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト

建築物などの解体作業にかかわる発注者・事業者の皆さまへ

労働者の石綿ばく露防止措置の実施に当たっての留意事項

「石綿障害予防規則」では、建築物などの解体など※1の作業に従事する労働者が、石綿ばく露によって健康障害をきたすことがないよう、その建築物などに石綿が使用されているかどうかの事前調査や、石綿を含有する建材などを扱う場合に必要な措置を規定しています。

以下内容は、平成２４年５月に公示された（平成２６年一部改定※2）建築物などの解体などの労働者の石綿ばく露や、労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物などにおける業務に係る措置の留意事項をまとめた、技術上の指針の概要です。

※１　建築物、工作物または船舶(鋼製の船舶に限る)の解体、破壊等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む）をいう。
※２以降、下線をつけた部分が平成２６年に改訂された内容です。

事前調査

１　発注者からの石綿等の使用状況の通知

〇発注者は、設計図書、過去の調査記録など石綿等の使用状況等の情報を持つ場合には、請負人に通知すること

２　目視、設計図書等による調査

〇石綿作業主任者技能講習修了者など、石綿に関し一定の知見を持ち、的確に判断できる者が行うこと
〇事前調査は建築物等の建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるよう行うこと
〇内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿等の使用の有無等を確認する際、国や製造企業等が提供する各種情報を活用すること

- **国が公表するアスベスト含有建材データベース（http://www.asbestos-database.jp/）**

３　分析による調査

〇石綿含有の分析は、十分な経験および必要な能力を持つ者が行うこと
〇吹き付け材を分析する場合、石綿含有の有無（0.1%超）を判断するだけでなく、石綿の含有率も分析し、ばく露防止措置を講ずる際の参考とすることが望ましいこと
〇補修、増改築がなされている場合や複数回の吹き付けが疑われるときは、吹き付けられた場所ごとに石綿含有の有無を判断すること。試料の採取に当たっては、表面にとどまらず下地近くまで採取すること
〇分析方法は、日本工業規格（JIS）A1481-1、A1481-2 もしくは A1482-3 又はこれと同等以上の精度を有する分析方法を用いること

４　調査結果の記録及び掲示

〇調査結果は、次の項目を記録すること。調査結果には、写真や図面を添付し、調査した箇所が明らかになるよう記録することが望ましいこと

【調査結果の記録項目】

- **事業場の名称**
- 建築物等の種別
- 発注者からの通知の有無
- **調査方法及び調査個所**
- **調査結果（分析結果を含む）**
- **調査者氏名及び所属**
- **調査を終了した年月日**
- **その他必要な事項**

〇調査結果の記録のうち下線を付けた項目について作業場に掲示すること。掲示に当たっては、労働者はもちろん、周辺住民にも配慮し、見やすい位置に掲示すること（下のモデル様式参照）
〇調査結果の記録については、原本又は写しを作業場に備え付けること
〇石綿等が使用されていなかった場合でも、調査結果を記録・掲示・備え付けること
〇調査結果の記録を 40 年間保存すること（発注者や建築物等の所有者も同様の保存が望ましい）

事前調査の結果の掲示方法（モデル様式）

［木造建築物の解体等］

石綿の使用状況の調査結果

事業場の名称：　〇〇建設株式会社　〇作業所
　　代表取締役△△
建築物等の種類：　一般住宅
調査方法：　設計図書の確認及び現場における目視
（調査個所）　（１階、２階、天井裏、屋根）
発注者からの通知：　有り（設計図書と改修記録）
調査結果：　石綿の含有なし
調査者氏名及び所属：〇〇〇〇（石綿作業主任者技能講習修了者）
調査終了年月日：　平成　年　月　日

［ＲＣ建築物の解体等］

石綿の使用状況の調査結果

事業場の名称：　〇〇建設株式会社　〇作業所
　　代表取締役△△
建築物等の種類：　ビル
調査方法：設計図書の確認、現場における目視及び石綿含有率の分析
（調査個所）　（１階から３階まで）
発注者からの通知：　有り（設計図書と改修記録）
調査結果：　（１階）ｱﾓｻｲﾄ　%、ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ　%
　　（２階）ｱﾓｻｲﾄ　%
　　（３階）ｱﾓｻｲﾄ　%
調査者氏名及び所属：〇〇分析化学㈱　（〇〇（Aﾗﾝｸ認定分析技術者）
調査終了年月日：　平成　年　月　日

吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置

1　隔離等の措置	
(1)他の作業所からの隔離等	● 出入口及び集じん・排気装置の排気口を除き密閉※することにより、他の作業場所からの隔離を行い、外部への粉じん飛散を防止すること ※床面は厚さ 0.15mm 以上のプラスチックシートを二重に貼り、壁面は厚さ 0.08mm 以上のプラスチックシートを貼り、折り返し面（留め代）として 30cm～45cm 程度を確保すること ● 隔離空間については、内部の気圧を外部より低く保つため（負圧化）、作業に支障がない限り小さく設定すること ● 吹き付けられた石綿等の天井板や近傍の照明等附属設備を除去するに当たっては、除去の前に隔離等を行うこと
(2)集じん･排気装置の設置	● 隔離空間には、ろ過集じん方式の集じん・排気装置を設置し、石綿等の粉じんを補修するとともに、内部を負圧化すること ● 内部にフィルタを組み込んだものとし、隔離空間内部の容積の空気を 1 時間に 4 回以上排気する能力を有するものとすること ● 可能な限り前室（隔離空間への出入口に設ける隔離された空間）と対角線上の位置に設置すること。内部の空間を複数に隔てる壁等がある場合等は、吸引ダクトを活用して十分に排気がなされるようにすること ● 作業開始前に隔離内すべての箇所を目視、又はスモークテスターで確認すること
(3)前室及び設備の設置	● 前室には、可能な限りエアシャワー等洗身設備・更衣設備を併設すること ● 洗顔やうがいのできる洗面設備、洗濯のための設備を作業場内に設けること
(4)隔離空間への入退室時の必要な措置	● 入退室時の出入口の覆いの開閉時間は最小限にすること。中断した作業の再開の際に集じん・排気装置の電源を入れるために入室するに当たっては、特に注意すること ● 退室時、エアシャワー等洗身設備での洗身を十分に行うこと
(5)湿潤化	● 石綿含有建材内部に浸透する飛散抑制剤、又は表面に皮膜を形成し残存する粉じんの飛散を防止する粉じん飛散防止処理剤を使用すること
(6)その他	● 隔離空間が強風の影響を受ける場合には、木板・鉄板等を設置すること ● 隔離空間の内部では照度を確保すること

2　集じん・排気装置の稼働状況の確認、保守点検等

- 作業開始前後の集じん・排気装置の粉じんの捕集状況、作業開始前の前室の負圧を確認すること。また、隔離空間の内部の負圧化が適切に行われていること、集じん・排気装置を通って石綿等の粉じんの漏洩が生じないことを定期的に確認すること。負圧化の確認は、前室への出入口で、スモークテスター又はマノメーターを使用すること
- 保守点検を定期的に実施すること。実施事項・結果・日時・実施者を記録すること
- 稼働状況の確認・保守点検は、作業経験のある石綿作業主任者など、集じん・排気装置の取扱い及び石綿による健康障害の防止について知識、経験を持つ者が行うこと
- 作業を一時中断し、集じん・排気装置を停止するときは、空気中に浮遊する粉じんが外部に漏洩しないよう、作業中断後 1 時間半以上、同装置を稼働させて集じんした後、停止すること
- 粉じんの隔離空間外部への漏えいが確認されたときは、作業を中止し保護具などを着用した者以外を立入禁止とし、集じん・排気装置の捕集などを行うこと

3　隔離等の措置の解除に係る措置

- あらかじめ、HEPA(ﾍﾊﾟ)フィルタ付き真空掃除機で隔離空間内部を清掃すること
- 石綿等を除去した部分に粉じん飛散防止処理剤を噴霧等すること
- 上記の清掃や噴霧作業終了後、1 時間半以上※集じん・排気装置を稼働させ、集じんを行うこと
  ※ 含有する石綿の種類、浮遊状況により、確実な集じんが行われるのに十分な稼働時間を設定すること
- 石綿の取り残しがないか目視で確認するとともに、隔離内部の空気中の石綿の濃度を測定し、粉じんの処理がなされていることを確認すること
- 隔離の措置の解除作業の後、隔離がなされていた作業場所の前室付近について、HEPA(ﾍﾊﾟ)フィルタ付き真空掃除機で清掃を行うこと
- 上記の作業では、労働者に呼吸用保護具を着用させること

石綿含有成形板等の除去に係る措置

- 大きさから運搬に支障をきたす等やむを得ない場合を除き、破砕等を行わずに除去すること
- せん孔箇所等への適量の水又は薬液の散布による湿潤化を行うこと
- 石綿等の粉じんの飛散を防止し、関係者以外の者の入場を制限するため、作業場所の周囲を養生シート等で囲うことが望ましいこと

石綿含有シール材の取り外しに係る措

- 配管等のつなぎ目に用いられる石綿等を含有したパッキン等のシール材の取り外しを行うに当たっては、原則として湿潤化し、破損させないようにすること
- 固着が進んだ配管等のシール材の除去を行うに当たっては、十分に湿潤化させ、グローブバック等による隔離を行うこと

呼吸用保護具の選定など

1　呼吸用保護具等の選定

作業	**石綿等の除去等の作業** （吹き付けられた石綿等の除去、石綿含有保温材の除去、石綿等の封じ込めもしくは囲い込み、石綿含有成形板等の除去）			左記の作業場所で石綿等の除去等以外の作業を行う場合
作業場所	**隔離空間内部**	**隔離空間外部** （または隔離措置を必要としない石綿等の除去等を行う作業場）	石綿等の切断等を伴わない囲い込み／石綿含有成形板等の切断等を伴わずに除去する作業	
呼吸用保護具	電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク	電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク または取替え式防じんマスク（ＲＳ３又はＲＬ３）	取替え式防じんマスク（ＲＳ３又はＲＬ３）	取替え式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク
保護衣	**フード付き保護衣**	**保護衣又は作業着**		

2　漏洩の監視

- 石綿粉じん隔離空間の外部への漏洩の監視には、スモークテスターに加え、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計）繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニター）を使用することが望ましいこと

3　器具、保護衣等の扱い

- 廃棄のため容器等に梱包した場合を除き、石綿等の除去等の作業に使用した器具、保護衣等に石綿等が付着したまま作業場から持ち出さないこと

4　建築物等から除去した石綿を含有する廃棄物の扱い

- 建築物等から除去した石綿を含有する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に基づき適切に廃棄すること
- 建築物等から除去した石綿等を含有する廃棄物は、再利用又はそれを目的とした譲渡もしくは提供を行わないこと

石綿が吹き付けられた建築物などについての措置

- 石綿含有建材などの劣化など状況を定期的に確認すること
- 臨時の就業において、作業場の壁などの石綿含有建材などの劣化状況が不明な場合は、保護具を着用すること

粉じん障害の防止対策について

じん肺とは

鉱物、金属、研磨材、炭素原料、アーク溶接のヒューム等の粉じんのうち、微細な粉じんは肺の奥深く肺胞まで入り込み、そこに沈着します。これらの粉じんを吸い続けると、肺内では、繊維増殖が起こり、肺が固くなって呼吸が困難になります。これが「じん肺」です。じん肺になると、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎等の病気にかかりやすくなり、また、かかった場合は治りにくくなるといわれています。

じん肺の初期にはほとんど自覚症状がありませんが、進んでくると息切れが起こり、せきやたんが出たりします。さらに進むと息切れがひどくなり、歩いただけでも息が苦しく、動悸がして仕事もできなくなります。今日吸い込んだ粉じんで明日すぐに発病するということではなく、長期間吸入し続けると、その後の粉じん作業を離れてしまっても、数年あるいは10数年を経てじん肺が発症することがあります。

健常者の肺の標本例　　じん肺り患者の肺の標本例

粉じん障害の防止に係る法規制について

このような粉じんによる障害を防止する対策としては、まず、粉じんへのばく露を低減する粉じん発散源対策や防じんマスクの着用等の作業環境管理及び作業管理を行うと共に、粉じん作業従事労働者に対する健康管理、労働衛生教育を行うことが重要であり、それらの対策は、それぞれ粉じん障害防止規則及びじん肺法に規定されています。

また、国は昭和56年以降7次にわたって粉じん障害防止総合対策を進め、平成25年度からは第8次粉じん障害防止総合対策を展開しているところです。

新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、粉じん障害防止規則が全面施行された昭和56年と比べ、大幅に減少し、近年、全国では200人台で推移しており、平成23年においては初めて200人を下回り（174人）、粉じん障害の防止対策の効果はあがっております。

じん肺法によるじん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定について

じん肺法では、じん肺にかかるおそれがあると認められる一定の作業を「粉じん作業」と定義（粉じん障害防止規則に同じ。）し、常時粉じん作業に従事する労働者に対するじん肺健康診断の実施、及び当該じん肺健康診断でじん肺の所見のあった者に対するじん肺管理区分の決定により、じん肺の症状の悪化を防止するための措置のほか、じん肺管理区分が4の者及び合併症にかかっている者については療養を要すること等が定められています。

（合併症とは「じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があるとみとめられる疾病」を言います。）

じん肺健康診断の実施時期等

じん肺健康診断は、就業時、定期、定期外、離職時について行うこととされています。

1　就業時健康診断

新たに常時粉じん作業に従事することになったとき。ただし、次の者を除く。

(1)　当該就業日前に粉じん作業従事歴がない者
(2)　当該就業日前１年以内にじん肺健康診断を受けてじん肺管理区分が管理１、管理２又は管理３イである者
(3)　当該就業日前６月以内にじん肺健康診断を受けてじん肺管理区分が管理３ロである者

2　定期健康診断

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻　度
常時粉じん作業に従事している者	管理１	3年以内ごとに1回
	管理２、管理３	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事している者	管理２	3年以内ごとに1回
	管理３	1年以内ごとに1回

３　定期外健康診断

(1)　常時粉じん作業に従事する労働者（じん肺管理区分が管理２、管理３又は管理４と決定された者を除く。）が安衛法第６６条第１項又は第２項の健康診断において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断されたとき。

(2)　合併症により１年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のための休業を要しなくなったと診断されたとき。

(3)　合併症により１年を超えて療養した労働者が、医師により療養を要しなくなったと診断されたとき。

(4)　常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理２である労働者が安衛則第４４条又は第４５条の健康診断（胸部エックス線検査及び喀痰検査に限る。）において肺がんにかかっている疑いがないと診断されたとき以外

４　離職時健康診断

離職の日まで１年を超えて使用していた労働者が当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたとき。ただし、直前にじん肺健康診断を受けた日から離職までの期間が下表の期間に満たないときは、この限りではありません。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	直前のじん肺健康診断から離職までの期間
常時粉じん作業に従事している者	管理1	1年6月以上
	管理2、管理3	6月以上
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事している者	管理2、管理3	6月以上

じん肺管理区分決定等

じん肺健康診断の結果「じん肺の所見あり」とされた者については、都道府県労働局長あてエックス線写真等を提出し、じん肺管理区分の決定を受ける必要があります。また、常時粉じん作業に従事する労働者であった者は、いつでも、じん肺健康診断を受けて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができます。

【じん肺管理区分の決定の流れ】

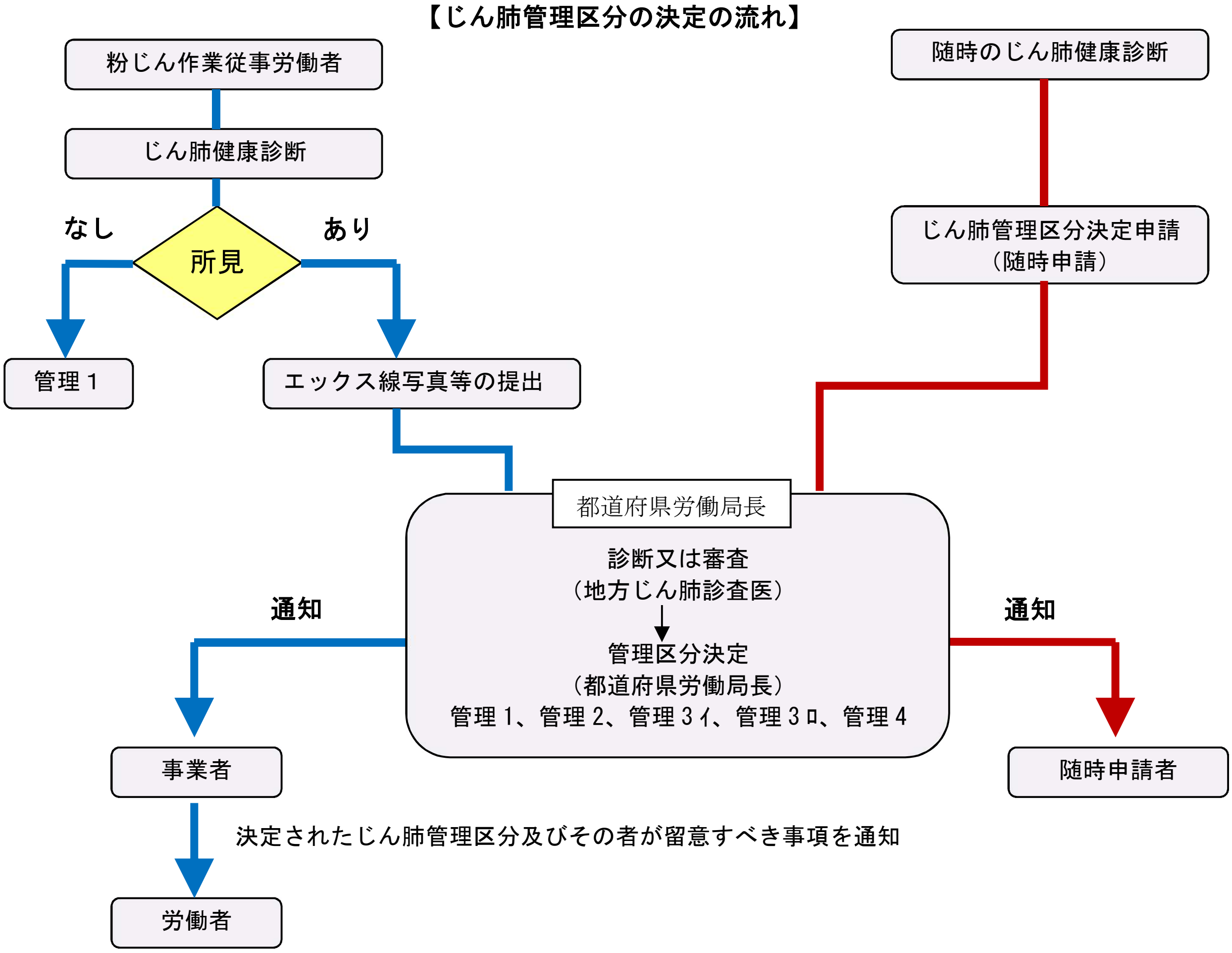

健康管理のための措置

じん肺健康診断を行った結果、管理区分が2以上の者については、就業上の措置が定められています。

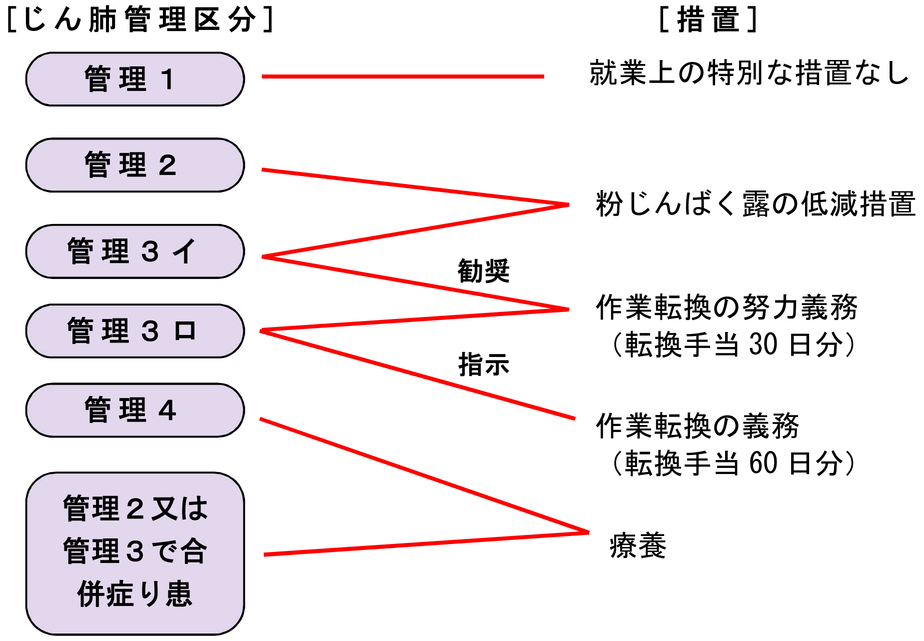

作業転換の勧奨及び指示は、じん肺法第 21 条により都道府県労働局長が行う。

じん肺法上の合併症

(1)肺結核、(2)結核性胸膜炎、(3)続発性気管支炎、(4)続発性気管支拡張症、(5)続発性気胸、(6)原発性肺がん

じん肺健康診断と管理区分の関係について

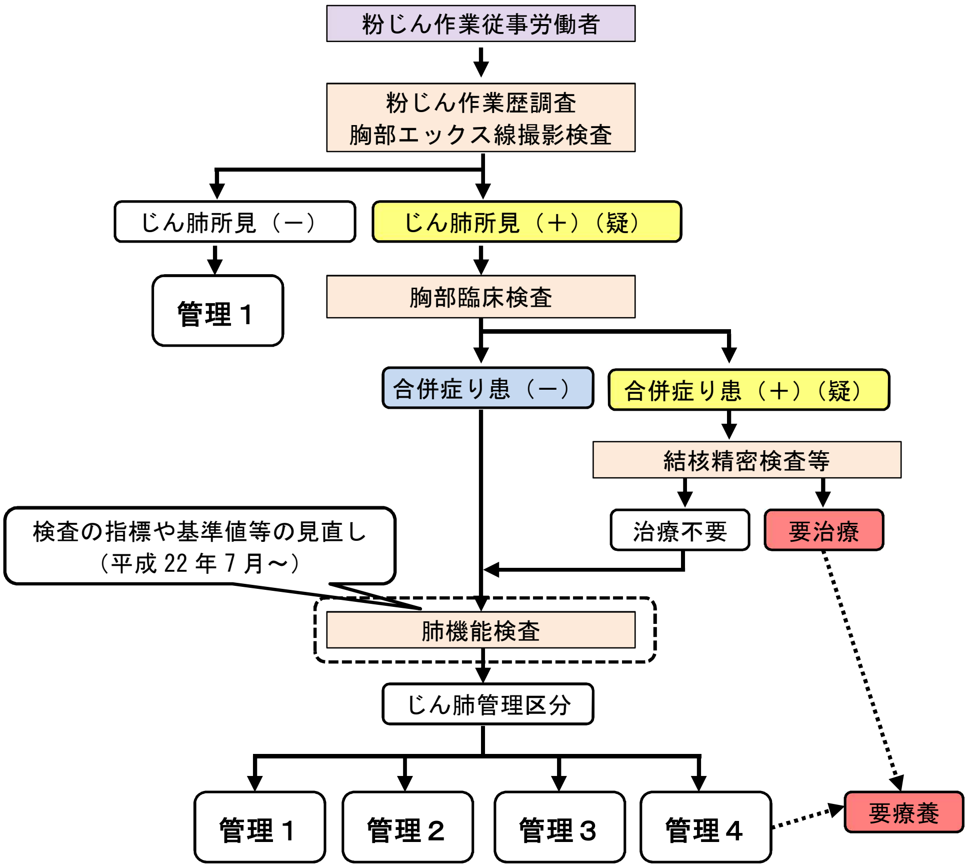

エックス線写真の像

- ・第1型　両肺野にじん肺による**粒状影又は不整形陰影が少数あり**、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
- ・第2型　両肺野にじん肺による**粒状影又は不整形陰影が多数あり**、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
- ・第3型　両肺野にじん肺による**粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり**、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
- ・第4型　じん肺による**大陰影がある**と認められるもの

じん肺管理区分

- ・管理1　じん肺所見がないと認められるもの
- ・管理2　エックス線写真の像が**第1型**で じん肺による**著しい肺機能の障害がない**と認められるもの
- ・管理3イ　エックス線写真の像が**第2型**で じん肺による**著しい肺機能の障害がない**と認められるもの
- ・管理3ロ　エックス線写真の像が**第3型又は第4型**(大陰影の大きさが**一側の肺野の3分の1以下**のものに限る。)で じん肺による**著しい肺機能の障害がない**と認められるもの
- ・管理4　1. エックス線写真の像が**第4型**(大陰影の大きさが**一側の肺野の3分の1を超える**ものに限る。)と認められるもの
  2. エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。)で じん肺による**著しい肺機能の障害がある**と認められるもの

じん肺法に基づくじん肺健康診断で実施されている肺機能検査の判定基準等が見直されました

○肺機能検査の判定基準の見直し

肺機能検査の判定基準等については、以下のとおりとなります。
- ・閉塞性換気障害の指標として、「1秒率」に加え「%1秒量」を追加
- ・%肺活量、%1秒量について、2001年日本呼吸器学会の予測式を用いて判定
- ・動脈血ガスの指標として、「酸素分圧」を追加

○健康診断結果等の様式の変更

肺機能検査の判定基準の見直しに伴い、「%1秒量」が追加され、「V25/身長」が削除されました。また健康管理に役立てるため、「喫煙歴」が追加されました。

○肺機能検査結果の確認

じん肺管理区分決定の申請にあたって、著しい肺機能障害が疑われる場合、肺機能検査の結果の写し等の提出をお願いすることになりました。

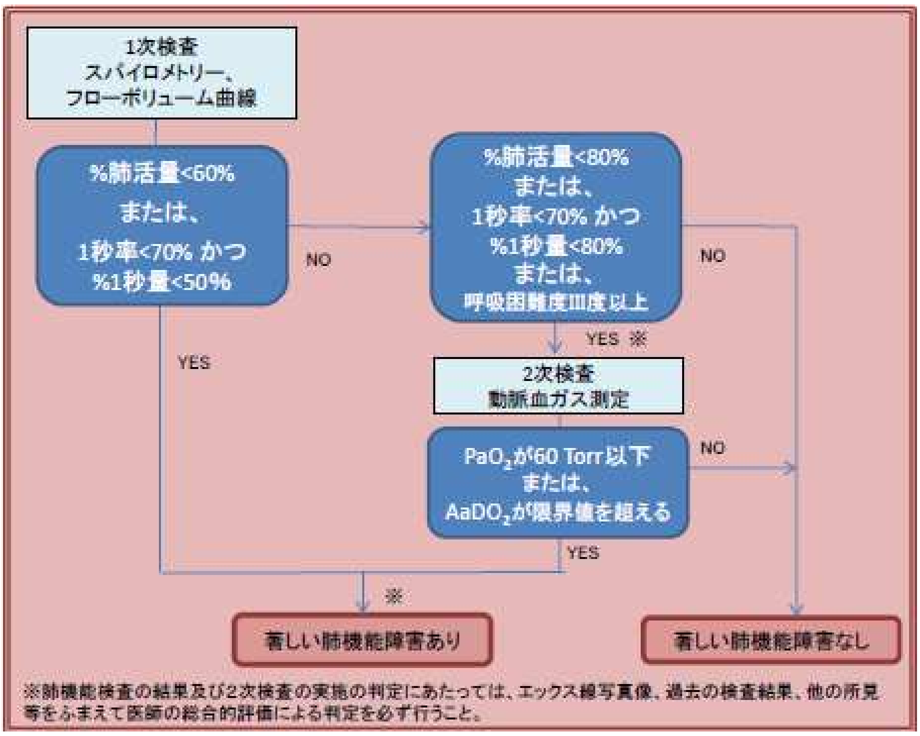

□%肺活量（%VC）
2001 年日本呼吸器学会の予測式による正常予測値を用いて判定を行います。（※）
（予測式）男性：0.045×身長（cm）−0.023×年齢−2.258（L）
女性：0.032×身長（cm）−0.018×年齢−1.178（L）

□1 秒率(FEV1.0%)
従来の限界値ではなく、70%未満が判定基準になります。

□%１秒量(%FEV1.0)※同上
（予測式）男性：0.036×身長（cm）−0.028×年齢−1.178（L）
女性：0.022×身長（cm）−0.022×年齢−0.005（L）

□酸素分圧（PaO2）
60 Torr 以下が判定基準になります。

□肺胞気動脈血酸素分圧較差（AaDO2）
従来の限界値が判定基準になります。

粉じん障害防止規則の改正について

平成 26 年 7 月 31 日から、屋外 での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具の使用対象になりました。

「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式または可搬式動力工具※1を使用した岩石※2・鉱物※3の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、平成 26 年７月 31 日からは、屋内※4・屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）※5を使用させなければなりませんので、ご注意ください。

※１ 研磨材を使うものに限る
※２ 一種または数種の鉱物の集合体のうち、形状が岩状または塊状のもの
※３ 地殻中に存在し、物理的・化学的にほぼ均一で一定の性質を持つ固体物質と、その人工物（鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材、耐火物、重質炭酸カルシウム、化学石こうなど）
※４ 坑内またはタンク、船舶、管、車両などの内部を含む
※５ 国家検定に合格したもの

手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業

［従来］
屋内で行う場合に限り、
有効な呼吸用保護具
（防じんマスク）が必要

▼

［平成 26 年 7 月 31 日以降］
作業場所（屋内・屋外）に
かかわらず必要

なお、

平成２４年４月１日からは、屋外における岩石又は鉱物の裁断等の作業についても、今回と同様に呼吸用保護具の使用対象となっています。

また、同日から屋外での金属をアーク溶接する作業については、じん肺法施行規則及び粉じん障害予防規則で定める「粉じん作業」となり次の措置が必要となりました。

- 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用
- 休憩設備の設置
  ※粉じん作業以外の場所に休憩設備の設置が必要になります。
- じん肺健康診断の実施
  ※常時アーク溶接を行う事業場で必要となる措置です。
  ※屋外でのみアーク溶接を行っていた事業場においても実施が必要となります。
- じん肺健康管理実施状況報告の提出
  ※常時アーク溶接を行う事業場で必要となる措置です。
  ※屋外でのみアーク溶接を行っていた事業場においても実施が必要となります。

第８次粉じん障害防止総合対策

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

第１　趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。なお、近年実施した調査結果等を踏まえ、屋外におけるアーク溶接作業及び岩石等の裁断等作業においては、当該作業における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則及びじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第６号）が改正され、平成 24 年４月に施行されたこと、金属等の研磨作業は、じん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等建設工事においては、当該建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要があること、また、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、第８次粉じん障害防止総合対策においては、「アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業」、「金属等の研磨作業」、「ずい道等建設工事」及び「離職後の健康管理」を重点事項として、これら事項において事業者が重点的に講ずべき措置について記述している。

第２　具体的実施事項

１　アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

（１）改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則の改正（平成 24 年４月１日施行）により、屋外での金属をアーク溶接する作業が、粉じん則第 23 条（休憩設備）の規定の適用を受けることとなったので、この措置を確実に講じること。

併せて、じん肺法施行規則の改正（平成 24 年４月１日施行）により、金属をアーク溶接する作業について、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法に定める健康診断を実施し、また、これらの者に関する、じん肺法施行規則第 37 条に定める健康管理実施状況報告を提出する必要があるので、これらの措置を確実に講じること。

また、事業者は、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業が、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識するとともに、労働者に対し、当該作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、アーク溶接等の作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、当該事項の周知徹底については、衛生委員会等も活用すること。

（２）局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内でアーク溶接作業を行う場合、粉じん則第５条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。この措置に当たっては、より効果的に粉じんの発散防止を図るため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用を推進すること。

（３）呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

ア　保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

イ　呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

平成 17 年２月７日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

① 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

② 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

③ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

ウ　電動ファン付き呼吸用保護具の使用について

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べて、一般的に防護係数が高く労働者の健康障害防止の観点からより有用であることから、その着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においても、その防護係数等の性能を確認した上で、これを着用することが望ましいため、その着用を推進すること。

（４）健康管理対策の推進

ア　じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

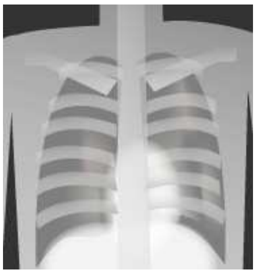

イ　じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

（５）じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

事業者は、アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第６条に基づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならないこと。この教育は、粉じん則第 22 条に定める特別教育の科目に準じて実施すること。

２　金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

（１）特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、金属等の研磨作業に係る特定粉じん発生源（粉じん則別表第２に掲げる箇所をいう。以下同じ。）については、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置の措置等を講じるとともに、粉じん則第 10 条に基づき、除じん装置を設置すること。

（２）特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内で手持式又は可搬式動力工具を用いて金属等の研磨作業を行う場合には、第２の１の（２）と同様の措置が望ましいため、その実施を図ること。

（３）局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア　局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

イ　局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じること。

（４）作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則第 26 条及び第 26 条の２に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）に基づき評価し、第３管理区分又は第２管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

（５）特別教育の徹底

事業者は、特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第 22 条に基づき、特別教育を実施すること。

（６）呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

局所排気装置等の設置を要しない場合には、事業者は、第２の１の（３）と同様の措置を講じること。

（７）たい積粉じん対策の推進

ア たい積粉じん清掃責任者の選任

事業者は、粉じん則第 24 条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任すること。

イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

事業者は、選任した「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び１月に１回以上、定期に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

（８）健康管理対策の推進

事業者は、第２の１の（４）と同様の措置を講じること。

3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

（１）ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の２「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくその措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成 24 年３月）も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に着用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

① 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

② 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

③ コンクリート等を吹き付ける場所における作業 なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 88 条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

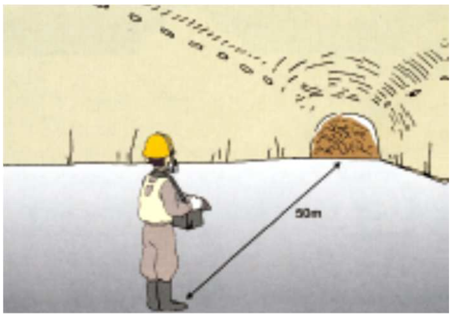

（２）健康管理対策の推進

事業者は、第２の１の（４）と同様の措置を講じること。

（３）元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

4 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、その他の粉じん作業又は業種についても、作業環境測定の結果、新規有所見者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、上記の措置に準じて、粉じん障害防止対策を推進すること。

5 離職後の健康管理

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理２又は管理３の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（平成２３年３月）（以下「ガイドブック」という。）を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

振動障害の予防のために

1 振動工具の取扱い業務

「チェーンソー取扱い作業指針」及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づき、次の工具を取り扱う業務が対象となります。

1　チェーンソー

2　ピストンによる打撃機構を有する工具

①さく岩機、②チッピングハンマー、③リベッティングハンマー、④コーキングハンマー、⑤ハンドハンマー、⑥ベビーハンマー、⑦コンクリートブレーカー、⑧スケーリングハンマー、⑨サンドランマー、⑩ピックハンマー、⑪多針タガネ、⑫オートケレン、⑬電動ハンマー

3　内燃機関を内蔵する工具（可搬式のもの）

①エンジンカッター、②ブッシュクリーナー

4　携帯用皮はぎ機等の回転工具（６を除く。）

①携帯用皮はぎ機、②サンダー、③バイブレーションドリル

5　携帯用タイタンパー等の振動体内蔵工具

①携帯用タイタンパー、②コンクリートバイブレーター

6　携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤

（使用する研削といしの直径が150㎜を超えるもの）

7　卓上用研削盤又は床上用研削盤

（使用するといしの直径が150㎜を超えるもの）

8　締付工具

①インパクトレンチ

9　往復動工具

①バイブレーションシャー、②ジグソー

2 周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値

使用する振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」を振動工具の表示、取扱説明書、製造者等のホームページ等により把握してください。

周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値：

$$a = \sqrt{ax^2 + ay^2 + az^2}$$

（注）　ax、ay、azは、三方向（３軸）の周波数補正振動加速度実効値

3 日振動ばく露量Ａ（8）

「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」と１日当たりの振動ばく露時間から、次式により日振動ばく露量Ａ(8)を求めてください。

日振動ばく露量：

$$A(8) = a \times \sqrt{\frac{T}{8}}\,[\mathrm{m/s^2}]$$

（注）a〔m/s^2〕は周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値、T〔時間〕は１日の振動ばく露時間

日振動ばく露限界値及び日振動ばく露対策値

日振動ばく露量A（8）が、「日振動ばく露限界値」である**5.0m/s²**を超えることがないよう振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等を行う必要があります。

さらに、日振動ばく露限界値（5.0m/s²）を超えない場合であっても、「日振動ばく露対策値」である**2.5m/s²**を超える場合は、振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等に努める必要があります。

１日に複数の振動工具を使用する場合

１日に複数の振動工具を使用する場合、下表を利用して、個別の作業ごとの「振動ばく露量Ａi　(8)」を求め、最終的な「日振動ばく露量Ａ（8）」を計算し、その振動ばく露時間が「日振動ばく露限界値（A（8）：5.0m/s²）」及び「日振動ばく露対策値（Ａ（8）：2.5m/s²）」を超えるかが判断できます。

	個別の作業番号				合計	日振動ばく露量(8)
	1	2	3	4		
Ai(8)						
$Ai(8)^2$					$\Sigma Ai(8)^2$	$A(8) = \sqrt{\Sigma Ai(8)^2}$

1　個々の作業のA（i 8）の２乗を計算し、全ての作業別の値の合計（ΣA（i 8）²）を求め、左記の表に記載します。

2　１で求めた値の平方根（A（8）＝ΣA（i 8）²）を求め、表に記載します。この値が、「日振動ばく露A（8）」になります。

日振動ばく露量A（8）は、「日振動ばく露量A（8）の計算テーブル」
（http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/nichishindo_bakuroryo.xls）
を使用して求めることができますので御活用ください。

4 振動ばく露時間など

日振動ばく露限界値（A（8）：5.0m/s²）に対応した１日の振動ばく露時間（以下「振動ばく露限界時間」といいます。）が、2時間を超える場合は、当面、１日の振動ばく露時間を２時間以下としてください。

ただし、振動工具の点検・整備を、製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により実施するとともに、使用する個々の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」を、点検・整備の前後を含めて測定・算出している場合において、振動ばく露時間が当該測定・算出値の最大値に対応したものとなるときは、この限りではありません。

なお、この場合であっても１日の振動ばく露時間を４時間以下とするのが望ましいところです。

振動値が把握できない場合

「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」が把握できない振動工具は、類似の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」を参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが２時間を超える場合には、１日の振動ばく露時間を２時間以下のできる限り短時間としてください。

やむを得ず日振動ばく露限界値を超える場合

作業の性格上、同一の作業者が同一の作業現場で連続して作業を行なうことが不可欠である場合でかつ日振動ばく露量限界値（A（8）：5.0m/s²）を超える場合には、１週間の作業の計画を作成した上で、振動ばく露を１日８時間×５日（週40時間）として算出し、日振動ばく露量A（8）を5.0m/s²以下とする１日の振動ばく露許容時間としてもやむを得ないこととしています。（ただし、チェーンソーの取扱い業務を除きます。）

事業者の皆様は、作業開始前に、これらを踏まえた作業の計画を作成し書面等により労働者に示してください。

また、日振動ばく露量Ａ（8）等に基づく対策について、労働者に労働衛生教育を実施してください。

5 振動工具の点検・整備

振動工具の取扱説明書、カタログ、ホームページ等により示された時期及び方法等により振動工具を適切に点検・整備等してください。

振動工具管理責任者

振動工具を有する事業場については、「振動工具管理責任者」を選任し、振動工具の点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録してください。

6 その他の振動障害予防対策の実施

上記の他、「チェーンソー取扱い作業指針」及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」などに基づき、健康診断及びその結果に基づく措置、安全衛生教育、体操などを行ってください。

職場における腰痛予防対策指針（抄）

1　はじめに

本指針では、一般的な腰痛の予防対策を示した上で、腰痛の発生が比較的多い次に掲げる⑴から⑸までの５つの作業における腰痛の予防対策を別紙に示した。

⑴　重量物取扱い作業
⑵　立ち作業
⑶　座り作業
⑷　福祉・医療分野等における介護・看護作業
⑸　車両運転等の作業

2　作業管理

⑴　自動化、省力化

⑵　作業姿勢、動作

労働者に対し、次の事項に留意させること。

イ　前屈、中腰、ひねり、後屈ねん転等の不自然な姿勢を取らないようにすること。

ロ　不自然な姿勢を取らざるを得ない場合には、前屈やひねり等の程度をできるだけ小さくし、その頻度と時間を減らすようにすること。

ハ　作業台や椅子は適切な高さに調節すること。

ニ　立位、椅座位等において、同一姿勢を長時間取らないようにすること。

ホ　腰部に負担のかかる動作では、姿勢を整え、かつ、腰部の不意なひねり等の急激な動作を避けること。

ヘ　転倒やすべり等の防止のために、足もとや周囲の安全を確認するとともに、不安定な姿勢や動作は取らないようにすること。

⑶　作業の実施体制

イ　作業時間、作業量等の設定に際しては、作業に従事する労働者の数、作業内容、作業時間、取り扱う重量、自動化等の状況、補助機器や道具の有無等が適切に割り当てられているか検討すること。

ロ　特に、腰部に過度の負担のかかる作業では、無理に１人で作業するのではなく、複数人で作業できるようにすること。

⑷　作業標準

イ　作業標準の策定
ロ　作業標準の見直し

⑸　休憩・作業量、作業の組合せ等

イ　適宜、休憩時間を設け、その時間には姿勢を変えるようにすること。作業時間中にも、小休止・休息が取れるようにすること。

ロ　不自然な姿勢を取らざるを得ない作業や反復作業等を行う場合には、他の作業と組み合わせる等により、当該作業ができるだけ連続しないようにすること。

ハ　夜勤、交代勤務及び不規則勤務にあっては、作業量が昼間時における同一作業の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにすること。

ニ　過労を引き起こすような長時間勤務は避けること。

⑹　靴、服装等

イ　作業時の靴は、足に適合したものを使用すること。腰部に著しい負担のかかる作業を行う場合には、ハイヒールやサンダルを使用しないこと。

ロ　作業服は、重量物の取扱い動作や適切な姿勢の保持を妨げないよう、伸縮性、保温性、吸湿性のあるものとすること。

ハ　腰部保護ベルトは、個人により効果が異なるため、一律に使用するのではなく、個人毎に効果を確認してから使用の適否を判断すること。

3　作業環境管理

⑴　温度
⑵　照明
⑶　作業床面
⑷　作業空間や設備、荷の配置等
⑸　振動

4　健康管理

⑴　健康診断

配置する際及びその後６月以内ごとに１回、定期に、次のとおり医師による腰痛の健康診断を実施すること。

イ　配置前の健康診断

配置前の労働者の健康状態を把握し、その後の健康管理の基礎資料とするため、配置前の健康診断の項目は、次のとおりとすること。

(ｲ)　既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査
(ﾛ)　自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査
(ﾊ)　脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査
(ﾆ)　神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮等の検査
(ﾎ)　脊柱機能検査：クラウス・ウェーバーテスト又はその変法（腹筋力、背筋力等の機能のテスト）

なお、医師が必要と認める者については、画像診断と運動機能テスト等を行うこと。

ロ　定期健康診断

(ｲ)　定期に行う腰痛の健康診断の項目は、次のとおりとすること。
a　既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査
b　自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査

(ﾛ)　(ｲ)の健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の項目についての健康診断を追加して行うこと。
a　脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査
b　神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮等の検査

なお、医師が必要と認める者については、画像診断と運動機能テスト等を行うこと。

ハ　事後措置

事業者は、腰痛の健康診断の結果について医師から意見を聴取し、労働者の腰痛を予防するため必要があると認めるときは、２の⑶の作業の実施体制を始め、作業方法等の改善、作業時間の短縮等、就労上必要な措置を講ずること。また、睡眠改善や保温対策、運動習慣の獲得、禁煙、健康的なストレスコントロール等の日常生活における腰痛予防に効果的な内容を助言することも重要である。

⑵　腰痛予防体操

適宜、筋疲労回復、柔軟性、リラクセーションを高めることを目的として、腰痛予防体操を実施させること。

⑶　職場復帰時の措置

腰痛は再発する可能性が高いため、休業者等が職場に復帰する際には、事業者は、産業医等の意見を十分に尊重し、腰痛の発生に関与する重量物取扱い等の作業方法、作業時間等について就労上必要な措置を講じ、休業者等が復帰時に抱く不安を十分に解消すること。

5　労働衛生教育等

⑴　労働衛生教育

次の項目について労働者の従事する業務に即した内容で行う。また、受講者の経験、知識等を踏まえ、それぞれのレベルに合わせて行うこと。

①　腰痛の発生状況及び原因
②　腰痛発生要因の特定及びリスクの見積り方法
③　腰痛発生要因の低減措置
④　腰痛予防体操

⑵　心理・社会的要因に関する留意点

職場では、腰痛に関して労働者が精神的ストレスを蓄積しないよう、上司や同僚の支援や相談窓口をつくる等の組織的な対策を整えること。

⑶　健康の保持増進のための措置

労働者の体力や健康状態を把握した上で、睡眠、禁煙、運動習慣、バランスのとれた食事、休日の過ごし方に関して産業医等による保健指導を行うことが望ましい。

6　リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム

職場における腰痛の発生には動作要因、環境要因、個人的要因、心理・社会的要因といった多様な要因が関与するとともに、それぞれの事業場によって作業は様々であることから、腰痛予防対策は、一律か

つ網羅的に各種取組を行うのではなく、費用対効果を検討し、的確な優先順位設定の下、各作業におけるリスクに応じて、合理的に実行可能かつ効果的な対策を講じることが必要である。こうしたことを志向した安全衛生活動を実施していくためには、それぞれの作業の種類ごとに、場合によっては作業場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因のリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて適切な予防対策を実施していくという手法を導入することが重要である。

また、職場で腰痛を予防するには、作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせて総合的に推進していくことが求められる。そうした予防対策は、腰痛の発生要因が作業様態や労働者等の状況によって変化すること等から継続性を確保しつつ、また、業務の進め方と密接な関係にあることや人材や予算が必要になることから、事業実施に係る管理と一体となって行われる必要がある。こうしたことを志向した安全衛生活動を実施していくためには、事業場に労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要となる。

別紙

作業態様別の対策

Ⅰ　重量物取扱い作業

重量物を取り扱う作業を行わせる場合には、事業者は、単に重量制限のみを厳守させるのではなく、取扱い回数等の作業密度を考慮し、適切な作業時間、人員配置等に留意しつつ、次の対策を講ずること。なお、重量物とは製品、材料、荷物等のことを指し、人を対象とした抱上げ等の作業は含まない。

1　自動化、省力化

重量物の取扱い作業については、適切な動力装置等により自動化し、それが困難な場合は、台車、補助機器の使用等により人力の負担を軽減することを原則とすること。例えば、倉庫の荷役作業においては、リフターなどの昇降装置や自動搬送装置等を有する貨物自動車を採用したり、ローラーコンベヤーや台車・二輪台車などの補助機器や道具を用いるなど、省力化を図ること。

2　人力による重量物の取扱い

⑴　人力による重量物取扱い作業が残る場合には、作業速度、取扱い物の重量の調整等により、腰部に負がかからないようにすること。

⑵　満 18 歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね 40%以下となるように努めること。満 18 歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の 60%位までとすること。

⑶　⑵の重量を超える重量物を取り扱わせる場合、適切な姿勢にて身長差の少ない労働者２人以上にて行わせるように努めること。この場合、各々の労働者に重量が均一にかかるようにすること。

3　荷姿の改善、重量の明示等

⑴　荷物はかさばらないようにし、かつ、適切な材料で包装し、できるだけ確実に把握することのできる手段を講じて、取扱いを容易にすること。

⑵　取り扱う物の重量は、できるだけ明示すること。

⑶　著しく重心の偏っている荷物は、その旨を明示すること。

⑷　荷物の持上げや運搬等では、手カギ、吸盤等の補助具の活用を図り、持ちやすくすること。

⑸　荷姿が大きい場合や重量がかさむ場合は、小分けにして、小さく、軽量化すること。

4　作業姿勢、動作

重量物を取り扱うときは、急激な身体の移動をなくし、前屈やひねり等の不自然な姿勢はとらず、かつ、身体の重心の移動を少なくする等できるだけ腰部に負担をかけない姿勢で行うこと。具体的には、次の事項にも留意させること。

⑴　重量物を持ち上げたり、押したりする動作をするときは、できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くするような姿勢を取ること。

⑵　はい付け又ははいくずし作業においては、できるだけ、はいを肩より上で取り扱わないこと。

⑶　床面等から荷物を持ち上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に降ろして当該荷物をかかえ、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにすること。

⑷　腰をかがめて行う作業を排除するため、適切な高さの作業台等を利用すること。

⑸　荷物を持ち上げるときは呼吸を整え、腹圧を加えて行うこと。

⑹　荷物を持った場合には、背を伸ばした状態で腰部のひねりが少なくなるようにすること。

⑺　２人以上での作業の場合、可能な範囲で、身長差の大きな労働者同士を組み合わせないようにすること。

5　取扱い時間

⑴　取り扱う物の重量、取り扱う頻度、運搬距離、運搬速度など、作業による負荷に応じて、小休止・休息をとり、また他の軽作業と組み合わせる等により、連続した重量物取扱い時間を軽減すること。

⑵　単位時間内における取扱い量を、労働者に過度の負担とならないよう適切に定めること。

6　その他

⑴　必要に応じて腰部保護ベルトの使用を考えること。腰部保護ベルトについては、一律に使用させるのではなく、労働者ごとに効果を確認してから使用の適否を判断すること。

⑵　長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休息及びストレッチングを行った後に作業を行わせること。

⑶　指針本文「４　健康管理」や「５　労働衛生教育等」により、腰部への負担に応じて適切に健康管理、労働衛生教育等を行うこと。

図 a

好ましい姿勢

図 b

好ましくない姿勢

図 c

好ましい姿勢

図 d

好ましくない姿勢

Ⅱ　立ち作業

機械・各種製品の組立工程やサービス業等に見られるような立ち作業においては、拘束性の強い静的姿勢を伴う立位姿勢、前屈姿勢や過伸展姿勢など、腰部に過度の負担のかかる姿勢となる場合がある。このような立位姿勢をできるだけ少なくするため、事業者は次の対策を講ずること。

1　作業機器及び作業台の配置

作業機器及び作業台の配置は、前屈、過伸展等の不自然な姿勢での作業を避けるため、労働者の上肢長、下肢長等の体型を考慮したものとする。

2　他作業との組合せ

長時間の連続した立位姿勢保持を避けるため、腰掛け作業等、他の作業を組み合わせる。

3　椅子の配置

(1) 他作業との組合せが困難であるなど、立ち作業が長時間継続する場合には、椅子を配置し、作業の途中で腰掛けて小休止・休息が取れるようにすること。また、座面の高い椅子等を配置し、立位に加え、椅座位でも作業ができるようにすること。

(2) 椅子は座面の高さ、背もたれの角度等を調整できる背当て付きの椅子を用いることが望ましい。
　それができない場合には、適当な腰当て等を使用させること。また、椅子の座面等を考慮して作業台の下方の空間を十分に取り、膝や足先を自由に動かせる空間を取ること。

4 片足置き台の使用
　両下肢をあまり使用しない作業では、作業動作や作業位置に応じた適当な高さの片足置き台を使用させること。

5 小休止・休息
　立ち作業を行う場合には、おおむね1時間につき、1、2回程度小休止・休息を取らせ、下肢の屈伸運動やマッサージ等を行わせることが望ましい。

6 その他
(1) 床面が硬い場合は、立っているだけでも腰部への衝撃が大きいので、クッション性のある作業靴やマットを利用して、衝撃を緩和すること。

(2) 寒冷下では筋が緊張しやすくなるため、冬期は足もとの温度に配慮すること。

(3) 指針本文「4 健康管理」や「5 労働衛生教育等」により、腰部への負担に応じて適切に健康管理、労働衛生教育等を行うこと。

Ⅲ 座り作業
　座り姿勢は、立位姿勢に比べて、身体全体への負担は軽いが、腰椎にかかる力学的負荷は大きい。一般事務、VDT作業、窓口業務、コンベヤー作業等のように椅子に腰掛ける椅座位作業や直接床に座る座作業において、拘束性の強い静的姿勢で作業を行わせる場合、また腰掛けて身体の可動性が制限された状態にて、物を曲げる、引く、ねじる等の体幹の動作を伴う作業など、腰部に過度の負担のかかる作業を行わせる場合には、事業者は次の対策を講ずること。また、指針本文「4 健康管理」や「5 労働衛生教育等」により、腰部への負担に応じて、健康管理、労働衛生教育等を行うこと。

1 腰掛け作業
(1) 椅子の改善
　座面の高さ、奥行きの寸法、背もたれの寸法と角度及び肘掛けの高さが労働者の体格等に合った椅子、又はそれらを調節できる椅子を使用させること。椅子座面の体圧分布及び硬さについても配慮すること。

(2) 机・作業台の改善
　机・作業台の高さや角度、机・作業台と椅子との距離は、調節できるように配慮すること。

(3) 作業姿勢等
　労働者に対し、次の事項に留意させること。
イ 椅子に深く腰を掛けて、背もたれで体幹を支え、履物の足裏全体が床に接する姿勢を基本とすること。また、必要に応じて、滑りにくい足台を使用すること。
ロ 椅子と大腿下部との間には、手指が押し入る程度のゆとりがあり、大腿部に無理な圧力が加わらないようにすること。
ハ 膝や足先を自由に動かせる空間を取ること。
ニ 前傾姿勢を避けること。また、適宜、立ち上がって腰を伸ばす等姿勢を変えること。

(4) 作業域
　腰掛け作業における作業域は、労働者が不自然な姿勢を強いられない範囲とすること。肘を起点として円弧を描いた範囲内に作業対象物を配置すること。

2 座作業
　直接床に座る座作業は、仙腸関節、股関節等に負担がかかるため、できる限り避けるよう配慮すること。やむを得ず座作業を行わせる場合は、労働者に対し、次の事項に留意させること。
(1) 同一姿勢を保持しないようにするとともに、適宜、立ち上がって腰を伸ばすようにすること。

(2) あぐらをかく姿勢を取るときは、適宜、臀部が高い位置となった姿勢が取れるよう、座ぶとん等を折り曲げて臀部をその上に載せて座ること。

Ⅳ 福祉・医療分野等における介護・看護作業
　高齢者介護施設・障害児者施設・保育所等の社会福祉施設、医療機関、訪問介護・看護、特別支援学校での教育等で介護・看護作業等を行う場合には、重量の負荷、姿勢の固定、前屈等の不自然な姿勢で行う作業等の繰り返しにより、労働者の腰部に過重な負担が持続的に、又は反復して加わることがあり、これが腰痛の大きな要因となっている。
　このため、事業者は、次の対策を講じること。

1 腰痛の発生に関与する要因の把握
　介護・看護作業等に従事する労働者の腰痛の発生には、「介護・看護等の対象となる人（以下「対象者」という。）の要因」「労働者の要因」「福祉用具（機器や道具）の状況」「作業姿勢・動作の要因」「作業環境の要因」「組織体制」「心理・社会的要因」等の様々な要因が関与していることから、これらを的確に把握する。

2 リスクの評価（見積り）
　具体的な介護・看護等の作業を想定して、労働者の腰痛の発生に関与する要因のリスクを見積もる。リスクの見積りに関しては、個々の要因ごとに「高い」「中程度」「低い」などと評価を行い、当該介護・看護等の作業のリスクを評価する。

3 リスクの回避・低減措置の検討及び実施
　2で評価したリスクの大きさや緊急性などを考慮して、リスク回避・低減措置の優先度等を判断しつつ、次に掲げるような、腰痛の発生要因に的確に対処できる対策の内容を決定する。
(1) 対象者の残存機能等の活用
　対象者が自立歩行、立位保持、座位保持が可能かによって介護・看護の程度が異なることから、対象者の残存機能と介助への協力度等を踏まえた介護・看護方法を選択すること。

(2) 福祉用具の利用
　福祉用具（機器・道具）を積極的に使用すること。

(3) 作業姿勢・動作の見直し
イ 抱上げ
　移乗介助、入浴介助及び排泄介助における対象者の抱上げは、労働者の腰部に著しく負担がかかることから、全介助の必要な対象者には、リフト等を積極的に使用することとし、原則として人力による人の抱上げは行わせないこと。また、対象者が座位保持できる場合にはスライディングボード等の使用、立位保持できる場合にはスタンディングマシーン等の使用を含めて検討し、対象者に適した方法で移乗介助を行わせること。
　人力による荷物の取扱い作業の要領については、「Ⅰ 重量物取扱い作業」によること。

ロ 不自然な姿勢
　ベッドの高さ調節、位置や向きの変更、作業空間の確保、スライディングシート等の活用により、前屈やひねり等の姿勢を取らせないようにすること。特に、ベッドサイドの介護・看護作業では、労働者が立位で前屈にならない高さまで電動で上がるベッドを使用し、各自で作業高を調整させること。
　不自然な姿勢を取らざるを得ない場合は、前屈やひねりの程度を小さくし、壁に手をつく、床やベッドの上に膝を着く等により身体を支えることで腰部にかかる負担を分散させ、また不自然な姿勢をとる頻度及び時間も減らすこと。

(4) 作業の実施体制
　(2)の福祉用具の使用が困難で、対象者を人力で抱え上げざるを得ない場合は、対象者の状態及び体重等を考慮し、できるだけ適切な姿勢にて身長差の少ない2名以上で作業すること。労働者の数は、施設の構造、勤務体制、作業内容及び対象者の心身の状況に応じ必要数を確保するとともに、適正に配置し、負担の大きい業務が特定の労働者に集中しないよう十分配慮すること。

(5) 作業標準の策定
　腰痛の発生要因を排除又は低減できるよう、作業標準を策定すること。作業標準は、対象者の状態、職場で活用できる福祉用具（機器や道具）の状況、作業人数、作業時間、作業環境等を考慮して、対象者ごとに、かつ、移乗、入浴、排泄、おむつ交換、食

事、移動等の介助の種類ごとに策定すること。作業標準は、定期的及び対象者の状態が変わるたびに見直すこと。

(6) 休憩、作業の組合せ

イ 適宜、休憩時間を設け、その時間にはストレッチングや安楽な姿勢が取れるようにすること。また、作業時間中にも、小休止・休息が取れるようにすること。

ロ 同一姿勢が連続しないよう、できるだけ他の作業と組み合わせること。

(7) 作業環境の整備

イ 温湿度、照明等の作業環境を整えること。

ロ 通路及び各部屋には車いすやストレッチャー等の移動の障害となるような段差等を設けないこと。また、それらの移動を妨げないように、機器や設備の配置を考えること。機器等にはキャスター等を取り付けて、適宜、移動できるようにすること。

ハ 部屋や通路は、動作に支障がないように十分な広さを確保すること。また、介助に必要な福祉用具（機器や道具）は、出し入れしやすく使用しやすい場所に収納すること。

ニ 休憩室は、空調を完備し、適切な温度に保ち、労働者がくつろげるように配慮するとともに、交替勤務のある施設では仮眠が取れる場所と寝具を整備すること。

ホ 対象者の家庭が職場となる訪問介護・看護では、腰痛予防の観点から作業環境の整備が十分なされていないことが懸念される。このことから、事業者は各家庭に説明し、腰痛予防の対応策への理解を得るよう努めること。

(8) 健康管理

長時間労働や夜勤に従事し、腰部に著しく負担を感じている者は、勤務形態の見直しなど、就労上の措置を検討すること。その他、指針本文４により、適切に健康管理を行うこと。

(9) 労働衛生教育等

特に次のイ～ハに留意しつつ、指針本文５により適切に労働衛生教育等を行うこと。

イ 教育・訓練

労働者には、腰痛の発生に関与する要因とその回避・低減措置について適切な情報を与え、十分な教育・訓練ができる体制を確立すること。

ロ 協力体制

腰痛を有する労働者及び腰痛による休業から職場復帰する労働者に対して、組織的に支援できる協力体制を整えること。

ハ 指針・マニュアル等

職場ごとに課題や現状を考慮した腰痛予防のための指針やマニュアル等を作成すること。

4 リスクの再評価、対策の見直し及び実施継続

事業者は、定期的な職場巡視、聞き取り調査、健診、衛生委員会等を通じて、職場に新たな負担や腰痛が発生していないかを確認する体制を整備すること。問題がある場合には、速やかにリスクを再評価し、リスク要因の回避・低減措置を図るため、作業方法の再検討、作業標準の見直しを行い、新たな対策の実施又は検討を担当部署や衛生委員会に指示すること。特に問題がなければ、現行の対策を継続して実施すること。また、腰痛等の発生報告も欠かすことなく行うこと。

Ⅴ 車両運転等の作業

車両系建設機械、フォークリフト、乗用型農業機械の操作・運転作業等によって粗大な振動にばく露し、又はトラック等の貨物自動車やバス・タクシー等の旅客自動車の運転作業等によって長時間の姿勢拘束下で振動にばく露すると、腰部に過度の負担がかかり腰痛が発生しやすくなる。

そのため、事業者は次の対策を講ずること。

1 腰痛の発生に関与する要因の把握

長時間の車両運転等に従事する労働者の腰痛の発生には、「作業姿勢・動作」「振動ばく露及びばく露時間」「座席及び操作装置等の配置」「荷物の積み卸し作業」「作業場の環境」「組織体制」「心理・社会的要因」等の様々な要因が関与していることから、これらを的確に把握すること。

2 リスクの評価（見積り）

具体的な車両運転等の作業を想定して、労働者の腰痛の発生に関与する要因ごとにリスクを見積もる。リスクの見積りに関しては、１で指摘した腰痛に関連する要因がどの程度のリスクに相当するか、「高い」「中程度」「低い」の定性的な評価を行い、当該運転労働等の作業のリスクを評価する。リスクの見積りからリスクの回避・低減措置の実施につなげるに当たっては、「アクション・チェックリスト」も参考になる。

3 リスクの回避・低減措置の検討及び実施

２で評価したリスクの重大性や緊急性などを考慮して、リスク低減措置の優先度を判断しつつ、

次に掲げるような、要因に的確に対処できる対策の内容を決定する。

(1) 運転座席の改善等

運転座席は、座面・背もたれ角度が調整可能、腰背部の安定した支持、運転に伴う振動の減衰効果に優れたものに改善されることが望ましい。このような運転座席を導入することで、運転に伴う拘束姿勢や不安定な姿勢・動作や振動のリスクを低減することが可能となる。また、運転作業開始前に操作性を配慮し、座面角度、背もたれ角度、座席の位置等の適正な調整を行わせることも重要となる。振動減衰に優れた運転座席への改善やこうした構造を有する車両の採用ができない場合には、クッション等を用いて振動の軽減に努めること。

(2) 車両運転等の時間管理

運転座席への拘束姿勢を強いられ、振動にばく露する長時間の車両運転等の作業は腰痛を発生させる懸念があるため、総走行距離や一連続運転時間等の時間管理を適切に行い、適宜、小休止・休息を取らせるようにすること。小休止・休息の際は車両から降りてストレッチング等を行い、筋疲労からの回復を十分図ること。また、車両運転が深夜等に及ぶ際には、仮眠の確保等についても配慮する必要がある。仮眠の確保等は腰痛予防だけでなく、安全運転という観点からも極めて重要である。

(3) 荷物の積み卸し作業

人力による荷物の取扱い作業の要領は「Ⅰ 重量物取扱い作業」によること。

なお、長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休息及びストレッチングを行った後に作業を行わせること。

(4) 構内作業場の環境の改善

不要な振動ばく露の軽減や労働者の転倒やつまずきを防止するため、床面の凹凸をなくし、作業の安全が確保できる程度の照明を確保し、さらには、労働者が寒冷にさらされることのないよう、温湿度の管理にも心がけること。

(5) その他

車両運転等の作業に従事する際は、動きやすい作業服や滑りにくい靴、必要な保護具を着用させること。

指針本文「４ 健康管理」や「５ 労働衛生教育等」により、腰部への負担に応じて適切に健康管理、労働衛生教育等を実施すること。

4 リスクの再評価、対策の見直し及び実施継続

事業者は、定期的な職場巡視、聞き取り調査、健診、衛生委員会等を通じて、職場に新たな負担や腰痛が発生していないかを確認する体制を整備すること。問題がある場合には、速やかにリスクを再評価し、リスク要因の回避・低減措置を図るため、作業方法や作業環境等の再検討や見直しを行い、新たな対策の実施又は検討を担当部署や衛生委員会に指示すること。特に問題がなければ、現行の対策を継続して実施すること。また、腰痛等の発生報告も欠かすことなく行うこと。

参考1　　**腰痛健康診断問診票(例)**

腰痛健康診断問診票[1/2]

番号:	氏名:	生年月日:　　年　　月　　日(　　歳)	性別 : 男 ・女
入社年月日:　　　年　　　月　　　日(勤続　　　年　　　月)		健診年月日:　　　年　　　月　　　日	
検診機関名:			

次の各質問について、□内に選択肢の中から該当するものを、下線部に該当する事項をそれぞれ記入してください。

1. 業務歴
現在の業務に就く前に、他の業務を行ったことがありますか。
□ ① いいえ ② はい(業務の種類:＿＿＿＿＿)

2. 既往歴
以前に大きな病気にかかったことがありますか。
□ ① いいえ ② はい(病名:＿＿＿＿＿＿＿＿)

3. 腰痛歴
<(1)で①と答えた場合は、4. に進んでください。>

(1) 以前に腰痛になったことがありますか。
□ ① いいえ ② はい(初回は＿＿年＿＿月ごろ)

(2) 初めて腰痛になったのは
□ ① 職場で ② 家庭生活で ③ 交通事故で ④ スポーツ中に ⑤ その他

(3) その時の起こり方は
□ ① 急激に起こった ② 徐々に起こった

○どんなときに
□
□
□
ア.物を持ち上げた、降ろした、運んだ、よけた、拾った、押した、引いたとき　イ.中腰で仕事をしていたとき　ウ.かがんで仕事をしていたとき　エ.不自然な姿勢が続いて　オ.立ち仕事をしていたとき　カ.運転作業で　キ.介護作業で　ク.寒冷な場所で　ケ.腰をひねった　コ.腰を打撲した　サ.尻餅をついた　シ.高所から落ちた　ス.寝返り動作で　セ.洗顔時に　ソ.くしゃみをした　タ.その他

(4) 治療は
□ ① 何もしていない ② 家庭療法 ＿＿＿＿＿＿ ③ 按摩・ハリ等 ④ 医療機関で受診し、診療を受けた

(5) その後現在に至るまでの症状は
(座骨神経痛、下肢のしびれを含む)
□ ① ＿＿回発生 ② 初回から腰痛が持続している ③ 時折(季節・天候の変わり目、疲労時等に)腰痛を感じる程度 ④ 初回以降腰痛はない ⑤ その他

4. 現在の症状(腰のつっぱり、倦怠感、重苦しさを含む)
<(1)～(4)で①と答えた場合は、5. に進んでください。>

(1) 現在、腰痛はありますか。
□ ① いいえ ② はい(ときどきある場合を含む)

(2) 現在の業務に就いてから腰痛が発生しましたか。
□ ① いいえ ② はい(ときどき) ③ はい(たびたび)

(3) 現在の業務に就いてから腰痛が激しくなりましたか。
□ ① いいえ ② はい

(4) 現在1月間に腰痛が発生しましたか。
□ ① いいえ ② はい

(5) どんな時に腰が痛みますか。
□
□
□
① 寝返りするとき ② 朝起床時 ③ 洗顔時 ④ 立ち上がり、又は座るとき ⑤ 立ち続けるとき ⑥ 中腰姿勢を続けるとき ⑦ かがんだ姿勢を続けるとき ⑧ 上を向いての作業時 ⑨ 重量物を持ち上げ、又は保持する、人を抱き、又は抱いて移動するとき ⑩ 長時間腰掛け、又は座るとき ⑪ 運転時 ⑫ 歩行時 ⑬ その他

腰痛健康診断問診票[2/2]

(6) 現在の痛みの強さは
□ ① ときどき休憩をしないと仕事が続かない ② 休憩をするほどではないが、かなり痛い ③ ときどき軽い痛みを感じる程度 ④ 腰がだるい程度

(7) 下肢に痛み、つっぱり、倦怠感、しびれがありますか。
□ ① いいえ ② はい(ときどきある場合を含む)

○その下肢痛は(つっぱり、響く感じ、重苦しさ、倦怠感を含む)
□
□
□
ア.臀部・大腿から膝まで　イ.臀部・大腿から足まで　ウ.足がしびれている　エ.足に力が入らず歩きづらい

(8) 歩行は
□ ① 全く正常に歩行が可能である ② 歩行で疼痛、しびれ、脱力が生じる ③ 立ち止まって前傾し、又はうずくまるとその痛み、しびれは軽快する

(9) 症状の変動は
□ ① 朝起床時又は動作のはじめに悪く、動いているうちにだんだんよくなる ② 動いているとだんだん悪くなる ③ せき、くしゃみにより悪くなる

○天候に左右されますか。
□ ア.天候に関係がある イ.天候に関係ない

○入浴すると変化しますか。
□ a.良くなる b.同じ c.悪くなる

(10) 現在腰痛の治療を受けていますか。
□ ① はい ② いいえ

5. 作業の状況

(1) 現在の業務について記入してください。
従事年数:＿＿＿年　作業内容:＿＿＿＿＿＿

(2) どのような作業環境が多いですか。
□ ① 屋外作業 ② 足場が狭い、不安定又は滑りやすい作業 ③ ゆれ、振動又は衝撃を伴う作業 ④ 寒冷な場所における作業 ⑤ その他

(3) どのような作業姿勢が多いですか。
□ ① 腰掛け作業 ② 座作業 ③ 中腰作業 ④ 立ち作業 ⑤ 上を向いての作業 ⑥ 極端に身体を前後に曲げる作業 ⑦ 運転作業 ⑧ その他

(4) 取り扱う対象は
□ ① 1人で＿＿＿kg～＿＿＿kgの物を取り扱うことが多い ② 重量物はほとんど取り扱わない ③ 介護作業が多い

(5) どのような作業形態が多いですか。
□
□
□
① 持ち上げ作業 ② 降ろす作業 ③ 荷積み作業 ④ 荷下ろし作業 ⑤ 運ぶ作業 ⑥ 移動する作業 ⑦ 押し、又は引っ張る作業 ⑧ 介護作業 ⑨ その他

(6) ストレッチングをしていますか。
□ ① はい(定期的に) ② はい(ときどき) ③ いいえ

(7) 日常生活において運動をしていますか。
□ ① はい ② いいえ
種類:＿＿＿＿＿＿＿＿
頻度:＿＿時間×週当たり＿＿回程度

所 見
医師＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

参考２　　　　**腰痛健康診断個人票(例)**

健康診断年月日:＿＿＿年　＿＿月＿＿＿日

氏名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　生年月日＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　性別:　男 ・ 女

1. 脊柱の検査

（1）　姿勢異常

①　側湾又は体軸の傾斜　　　＋　－

②　腰部生理的前弯　　　減少／後彎、正常、増強

③　その他　　　（具体的に:　　　　　　　　　　）

（2）　脊柱の可動性及び疼痛

①　前屈：指床間距離　　＿＿＿＿cm　　②　前屈時疼痛　　＋　－

③　後屈制限　　＋　－　　④　後屈時疼痛　　＋　－

⑤　その他　　（具体的に:　　　　　　　　　　）

（3）　筋緊張

①　傍脊柱筋緊張増加、硬結　　　左　＋　－　　右　＋　－

②　その他　　　（具体的に:　　　　　　　　　　）

（4）　圧痛、叩打痛

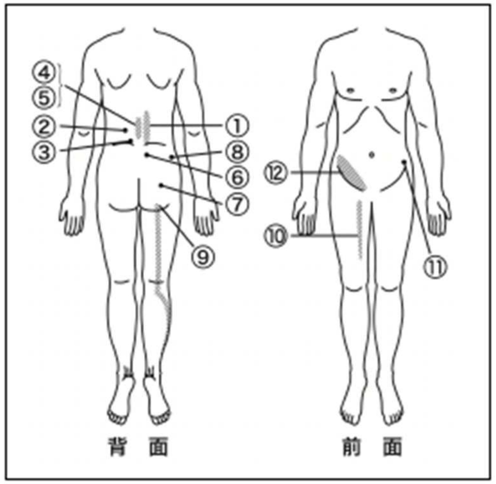

- □　①傍脊柱筋部
- □　②第三腰椎横突起部
- □　③腸腰靱帯部
- □　④棘突起
- □　⑤棘突起間部（L　）
- □　⑥後上腸骨棘部
- □　⑦仙腸関節部
- □　⑧上臀神経部
- □　⑨座骨神経部
- □　（Valleix 圧痛）
- □　⑩大腿神経部
- □　⑪腸骨前上棘部
- □　⑫腹斜筋部
- □　⑬その他

2. 神経学的検査

（1）　緊張徴候（Tension sign）

①　下肢進展挙上テスト　　　左　＋(　　)度　－　　右　＋(　　)度　－

②　大腿神経進展テスト　　　左　＋　－　　右　＋　－

（2）深部腱反射

①　膝蓋腱反射　　左　消失, 減弱, 正常, 亢進　　右　消失, 減弱, 正常, 亢進

②　アキレス腱反射　　左　消失, 減弱, 正常, 亢進　　右　消失, 減弱, 正常, 亢進

（3）　下肢知覚検査

①　知覚障害　　　左　＋　－　　右　＋　－

②　部位　（　　　　　　　　　　　　　　）

（4）　筋力

①　膝関節進展　　　左　正常　減弱　　右　正常　減弱

②　足趾背屈　　　左　正常　減弱　　右　正常　減弱

③　足趾底屈　　　左　正常　減弱　　右　正常　減弱

④　腹筋　　　左　正常　減弱　　右　正常　減弱

（5）　筋萎縮

①　臀筋　　左　＋　－　　右　＋　－

②　前脛骨筋　　左　＋　－　　右　＋　－

③　下腿三頭筋　　左　＋　－　　右　＋　－

3. 脊柱機能検査

クラウス・ウェーバーテスト

（1）　腹筋（上体起こし）

①　筋力　　　正常　減弱

②　筋持久力　　　正常　減弱

（2）　背腰筋

①　筋力　　　正常　減弱

②　筋持久力　　　正常　減弱

4. その他（医師が必要と認める検査）

総合所見   医師＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

参考3　「事務作業スペースでのストレッチング」(例)

事務作業スペースでのストレッチング

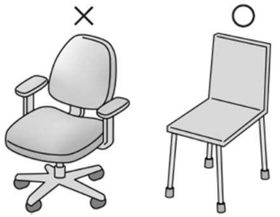

事務作業を行う事務所には、机、ロッカー、椅子などがあります。それらをストレッチングの補助道具として利用します。なお、最近はキャスター付きの椅子や腰を下ろす部分が回転する椅子が多く利用されていますが、これらの椅子は転倒の危険がありますので、利用を控えましょう。

なお、実施する際は、“ＫＹ（危険予知）”を行い、安全であることを確認しましょう。

a.事務機材を利用した大腿前面（太ももの前側）のストレッチング

b.椅子を利用した大腿前面（太ももの前側）、臀部（お尻）のストレッチング

20～30 秒間姿勢を維持し、左右それぞれ 1～3 回伸ばします

c.事務機材を利用した下腿後面（ふくらはぎ）のストレッチング

d.事務機材を利用した上半身のストレッチング

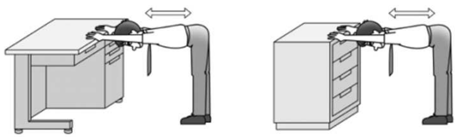

20～30 秒間姿勢を維持し、左右それぞれ 1～3 回伸ばします

e.階段材を利用したストレッチング

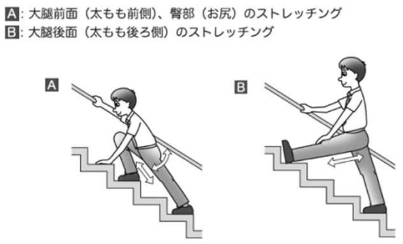

20～30 秒間姿勢を維持し、左右それぞれ 1～3 回伸ばします

参考4

平成 21 年 4 月 9 日付け厚生労働省労働衛生課長事務連絡
「介護作業者の腰痛予防対策のチェックリストについて」

介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト

★チェックをする前に必ずお読みください。

〔目　的〕
この「介護作業者の腰痛対策チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）は、「危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）」の手法を踏まえて、介護作業において腰痛を発生させる直接的又は間接的なリスクを見つけ出し、リスク低減対策のための優先度を決定、対策を講じ、介護作業者の腰痛を予防することを目的としています。

〔対象・チェックリストの活用〕
チェックリストの記入者は、介護作業に従事する方です。自分自身の作業内容や作業環境をチェックすることで、腰痛を引き起こすリスクを明確にすることができます。
チェックリストを職場全体で実施することにより、他の作業者が感じたリスクについても情報が得られ、リスクに対する共通の認識を持つこともできます。
また、事業者はチェックリストの結果を踏まえ、優先順位を決めるとともに、リスク低減のための対策を講じることが必要です。
さらにリスク低減対策を検討するための参考として対策例を掲載しています。

〔内容・使用手順〕
チェックリストは、「リスクの見積もり」と「チェックリスト」の本体から成ります。
「チェックリスト」の本体への記入は、「リスクの見積もり」に記載された評価の基準を目安にします。「チェックリスト本体のリスクの見積もり」欄の該当する評価に〇印をつけ、それぞれの介護作業の「リスク」を決定します。「リスクの見積もり」は、評価の例として掲載しています。

【チェックリストの本体への記入】
1．該当する介護サービスの☐にチェック（レ）を入れてください。
2．行っている介護作業の☐にチェック（レ）を入れてください。該当する介助作業がない場合は、「その他」の項目に作業内容を書き込んで使用してください。
3．「リスクの見積もり」の該当する評価に〇を付けてください。
「リスク」は、その評価の一例として「リスクの見積もり」において、ａ評価が２個以上で「高」、ａ評価が１個含まれるか又はすべてｂ評価で「中」、ｂとｃの評価の組み合わせ又は全てｃ評価で「小」としています。該当するものに〇を付けてください。

〈チェックリスト記入例〉

②介助作業	具体的な作業内容	③リスクの見積り				
		作業姿勢	重量負荷	頻度／作業時間	作業環境	リスク
☐着衣時の移乗作業	ベッド⇔車椅子 ベッド⇔ポータブルトイレ 車椅子⇔便座 車椅子⇔車椅子 などの移乗介助	a.　不良 b.やや不良 c.　良	a.　大 b.　中 c.　小	a.　頻繁 b.　時々 c.　ほぼなし	a.問題あり b.やや問題 c.問題なし	高 中 低

〔事業者の皆様へ〕
1　介護作業者の皆様へ配布する際の留意事項
チェックリストの氏名などの記入欄には職場名や氏名などの基本事項のほか、身長、体重、年齢などの個人情報を含む記入欄を設けていますが、必ずしも全てを記入していただく必要はありません。これらは介護作業における腰痛対策を推進する際、必要に応じて記入いただくために設けています。
介護作業者の皆様にチェックリストを配布する際は、使用目的を明確にし、記入すべき記入欄について理解を得ていただくよう配慮していください。

2　腰痛予防を推進するための対策について
介護作業者の腰痛予防を進めるため、「職場における腰痛予防対策指針－抜粋－」を添付いたしましたので、対策を推進する際の資料としてご活用ください。

【リスクの見積り】(例)

〔作業姿勢〕

作業姿勢	基準（内容の目安）	評　価
大いに 問題がある	・前屈、中腰、坐位姿勢になる作業において、適切な作業姿勢ができていない。 ・腰をひねった姿勢を長く保つ作業がある。 ・不安定で無理な姿勢が強いられるなど。	a　不良
やや 問題がある	・前屈、中腰、坐位姿勢になる作業において、適切な作業姿勢を意識しているが十分に実践できていない。	b やや不良
ほとんど 問題なし	・適切な作業姿勢を実践している。	c　良

適切な作業姿勢（例）	
適切でない作業姿勢（例）	

〔重量負荷〕

重量負荷	基準（内容の目安）	評　価
かなり大きい	・要介護者または重量物を持ち上げるなどの作業において、介護作業者１人あたりの重量負荷が 20 kg以上になる。	a　大
やや大きい	・要介護者または重量物を持ち上げるなどの作業において、介護作業者１人あたりの重量負荷はあるが 20 kg未満である。	b　中
小さい	・重量負荷はほとんどない。	c　小

〔作業頻度・作業時間〕

頻　度	基準（内容の目安）	評　価
頻繁にある	・腰に負担のかかる動作が１時間あたり十数回になる。 ・腰に負担のかかる動作が数回程度連続することが切れ目なく続く。	a　頻繁
時々ある	・腰に負担のかかる回数が１時間あたり､数回程度である。 ・腰に負担のかかる動作が連続することがあるが、腰部に負担の少ない軽作業との組合せがある。	b　時々
あまりない	・腰に負担のかかる回数が１日に数回程度	c ほぼなし

作業時間	基準（内容の目安）	評　価
時間がかかる	・同一姿勢が 10 分以上続く作業がある	a　長い
やや 時間がかかる	・同一姿勢が数分程度続く作業がある	b　やや長い
あまりない	・同一姿勢が続くような作業はほとんどない	c　短い

〔作業環境〕

作業環境	基準（内容の目安）	評　価
大いに 問題がある	・作業場所が狭い(作業場所が確保できない)､滑りやすい、段差や障害物がある、室温が適切でない、作業場所が暗い、作業に伴う動作、姿勢を考慮した設備の配置などがなされていない。	a 問題あり
やや 問題がある	・対策が講じられてある程度問題は解決されているが、十分ではない	b やや問題
ほとんど 問題はない	・適度な作業空間がある、滑り転倒などの対策ができている、段差や障害物がない、適切な室温が保たれている、適切な明るさである、作業に伴う動作、姿勢を考慮した設備の配置などが配慮されている。	c 問題なし

【リスク】(例)

それぞれの介助作業でのレベル「ａ」､「ｂ」､「ｃ」の組合せによりリスクの程度を見積り、リスク低減対策の優先度を決定します。次の表は、その一例です。

リスク	基準（内容の目安）	評　価
高	「ａ」の評価が２個以上含まれる	腰痛発生リスクは高く優先的にリスク低減対策を実施する。
中	「ａ」の評価が１個含まれる、又は全て「ｂ」評価	腰痛発生のリスクが中程度あり、リスク低減対策を実施する。
低	「ｂ」と「ｃ」の評価の組合せ、又は全て「ｃ」評価	腰痛発生のリスクは低いが必要に応じてリスク低減対策を実施する。

【リスクの見積り（例）及び
介護作業者の腰痛対策チェックリストについて】

ここで示した「リスクの見積り」及び「介護作業者の腰痛対策チェックリスト」はリスクアセスメントの手法を踏まえて、その例として作成しました。

施設などによって介護作業者の職場環境もそれぞれ異なること等から、必要に応じて本票の例を参考に、皆様の施設などにあったリスクの見積り、チェックリストを作成してください。

職場環境などを踏まえて、評価基準の変更、リスクの見積りの点数化などの方法もあります。

介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト

職場名：		記入日：　　　　年　　　月　　　日	
氏名：		性別：　男　・　女	年齢：　　　　　歳
身長：　　　　　　cm	体重：　　　　　kg	腰痛の有無：　　　有　・　無	

【使用方法】
① 該当する介護サービルの□にチェック（レ）を入れてください。
② 行っている介助作業の□にチェック（レ）を入れてください。該当する介助作業がない場合は､「その他」の項目に作業内容を書き込んで使用してください。
③ 「リスクの見積り」の該当する評価に○を付けてください。「リスク」は、「リスクの見積り」の、それぞれの評価（ａ、ｂ、ｃ）においてａ評価が２個以上で「高」、ａ評価が１個含まれるか又は全てｂ評価で「中」、ｂとｃの評価の組合せ又は全てｃ評価で「低」に○をつけてください。
④ 「リスクを低減するための対策例」を参考に対策を検討してください。

①介護サービス：□施設介護　／　□デイケアサービス　／　□在宅介護

②介助作業	具体的な作業内容	③リスクの見積り					リスクの要因例	④リスクを低減するための対策例 （概要）
		作業 姿勢	重量 負荷	頻度/ 作業時間	作業 環境	リスク		
□着衣時の 移乗介助	ベッド⇔車椅子 ベッド⇔ポータブルトイレ 車椅子⇔便座 車椅子⇔椅子 車椅子⇔ストレッチャー などの移乗介助	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　頻繁 b　時々 c　ほぼなし	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・前屈や中腰姿勢での要介護者の抱え上げ ・要介護者との距離が遠く、不安定な姿勢での移乗など	・リフト、スライディングボード等移乗介助に適した介護機器を導入する。 ・身体の近くで支え、腰の高さより上に持ち上げない。背筋を伸ばしたり、身体を後ろに反らさない。 ・体重の重い要介護者は、複数の者で介護する。 ・中腰や腰をひねった姿勢の作業等は、小休止・休息、他の作業との組合せ等を行なう。 ・特定の介護者に作業が集中しないよう配慮するなど。
□非着衣時の 移乗介助	要介護者が服を着ていない時の入浴、身洗、洗髪に伴う移乗介助	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　頻繁 b　時々 c　ほぼなし	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・介護者が服を握れないことでの不安定な抱え上げ ・前屈や中腰姿勢での移乗・手がすべるなどの不意な事故で腰に力を入れる、ひねるなど	・リフト等の介助機器、機械浴のための設備、入浴用ベルトなどの介護器具を整備する。 ・身体の近くで支え、腰の高さより上に持ち上げない。背筋を伸ばしたり、身体を後ろに反らさない。 ・体重の重い要介護者は、複数の者で介護する。 ・中腰や腰をひねった姿勢の作業等では、小休止・休息、他の作業との組合せなどを行なう。 ・特定の介護者に作業が集中しないよう配慮するなど。
□移動介助	要介護者を支えながらの歩行介助、車椅子での移動介助	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　長い b　やや長い c　短い	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・前屈や中腰姿勢、要介護者を抱えての移動 ・要介護者と介護者との体格の不一致 ・要介護者が倒れそうになることで腰に力を入れる、ひねるなど	・杖、歩行具、介助用ベルト等の介護器具、手すりなどの設備を整備する。 ・体重の重い要介護者は、複数の者で介護する。 ・通路及び各部屋に移動の障害となるような段差などを設けないなど。
□食事介助	座位姿勢のとれる要介護者の食事介助、ベッド脇での食事介助	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　長い b　やや長い c　短い	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・体をひねったり、バランスの悪い姿勢での介助 ・長い時間に及ぶ同一姿勢など	・椅子に座って要介護者の正面を向く。ベッド上では膝枕の姿勢をとる。 ・同一姿勢を長く続けないなど。

②介助作業	具体的な作業内容	③リスクの見積り					リスクの要因例	④リスクを低減するための対策例 （概要）
		作業 姿勢	重量 負荷	頻度/ 作業時間	作業 環境	リスク		
□体位変換	褥瘡などの障害を予防するための体位変換、寝ている位置の修正、ベッドまたは布団から要介護者を起き上がらせる介助	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　頻繁 b　時々 c　ほぼなし	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・前屈や中腰姿勢で要介護者を引いたり、押し上げたり、持ち上げたりする介助など	・ベッドは要介護者の移動が容易で高さ調整が可能なものを整備するとともに活用する。スライディングシートなどの介護機器を導入する。 ・体重の重い要介護者は、複数の者で介護するなど。
□清拭介助 整容・更衣介助	要介護者の体を拭く介助、衣服の脱着衣の介助、身だしなみの介助など	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　頻繁 b　時々 c　ほぼなし	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・体をひねったり、バランスの悪い姿勢、前屈や中腰姿勢での介助など	・ベッドは高さ調整が可能なものを整備するとともに活用する。 ・極力要介護者を身体の近くで支える。 ・中腰や腰をひねった姿勢の作業などでは、小休止・休息、他の作業との組合せなどを行なうなど。
□おむつ交換	ベッドや布団上でのおむつ交換	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　頻繁 b　時々 c　ほぼなし	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・前屈や中腰姿勢で要介護者の身体を持ち上げたり、支えたりする介助など	・ベッドは高さ調整が可能なものを整備するとともに活用する。 ・極力要介護者を身体の近くで支える。 ・中腰や腰をひねった姿勢の作業などでは、小休止・休息、他の作業との組合せなどを行なうなど。
□トイレ介助	トイレでの排泄に伴う脱着衣、洗浄、便座への移乗などの介助	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　頻繁 b　時々 c　ほぼなし	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・狭いトイレでの前屈や中腰姿勢で要介護者の身体を持ち上げたり、支えたりする介助など	・介助用ベルト等の介護器具、手すりなどの設備を整備する。 ・極力要介護者を身体の近くで支える。 ・動作に支障がないよう十分な広さを有する作業空間を確保するなど。
□入浴介助	一般浴、機械浴における服の脱着衣、入浴、身洗、洗髪などの介助	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　頻繁 b　時々 c　ほぼなし	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・無理な姿勢や前屈、中腰姿勢での先身、洗髪などの介助 ・滑りやすい床で急に腰部に力が入る動作など	・移動式先身台などの介助機器を導入する。手すり、取っ手、機械浴のための設備の整備をする。 ・浴槽、洗身台、シャワー設備などの配置は、介護者の無用の移動をできるだけ少なくし、シャワーの高さなどは、介護者の身長に適合したものとする。滑りにくい踏み板などを使用する。 ・極力要介護者を身体の近くで支える。 ・体重の重い要介護者は、複数の者で介護するなど。
□送迎業務	送迎車への移乗、居宅から送迎車までの移動など	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　頻繁 b　時々 c　ほぼなし	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・送迎車への車椅子の乗り下ろし ・要介護者を抱きかかえての移動、移乗など	・体重の重い要介護者は、複数の者で介護する。 ・極力要介護者を身体の近くで支える。 ・通路及び各部屋に移動の障害となるような段差などを設けないなど。
□生活援助	調理、洗濯、掃除、買い物など	a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　長い b　やや長い c　短い	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低	・前屈や中腰姿勢での作業 ・長い時間に及ぶ同一姿勢など	・腰に負担のかかりにくいモップなどの生活用品を使用する。 ・中腰や腰をひねった姿勢の作業などでは、小休止・休息、他の作業との組合せなどを行なうなど。
□その他		a　不良 b　やや不良 c　良	a　大 b　中 c　小	a　頻繁 b　時々 c　ほぼなし	a　問題あり b　やや問題 c　問題なし	高 中 低		

参考 5　「介護･看護作業等でのストレッチング」（例）

廊下、フロアなどで行うストレッチング

介護施設には手すり、テーブル、椅子、受付カウンターなどがあります。それらをストレッチングの補助道具として利用します。

a.手すり、椅子などを利用した大腿前面（太ももの前側）のストレッチング

b.手すり、椅子などを利用した下腿後面（ふくらはぎ）のストレッチング

20～30 秒間姿勢を維持し、左右それぞれ 1～3 回伸ばします

c.手すり、壁を利用した体側のストレッチング

20～30 秒間姿勢を維持し、
左右それぞれ 1～3 回伸ばします

d.手すり、壁を利用した大腿外側部（太ももの外側）・臀部（お尻）・腹部のストレッチング

壁に背を向けて立ち、上体を壁に向けひねります
20～30 秒間姿勢を維持し、左右それぞれ 1～3 回伸ばします

e.手すり、机などを利用した上半身のストレッチング

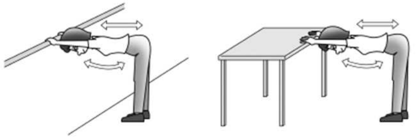

f.手すりを利用した背中のストレッチング

g.廊下やその他のスペースで行う大腿後面（太ももの後ろ側）のストレッチング

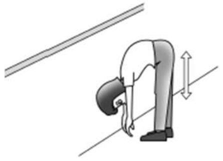

20～30 秒間姿勢を維持し、
左右それぞれ 1～3 回伸ばします

参考 6　「車両運転等の作業でのストレッチング」（例）

屋外で行うストレッチング

車体や樹木などをストレッチングの補助道具として利用します。事業場の敷地やトラックステーションで実施し、実施前に安全の確認を行いましょう。また公共物（ガードレール、標識等）をストレッチングの補助道具として利用することは控えましょう。

a.車体、樹木などを利用した大腿前面（太ももの前側）のストレッチング

b.車体、樹木などを利用した下腿後面（ふくらはぎ）のストレッチング

20～30 秒間姿勢を維持し、左右それぞれ 1～3 回伸ばします

c.車体を利用した大腿後面（太ももの後ろ側）のストレッチング

A：乗車ステップを利用する方法
B：後方バンパーを利用する方法

d.車体を利用した体側のストレッチング

A：乗車ステップ、タイヤを利用する方法
B：後方バンパーを利用する方法

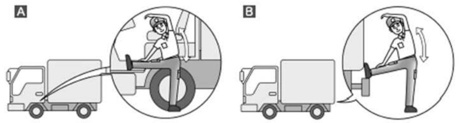

20～30 秒間姿勢を維持し、左右それぞれ 1～3 回伸ばします

e.車体を利用した大腿外側部（太ももの外側）・臀部（お尻）・腹部のストレッチング

車体に背を向けて立ち、上体を車体に向けひねります
20～30 秒間姿勢を維持し、左右それぞれ 1～3 回伸ばします

f.車体を利用した上半身ストレッチング

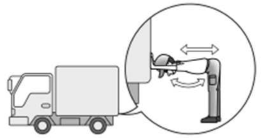

20～30 秒間姿勢を維持し、
左右それぞれ 1～3 回伸ばします

g.事業場の敷地やトラックステーションで行う大腿後面（太ももの後ろ側）のストレッチング

h.事業場の敷地やトラックステーションで行う大腿内側（太ももの内側）のストレッチング

20～30 秒間姿勢を維持し、左右それぞれ 1～3 回伸ばします

メンタルヘルス対策について

職場のメンタルヘルスの現状と課題

今日の我が国の社会は、社会経済システムの大きな変革に直面し、就労形態の多様化、雇用の流動化、成果主義の導入などにより、働き方や就業意識が大きく変わりつつあります。

平成 25 年「労働安全衛生調査（実態調査）」（以下「25 年実態調査」という。）によれば、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は 52.3%に上っており、また、メンタルヘルス上の理由により連続 1 か月以上休業し、又は退職した労働者がいる事業場の割合は 10.0%であるという結果となっています。このような状況を背景に、精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にあり、平成 26 年度は前年より 61 件増加し 497 件で過去最多となっています。

さらに、うつ病等の患者数は平成 20 年には平成 8 年の 2.4 倍となり 100 万人を突破した（厚生労働省「患者調査」より）。また、自殺者は 23 年まで 14 年連続 3 万人を越えていたものが、24 年からようやく 3 万人を下回ったものの 26 年は 25,427 人（被雇用者・勤め人は 7,164 人）と依然高い水準で推移しており、このうち原因・動機が特定された者は 19,025 人で、原因・動機が特定された者のうち「勤務問題」（複数回答）を挙げた者は 2,227 人 （被雇用者・勤め人は 1,902 人）でした。（警察庁「自殺統計」より）

一方、事業場における取組状況を見ると、25 年実態調査によれば、メンタルヘルスに取り組んでいる事業場の割合は、平成 24 年調査に比べ 13.5 ポイント上昇したものの、全体の 60.7%にとどまっており、メンタルヘルスに取り組んでいない事業場においては、「該当する労働者がいない」（39.0%）、「取り組み方がわからない」（25.3%）、「必要性を感じない」(21.8%)などの理由により取組が十分に進んでいない状況がうかがわれます。

このような状況の中、厚生労働省では平成 18 年に「事業場における労働者の健康づくりのための指針」を改訂以降、労働安全衛生法令の改正、メンタルヘルス対策支援センターの設置等、職場のメンタルヘルス対策を促進するための施策強化を図ってきました。

また、平成 26 年 6 月 25 日公布の労働安全衛生法の改正では、労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務付ける制度が創設され、平成 27 年 12 月 1 日から施行されることとなりました。（ただし、従業員 50 人未満の事業場については、当分の間努力義務となります。）

このストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととなり、国は、ストレスチェックを行う医師、保健師等に対する研修の充実・強化、労働者に対する相談・情報提供体制の整備に努めることとなりました。

ストレスチェック制度の創設

ストレスチェックの実施等が事業者の義務となる　■施行日　**平成27年12月1日**

本制度の目的
- 一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- 労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

○ **常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります。**（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

○ **検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。**

○ **検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。**

○ **面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。**

ストレスチェック制度について

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ

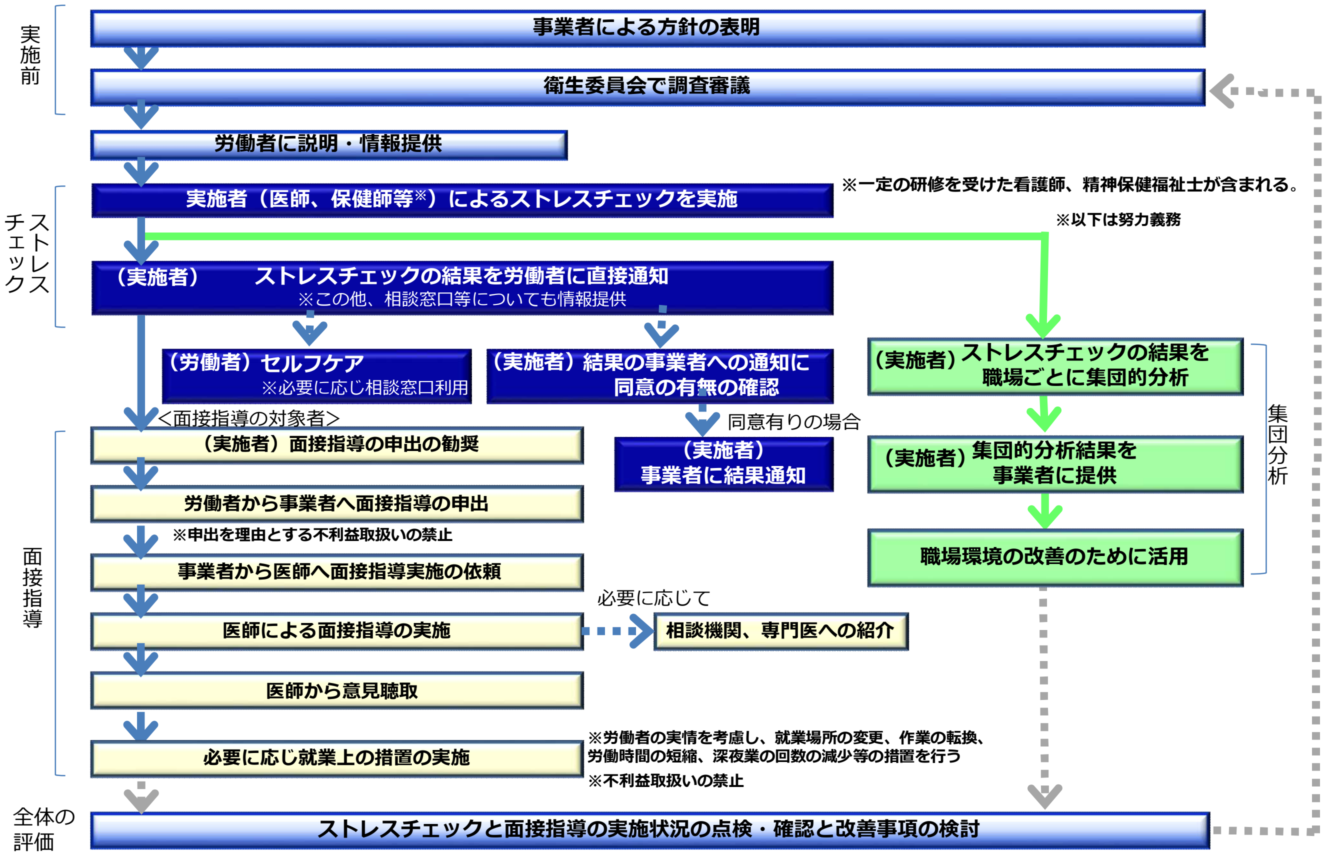

はじめに（主な用語の説明）

【ストレスチェック制度】

ストレスチェックの実施、その結果に基づく医師による面接指導、面接指導結果に基づく就業上の措置、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析など、労働安全衛生法第６６条の１０に係る事業場における一連の取組全体をいう。

【実施者と実施事務従事者】

（実施者）

医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士であって、ストレスチェックを実施する者をいう。

（実施事務従事者）

実施者のほか、実施者の指示により、ストレスチェックの実施の事務（個人の調査票のデータ入力、結果の出力又は結果の保存（事業者に指名された場合に限る）等を含む。）に携わる者をいう。

【法律・省令・指針・通達】

法律：労働安全衛生法
省令：労働安全衛生規則
指針：心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針
通達：労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（平成２７年５月１日、基発０５０１第３号）

ストレスチェック制度の導入

●　ストレスチェック制度の基本的な考え方

指針

新たに創設されたストレスチェック制度は、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する**一次予防を目的としたもの**であり、事業者は、各事業場の実態に即して実施される二次予防及び三次予防も含めた労働者のメンタルヘルスケアの総合的な取組の中に本制度を位置付け、取組を継続的かつ計画的に進めることが望ましい。

●　ストレスチェック制度の実施に当たっての留意事項

指針

事業者、労働者、産業保健スタッフ等の関係者が、次に掲げる事項を含め、制度の趣旨を正しく理解した上で、互いに協力・連携しつつ、ストレスチェック制度をより効果的なものにするよう努力していくことが重要である。

①　**全ての労働者がストレスチェックを受検することが望ましい。**

②　面接指導を受ける必要があると認められた労働者は、**できるだけ申出を行い、医師による面接指導を受けることが望ましい。**

③　ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置は努力義務であるが、事業者は、できるだけ実施することが望ましい。

●　衛生委員会等における調査審議

法律

第１８条　事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

四　前三号に掲げるもののほか、**労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項**

省令

第２２条　法第１８条第１項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

十　**労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立**に関すること。

指針

○　事業者は、ストレスチェック制度に関する基本方針を表明した上で、**衛生委員会等において、ストレスチェック制度の実施方法や実施状況及びそれを踏まえた実施方法の改善等について調査審議**を行わせることが必要である。

○　事業者は、当該調査審議の結果を踏まえ、法令に則った上で、**当該事業場におけるストレスチェック制度の実施に関する規程を定め、これをあらかじめ労働者に対して周知するものとする。**

指針

○　調査審議に当たっては、ストレスチェック制度に関し、次に掲げる事項を含めるものとする。

① ストレスチェック制度の目的に係る周知方法

② ストレスチェック制度の実施体制

・実施者、共同実施者・実施代表者、その他の実施事務従事者の選任、明示等。

③ ストレスチェック制度の実施方法

・使用する調査票、高ストレス者の選定基準、ストレスチェックの実施頻度・時期、面接指導申出方法等。

④ ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法

⑤ ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い

⑥ ストレスチェック結果の記録の保存方法

⑦ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法

⑧ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法

⑨ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法

⑩ 労働者がストレスチェックを受けないことを選択できること

⑪ 労働者に対する不利益な取扱いの防止

● ストレスチェック制度の実施体制の整備

指針

○ **ストレスチェック制度は事業者の責任において実施**するものであり、事業者は、実施に当たって、実施計画の策定、当該事業場の実施者又は委託先の外部機関との連絡調整及び実施計画に基づく**実施の管理等の実務を担当する者を指名する等、実施体制を整備することが望ましい。**

○ 当該実務担当者には、**衛生管理者又は事業場内メンタルヘルス推進担当者を指名することが望ましい**が、ストレスチェック結果等の個人情報を取り扱わないため、**労働者の解雇等に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者を指名することもできる。**

事業者	ストレスチェック制度の実施責任 方針の決定
ストレスチェック制度担当者 （衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者など）	ストレスチェック制度の実施計画の策定 実施の管理　等
実施者（産業医など） ↓ 指示 実施事務従事者 （産業保健スタッフ、事務職員など）	ストレスチェックの実施（企画及び結果の評価） 面接指導の実施 実施者の補助（調査票の回収、データ入力等） → ストレスチェックの「実施の事務」 ※個人情報を扱うため守秘義務あり

ストレスチェックの実施

● ストレスチェックの実施方法

法律

第６６条の１０　事業者は、労働者に対し、**厚生労働省令で定めるところにより**、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

省令

第５２条の９　事業者は、常時使用する労働者に対し、**１年以内ごとに１回、定期に、次に掲げる事項について検査を行わなければならない。**

1　職場における当該労働者の**心理的な負担の原因**に関する項目
2　当該労働者の**心理的な負担による心身の自覚症状**に関する項目
3　職場における**他の労働者による当該労働者への支援**に関する項目

通達

○ 事業者がストレスチェックを行うべき「常時使用する労働者」とは、**次の①及び②のいずれの要件をも満たす者であること。**

① **期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が１年以上の者**並びに契約更新により１年以上使用されることが予定されている者及び１年以上引き続き使用されている者を含む。）であること。

② 週労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の**１週間の所定労働時間数の４分の３以上**であること。

「職業性ストレス簡易調査票」の項目（57項目）

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない
2. 時間内に仕事が処理しきれない
3. 一生懸命働かなければならない
4. かなり注意を集中する必要がある-
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない
7. からだを大変よく使う仕事だ
8. 自分のペースで仕事ができる
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
12. 私の部署内で意見のくい違いがある
13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない
14. 私の職場の雰囲気は友好的である
15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない
16. 仕事の内容は自分にあっている
17. 働きがいのある仕事だ

B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

1. 活気がわいてくる
2. 元気がいっぱいだ
3. 生き生きする
4. 怒りを感じる
5. 内心腹立たしい
6. イライラしている
7. ひどく疲れた
8. へとへとだ
9. だるい
10. 気がはりつめている
11. 不安だ
12. 落着かない
13. ゆううつだ
14. 何をするのも面倒だ
15. 物事に集中できない
16. 気分が晴れない
17. 仕事が手につかない
18. 悲しいと感じる
19. めまいがする
20. 体のふしぶしが痛む
21. 頭が重かったり頭痛がする
22. 首筋や肩がこる
23. 腰が痛い
24. 目が疲れる
25. 動悸や息切れがする
26. 胃腸の具合が悪い
27. 食欲がない
28. 便秘や下痢をする
29. よく眠れない

C あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？

1. 上司
2. 職場の同僚
3. 配偶者、家族、友人等

あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？

4. 上司
5. 職場の同僚
6. 配偶者、家族、友人等

あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？

7. 上司
8. 職場の同僚
9. 配偶者、家族、友人等

D 満足度について

1. 仕事に満足だ
2. 家庭生活に満足だ

【回答肢（4段階）】
A そうだ／まあそうだ／ややちがう／ちがう
B ほとんどなかった／ときどきあった／しばしばあった／ほとんどいつもあった
C 非常に／かなり／ 多少／全くない
D 満足／まあ満足／ やや不満足／ 不満足

※労働省委託研究「労働の場におけるストレス及びその健康影響に関する研究」（平成7年度～11年度）（班長　加藤正明）

指針

（ストレスチェックの定義）

○　法第６６条の１０第１項の規定によるストレスチェックは、調査票を用いて、規則第５２条の９第１項第１号から第３号までに規定する**３つの領域に関する項目により検査を行い、労働者のストレスの程度を点数化して評価する**とともに、その**評価結果を踏まえて高ストレス者を選定し、医師による面接指導の要否を確認するものをいう。**

指針

（ストレスチェックの調査票）

○　事業者がストレスチェックに用いる調査票は、規則第５２条の９第１項第１号から第３号までに規定する３つの領域に関する項目が含まれているものであれば、実施者の意見及び衛生委員会等での調査審議を踏まえて、**事業者の判断により選択することができる**ものとする。

○　なお、事業者がストレスチェックに用いる調査票としては、別添の**「職業性ストレス簡易調査票」を用いることが望ましい。**

指針

（高ストレス者の選定）

○　次の**①又は②のいずれかの要件を満たす者を高ストレス者**として選定するものとする。

①　「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が高い者

②　「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が一定以上の者であって、かつ、「職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目」及び「職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目」の評価点数の合計が著しく高い者

○　実施者による具体的な高ストレス者の選定は、上記の選定基準のみで選定する方法のほか、選定基準に加えて補足的に実施者又は実施者の指名及び指示のもとに**その他の医師、保健師、看護師若しくは精神保健福祉士又は産業カウンセラー若しくは臨床心理士等の心理職が労働者に面談を行いその結果を参考として選定する方法**も考えられる。この場合、当該面談は、法第６６条の１０第１項の規定によるストレスチェックの実施の一環として位置づけられる。

高ストレス者選定のイメージ

【高ストレス者に該当する者】
①「心理的な負担による**心身の自覚症状**に関する項目」の評価点数の合計が高い者
②「心理的な負担による**心身の自覚症状**に関する項目」の評価点数の合計が一定以上の者であって、かつ、「職場における当該労働者の**心理的な負担の原因**に関する項目」及び「職場における他の労働者による当該**労働者への支援**に関する項目」の評価点数の合計が著しく高い者

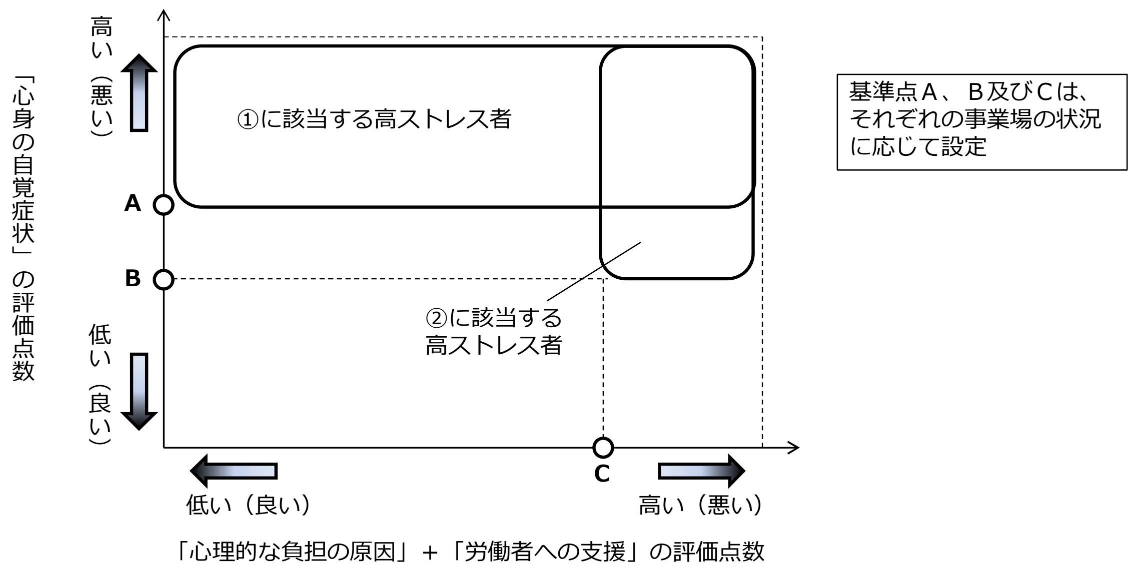

● **ストレスチェック制度の実施方法（その他留意事項）**

指針

（健康診断との同時実施）

事業者は、**ストレスチェック及び法第６６条第１項の規定による健康診断の自覚症状及び他覚症状の有無の検査（問診）を同時に実施することができる**ものとする。ただし、この場合において、事業者は、ストレスチェックの調査票及び健康診断の問診票を区別する等、労働者が受検・受診義務の有無及び結果の取扱いがそれぞれ異なることを認識できるよう必要な措置を講じなければならないものとする。

（ストレスチェックの受検の勧奨）

事業者は、実施者から**ストレスチェックを受けた労働者のリストを入手する等の方法**※**により、労働者の受検の有無を把握し、ストレスチェックを受けていない労働者に対して、ストレスチェックの受検を勧奨することができる**ものとする。

※ストレスチェックを受けた労働者のリストを実施者が事業者に提供する際に、労働者の同意取得は不要。

通達

（時期を分けて実施する方法）

１年を通じて労働者ごとに時期をずらしながら実施する方法も考えられるが、一定規模の集団ごとの集計・分析を実施することができるよう、**少なくとも集計・分析の単位となる集団については同じ時期に一斉に実施することが望ましい**。

（複数回の実施）

１年以内ごとに複数回ストレスチェックを実施しても差し支えないこと。この場合、実施頻度や実施時期について、衛生委員会等において調査審議を行った上で実施することが望ましいこと。

● **ストレスチェックの実施者（実施者となれる者とその役割）**

法律

第６６条の１０　事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師**その他の厚生労働省令で定める者**による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

省令

第５２条の１０　法第６６条の１０第１項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　**医師**
二　**保健師**
三　検査を行うために必要な知識についての研修であって**厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士**

※施行日の前日（平成２７年１１月３０日）において、３年以上労働者の健康管理等の業務に従事した経験を有する看護師又は精神保健福祉士は、厚生労働大臣が定める研修を受けなくても実施者となれる（附則）。

指針

○　実施者は、ストレスチェックの実施に当たって、当該事業場におけるストレスチェックの**調査票の選定**並びに当該調査票に基づく**ストレスの程度の評価方法及び高ストレス者の選定基準の決定について**事業者に対して**専門的な見地から意見を述べる**とともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による**面接指導を受ける必要があるか否かを確認**しなければならないものとする。

○　調査票の回収、集計若しくは入力又は受検者との連絡調整等の事務は実施者が直接行う必要はなく、実施事務従事者に行わせることができる。

●　ストレスチェックの実施者（実施の事務には従事できない者）

省令

第５２条の１０（略）
２　検査を受ける労働者について**解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない**。

通達

○　「解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ」とは、当該労働者の**人事を決定する権限を持つこと又は人事について一定の判断を行う権限を持つこと**をいい、人事を担当する部署に所属する者であっても、こうした権限を持たない場合は、該当しないものであること。

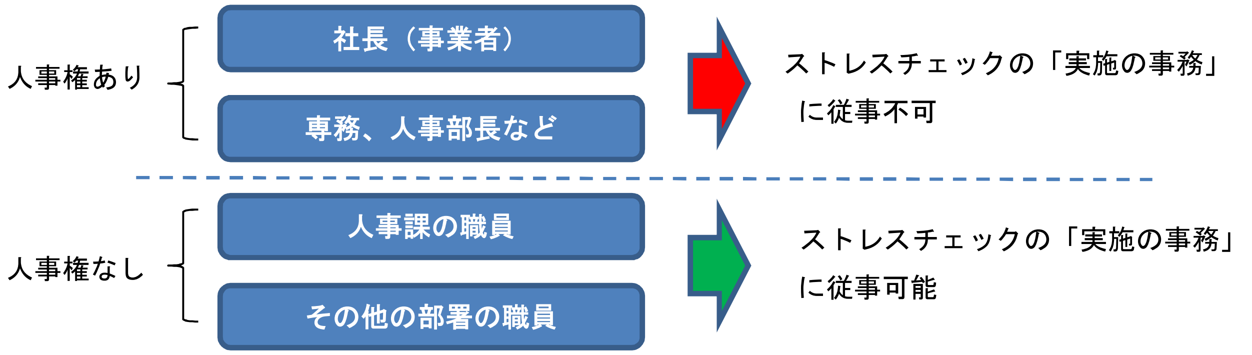

通達

■ストレスチェックの「実施の事務」
（人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者が従事できない事務）

労働者の健康情報を取扱う事務をいい、例えば、以下の事務が含まれること。
①　労働者が記入した調査票の回収※、内容の確認、データ入力、評価点数の算出等のストレスチェック結果を出力するまでの労働者の健康情報を取扱う事務。
②　ストレスチェック結果の封入等のストレスチェック結果を出力した後の労働者に結果を通知するまでの労働者の健康情報を取扱う事務。
③　ストレスチェック結果の労働者への通知※の事務。
④　面接指導を受ける必要があると実施者が認めた者に対する面接指導の申出勧奨。
⑤　ストレスチェック結果の集団ごとの集計に係る労働者の健康情報を取扱う事務。

※封筒に封入されている等、内容を把握できない状態になっているものを回収又は通知する事務を除く。

通達

■その他の事務
（人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者が従事できる事務）

労働者の健康情報を取扱わない事務をいい、例えば、以下の事務が含まれること。

① 事業場におけるストレスチェックの実施計画の策定。
② ストレスチェックの実施日時や実施場所等に関する実施者との連絡調整。
③ ストレスチェックの実施を外部機関に委託する場合の外部機関との契約等に関する連絡調整。
④ ストレスチェックの実施計画や実施日時等に関する労働者への通知。
⑤ 調査票の配布。
⑥ ストレスチェックを受けていない労働者に対する受検の勧奨。

ストレスチェックの流れと事業者（人事権者含む）、実施者、その他の実施事務従事者の役割

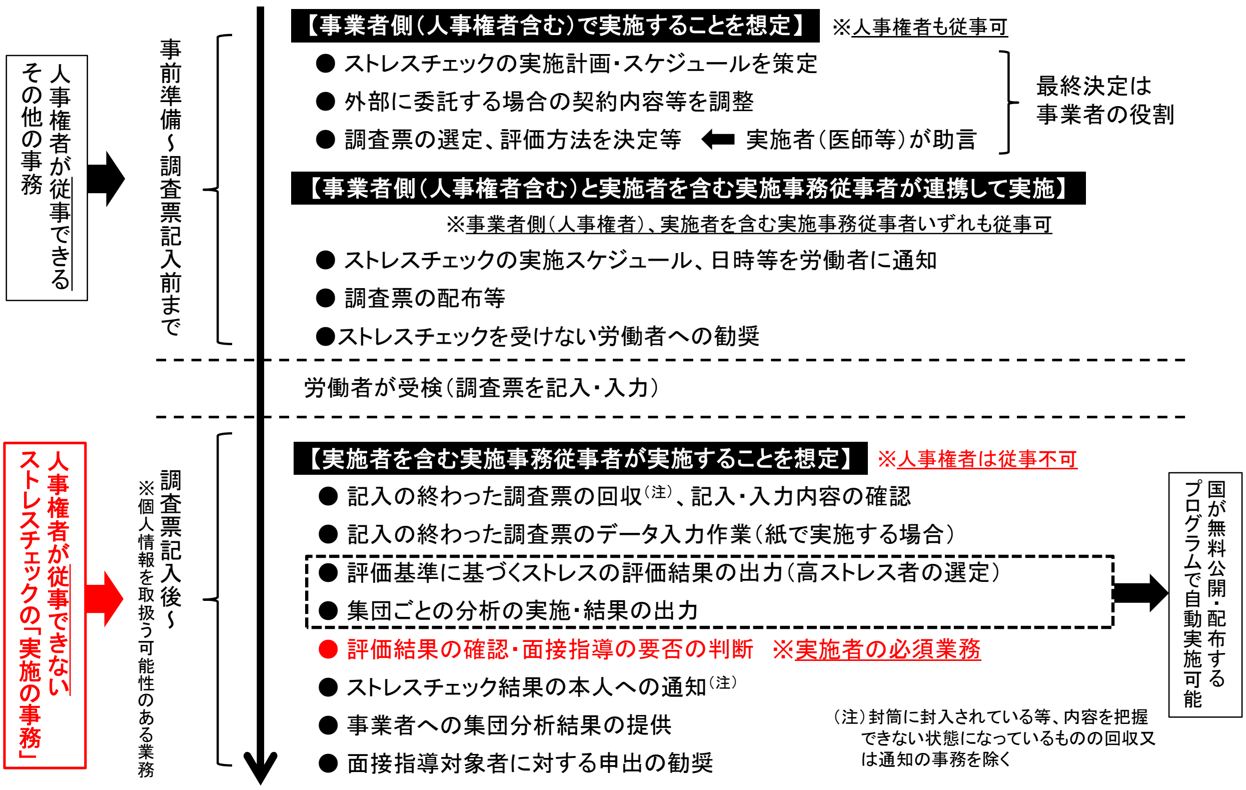

● **ストレスチェックの実施者（実施事務従事者の範囲と留意事項）**

指針

○ 事業者が、労働者の解雇、昇進又は異動の**人事を担当する職員（当該労働者の解雇、昇進又は異動に直接の権限を持つ監督的地位にある者を除く。）をストレスチェックの実施の事務に従事させる場合には、次に掲げる事項を当該職員に周知させなければならない**ものとする。

① ストレスチェックの実施事務従事者には法第 104 条の規定に基づき**秘密の保持義務が課される**こと。
② ストレスチェックの実施の事務は実施者の指示により行うものであり、実施の事務に関与していない**所属部署の上司等の指示を受けてストレスチェックの実施の事務に従事することによって知り得た労働者の秘密を漏らしたりしてはならない**こと。
③ ストレスチェックの実施の事務に従事したことによって知り得た労働者の秘密を、**自らの所属部署の業務等のうちストレスチェックの実施の事務とは関係しない業務に利用してはならない**こと。

● ストレスチェック結果の通知（通知すべき内容と時期）

法律

第６６条の１０

２　事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、**厚生労働省令で定めるところにより**、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

法律

第５２条の１２　事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から、**遅滞なく**、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

通達

○　ストレスチェックを受けた労働者に通知すべきストレスチェック結果は次の**①から③までを含むものでなければならない**こと。なお、①には、第５２条の９第１項第１号から第３号までに規定する**３つの項目ごとの点数を含まなければならない**こと。

①　個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値、図表等で示したもの

②　個人ごとのストレスの程度を示したものであって、高ストレスに該当するかどうかを示した結果

③　面接指導の要否

○　「遅滞なく」とは、ストレスチェック結果が出力された後、速やかにという趣旨であること。

● ストレスチェック結果の通知（望ましい事項とプライバシー保護）

指針

○　事業者は、ストレスチェック結果のほか、**次に掲げる事項を通知させることが望ましい。**

①　労働者によるセルフケアに関する助言・指導

②　面接指導の対象者にあっては、事業者への面接指導の申出窓口及び申出方法

③　面接指導の申出窓口以外のストレスチェック結果について相談できる窓口に関する情報提供

○　事業者は、実施者にストレスチェック結果を労働者に通知させるに当たっては、封書又は電子メール等で当該労働者に直接通知させる等、**結果を当該労働者以外が把握できない方法で通知**させなければならないものとする。

本人に通知するストレスチェック結果のイメージ

あなたのストレスプロフィール

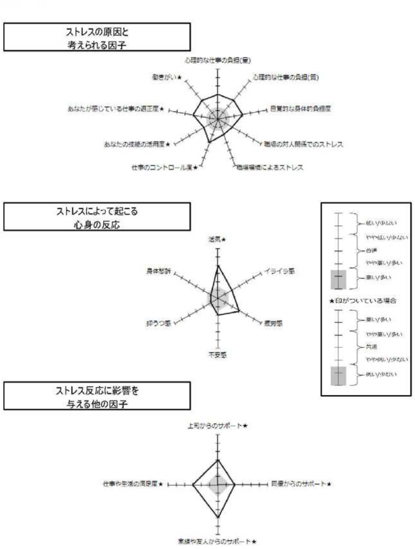

<評価結果（点数）について>

項目	評価点（合計）
ストレスの要因に関する項目	○○点
心身のストレス反応に関する項目	○○点
周囲のサポートに関する項目	○○点
合計	○○点

<あなたのストレスの程度について>

あなたはストレスが高い状態です（高ストレス者に該当します）。

セルフケアのためのアドバイス
・・

<面接指導の要否について>

医師の面接指導を受けていただくことをおすすめします。
以下の申出窓口にご連絡下さい。
○○○○（メール：****@****　電話：****-****)
※面接指導を申出した場合は、ストレスチェック結果は会社側に提供されます。また、面接指導の結果、必要に応じて就業上の措置が講じられることになります。
※医師の面接指導ではなく、相談をご希望の方は、下記までご連絡下さい。
○○○○（メール：****@****　電話：****-****)

● ストレスチェック結果の事業者への提供に関する同意取得

法律

第６６条の１０

２　事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、**あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。**

省令

第５２条の１３　法第６６条の１０第２項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならない。

指針

○　事業者は、ストレスチェックの**実施前又は実施時に労働者の同意を取得してはならない**（**本人にストレスチェック結果を通知した後に同意を取得しなければならない**）。

○　労働者が、事業者に対して面接指導の申出を行った場合には、その**申出をもってストレスチェック結果の事業者への提供に同意がなされたものとみなして差し支えない**。

同意取得のタイミング
- ×　実施前（実施前にメールで確認等）
- ×　実施時（調査票に同意の有無のチェック欄を設ける等
- **○　結果を個々人に通知後**

×　同意しない旨の申し出がない限り、同意したとみなす方法

● ストレスチェック結果通知後の対応

省令

第５２条の１６

３　検査を行った医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、**申出を行うよう勧奨することができる。**

指針

○　ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者のうち、**面接指導の申出を行わない労働者に対しては、実施者が、申出の勧奨**を行うことが望ましい。

○　事業者は、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者に対して、相談の窓口を広げ、相談しやすい環境を作ることで、高ストレスの状態で放置されないようにする等適切な対応を行う観点から、日常的な活動の中で当該事業場の産業医等が相談対応を行うほか、産業医等と連携しつつ、**保健師、看護師若しくは精神保健福祉士又は産業カウンセラー若しくは臨床心理士等の心理職が相談対応を行う体制を整備**することが望ましい。

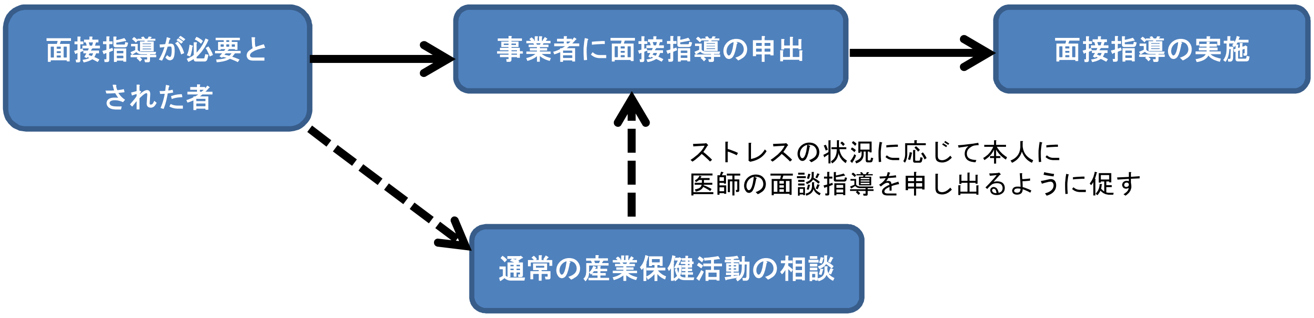

●　ストレスチェック結果の記録・保存

指針

第５２条の１３

２　事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該**労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを５年間保存しなければならない。**

第５２条の１１　事業者は、第５２条の１３第２項に規定する場合を除き、検査を行った**医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。**

通達

○　ストレスチェック結果の記録は､労働者ごとの**ストレスチェック結果そのもの又は労働者ごとのストレスチェック結果を一覧などにしてまとめたもの**をいうこと。

指針

○　労働者の同意が得られていない場合には、規則第 52 条の 11 の規定に基づき、事業者は、実施者によるストレスチェック結果の記録の作成及び当該実施者を含む実施事務従事者による当該記録の保存が適切に行われるよう、**記録の保存場所の指定、保存期間の設定及びセキュリティの確保等必要な措置**を講じなければならない。

この場合において、**ストレスチェック結果の記録の保存については、実施者がこれを行うことが望ましく**、実施者が行うことが困難な場合には、事業者は、実施者以外の実施事務従事者の中から記録の保存事務の担当者を指名するものとする。

○　**実施者又は実施者以外の実施事務従事者が記録の保存を行うに当たっては、５年間保存**することが望ましい。

本人が同意し事業者に提供された結果 ➡ 事業者が 5 年間保存（義務）

本人が同意せず実施者が保有する結果 ➡ 実施者が 5 年間保存（望ましい）
事業者は保存が適切に行われるよう必要な措置（義務）

実施者又はその他の実施事務従事者による結果保存の例

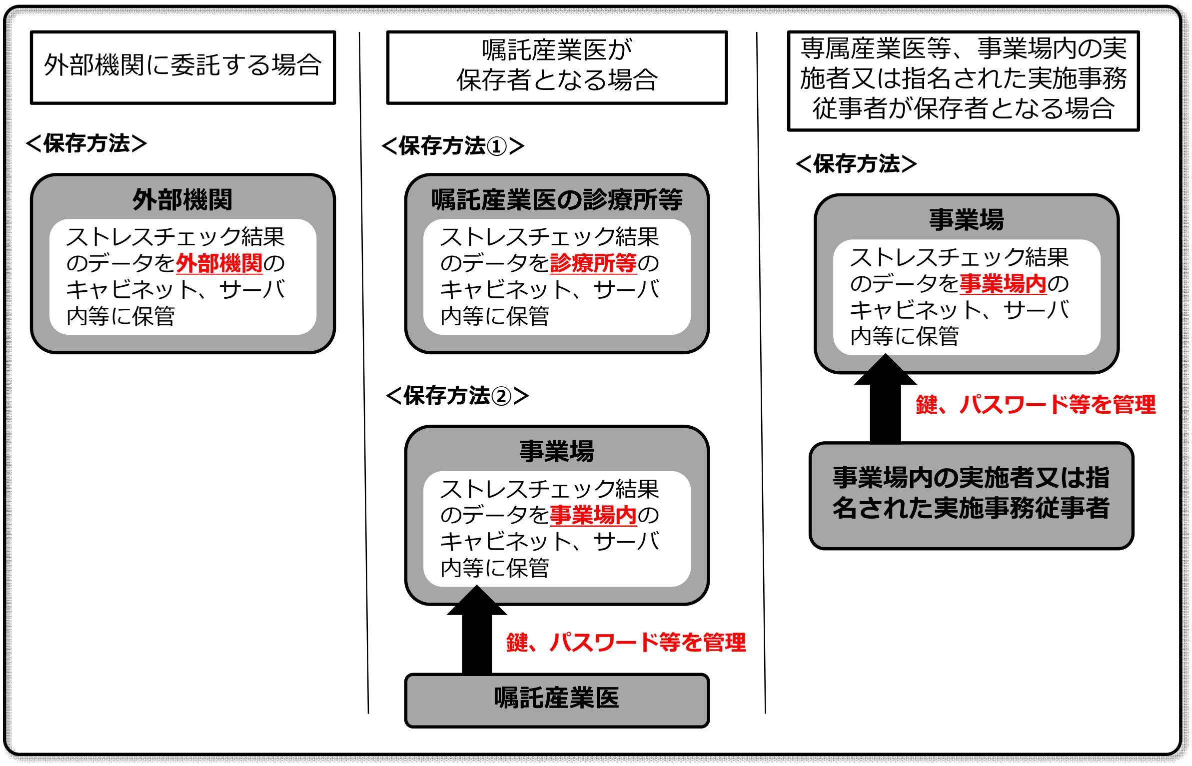

面接指導の実施

● 面接指導対象者の用件

法律

第６６条の１０
３　事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して**厚生労働省令で定める要件に該当するもの**が医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

省令

第５２条の１５　法第６６条の１０第３項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、**心理的な負担の程度が高い者であって、同項に規定する面接指導を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めたもの**であることとする。

指針

○　事業者は、労働者から面接指導の申出があったときは、当該労働者が面接指導の対象となる者かどうかを確認するため、当該**労働者からストレスチェック結果を提出させる**方法のほか、**実施者に当該労働者の要件への該当の有無を確認する方法**によることができるものとする。

ストレスの程度の評価 → 実施者が評価結果を踏まえ面接指導の要否を判断 → 本人に評価結果とともに面接指導の要否を通知 → 面接指導の申出

● 面接指導の実施方法等（実施時期）

法律

第６６条の１０
３　事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、**厚生労働省令で定めるところにより**、医師による面接指導を行わなければならない。

省令

第５２条の１６　法第６６条の１０第３項の規定による申出は、前条の要件に該当する労働者が**検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく**行うものとする。
２　事業者は、前条の要件に該当する労働者から**申出があったときは、遅滞なく**、面接指導を行わなければならない。

通達

○　面接指導を受けることを希望する旨の**申出は、書面や電子メール等**で行い、**事業者は、その記録を残す**ようにすること。
○　第１項（面接指導の申出）の「遅滞なく」とは、概ね１月以内をいうこと。
○　第２項（面接指導の実施）の「遅滞なく」とは、申出後、概ね１月以内をいうこと。

● 面接指導の結果の記録

法律

第６６条の１０
４　事業者は、**厚生労働省令で定めるところにより**、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。

省令

第５２条の１８　事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを**５年間保存**しなければならない。

２　前項の記録は、前条各号に掲げる事項※のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　実施年月日
二　当該労働者の指名
三　面接指導を行った医師の指名
四　法第６６条の１０第５項の規定による医師の意見

※労働者の勤務の状況、労働者の心理的な負担の状況、その他の労働者の心身の状況

通達

○　面接指導結果のうち、労働者の心理的な負担の状況やその他の心身の状況は、**診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の生データや詳細な医学的な情報を記載すべき趣旨ではない**こと。

○　面接指導結果の記録は、第５２条の１７各号及び第５２条の１８第２項各号の事項が記載されたものであれば、面接指導を実施した**医師からの報告をそのまま保存することで足りる**こと。

●　医師の意見聴取

法律

第６６条の１０
５　事業者は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、**厚生労働省令で定めるところにより**、医師の意見を聴かなければならない。

省令

第５２条の１９　面接指導の結果に基づく法第６６条の１０第５項の規定による医師からの意見聴取は、**面接指導が行われた後、遅滞なく**行わなければならない。

通達

○　意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行われる必要があるが、**遅くとも面接指導を実施してから概ね１月以内に行うこと**。なお、労働者の心理的な負担の程度等の健康状態から**緊急に就業上の措置を講ずべき必要がある場合には、可能な限り速やかに**行われる必要があること。

○　医師の意見聴取については、**面接指導を実施した医師から意見を聴取**することが適当であること。

○　面接指導を実施した医師が、当該面接指導を受けた労働者の所属する事業場の産業医等でない場合には、**当該事業場の産業医等からも面接指導を実施した医師の意見を踏まえた意見を聴取**することが望ましいこと。

指針

○　法第 66 条の 10 第５項の規定に基づき、事業者が医師から必要な措置についての意見を聴くに当たっては、面接指導実施後遅滞なく、就業上の措置の必要性の有無及び講ずべき措置の内容その他の必要な措置に関する意見を聴くものとする。具体的には、次に掲げる事項を含むものとする。

ア　下表に基づく就業区分及びその内容に関する医師の判断

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	メンタルヘルス不調を未然に防止するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少又は昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養等のため、休暇又は休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

イ　必要に応じ、職場環境の改善に関する意見

面接指導結果に基づく医師の意見書の例

面接指導結果報告書							
対象者	(社員番号) 氏名		所属	部	課		
			男・女	年齢　　歳			
ストレス反応の程度の評価	点数；　　点 (57 項目／23 項目／他)	過去半年間で長時間労働(残業)の有無	0. なし　1. あり				
治療中の心身の疾病	0. なし　1. あり	その他のストレス要因となる勤務状況					
心理的な負担の状況及び心身の状況	0. 所見なし 1. 所見あり (　　　　)	特記事項	※ストレスの程度の評価や医師判定の背景として特記すべき事項があれば記入する				
面接医師判定	ストレス反応について ※複数選択可	0. 医療措置不要　1. 再面接を要す（時期：　　　　） 2. 現病治療継続　3. 環境等の調整を要す　4. 医療機関紹介					
	ストレスと業務の関連性	0. ほぼなし　1. 関連を疑う　2. 強く疑われる　3. 不明	職場への指導等の必要性	0. 不要 1. 要 ⇒下記意見書に記入			
	就業区分	0. 通常勤務　1. 就業制限・配慮　2. 要休業					
	就業条件や職場環境等の調査の必要性	0. なし　1. あり	調査内容の特記事項				

事後措置に係る意見書		
就業上の措置内容等	主要措置項目 (該当に○)	a.労働時間の短縮　b.出張の制限　c.時間外労働の禁止又は制限　d.深夜業の回数の減少　e.昼間勤務への転換　f.作業の転換　g.業務負担の軽減　h.就業場所の変更　j.就業の禁止(休暇・休養の指示)　m.その他
	その他の事項	
	詳細内容	
措置期間		＿＿日・週・月　（次回面接予定日　　年　　月　　日⇒面接者　　　　）
職場環境の改善に関する意見		
上司からのサポートに関する意見		
医療機関への受診配慮等		
その他 (連絡事項等)		

医師の所属先	面接実施年月日	年　　月　　日	
	医師氏名		印

- **就業上の措置の実施**

法律

第６６条の１０

６　事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、**就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる**ほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

指針

○　法第６６条の１０第６項の規定に基づき、事業者が労働者に対して面接指導の結果に基づく就業上の措置を決定する場合には、**あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努める**とともに、労働者に対する**不利益な取扱いにつながらないように留意**しなければならないものとする。なお、労働者の意見を聴くに当たっては、必要に応じて、当該事業場の産業医等の同席の下に行うことが適当である。

○　事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、当該事業場の**健康管理部門及び人事労務管理部門の連携**にも十分留意する必要がある。また、事業者は、プライバシーに配慮しつつ、**管理監督者に対し、就業上の措置の目的及び内容等について理解が得られるよう必要な説明**を行うことが適当である。

集団ごとの集計・分析

● **集団ごとの集計・分析の実施等（集計・分析の対象）**

省令

第５２条の１４　事業者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の**一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。**

２　事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、**当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。**

通達

○　「一定規模の集団」とは、**職場環境を共有し、かつ業務内容について一定のまとまりをもった部、課などの集団**であり、具体的に集計・分析を行う集団の単位は、事業者が当該事業場の実態に応じて判断するものとすること。

指針

○　集団ごとの集計・分析の結果を事業者に提供するに当たっては、当該集団の**労働者個人の同意を取得する必要はない。**ただし、集計・分析の単位が少人数である場合には、当該集団の個々の労働者が特定され、当該労働者個人のストレスチェック結果を把握することが可能となるおそれがあることから、**集計・分析の単位が 10 人を下回る場合には、集計・分析の対象となる全ての労働者の同意を取得しない限り、事業者に集計・分析の結果を提供してはならない**ものとする。ただし、個々の労働者が特定されるおそれのない方法で集計・分析を実施した場合はこの限りでない。

● **集団ごとの集計・分析の実施等（分析結果の活用）**

指針

○　事業者は、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析結果に基づき適切な措置を講ずるに当たって、実施者又は実施者と連携したその他の**医師、保健師、看護師若しくは精神保健福祉士又は産業カウンセラー若しくは臨床心理士等の心理職から、措置に関する意見を聴き、又は助言を受ける**ことが望ましい。

○　事業者が措置の内容を検討するに当たっては、ストレスチェック結果を集団ごとに集計・分析した結果だけではなく、**管理監督者による日常の職場管理で得られた情報、労働者からの意見聴取で得られた情報及び産業保健スタッフによる職場巡視で得られた情報等も勘案して職場環境を評価**するとともに、**勤務形態又は職場組織の見直し等の様々な観点から職場環境を改善するための必要な措置**を講ずることが望ましい。このため、事業者は、次に掲げる事項に留意することが望ましい。

①　産業保健スタッフから管理監督者に対し職場環境を改善するための助言を行わせ、産業保健スタッフ及び管理監督者が協力しながら改善を図らせること。

②　管理監督者に、労働者の勤務状況を日常的に把握させ、個々の労働者に過度な長時間労働、疲労、ストレス又は責任等が生じないようにする等、労働者の能力、適性及び職務内容に合わせた配慮を行わせること。

○　集団ごとの集計・分析を行った場合には、その結果に基づき、記録を作成し、これを**５年間保存することが望ましい。**

不利益な取扱いの防止

● **法の規定により禁止されている不利益な取扱い**

法律

第６６条の１０

３　事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、**事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。**

指針

○　法第６６条の１０第３項の規定に基づき、事業者は、労働者が面接指導の申出をしたことを理由とした不利益な取扱いをしてはならず、また、労働者が面接指導を受けていない時点においてストレスチェック結果のみで就業上の措置の要否及び内容を判断することはできないことから、事業者は、当然に、**ストレスチェック結果のみを理由とした不利益な取扱いについても、これを行ってはならない**。

● **禁止されるべき不利益な取扱い**

指針

○　次に掲げる事業者による不利益な取扱いについては、一般的に合理的なものとはいえないため、**事業者はこれらを行ってはならない**ものとする。なお、不利益な取扱いの理由がそれぞれに掲げる理由以外のものであったとしても、実質的にこれらに該当するとみなされる場合には、当該不利益な取扱いについても、行ってはならないものとする。

ア　労働者が受検しないこと等を理由とした不利益な取扱い

①　**ストレスチェックを受けない労働者に対して、これを理由とした不利益な取扱いを行うこと**。例えば、就業規則においてストレスチェックの受検を義務付け、受検しない労働者に対して懲戒処分を行うことは、労働者に受検を義務付けていない法の趣旨に照らして行ってはならないこと。

②　**ストレスチェック結果を事業者に提供することに同意しない労働者に対して、これを理由とした不利益な取扱いを行うこと**。

③　**面接指導の要件を満たしているにもかかわらず、面接指導の申出を行わない労働者に対して、これを理由とした不利益な取扱いを行うこと**。

イ　面接指導結果を理由とした不利益な取扱い

①　措置の実施に当たり、医師による面接指導を行うこと又は面接指導結果に基づく必要な措置について医師の意見を聴取すること等の**法令上求められる手順に従わず、不利益な取扱いを行うこと**。

②　面接指導結果に基づく措置の実施に当たり、医師の意見とはその内容・程度が著しく異なる等医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの又は労働者の実情が考慮されていないもの等の**法令上求められる要件を満たさない内容の不利益な取扱いを行うこと**。

③　面接指導の結果を理由として、次に掲げる措置を行うこと。

（ａ）**解雇**すること。

（ｂ）期間を定めて雇用される者について**契約の更新をしない**こと。

（ｃ）**退職勧奨**を行うこと。

（ｄ）不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換又は職位（役職）の変更を命じること。

（ｅ）その他の労働契約法等の**労働関係法令に違反**する措置を講じること。

プライバシーの保護

● **守秘義務**

法律

第１０４条　第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断、第六十六条の八第一項の規定による面接指導、**第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。**

指針

○　ストレスチェック制度において、実施者が労働者のストレスの状況を正確に把握し、メンタルヘルス不調の防止及び職場環境の改善につなげるためには、事業場において、ストレスチェック制度に関する労働者の健康情報の保護が適切に行われることが極めて重要であり、**事業者がストレスチェック制度に関する労働者の秘密を不正に入手するようなことがあってはならない**。

※　「検査（ストレスチェック）の実施の事務に従事した者」とは、ストレスチェックを実施した医師、保健師等の実施者のほか、実施者の指示により、ストレスチェックの実施の事務（個人の調査票のデータ入力、結果の出力又は結果の保存（事業者に指名された場合に限る）等を含む。）に携わる者をいう。

● **その他の情報取扱い上の留意点**

指針

（事業者に提供するストレスチェック結果の範囲）

○　事業者へのストレスチェック結果の提供について**労働者の同意が得られた場合**には、実施者は、事業者に対して当該**労働者に通知する情報と同じ範囲内の情報についてストレスチェック結果を提供することができる**ものとする。

（ストレスチェック結果等の共有範囲）

○　事業者は、本人の同意により事業者に提供されたストレスチェック結果を、当該労働者の健康確保のための**就業上の措置に必要な範囲を超えて、当該労働者の上司又は同僚等に共有してはならない**ものとする。

○　集団ごとの集計・分析の結果は、集計・分析の対象となった集団の管理者等にとっては、その当該事業場内における評価等につながり得る情報であり、無制限にこれを共有した場合、当該管理者等に不利益が生じるおそれもあることから、**事業者は、当該結果を事業場内で制限なく共有してはならない**ものとする。

（生データ等の提供制限）

○　面接指導結果に関する情報を事業者に提供するに当たっては、必要に応じて情報を適切に加工することにより、当該労働者の健康を確保するための就業上の措置を実施するため必要な情報に限定して提供しなければならないこととし、**診断名、検査値若しくは具体的な愁訴の内容等の生データ又は詳細な医学的情報は事業者に提供してはならない**ものとする。

その他の留意事項

産業医の役割と外部委託する場合の留意事項

● **ストレスチェック制度における産業医の役割**

法律

第１３条　事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に**労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項**を行わせなければならない。

省令

第１４条　法第１３条第１項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

三　法第６６条の１０第１項に規定する**心理的な負担の程度を把握するための検査の実施**並びに同条第３項に規定する**面接指導の実施**及び**その結果に基づく労働者の健康を保持するための措置**に関すること。

通達

○　当該規定は**産業医がストレスチェック及び面接指導等の実施に直接従事することまでを求めているものではなく**、衛生委員会等に出席して、医学的見地から意見を述べるなど、**何らかの形でストレスチェック及び面接指導の実施等に関与すべきことを定めたもの**であること。ただし、**事業場の状況を日頃から把握している当該事業場の産業医がストレスチェック及び面接指導等の実施に直接従事することが望ましい**こと。

派遣労働者に関する留意事項

● **外部機関にストレスチェック等を委託する場合の留意事項**

指針

○　事業者は、必要に応じてストレスチェック又は面接指導の全部又は一部を外部機関に委託することも可能である。この場合には、当該**委託先において、ストレスチェック又は面接指導を適切に実施できる体制及び情報管理が適切に行われる体制が整備されているか等について、事前に確認**することが望ましい。

● **派遣労働者に関する留意事項**

通達

○　法第６６条の１０に基づくストレスチェック及び面接指導については、派遣中の労働者に関し、**派遣元事業者が事業者としての責務を負う**ものとされたこと。

○　ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析は、職場単位で実施する必要があることから、**派遣労働者も含めた一定規模ごとに、派遣先事業者において集計・分析することが適当**である。そのためには、**派遣先事業者においても派遣労働者に対してストレスチェックを実施することが望ましい**こと。

○　面接指導の結果に基づき、派遣元事業主が派遣中の労働者に就業上の措置を講ずる場合には、労働者派遣契約の変更が必要となること等も考えられることから、必要に応じて、派遣先事業主と連携し、適切に対応することが望ましいこと。

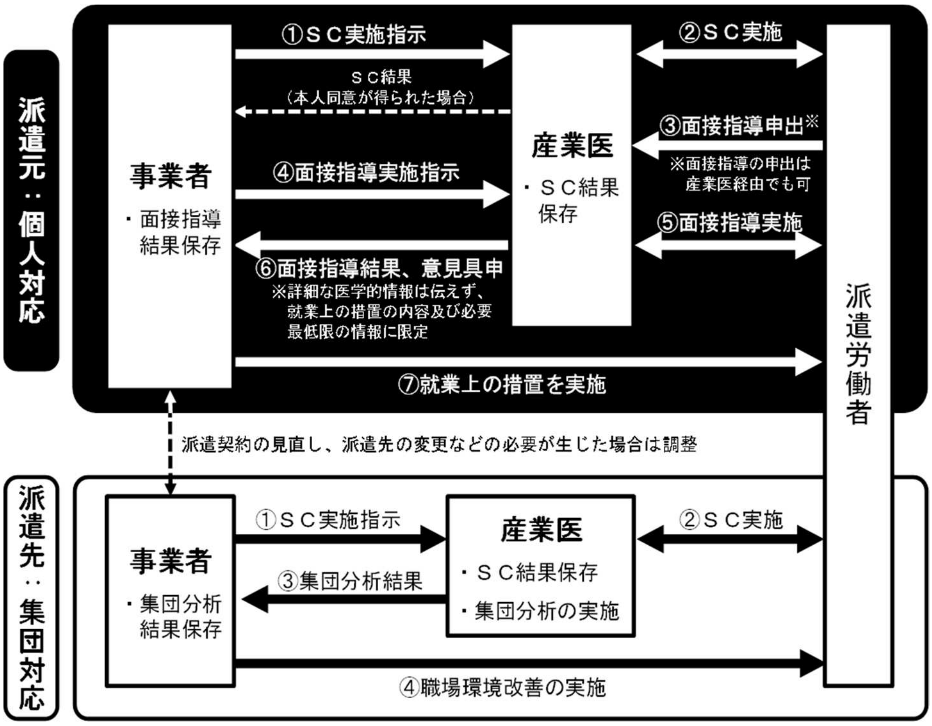

労働基準監督署への報告

省令

第５２条の２１　常時５０人以上の労働者を使用する事業者は、１年以内ごとに１回、定期に、**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第６号の２）を所轄労働基準監督署長に提出**しなければならない。

通達

○　心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の提出時期は、各事業場における事業年度の終了後など、**事業場ごとに設定して差し支えない**こと。

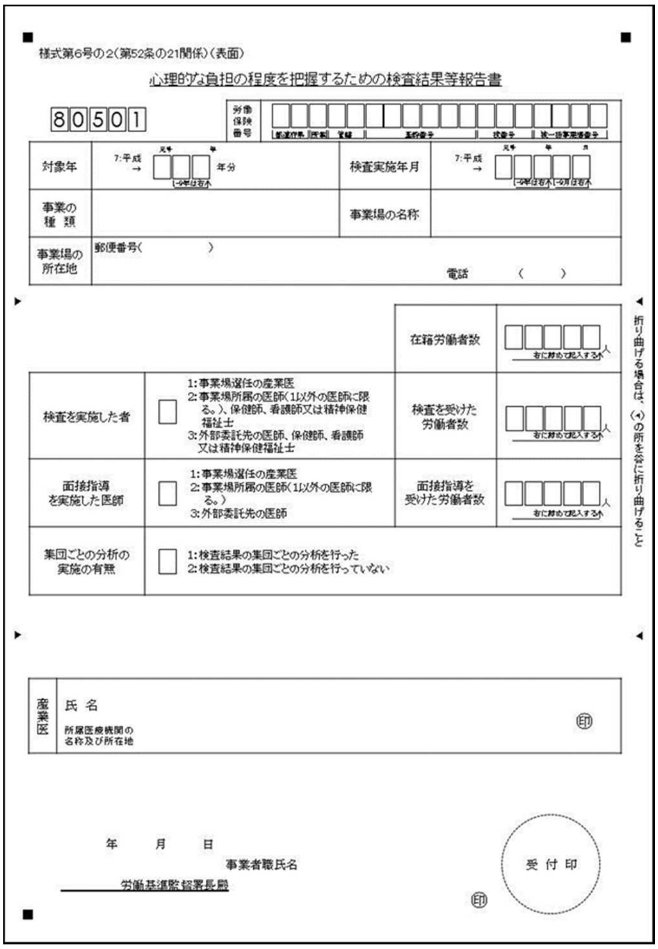
様式第6号の2(第52条の21関係)(表面)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501　労働保険番号（都道府県｜所掌｜管轄｜基幹番号｜枝番号｜被一括事業場番号）

対象年	7:平成 → 元号 年 （一桁は右へ） 年分	検査実施年月	7:平成 → 元号 年 月 （一桁は右へ）（一桁は右へ）
事業の種類		事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号(　　　) 電話　(　　)		
		在籍労働者数	人（右に詰めて記入する）
検査を実施した者	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、看護師又は精神保健福祉士 3:外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士	検査を受けた労働者数	人（右に詰めて記入する）
面接指導を実施した医師	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。) 3:外部委託先の医師	面接指導を受けた労働者数	人（右に詰めて記入する）
集団ごとの分析の実施の有無	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない		

折り曲げる場合は、(◄)の所を谷に折り曲げること

産業医	氏名 所属医療機関の名称及び所在地	㊞

年　月　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿　㊞

受付印

- ストレスチェック制度は、メンタルヘルス不調の未然防止だけでなく、従業員のストレス状況の改善及び働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上にもつながるものです。
- 制度の趣旨を正しくご理解いただき、事業者、労働者、産業保健スタッフ等の関係者がお互いに協力・連携しながら、制度の導入・活用を進めていただくようお願いします。

ポータルサイトの活用について

厚生労働省が開設している「こころの耳」では、ストレスチェック制度に係る「実施マニュアル」、「Ｑ＆Ａ」等を公開していますのでご利用ください。

http://kokoro.mhlw.go.jp/

本サイトへは、厚生労働省のホームページのトップ画面（http://www.mhlw.go.jp/）からも閲覧できます。
また、携帯サイトでも一部情報をご覧いただけます。
右の２次元コード、または上記URLよりご覧ください。

働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト
「こころの耳」

厚生労働省

職場のいじめ・嫌がらせによるメンタルヘルス不調の防止について

職場のいじめ・嫌がらせは、職場内の人間関係を悪化させるとともに、職場の秩序を乱し、労働者の勤労意欲の阻害や組織の生産性の低下をもたらし、さらには、心身の不調をもたらすなど労働者のメンタルヘルス不調の原因にもなることがあります。

職場のメンタルヘルス対策においては、「職場のいじめ・嫌がらせ」の防止も重要になります。そして、この問題は産業保健の分野だけで対応するのではなく、全社的な取組みが必要となります。

厚生労働省では職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト「みんなでなくそう！職場のパワーハラスメント明るい職場応援団」を開設し、パワーハラスメントに関する基礎知識、事業場の取組事例、裁判事例、統計情報等について情報の提供を行っていますので御利用ください。

ポータルサイト「あかるい職場応援団」
http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/

ポータルサイト「こころの耳」から

事業場の取り組み事例

全社を挙げての取り組み「顔の見える相談窓口」

業種小売販売業　従業員数５８６名

メンタルヘルス対策を行うこととなったきっかけ

社内において、ある支店で働く社員がうつ病で休職したことがきっかけだった。本社は東京にあるが、各支店が全国に分散されており、常時、社員全員の状況が把握できない中での発症であった。社内規定にのっとり、うつ病の社員にはすぐに休職の措置を取ったものの、休職期間中の対応や復職後の対応について解決策が見えず、問題は山積みであった。そのため本社の人事部が対応策に乗り出した。

メンタルヘルス対策までの流れ

まず人事部が取った行動は、メンタルヘルス対策を行う上での知識の習得であった。厚生労働省のメンタルヘルス対策のポータルサイト「こころの耳」を検索し情報収集、書籍の購入や直近のセミナーなどに参加し、どのような対応策があるのかを調査した。さらにメンタルヘルスに詳しい社会保険労務士とも契約し、就業規則の整備を行った。また他社の取り組み例なども指南してもらい、「社内研修」も同時に行った。その後「健康管理部」「各支店」との綿密なすり合せを行った。

具体的なメンタルヘルス対策の内容

～メンタルヘルス対策の情報収集～

社員がうつ病となり休職に入った時点で、人事部はメンタルヘルス対策の情報収集を行った。インターネットで検索をしたが様々な情報があるため、当初はどの情報を信じて良いか分からなかった。その中で「こころの耳」を見つけ、このサイトを中心に情報の収集や書籍の購入・セミナーなどの参加を行った。その結果、社内の就業規則の整備と会社全体での対策が必要であると判断した。

～社会保険労務士の活用～

社内において就業規則などを作成していたが、心の病に対応した休職・復職制度ではなかったと判断。そのためこの分野に詳しい社会保険労務士と契約をし、就業規則の整備を行った。その際に「社内研修」「他部門間との連携」など他社の取り組み事例なども指南してもらった。

～社内研修から他部門間との連携まで～

経営者層及び「人事部」「健康管理部」「各支店」のそれぞれの管理職に対し、社会保険労務士が社内研修を行う。内容は企業のリスクと他社事例の紹介、及び他部門間との連携が必要不可欠であるとのことであった。本社と各支店に地理的な距離があるが、情報の共有は必至と判断。それぞれの支店において、売り上げ報告とともに、毎月社員の状況報告を挙げてもらう仕組みを作った。また休職している社員には同意を得た上で、「人事部」「健康管理部」「支店」の管理職で情報を共有し、企業の対応時には産業医と社会保険労務士に相談できる体制を作った。また休職している社員には、本社の「健康管理部」所属の保健師とメールや電話での相談を行うようにし、それらの情報も本人の同意を得た上で、「人事部」が共有することとした。

結果

分散された各支店の社員の状態が本社に上がるようになった。心配されていたX支店の社員も無事に職場復帰でき、現在は通常の労務提供ができている。「休職中の保健師さんの温かい言葉が励みになった」とのことであった。人事部も「健康管理部と支店との三人四脚で乗り越えられた」と言っている。現在は人事部と健康管理部の保健師が、各支店を回って「顔の見える相談窓口」を目指している。

http://kokoro.mhlw.go.jp/

本サイトへは、厚生労働省のホームページのトップ画面（http://www.mhlw.go.jp/）からも閲覧できます。
また、携帯サイトでも一部情報をご覧いただけます。
右の２次元コード、または上記URLよりご覧ください。

働く人のメンタルヘルス ポータルサイト 「こころの耳」

厚生労働省

過重労働による健康障害を防ぐために

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。

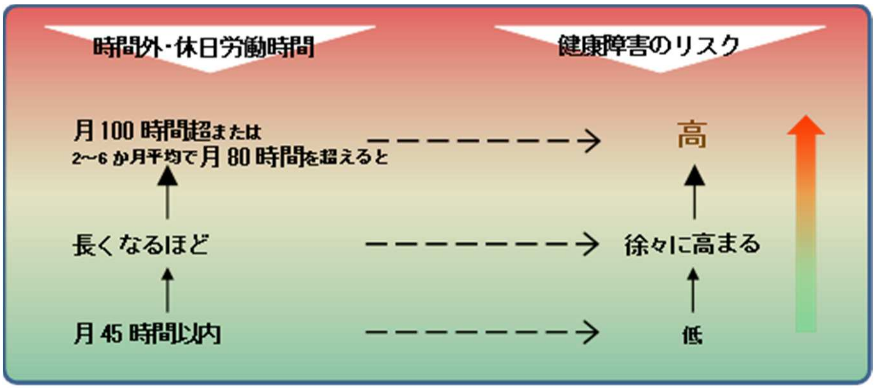

厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号、平成20年3月7日付基発第0307006号で一部改正）を策定し、時間外・休日労働の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しています。

① 上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

② 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。

③「時間外・休日労働」とは、**休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間**のことです。

④ 2～6か月平均で月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間の**いずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超える**という意味です。

1　時間外・休日労働を削減しましょう

□　３６協定は限度基準等に適合したものとなっていますか？

３６協定（時間外・休日労働に関する協定）で定める延長時間については、次の限度時間（対象期間が３箇月間を超える１年単位の変形労働時間制の対象者を除く。）が定められています。

期　間	１週間	２週間	４週間	１箇月	２箇月	３箇月	１年間
限度時間	15時間	27時間	43時間	45時間	81時間	120時間	360時間

「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省公示第154号）

- 限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる事情「特別の事情」は臨時的なもの（一時的または突発的に、時間外労働を行わせる必要のあるものであり、全体として１年の半分を超えないことが見込まれるもの）に限るとされています。
- 自動車運転者については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第７号）に適合した３６協定とする必要があります。
- 月４５時間を超えて時間外労働を行わせることが可能な場合でも、健康障害防止の観点から、実際の時間外労働は月４５時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。

□　労働時間を正確に把握していますか？

- 労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録する必要があります。

※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月6日付け基発第339号）

□　年次有給休暇の取得を促進していますか？

- 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用に努めましょう。

□　労働時間等の設定のための改善のための措置を実施していますか？

- 労働時間等の設定の改善を図るため、労働時間等見直しガイドラインに基づき、必要な措置を講じましょう。

事業者は、裁量労働制対象労働者や管理・監督者についても、健康確保のための責務があることなどに留意して、過重労働とならないよう十分な注意喚起を行うなどの措置を講ずるよう努めましょう。

2　健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう

□　産業医及び衛生管理者等を選任していますか？

- 労働者の健康管理のため、事業場において選任した産業医、衛生管理者、衛生推進者等に健康管理に関する職務を適切に行わせましょう。
- 産業医を選任する義務のない事業場（常時 50 人未満の労働者を使用する事業場）では、地域産業保健センターの産業保健サービスを活用しましょう。

□　衛生委員会等を設置していますか？

- 衛生委員会等設置し、「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」をはじめ健康管理について適切に調査審議を行いましょう。

衛生委員会等での調査審議事項

長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること

❶ 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策の実施計画の策定等に関すること
❷ 面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること
❸ 労働者の申出が適切に行われるための環境整備に関すること
❹ 申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関すること
❺ 面接指導又は面接指導に準ずる措置の実施対象者（法令により義務づけられている面接指導の実施対象者を除く。）を定める基準の策定に関すること
❻ 事業場における長時間労働による健康障害の防止対策の労働者への周知に関すること

□　健康診断を確実に実施していますか？

- 常時使用する労働者に対し、1 年以内に 1 回、定期に健康診断を実施しなければなりません。
- 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6 か月以内に 1 回の特定業務従事者健康診断を実施しなければなりません。
- 血圧等一定の健康診断項目に異常の所見がある労働者には、労災保険制度による二次健康診断等特定保健指導に関する給付（二次健康診断等給付）制度を活用しましょう。

□　健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？

- 事業者は，健康診断において異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。

長時間労働者への医師による面接指導制度について

●　医師による面接指導制度の趣旨は・・・

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものです。

●　面接指導とは・・・

問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて必要な指導を行うことをいいます。

●　長時間労働者への面接指導制度の概要

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）の発症が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。また、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導または面接指導に準じた必要な措置を講ずるように努めましょう。

面接指導に準ずる措置の例　例 1）労働者に対し保健師等による保健指導を行う。例 2）労働者の疲労蓄積度チェックリストで疲労蓄積度を把握し、必要な労働者に対して面接指導を行う。例 3）事業者が産業医等から事業場の健康管理について助言指導を受ける。

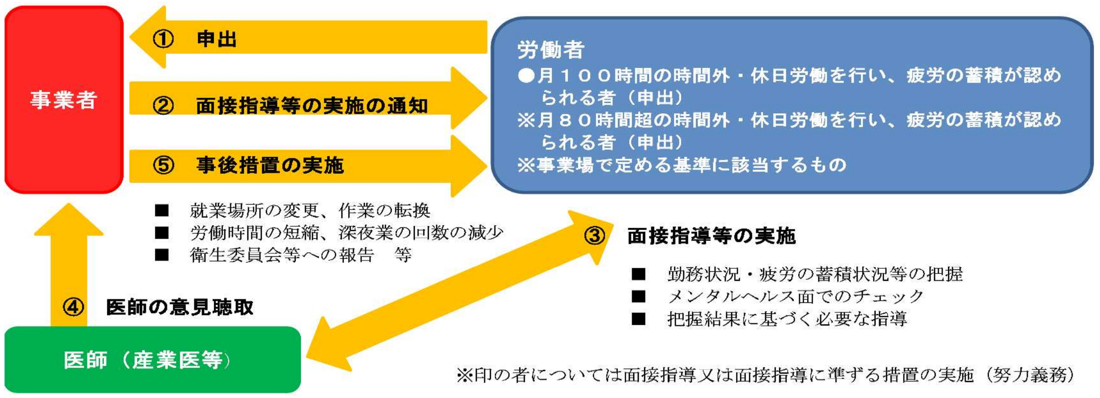

1　長時間労働者に対し面接指導等を実施しましょう

医師による面接指導の対象となる労働者は‥

時間外・休日労働時間※１が１月当たり１００時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者（申出による）※2

申出の手続きをとった労働者を「疲労の蓄積があると認められる者」として取り扱うこととし、面接指導は要件に該当する労働者の申出により行います。

※１　「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き１週間当たり４０時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。

※２　ただし、期日前１月以内に面接指導を受けた労働者等、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除きます。

□　時間外・休日労働時間が 100 時間を越えたら・・

事業者 →
●申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
●時間外・休日労働時間が１月当たり１００時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。

労働者 →
●面接指導の申し出をし、医師による面接指導を受けましょう

産業医 →
●労働者に対し面接指導の申出をするように勧奨しましょう。面接指導に当たっては「長時間労働者への面接チェックリスト（医師用）」等を活用しましょう。

面接指導又は面接指導に準ずる措置（以下「面接指導等」という。）の対象となる労働者は‥

① 長時間の労働（時間外労働・休日労働時間が１月当たり８０時間超）により、疲労の蓄積が認められ、 又は、健康上の不安を有している労働者（申出による）

② 事業場において定められた基準に該当する労働者

□　時間外・休日労働時間が月 80 時間を越えたら・・

事業者 →
●申出をした労働者に対し、面接指導等を実施するよう努めましょう。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。

労働者 →
●面接指導等の申出をし、面接指導等を受けましょう。

□　事業場において基準を設定するに当たっては・・

※ 時間外・休日労働時間が月１００時間又は２～６月平均で月８０時間を超えたら‥

事業者 →
●該当する全労働者が面接指導の対象となるよう基準を設定し、面接指導を実施するよう努めましょう。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。

労働者 →
●面接指導等を受けましょう。

時間外・休日労働時間が月４５時間を超えたら‥

事業者 ➡ ●健康への配慮が必要な者が面接指導等の措置の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

2　時間外・休日労働時間の算定・申出の手続き

１か月の時間外・休日労働時間数＝１か月の総労働時間数ー（計算期間１か月間の総暦日数／７）×４０
１か月の総労働時間数＝労働時間数（所定労働時間数）＋延長時間数（時間外労働時間数）＋休日労働時間数

- 時間の算定は、毎月１回以上、一定の期日を定めて行わなければなりません。例）賃金締切日とする。
- 専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制適用労働者は、使用者が健康・福祉確保措置を行うに当たって把握している「労働時間の状況」を基に事業場毎に取り決めた方法により算定します。
- 管理・監督者等は、労働者自らが「時間外・休日労働時間が月１００時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる」と判断し、申出があった場合に面接指導を実施します。

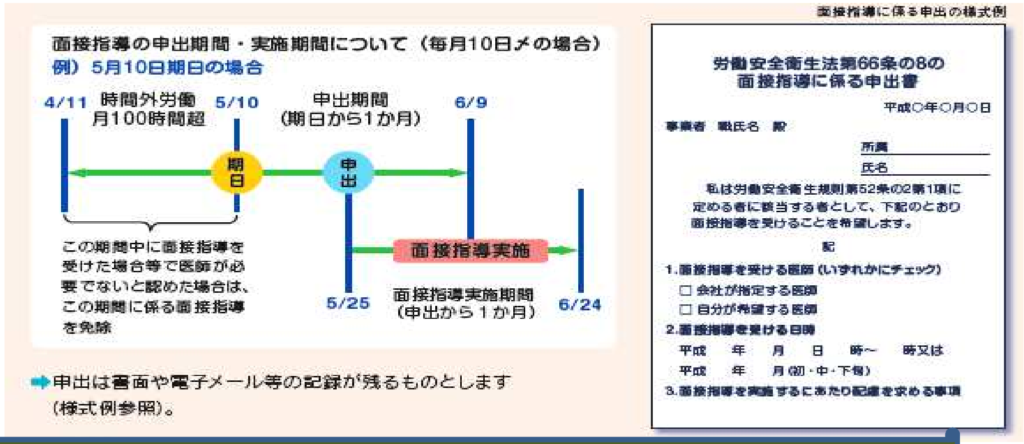

3　医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録

- 事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。
- 医師の意見聴取は、面接指導を実施した医師から面接指導の結果の報告に併せて行うことが適当です。
- 面接指導の結果の記録は、面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保存することで足ります。

4　事後措置の実施の際に留意すべき事項

- 事業者は、医師の意見を勘案して、必要と認める場合は適切な措置を実施しなければなりません。
- 面接指導により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、必要に応じて精神科医等と連携をしつつ対応を図りましょう。
- 特にメンタルヘルス不調に関して、面接指導の結果、労働者に対し不利益な取扱いをしてはならないことに留意しましょう。

5　事業場で定める必要な措置に係る基準の策定

- 事業場で定める基準の策定は、衛生委員会等における調査審議の内容を踏まえて決定するとともに、長時間労働に係る医学的知見を考慮し、以下の点に十分留意しましょう。

● 時間外・休日労働が月１００時間超及び２～６月平均で月８０時間超の労働者について、すべての労働者に面接指導を実施するよう基準の策定に努めること。
● 時間外・休日労働が月４５時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるように基準を設定することが望ましいこと。

例 1）時間外・休日労働時間が１月当たり４５時間を超える労働者で産業医が必要と認めた者には、面接指導を実施する。
例 2）時間外・休日労働時間が１月当たり４５時間を超える労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医等に提供し、事業場における健康管理について事業者が助言指導を受ける。

6　面接指導等の実施に当たって

- 月８０時間超の時間外・休日労働をさせた事業場又はそのおそれのある事業場等においては、衛生委員会等で調査審議のうえ、以下の①～③を図りましょう。調査審議の際は、申出を行うことによる不利益取扱いの防止など、申出がしやすい環境となるよう配慮しましょう。

① 労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備
② 申出様式の作成、申出窓口の設定など申出手続を行うための体制の整備
③ 労働者に対する体制の周知

- 面接指導を実施する医師は、産業医や産業医の要件を備えた医師等が望ましいものです。
- 面接指導の実施の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。
- 派遣労働者への面接指導は、派遣元事業者に実施義務が課せられます。
- 時間外・休日労働が月１００時間超の労働者全員に対して面接指導を実施する場合は、事業者は対象者全員に面接指導の実施の通知等を行い、労働者が申込みを行ったことなどをもって申出を行ったものとみなします。

［ 平成27年度版 ver.1（H27.6作成）］

事業者の皆さまへ

労働安全衛生法を改正　平成２７年６月１日から
職場の「受動喫煙防止対策」が事業者の努力義務となりました

▶受動喫煙とは？

室内と室内に準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。
今回の改正法によって、**労働者の健康の保持増進のため**に、職場の受動喫煙防止対策が必要となりました。

▶法律の対象となる事業者の範囲は？

資本金や常時雇用する労働者の数にかかわらず、**すべての事業者が対象**です。

▶具体的に何をすればよいのでしょうか？

事業者は「**事業者および事業場の実情に応じ適切な措置**」をとるよう努めることとしています。（法第68条の２）
事業者は現状把握と分析を行い、衛生委員会などで具体的な対策を決めて実施します。
また、対策の実施後は効果を確認し、必要に応じて対策の見直しを行いましょう。
対策の進め方は裏面に記載していますので、参考にしてください。

▶何か支援は受けられますか？

厚生労働省では、以下の支援事業を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

厚生労働省が実施する支援事業

① 屋外喫煙所や喫煙室などの設置にかかる費用の助成（受動喫煙防止対策助成金）

対象事業主　：すべての業種の**中小企業**事業主
助成率　　　：１／２（上限200万円）
問い合わせ先：事業場のある都道府県労働局の健康安全課（または健康課）

② 受動喫煙防止対策の技術的な相談の受付（電話相談・実地指導）（無料）
周知啓発のための説明会の開催、企業・団体の会合への講師派遣（無料）

対象事業主　：すべての規模・業種の事業主
問い合わせ先：**050-3537-0777**（受託者：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会）

③ 空気環境の測定機器（粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計）の貸出し（無料）

対象事業主　：すべての規模・業種の事業主
問い合わせ先：**050-3642-2669**（受託者：株式会社 アマラン）

改正法や関係通達、支援事業の内容について、詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

職場　受動喫煙　検 索

（裏面へ）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

＜職場の受動喫煙防止対策の進め方＞

（１）現状把握と分析

◆以下の例などを参考にして、事業者と事業場に関する情報を集め、求められる対策やその実施にあたっての課題などを検討しましょう。

◆なお、**妊娠している方、呼吸器・循環器疾患のある方および未成年者は**、受動喫煙の影響を受けやすい懸念があるため、**格別の配慮が必要**です。

現状把握で収集する情報の例

① 特に配慮すべき労働者の有無
（例：妊娠している方、呼吸器・循環器に疾患のある方、未成年者）
② 職場の空気環境の測定結果
③ 事業場の施設の状況
（例：事業場は外壁に接しているか、事業場は賃借か、消防法や建築基準法などの他法令による制約）
④ 労働者や顧客の受動喫煙防止に対する理解度、意見・要望
⑤ 労働者や顧客の喫煙状況

（２）具体的な対策を決める

◆改正法で、事業者は「**事業者および事業場の実情に応じ適切な措置**」をとるよう努めることとしています。

◆（１）の分析の結果をふまえて、具体的な対策（**実施可能な対策のうち、最も効果的なもの**）を決定します。
施設設備の「ハード面」と、計画や教育などの「ソフト面」の対策を効果的に組み合わせましょう。

施設設備（ハード面）の対策例

・敷地内全面禁煙
・屋内全面禁煙（屋外喫煙所）
・空間分煙（喫煙室）
・十分な換気（飲食店など）

計画や教育など（ソフト面）の対策例

・担当部署の決定
・推進計画の策定
・教育・啓発・指導
・周知・掲示
※重複して実施すると効果的です

◆**対策の決定や計画の策定にあたっては、衛生委員会（安全衛生委員会）で調査・審議**をしましょう。
※衛生委員会がない事業場も、関係労働者の意見を聞くようにしましょう。

（３）対策を実施する・点検する・見直す

◆「事業者および事業場の実情」は時間とともに変化するので、必要に応じて、対策の内容を見直しましょう。

◆事業場内に喫煙可能な区域（例：喫煙室）がある場合は、定期的に空気環境の測定を行いましょう。

空気環境の目安

① **浮遊粉じん濃度：0.15 mg/m³以下**
※飲食店などで換気を行う場合、**70.3**×（席数）**m³**／時間以上の換気量が目安
② **一酸化炭素濃度：10 ppm以下**
③ **喫煙室内に向かう気流：0.2 m／秒以上**（煙の漏れ防止のために必要な気流）

▶対策の実施方法や測定方法の例は、平成**27**年５月**15**日付け基安発**0515**第**1**号通達に記載されています。
▶「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成**15**年５月９日付け基発**0509001**号）は廃止しました。

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成26年６月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布され、平成27年６月１日から、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が**事業者の努力義務**となりました。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行が可能な対策のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

（１）労働者災害補償保険の適用事業主
（２）次のいずれかに該当する中小企業事業主

業　　種		常時雇用する労働者数※	資本金※
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	**50**人以下	**5,000**万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	**100**人以下	**5,000**万円以下
卸売業	卸売業	**100**人以下	１億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	**300**人以下	３億円以下

※労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

（３）事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	１/２	**200**万円

・交付は事業場単位とし、**１事業場につき１回**とします。
・同じ事業場で複数の場所に措置を講じる場合は、１件の申請としてまとめて申請してください。
（１申請の上限額は**200**万円）

<助成の対象となる措置>

① 一定の基準※を満たす**喫煙室**の設置・改修
※喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が **0.2 m/秒** 以上

② 一定の基準※を満たす**屋外喫煙所（閉鎖系）**の設置・改修
※喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない

③ 一定の基準※を満たす**換気装置**の設置など（宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）
※喫煙区域の粉じん濃度が**0.15 mg/m³**以下、または必要換気量が **70.3** ×（席数）**m³/時間**以上

厚生労働省・都道府県労働局

申請手続の流れ

手続	内容
申請内容の検討	交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局や相談支援業務の相談ダイヤル（最終ページ参照）にお気軽にご相談ください。
交付申請	申請書類を２部ずつ、所轄の労働局労働基準部健康安全課（健康課）に提出してください。労働局での審査期間は原則１カ月以内です。
交付決定通知書受領	助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。 **この交付決定通知書を受領してから、工事に着手してください。**
工事の発注・施工	交付決定の内容に従って工事を実施してください。 **事業内容に変更がある場合は、「交付決定内容変更承認申請」を所轄の労働局に提出し、承認を受ける必要**があります。
工事費用の支払い	工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。 **分割払いやリース契約による支払いの場合には、助成金は交付できません**ので、ご注意ください。
事業実績報告	報告書類を２部ずつ、所轄の労働局労働基準部健康安全課（健康課）に提出して、実績報告をしてください。 **報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。**
交付額確定通知書受領	最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。
助成金の受領	事業実績報告時に指定した口座に、助成金を振り込みます。
実施状況報告	設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指定された期日（おおむね助成金交付の５年後）までに、所定の様式に従って、所轄の都道府県労働局に報告してください。

＜交付申請に必要な書類＞

※所定の様式があります。

- 受動喫煙防止対策助成金交付申請書※
- 受動喫煙防止対策についての事業計画※
- 不交付要件に該当しない旨の書類※
- 直近の労働保険概算保険料申告書の写し
  （保険関係が成立して間もない場合は、労働保険関係成立届）
- 中小企業事業主であることを確認するための書類（資本金・労働者数を記載した資料など）
- 措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から３カ月以内に撮影したもの）
- 設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
- 講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
- 事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
- 講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し**（２業者以上必要）**
- その他都道府県労働局長が必要と認める書類

<事業実績報告に必要な書類>

※所定の様式があります。

- 受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書※
- 受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書※
- 受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
- 交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し（複数回変更している場合は、すべての写し）
- 工事に関しての領収書＊、経費についての内訳の写し
  ＊やむを得ない場合、請求書で実績報告することもできますが、その場合も、助成金の交付額確定後１カ月以内に、施工業者から申請者宛ての領収書の写しを提出する必要があります。
- 措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）
- 交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
- 講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
- その他都道府県労働局長が必要と認める書類

よくある質問(Q&A)

Q１ 複数の事業場を保有する事業者の場合、中小企業事業主の判断はどうすればよいですか？

A：申請対象の事業場だけでなく、**企業全体の資本金と労働者数で判断**します。
なお、中小企業事業主に該当すれば、個々の事業場ごとに申請が可能です。

Q２ テナントに出店している事業者や貸しビルに入居している事業者も申請できますか？

A：施設管理者の承諾が得られれば、申請できます。

Q３ 新築時などに、喫煙室以外の工事と同時に喫煙室の工事を実施する場合、交付決定前に建物全体の基礎工事などに着工していたら、申請できないのでしょうか？

A：交付決定時点で未着工の部分に限り、申請できます。

Q４ 平成27年度から助成対象となった「屋外喫煙所」について、構造の要件はありますか？

A：床、壁および天井で囲まれた閉鎖系の構造物であり、具体的には、屋外に**ユニットハウス、プレハブ、コンテナ、ブース**を活用した喫煙所を設置した場合、または、**屋内に隔離された喫煙区域を設定し屋外側に出入口を設けた場合**が、助成対象となります。

Q５ 喫煙室を設置した事業場を引き払うことにしたのですが、手続きは必要ですか？

A：助成金を交付した年度の終了後５年を経過していない場合は、財産処分の制限があるので、都道府県労働局長の承認を受けてください。

申請に当たっての注意点

▶この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。助成金の交付要綱、交付要領その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

▶**この助成金の交付を受けても、政治資金規正法第22条の３第１項による寄附の制限は受けません。**

▶偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
また、５年以下の懲役または**100**万円以下の罰金に処せられることがあります。

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要となる測定機器を提供します。**利用はすべて無料**ですので、ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援業務

① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います。（必要に応じて実地指導も実施）
② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**
【ホームページ】 **http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke**
【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

喫煙室などの要件の確認や事業場の実態把握

◆測定支援業務（測定機器貸出し）

① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計の無料貸出しを行います。

▶平成26年度から、機器の往復の送料も無料になりました
▶一酸化炭素計と臭気計は数に限りがありますので、お早めに予約してください

② 専門家が事業場に行って、測定方法を説明します。
③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。展示用の機器も無料で貸し出します。

【受付ダイヤル】 **050-3642-2669（FAX:043-246-6777）**
【ホームページ】 **http://www.amarans-opd.com/**
【事業委託先】 株式会社 アマラン

厚生労働省のホームページ

▶申請様式のダウンロードや、申請についての**Q＆A**、書類作成要領などの閲覧ができます。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
ホーム ＞政策について ＞各種助成金・奨励金等の制度 ＞受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

▶改正「労働安全衛生法」（平成**26**年法律第**82**号）については、こちらをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/
ホーム ＞政策について ＞分野別の政策一覧 ＞雇用・労働 ＞労働基準 ＞安全・衛生 ＞労働安全衛生法の改正について

ご不明な点は、事業場のある都道府県労働局 健康安全課（健康課）にご相談ください。

産業保健活動総合支援事業について

平成２６年４月から、産業保健を支援してきた３つの事業を一元化して、「産業保健活動総合支援事業」として、事業場の産業保健活動を総合的に支援する事業が開始されました。

[これまでの3 事業の体制]

地域産業保健センター
労働者数５０人未満の事業場の事業者や労働者を対象に産業保健サービスを提供

産業保健推進センター（連絡事務所）
産業保健スタッフなどを対象に、相談、研修、情報提供などの支援を実施

メンタルヘルス対策支援センター
産業保健スタッフや事業主を対象に職場のメンタルヘルス対策を支援

[平成2 6 年4 月からの新体制]

産 業 保 健 活 動 総 合 支 援 事 業

独立行政法人労働者健康福祉機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。
労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、「静岡産業保健総合支援センター」又は「地域産業保健センター」に御相談ください。

静岡産業保健総合支援センター
（旧　静岡産業保健推進連絡事務所）
TEL054-205-0111　　FAX054-205-0123

事業全体を統括
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口
（地域産業保健センター）
［おおむね労働基準監督署管轄区域に設置］
静岡県内　８か所

主に、労働者数５０人未満の事業場を支援

[各地域産業保健センターの所在地、電話番号]

三島･伊豆地域産業保健センター	三島市南本町 4-31	三島市医師会内	055-981-9888
沼津･御殿場地域産業保健センター	沼津市八幡町 82	沼津医師会内	055-962-8076
富士地域産業保健センター	富士市伝法 2850	富士市医師会内	0545-57-5211
清庵地域産業保健センター	静岡市清水区渋川 2-12-1	静岡市清水医師会内	054-348-2332
静岡市地域産業保健センター	静岡市葵区東草深町 3-27	静岡市静岡医師会内	054-245-6136
志太榛原地域産業保健センター	藤枝市南駿河台 1-14-2	志太医師会内	054-646-5248
中東遠地域産業保健センター	磐田市上大之郷 51	磐田市医師会内	0538-35-7000
浜松地域産業保健センター	浜松市中区伝馬町 311-2	浜松市医師会内	053-458-1148

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

費用は無料です

産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタル対策支援
  - 相談：メンタルヘルスの専門家が面談・電話・FAX・メールで相談に応じます。
    ※　当センターは医療機関やカウンセリング機関ではありませんので、診療やカウンセリングを行うことはできません。
  - 訪問支援：メンタルヘルスの専門家が職場を訪問し、メンタルヘルス対策の実施等についてアドバイスします。
    メンタルヘルス対策促進員が職場を訪問し、職場復帰支援プログラムの作成など、職場のメンタルヘルス対策を進めるにあたってアドバイスします。
  - 管理者教育：管理監督者を対象とした教育を行なっています。（1 事業場 1 回限り）
    メンタルヘルス対策促進員が職場を訪問し、管理監督者の方を対象とした２時間程度の教育を実施します。
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

地域窓口（地域産業保健センター）

労働者数 50 人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
  - メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
  - 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
  - 長時間労働者に対する面接指導
- 個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）
- 産業保健に関する情報提供

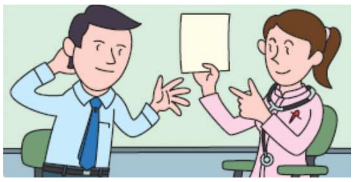

詳細は、静岡産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

静岡産業保健総合支援センターホームページ
http://www.shizuokasanpo.jp/

健　康　診　断　の　概　要

No.	法・規則根拠	区分	名称		対象等の概要	実施時期	記録保存年数	結果報告 対象	結果報告 期日
1	安衛法66 安 則43	一般健康診断	雇入時の健康診断		業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者を対象に、雇入時に実施	雇入れのとき	5年	―	―
2	安衛法66 安 則44	一般健康診断	定期健康診断		業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者	年1回定期	5年	規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく
3	安衛法66 安 則45	一般健康診断	特定業務従事者の健康診断		安則13条1項2号のイ～カの衛生上有害な業務に常時従事する労働者	配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
4	安衛法66 安則45の2	一般健康診断	海外派遣労働者の健康診断		本邦外の地域に6月以上派遣するとき	派遣前	5年	―	―
					本邦外の地域に6月以上派遣した労働者を本邦内における業務に就かせるとき	帰国後	5年	―	―
5	安衛法66 安 則47	一般健康診断	給食従業員の検便		事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れ時 配置替時	5年	―	―
6	安衛法66 安 則48	一般健康診断	歯科医師による健康診断		塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	定期健診実施分規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく
7	安衛法66 特化則39 1項	特殊健康診断	特定化学物質健康診断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者で、特化則別表第3の区分に応じ、特別の検査、健診を実施（2次健診別表第4）	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	特別管理物質30年 その他5年	該当事業場（定期の分）	実施後遅滞なく
	特化則39 2項			過去の従事者	令22条2項の業務に常時従事させたことのある労働者（検査、健診項目上記と同じ）	6ヶ月1回定期			
	特化則42			緊急時	特定化学物質が漏えいし、労働者が汚染又は吸入したとき	遅滞なく			
8	安衛法66 鉛則53	特殊健康診断	鉛健康診断		令22条1項4号の業務（別表第4）に常時従事する労働者で、鉛則53条の検査、健診を実施 （注）はんだ付け、施釉等業務、絵付け業務、印刷の業務及びこれらの清掃の業務	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期 左記(注)は1年1回定期	5年	該当事業場（定期の分）	実施後遅滞なく
	鉛則56				腹部疝痛等病状を訴えたとき（従事者及び従事させなくなってから4週間以内の者）	その都度 遅滞なく			
9	安衛法66 電離則56	特殊健康診断	電離放射線健康診断		令22条1項2号の業務（別表第2）に常時従事する労働者で、管理区域内に立入る労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場（定期の分）	実施後遅滞なく
10	安衛法66 除染則20	特殊健康診断	除染電離放射線健康診断		除染等業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場（定期の分）	実施後遅滞なく
11	安衛法66 高圧則38	特殊健康診断	高気圧業務健康診断		令6条1号（高圧室内作業）令20条9号（潜水業務）に常時従事する労働者で高圧則38条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
12	安衛法66 四ア則22	特殊健康診断	四アルキル鉛健康診断		令22条1項5号（別表第5）の業務に常時従事する労働者で四ア則22条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 3ヶ月1回定期	5年	同上	同上
13	安衛法66 有機則29 安衛法22 有機則30の3	特殊健康診断	有機溶剤等健康診断	常時	令22条1項6号（別表第6の2）の業務に常時従事する労働者で有機則29条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
				緊急時	有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したとき	速やかに			
14	安衛法66 石綿則40	特殊健康診断	石綿健康診断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	40年	該当事業場（定期の分）	実施後遅滞なく
				過去の従事者	令22条1項3号の業務に常時従事させたことのある労働者				

No.	法・規則根拠	名称		対象等の概要		実施時期	記録保存年数	結果報告 対象	結果報告 期日
15	じん肺法7条	じん肺健康診断	就業時	新たに常時粉じん作業に従事することとなった労働者		雇入れ時 配置替時	7年（エックス線写真を含む）	当該事業場（注）当年未実施でも要報告	毎年十二月三十一日現在の実施状況等を翌年二月末日まで
	じん肺法8条		定期	粉じん作業に常時従事する労働者		3年			
				じん肺管理区分2及び3の労働者		1年			
				粉じん作業に従事させた労働者	じん肺管理区分2	3年			
					じん肺管理区分3	1年			
	じん肺法9条		定期外	労働安全衛生法第66条1項、2項の健診においてじん肺の所見又は疑いのある労働者		その都度			
				合併症で1年を超えて療養休業した者が医師により療養のための休業を要しなくなったと診断されたとき					
				その他、省令で定めるとき					
	じん肺法9条の2		離職時	離職直前のじん肺健診の期間が	1年6ヶ月以上 粉じん作業者	同上			
					6ヶ月以上 じん肺管理2又は3の粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事させていた労働者				
16	労基法96 寄宿則31	特殊健康診断	寄宿舎における健康診断	寄宿舎に寄宿する労働者に寄宿舎規程31条の検査、健診を実施		年2回以上	3年	―	―
17	炭鉱災害による一酸化炭素中毒に関する特別措置法		炭鉱の一酸化炭素中毒の健康診断 被災時	炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際その場所にいた労働者、また、その直後必要により当該場所に立入った労働者		発生後又は立入り後直ちに行う	5年	該当があった場合	遅滞なく
			被災時	被災労働者		災害発生後2年間、1年以内ごと1回			
18	労基法70 労基則34の3		職業訓練中の健康診断	法定の職業訓練を受けている労働者に対し石炭鉱山における坑内労働に就かせるとき 労基則別表第1により安則44の健診を行う		はじめて坑内労働に就かせた後1年間に限り 年3回以上	3年	―	―

No.	法・規則根拠	名称	対象等の概要	実施時期	記録保存年数	事業者への提出時期
19	安衛法66の2 安則50の2	深夜業従事労働者自発的健康診断	[趣旨]深夜業に従事する労働者であって事業者が実施する次回の特定業務従事者の健康診断を待てないものが、自らの判断で受診した健康診断（自発的健康診断）の結果を事業者に提出した場合に、事業者に事後措置等を講ずることを義務付けたもの。 [対象者]常時使用される労働者であって、自発的健康診断を受けた日前6月間を平均して1月当たり4回以上深夜業に従事した労働者	その都度	5年	自発的健康診断実施後3月を経過しない時期に、当該検診結果を事業者に提出した場合に、事業者に措置義務が生ずる。

（注）結果報告　規模50人以上の場合、産業医の署名又は記名押印が必要です。

（注）● じん肺管理区分が管理2または管理3である労働者については、定期に行われるじん肺健康診断（1年以内ごとに1回、または3年以内ごとに1回実施）の際に、合併症の検査のひとつとして「肺がんに関する検査」を行うこととなります。

● 上記のうち、じん肺管理区分が管理2で現在非粉じん作業に常時従事している労働者については、定期のじん肺健康診断が3年以内ごとに1回であるので、そのじん肺健康診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断（1年以内ごとに1回実施）の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を行うこととなります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の決定等の手続きをとる必要はありません。

特殊健康診断の結果は、定期健康診断と同様に受診した労働者に通知する必要があります。

指 導 勧 奨 に よ る 特 殊 健 康 診 断

番号	業　　　　務	雇入れ	配置替	6ヶ月	1年	随時	1次	2次	通　達
1	紫外線・赤外線にさらされる業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
2	強烈な騒音を発する場所における業務	○	○	○			○		H4.10.1 基発546
3	マンガン化合物（塩基性酸化マンガンに限る。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
4	黄りんを取り扱う業務又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
5	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
6	亜硫酸ガスを発散する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
7	二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発散する場所における業務（有機溶剤業務に係るものを除く。）	○	○	○			○	○	S61.1.6 基安発1の2
8	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
9	脂肪族の塩化又は臭化化合物（有機溶剤として法規に規定されているものを除く。）を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	○	○	○			○	○	S31.5.18 基発308
10	砒素化合物（アルシン又は砒化ガリウムに限る。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	○	○	○			○		S34.5.18 基発359
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
12	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
13	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
15	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務	○	○	○			○	○	S45.1.7 基発2
16	超音波溶着機を取り扱う業務	○	○	○			○		S46.4.17 基発326
17	メチレンジフェニルイソシアネート（M.D.I）を取り扱う業務又はこのガス、若しくは蒸気を発散する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
18	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務					注1	○		S45.5.8 基発360
19	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務					注2	○		S45.12.12 基発889
20	キーパンチャーの業務	○	○		○		○		S39.9.22 基発1106
21	都市ガス配管工事業務（一酸化炭素）	○	○		○	注3	○		S40.12.8 基発1598
22	地下駐車場における業務（排気ガス）				○	注4	○		S46.3.18 基発223
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務	○	○	○			○	○	S48.10.18 基発597
24	チェーンソー以外の振動工具（さく岩機、チッピングハンマー等）の取り扱い業務	○	○	1回は 冬注5	冬注6		○	○	S49.1.28 基発45
25	重量物取扱い業務	○	○	○			○		H6.9.6 基発547
26	金銭登録の業務	○	○	○			○		S48.12.28 基発717
27	引金付工具を取り扱う業務	○	○	○			○		S50.2.19 基発94
28	VDT作業		○		○		○		H14.4.5 基発0405001
29	レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務	○	○				○		S61.1.27 基発39

注1	作業中又は作業終了後、激しい頭痛、眼痛及び咳並びに皮膚の炎症等の症状を呈した場合には、直ちに医師の診断及び処置を受けさせること。
注2	関係労働者に皮膚障害が見られた場合には、すみやかに医師の診断及び処置を受けさせること。
注3	物忘れ、不眠、疲労、頭痛、めまい等の症状を訴える労働者については、職業歴、既往中毒歴等を明らかにした文書を添え、労災病院又は一酸化炭素中毒に関して経験のある医師による診断を受けさせるよう指導すること。
注4	作業中、排気ガスによると思われる頭痛、めまい、はき気等の症状を訴える労働者については、すみやかに医師の診断を受けさせること。この場合、医師に作業環境の実態及び本人の職業歴、既往歴等をできる限り詳細に伝えること。
注5	レッグ式さく岩機、チッピングハンマー、リベッティングハンマー、コーキングハンマー、ピックハンマー、ハンドハンマー、ベビーハンマー、コンクリートブレーカー、スケーリングハンマー、サンドランマー等の工具を取り扱う業務
注6	エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具（チェーンソー、ブッシュクリーナー及びアースオーガーを除く。）を取り扱う業務
	携帯用のタイタンパー及び皮はぎ機を取り扱う業務
	携帯用研削盤、スイング研削盤、その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤（使用する研削といしの直径（製造時におけるものをいう。）が150mmを超えるものに限る。）を用いて金属、又は石材等を研削し、又は切断する業務
	卓上用研削盤又は床上用研削盤（使用する研削といしの直径が150mmを超えるものに限る。）を用いて鋳物のばり取り、又は溶接部のはつりをする業務

備考　上記健康診断対象事業場は、結果報告書（所定様式）に1～12月分をまとめ1月末日までに所轄監督署に提出してください。
また、詳細については通達に示されていますので、所轄の監督署等にお尋ねください。

一般健康診断の項目一覧表

健　診　項　目			雇入れ時	定期健康診断	特定業務従事者
診察等	①問診（既往歴及び業務歴の調査）		○	○	○
	（喫煙歴及び服薬歴）		注１	注１	注１
	②自覚症状及び他覚症状の有無の検査		○	○	○
	③身体測定（身長）		○	●１	●１
	③身体測定（体重）		○	○	○
	③身体測定（腹囲）		○	●２注２	●２注２
	③視力		○	○	○
	③聴力（1,000Ｈｚ及び4,000Ｈｚ）		○	注３	注６
④胸部エックス線検査			○	●３	●３、注７
④喀痰検査			なし	●４	●４、注７
⑤血圧			○	○	○
⑥貧血検査		血色素量	○	●２	●２、●５
		赤血球数	○	●２	●２、●５
⑦肝機能検査		ＧＯＴ	○	●２	●２、●５
		ＧＰＴ	○	●２	●２、●５
		γ－ＧＴＰ	○	●２	●２、●５
⑧血中脂質検査		血清トリグリセライド	○	●２	●２、●５
		ＨＤＬコレステロール	○	●２	●２、●５
		ＬＤＬコレステロール	○	●２	●２、●５
⑨血糖検査		空腹時血糖	○	●２	●２、●５
		ヘモグロビンＡ１ｃ	（注４）注５	（注４）注５	（注４）注５
⑩尿検査		蛋白	○	○	○
		糖	○	○	○
⑪心電図検査			○	●２	●２●５

表中の記号等の意味

○　：必須項目

●１：２０歳以上の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

●２：４０歳未満の者（３５歳の者を除く。）で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

●３：４０歳未満の者（２０歳、２５歳、３０歳及び３５歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないものは、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
① 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている方
② じん肺法で３年に１回のじん肺健康診断の対象とされている方

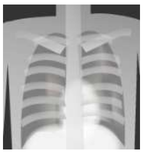

●４：以下のいずれかに該当する者は、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
①胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者
②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
③●３により胸部エックス線検査を省略された者

●５：一回目の定期健康診断において、該当項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略可能。

注１：「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（平成20年1月17日　基発第0117001号、保発第0117003号）で、喫煙歴及び服薬歴について、問診等で聴取することを協力依頼

注２：●２に加えて、①妊娠中の女性その他のものであって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②ＢＭＩ（ＢＭＩ＝体重（ｋｇ）／身長（ｍ）^{2}が２０未満である者、③自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（ＢＭＩが２２未満である者に限る。）は、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

注３：４５歳未満の者（３５歳及び４０歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査（１，０００ヘルツ又は４，０００ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。）をもって代えることができる。なお、医師が適当と認める聴力の検査には音叉による検査等があること。

注４：血糖検査については、ヘモグロビンＡ１ｃで代替も可能。（平成１０年１２月１５日基発第６９７号）

注５：空腹時血糖の検査の結果、医師が必要と認める場合は、さらに同一検体を利用してヘモグロビンＡ１ｃ（ＨｂＡ１ｃ）を検査することが望ましい。（平成１０年６月２４日基発第３９６号）

注６：前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は４５歳未満の者（３５歳及び４０歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査（１，０００ヘルツ又は４，０００ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。）をもって代えることができる。

注７：１年以内に１回、定期に行えばよい。

海外派遣労働者の健康診断

前頁表中の「定期健康診断の項目」に加え次の項目について医師が必要であると認める項目について実施する必要があります。

派遣前	① 腹部画像検査
	② 血液中の尿酸の量の検査
	③ Ｂ型肝炎ウイルス抗体検査
	④ ABO 式及び Rh 式血液検査
帰国後	① 腹部画像検査
	② 血液中の尿酸の量の検査
	③ Ｂ型肝炎ウイルス抗体検査
	④ 糞便塗抹検査

派遣前の健康診断は、定期健康診断等を６月以内に受診している者に対しては、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができます。

参考（特定業務従事者）

（労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務）

イ　多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ　多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ　ラジウム放射線、エックス線その他有害放射線にさらされる業務
ニ　土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
ホ　異常気圧下における業務
ヘ　さく岩機、鋲打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
ト　重量物の取扱い等重激な業務
チ　ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ　坑内における業務
ヌ　深夜業を含む業務
ル　水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ　鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
ワ　病原体によって汚染のおそれが著しい業務
カ　その他厚生労働大臣が定める業務

給食従事者の検便

事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際に検便による健康診断を実施します。

歯科医師による健康診断

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際及び当該業務についた後６月以内ごとに１回歯科医師による健康診断を実施します。

定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、過労死や職業性疾病を予防しましょう

事業者の具体的な取組事項

1. **定期健康診断実施後の措置**
   健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。
2. **定期健康診断の結果働く方への通知**
   定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。

3. **定期健康診断の結果に基づく保健指導**
   健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。
4. **健康教育・健康相談等**
   健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。

健 康 診 断 実 施 後 の 措 置 に つ い て

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには､事業者が働く方の健康管理を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

健康診断の実施とその後の手順等

健　康　診　断　の　実　施

一般健康診断等
（法第６６条第１項～第４項）
自発的健康診断等
（法第６６条の２）
法第66条第5項但し書きによる健康診断

医師等による診断区分の決定

診断区分（一例）		
異常なし	要観察	要医療

→ **健康診断結果の通知**（法第66条の6）
労働者自らが自主的に健康管理に取り組めるよう、労働者に健康診断結果を通知しなければならない。

一定の健診項目に異常の所見があると診断された労働者が受診

↓ **二次健康診断**

労働者には、二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当。

異常の所見があると診断された場合

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

（法第66条の4）

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常勤務でよいもの	－
就業制限	勤務に制限を加える必要があるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

保健指導（法第66条の7）

一般定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。

産業医の選任義務のない事業場においては、地域産業保健センターを活用して健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を実施することもできます。（各地域産業保健センターの需給状況によっては、利用できない場合がありますので御了承ください。）

健康診断実施後の措置（法第66条の5）

- ○　医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。
- ○　作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
- ○　医師等の意見の衛生委員会等への報告　等

二次健康診断等給付

二次健康診断等給付は、労働者が、労働者安全衛生法第６６条第１項又は同条第５項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」という。）において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常があると診断された場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断及び特定保健指導を給付するものです。

1. 給付の要件

(1) 一次健康診断の結果、異常の所見が認められること

一次健康診断の結果、次のすべての検査項目について、「異常の所見」があると診断されたとき

① 血圧検査
② 血中脂質検査
③ 血糖検査
④ 腹囲の検査又はＢＭＩ（肥満度）の測定

なお、一次健康診断の担当医師により、①から④の検査項目において「異常なし」と診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見を認めた場合には、産業医等の意見を優先します。

(2) 脳・心臓疾患の症状を有していないこと

一次健康診断又はその他の機会で、医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された場合、二次健康診断等給付を受けることはできません。

(3) 労災保険の特別加入者でないこと

特別加入者の健康診断の受診は自主性に任されていることから、特別加入者は二次健康診断等給付の対象とはなりません。

2. 給付の内容

(1) 二次健康診断

脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な以下の検査

①空腹時血中脂質検査　　②空腹時血糖値検査
③ヘモグロビンA1c検査（一次健康診断で行った場合には行わない）
④負荷心電図検査又は心エコー検査　　⑤頸部エコー検査
⑥微量アルブミン尿検査（一次検査において尿蛋白検査の所見が疑陽性（±）又は弱陽性（+）であるものに限り行う。）

(2) 特定保健指導

脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導

3. 支給の流れ

二次健康診断等給付の流れは、以下のようになります。

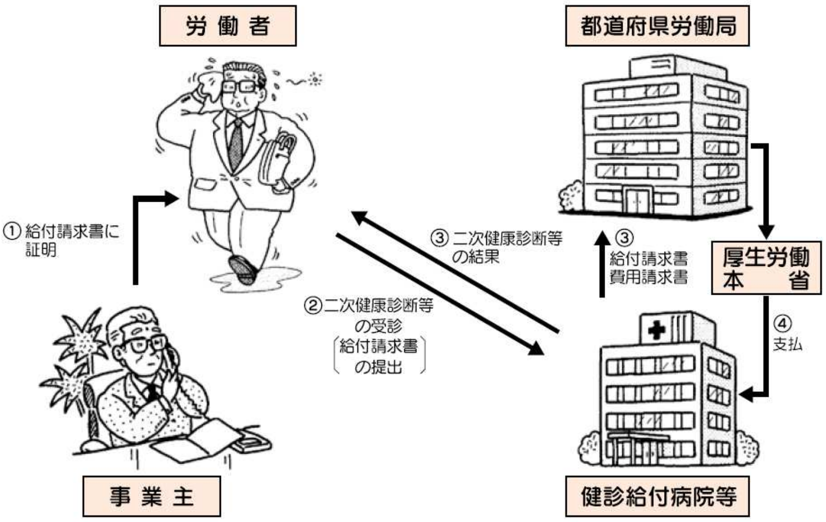

作業環境測定を実施しよう

作業環境測定の実施

- 第１の原則（安衛法第 65 条第１項）
  粉じん、有機溶剤など 10 の作業場について、法定回数測定し、記録を法定年数保存する。
- 第２の原則（安衛法第 65 条第２項）
  作業環境測定基準に従って測定する。
- 第３の原則（作業環境測定法第３条）
  ５つの指定作業場については、作業環境測定士又は作業環境測定機関に測定させる。

作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

作業環境測定を行うべき作業場			測定		
	作業場の種類（労働安全衛生法施行令第 21 条）	関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年
※①	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26 条	空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸含有率	６月以内ごとに１回	7
2	暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	安衛則 607 条	気温、湿度及びふく射熱	半月以内ごとに１回	3
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590・591 条	等価騒音レベル	６月以内ごとに１回（注１）	3
4	坑内の作業場 イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則 592 条	炭酸ガスの濃度	１月以内ごとに１回	3
	坑内の作業場 ロ 28℃を超える作業場	安衛則 612 条	気温	半月以内ごとに１回	3
	坑内の作業場 ハ 通気設備のある作業場	安衛則 603 条	通気量	半月以内ごとに１回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7 条	一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度	２月以内ごとに１回	3
6	放射線業務を行う事業場 イ 放射線業務を行う管理区域	電離則 54 条	外部放射線による線量当量率	１月以内ごとに１回	5
	放射線業務を行う事業場 ㋺ 放射性物質取扱作業室 ハ 坑内の核原料物質の掘採業務を行う作業場	電離則 55 条	空気中の放射性物質の濃度	１月以内ごとに１回	5
※⑦	特定化学物質（第１類物質又は第２類物質）を製造し、又は取り扱う屋内作業場など	特化則 36 条	第１類物質又は第２類物質の空気中の濃度	６月以内ごとに１回	3 特定の物については 30 年間
	石綿を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する屋内作業場	石綿則 36 条	石綿の空気中における濃度	６月以内ごとに１回	40
※⑧	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則 52 条	空気中の鉛の濃度	１年以内ごとに１回	3
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則 3 条	第１種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあっては、空気中の酸素の濃度	作業開始前ごと	3
			第２種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあっては、空気中の酸素及び硫化水素の濃度	作業開始前ごと	3
※⑩	第１種有機溶剤又は第２種有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則 28 条	当該有機溶剤の濃度	６月以内ごとに１回	3

★ 上表のうち、○印は指定作業場を、※印は作業環境評価基準の適用される作業場

（注１）施設、設備、作業工程、作業方法を変更した場合は遅滞なく測定

事務所衛生基準規則の早見表

項目					基準	備考	条文
事務室の環境管理	空気環境	気積			10m³/人以上とすること	定員により計算する（床から4mを超える高さにある空間を除く）	2
		窓その他の開口部			直接外気に開放可能な窓等の開放面積が常時床面積の1/20以上とすること	1/20未満のとき換気設備を設ける	3①
		室内空気の環境基準	一酸化炭素		50ppm以下とすること	１気圧、温度２５度とした場合 検知管等よる測定	3②
			二酸化炭素		0.5％以下とすること		
		温度	10℃以下のとき		暖房等の措置を行うこと		4①
			冷房実施のとき		外気温より著しく低くしないこと		4②
		空気調和設備又は機械換気設備	浮遊粉じん量(10ﾏｲｸﾛﾒｰﾄﾙ以下）		0.15mg/m³以下とすること	第８条の規定に基づく性能を有する機器による測定	5①
			一酸化炭素		10ppm以下とすること	検知管等により測定	
			二酸化炭素		0.1％以下とすること		
			ホルムアルデヒド		0.1mg/m³以下とすること	2・4-ｼﾞﾆﾄﾛﾌｪﾆﾙﾋﾄﾞﾗｼﾞﾝ捕集-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法、4-ｱﾐﾉ-3-ﾋﾄﾞﾗｼﾞﾉ-5-ﾒﾙｶﾌﾟﾄ-1・2・4-ﾄﾘｱｿﾞｰﾙ法による測定	
			気流		0.5m/s以下とすること	0.2m/s以上の測定可能な風速計による測定	5②
		空気調和設備	室温		17℃以上28℃以下になるように努めること	0.5度目盛の温度計による測定	5③
			相対温度		40％以上70％以下になるように努めること	0.5度目盛の乾湿球温度計による測定	
		作業環境測定等	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室の事務所		室温、外気温、相対湿度一酸化炭素、二酸化炭素について２月以内ごとに１回、定期に行うこと	結果を記録し、3年間保存する ただし、室温及び湿度については、１年間、基準を満たし、かつ、今後１年間もその状態が継続すると見込まれる場合は、春（３～５月）又は秋（９～１１月）、夏（６～８月）、冬（１２～２月）の年３回の測定とすることができる	7
			ホルムアルデヒド		室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替えを行った場合は、当該室の使用を開始した日以降最初に到来する６月から９月までの期間に１回、測定すること。	2・4-ｼﾞﾆﾄﾛﾌｪﾆﾙﾋﾄﾞﾗｼﾞﾝ捕集-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法、4-ｱﾐﾉ-3-ﾋﾄﾞﾗｼﾞﾉ-5-ﾒﾙｶﾌﾟﾄ-1・2・4-ﾄﾘｱｿﾞｰﾙ法による測定	7の2
		燃焼器具	室等の換気		排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること		6①
			器具の点検		異常の有無の日常点検を行うこと		6②
			室内空気の環境基準	一酸化炭素	50ppm以下とすること	検知管等による測定	6③
				二酸化炭素	0.5％以下とすること		
		機械による換気のための設備の点検			初めて使用するとき、分解して改造、修理の際および2月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること	9
	空気調和設備	冷却塔、冷却水	水質		水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること		9の2
			点検		使用開始時、使用を開始した後、１月以内ごとに１回、定期に行い、点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと	１月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は該当しない	
			水管清掃		１年以内ごとに１回、定期に行うこと		
		加湿装置	水質		水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること		
			点検		使用開始時、使用を開始した後、１月以内ごとに１回、定期に行い点検の結果、必要に応じて清掃等を行うこと	１月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は該当しない	
			清掃		１年以内ごとに１回、定期に行うこと		
		空気調和設備の排水受け	点検		使用開始時、使用を開始した後、１月以内ごとに１回、定期に行い、点検の結果、必要に応じて清掃等を行うこと	１月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は該当しない	

空気調和設備：空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備
機械換気設備：空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備

項目				基準	備考	条文
事務室の環境管理	採光・照明	照度	精密な作業	300ルクス以上とすること	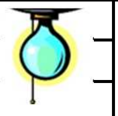	10
			普通の作業	150ルクス以上とすること		
			粗な作業	70ルクス以上とすること		
		採光・照明の方法		明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によること	局所照明に対する全般照明の比は約1/10以上が望ましい 光源と眼とを結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい	
		照明設備の点検		6月以内ごとに1回定期的に行うこと		
	騒音伝ぱの防止	カード穿孔機、タイプライター等の事務用機器を5台以上集中して作業を行わせる場合		①作業室を専用室とすること②専用室はしゃ音及び吸音の機能をもつ隔壁とすること		12
清潔	給水	水質基準		水道法第4条に規定する水質基準に適合すること	地方公共団体等の行う検査によること	13
		給水せんにおける水に含まれる残留塩素	通常	遊離残留塩素の場合0.1ppm以上とし、結合残留塩素の場合0.4ppmとすること		
			汚染等の場合	①遊離残留塩素の場合0.2ppm以上とし、結合残留塩素の場合1.5ppmとすること		
	排水設備			汚水の漏出防止のため補修及びそうじを行うこと		14
	清掃等の実施	大掃除		6月以内ごとに1回、定期に、統一的に行うこと		15
		ねずみ、昆虫等	発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査	6月以内ごとに1回、定期に、統一的に行うこと	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講じること	
			殺そ剤、殺虫剤	薬事法の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること		
	廃棄物			労働者は、廃棄物を一定の場所にすてること	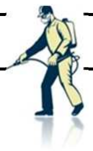	16
	便所	区別		男性用と女性用に分けること	清潔に保ち、汚物を適当に処理すること 	17
		男性用大便所		60人以内ごとに1個以上とすること		
		男性用小便所		30人以内ごとに1個以上とすること		
		女性用便所		20人以内ごとに1個以上とすること		
		便池		汚物が土中に浸透しない構造とすること		
		手洗い設備		流出する清浄な水を十分に供給すること		
	洗面			洗面設備を設けること		18
	被服汚染の作業			更衣設備を設けること		
	被服湿潤の作業			被服の乾燥設備を設けること		
休養	休憩			休憩の設備を設けるよう努めること		19
	夜間の睡眠又は仮眠の設備			夜間、労働者に睡眠を与える必要があるとき、又は就業の途中に仮眠することができる機会があるときは、睡眠又は仮眠の設備を設けること	男性用、女性用に区別すること 寝具等必要な用品を備え、かつ、疾病感染を防止する措置を講ずること	20
	休養室等			常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、が床することができる休養室または休養所を設けること	男性用、女性用に区別すること	21
	持続的立業			いすを備え付けること		22
救急用具の備付け				負傷者の手当に必要な用具、材料を備えること	備え付け場所及び使用方法を周知すること 救急用具等を常時清潔に保つこと	23

事務所とは
建築物又はその一部で、事務作業に従事する労働者が主として使用するもの。
※事務所における衛生基準については、労働安全衛生規則第3編の規定は、適用されない。

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部が改正されます！

平成２７年７月
静岡労働局健康安全課

１　改正の趣旨

鋳物工場において砂型を造型する作業について調査を実施し、平成 26 年８月に「鋳物工場での砂型造形作業における粉じんばく露リスクの調査研究報告書」がとりまとめられました。

同報告書は、平成27 年２月17 日に開催された第15 回労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会に報告され、同部会から、鋳物工場において砂型を造型する作業について、有効な呼吸用保護具の使用が必要であるとの意見が示されました。

そこで、有効な呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の見直し等を行うため、粉じん障害防止規則（昭和54 年労働省令第18 号）及びじん肺法施行規則（昭和35 年労働省令第６号）について所要の改正を行うものです。

２　改正の内容

（１）粉じん障害防止規則の一部改正

① 労働者の健康障害を防止するための各種措置を講じなければならない「粉じん作業」の範囲の拡大

現在、「粉じん作業」として砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（水の中で砂を再生する場所における作業等を除く。以下「砂型に係る作業」という。）を指定しているところ、**「鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業」**を新たに追加すること（別表第１関係）。

② 労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない作業の範囲の拡大

現在、労働者に呼吸用保護具を使用させなければならないこととされている作業として、砂型に係る作業のうち、型ばらし装置を用いないで、砂型を壊し、若しくは砂落としし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鋳ばり等を削り取る作業を定めているところ、**「砂型を造型する作業」**を新たに追加すること（別表第３関係）。

（２）じん肺法施行規則の一部改正

① 現在、じん肺健康診断を行わなければならない「粉じん作業」として、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（設備による注水をしながら砂を再生する場所における作業等を除く。）を指定しているところ、**「鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業」**を新たに追加すること（別表関係）。

② その他所要の改正を行うこと。

３　施行日

平成 27 年 10 月１日（予定）

作業環境測定機関一覧表

登録番号	測定機関名	所在地(TEL)	測定できる業務
22-1	一般社団法人　静岡県産業環境センター	浜松市北区新都田１－４－６ (053-428-3430)	第1、3、4、5号
22-2	一般財団法人　東海検診センター	沼津市新沢田町８－７ (055-922-1157)	第1、3、4、5号
22-3	(株)東洋検査センター	伊豆の国市田京151－６ (0558-76-3459)	第1、2、3、4、5号
22-4	三島殖産(株)	三島市4845 (055-989-2800)	第1、3、4、5号
22-5	芝浦セムテック(株)	沼津市大岡2068－３ (055-926-5169)	第1、3、4、5号
22-6	富士通クオリティ・ラボ環境センター(株)	湖西市鷲津2281 (053-576-0841)	第1、3、4、5号
22-7	東邦化工建設(株)	駿東郡長泉町上土狩234 (055-986-9595)	第1、3、4、5号
22-8	日本総研(株)	浜松市南区西島町1622 (053-425-7531)	第1、3、4、5号
22-9	特種東海製紙(株)	駿東郡長泉町本宿501 (055-988-1202)	第1、3、4、5号
22-10	日本軽金属(株) グループ技術センター	静岡市清水区蒲原１－34－１ (054-385-2121)	第1、3、4、5号
22-11	立華(株)	富士市本市場422－１ (0545-61-8402)	第1、3、4、5号
22-16	(株)サイエンス	静岡市清水区小芝町４－13 (054-361-0200)	第1、3、4、5号
22-19	東海プラント分析センター(株)	沼津市大諏訪510－１ (055-924-2700)	第1、3、4、5号
22-21	(株)サンコー分析センター	浜松市南区下江町604－１ (053-426-0731)	第1、3、4、5号
22-23	東芝テック(株) 静岡事業所　総務部	三島市南町６－78 (055-976-7244)	第1、3、4、5号
22-24	(株)ライフサイエンス 産業衛生センター	駿東郡小山町藤曲639－５ (0550-76-1491)	第１、４、５号

登録番号	測定機関名	所在地(TEL)	測定できる業務
22-26	(株)静環検査センター	藤枝市高柳2310 (054-634-1000)	第1、3、4、5号
22-27	環境フロンティア(株)	静岡市清水区宍原628－7 (054-394-0491)	第1、3、4、5号
22-28	(福)聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター	浜松市中区住吉2－35－8 (053-473-5506)	第1、3、4、5号
22-29	(株)エコプロ・リサーチ	静岡市清水区渋川100 (054-348-5274)	第3、4、5号
22-30	(株)コーシンサービス 分析センター事業部	磐田市笠梅1220－4 (0538-38-1131)	第1、3、4、5号
22-31	(株)環境衛生研究所都田Lab.	浜松市北区新都田1－6－2 (053-484-1475)	第1、3、4、5号
22-32	青柳労働安全衛生コンサルタント	静岡市清水区追分1－3－37 (054-364-1973)	第3、5号
22-33	いであ(株)環境創造研究所	焼津市利右衛門1334－5 (054-622-9551)	第1、3、4、5号
22-34	東海プラント(株)	沼津市真砂町267－2 (055-952-2255)	第1、3、4、5号
22-36	(株)環境計量センター	静岡市駿河区下川原1－15－15 (054-268-6763)	第1、3、4、5号
22-37	環境総合研究機構(株)	浜松市北区都田町9165－2 (053-428-9100)	第1号
22-38	(株)巴川製紙所 巴川分析センター	静岡市駿河区用宗巴町3－1 (054-256-4163)	第1、3、4、5号
22-39	(株)エコアップ	富士市鈴川本町11－28 (0545-33-4115)	第1、3、4、5号
22-42	(株)勝電機	沼津市原582－22 (055-967-2101)	第1、3、5号
22-43	(株)富士検査センター	富士市今泉3304－5 (0545-53-3627)	第1、3、5号
22-44	大和サービス(株) 測定部　清水測定室	静岡市清水区中之郷3－6－1 (054-348-4185)	第3、5号

(注)「測定できる業務」は、作業環境測定法施行規則別表に定める作業場の種類を示し、概要は次のとおりである。

第1号は粉じん(石綿を含む)、第2号は電離放射線、第3号は特定化学物質(石綿、金属系を除く)、第4号は金属系、鉛、第5号は有機溶剤。

健康診断実施機関一覧表

平成27年9月1日

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	特別加入者	二次検診	備考
(医)伊豆七海会　熱海所記念病院	熱海市昭和町20-20	0557-82-3000	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
国際医療福祉大学　熱海病院	熱海市東海岸町13-1	0557-81-9176	○											
(医)陽光会　　南あたみ第一病院	熱海市下多賀477	0557-68-2218	○											
JA静岡厚生連　リハビリテーション中伊豆温泉病院	伊豆市上白岩1000	0558-83-3340	○	○										
(公財)伊豆保健医療センター	伊豆の国市田京270-1	0558-76-6820	○	○	○	○		○	○	○			○	
(公社)地域医療振興協会　伊東市民病院	伊東市岡196-1	0557-37-2626	○											
伊東病院	伊東市中央町13-10	0557-37-8888	○	○			○							
(公社) 地域医療振興協会　　伊豆今井浜病院	賀茂郡河津町見高178	0558-34-1123						○	○	○				
(医)照光　かとうクリニック	賀茂郡河津町浜98-3	0558-34-2717	○						○	○				
(医)健育会　西伊豆病院	賀茂郡西伊豆町仁科138-2	0558-52-2366	○				○		○					
(医)静岡メディカルアライアンス　しらはまクリニック	下田市白浜1528-2	0558-27-3700	○	○		○	○	○	○	○			○	
(医)静岡メディカルアライアンス　下田メディカルセンター	下田市6丁目4-10	0558-25-2525	○											
鈴木クリニック	下田市河内277-8	0558-22-2562	○										○	
下田ヒフ科クリニック健診・健康管理センター	下田市東本郷2丁目2-5	0558-25-4810	○						○	○				
NTT東日本伊豆病院	田方郡函南町平井750	055-978-2320	○						○	○				
東部メディカル健康管理センター	田方郡函南町仁田楠台777-4	055-979-2657	○	○		○	○	○	○	○				腰痛・騒音
(医)清風会　芹沢病院	三島市幸原町2丁目3-1	055-986-1075											○	
(医)静岡健生会　三島共立病院	三島市八反畑120-7	055-975-9322	○	○				○	○	○			○	
(独)地域医療機能推進機構　三島総合病院	三島市谷田字藤久保2276	055-975-8841	○	○		○		○						
石川医院	御殿場市竈1960	0550-89-0233	○											
(医)駿栄会　御殿場石川病院　健診センター	御殿場市深沢1285-2	0550-83-1987	○	○	○	○		○	○	○				
(公社)有隣厚生会　東部病院	御殿場市茱萸沢1180-2	0550-89-8000	○	○	○	○		○	○					
(医) 青虎会　フジ虎ノ門健康増進センター	御殿場市川島田字中原1067-1	0550-89-5851	○	○	○	○		○	○	○				
(公社)有隣厚生会　富士病院	御殿場市新橋1784	0550-83-6843	○	○	○	○		○	○					

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	特別加入者	二次検診	備考
(公社)有隣厚生会　富士小山病院	駿東郡小山町用沢437-1	0550-78-1200											○	
池田病院　健康管理センター	駿東郡長泉町本宿411-5	055-986-8600	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	騒音・紫赤外線
(医)真養会　きせがわ病院	沼津市大岡1155	055-952-8600	○					○		○				
(一財)芙蓉協会　聖隷沼津第一クリニック　聖隷沼津健康診断センター	沼津市本字下一丁田895-1	055-962-9882	○	○	○	○		○	○	○				
(医)真養会　田沢医院　健診部	沼津市大手町3丁目7-1	055-963-5155	○					○		○			○	
(一財)東海検診センター	沼津市新沢田町8-7	055-922-1157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(公財)復康会　沼津リハビリテーション病院	沼津市上香貫蔓陀ヶ原2510-22	055-931-1911	○											
べっく・メディカル・クリニック	沼津市西沢田338-1	055-921-1300	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
飯泉ファミリークリニック	富士市今泉1-13-29	0545-53-1516	○					○						
磯部クリニック	富士市川尻193	0545-38-3910	○	○	○	○			○					
(医)秀峰会　川村病院	富士市中島327	0545-61-4051	○										○	
共立蒲原総合病院　健康診断センター	富士市中之郷2500-1	0545-81-3325	○	○	○	○		○	○		○			
さくらが丘クリニック	富士市中野527-27	0545-36-2866	○											
(医)義湧会　佐野医院	富士市蓼原865-1	0545-61-1095	○	○										
(医)五月会　清水内科医院	富士市比奈1296-11	0545-34-0512	○											
(医)喜生会　新富士病院　健康管理センター	富士市大渕字大峯3898-1	0545-36-2211	○	○		○								
竹澤胃腸科外科医院	富士市宮島28-27	0545-63-7373	○											
平野医院	富士市厚原64	0545-71-6611	○											
(医)富士岡秋山医院	富士市富士岡1455	0545-34-0075	○											
(医)富士健診センター	富士市柚木392-5	0545-64-4421	○											
富士市立中央病院	富士市高島町50	0545-52-1131	○	○				○	○			○		
ふじの町クリニック　健診センター	富士市富士町12-12	0545-32-7711	○	○		○		○	○	○				
(医)正秀会　三村クリニック健康管理センター	富士市永田町2丁目60	0545-53-0033	○	○				○	○	○				
宮沢内科医院	富士市中之郷729-1	0545-81-3211	○						○	○				
(医)安仁会　米山記念病院	富士市吉原4丁目6-5	0545-52-3060	○											
阿南胃腸科外科	富士宮市小泉2145-7	0544-26-8813	○	○										

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	特別加入者	二次検診	備考
(医)白雲会　原医院	富士宮市山宮959-5	0544-58-5500	○	○										
(医)三賢会　富士宮中央クリニック	富士宮市宮原88-6	0544-22-4100	○	○	○	○		○	○	○				腰痛
さそう内科呼吸器科クリニック	静岡市葵区大鋸町2-5	054-205-8234	○											
JA静岡厚生連　静岡厚生病院　健康管理センター	静岡市葵区北番町23	054-272-1466	○	○	○			○						
(公財)静岡県結核予防会	静岡市葵区南瀬名町6-20	054-261-2512	○	○	○	○		○	○	○				
(公財)静岡県予防医学協会	静岡市葵区建穂1-3-43	054-278-7716	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(地独)静岡県立病院機構　静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東4丁目27-1	054-247-6111	○	○	○			○						
(一社)静岡市静岡医師会　医師会健診センターMEDIO	静岡市葵区呉服町1-20 呉服町タワー2F	054-273-1921	○	○	○※	○		○	○		○	○	○	※特化については一部不可
日本赤十字社　静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町8-2	054-253-8732	○											
静岡田町診療所	静岡市葵区田町5丁目90	054-253-9101	○	○		○		○	○	○			○	
(医)石華会　司馬医院	静岡市葵区栄町2-7	054-254-1576	○											
菅野医院分院	静岡市葵区瀬名1丁目7-3	054-262-5050	○	○										
(福)聖隷福祉事業団　聖隷静岡健診クリニック	静岡市葵区黒金町55 静岡交通ビル5～7階	0120-283-170	○	○	○	○	○	○	○	○				一部実施できない項目あり
髙橋内科医院	静岡市葵区本通5丁目2-8	054-253-0850	○	○	○	○			○					
(医)慈友会　トモノ医院	静岡市葵区東鷹匠町24	054-245-6236	○	○								○	○	
(一社)日本海員掖済会　江尻掖済会診療所	静岡市清水区島崎町161-24	054-352-2796	○											
草ヶ谷医院	静岡市清水区鶴舞町6-1	054-366-2561	○											
(独)地域医療機能推進機構　桜ヶ丘病院　健康管理センター	静岡市清水区桜が丘町13-23	054-353-5313	○										○	
佐藤医院	静岡市清水区大坪2丁目3-12	054-347-2300	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
JA静岡厚生連　清水厚生病院	静岡市清水区庵原町578-1	054-366-3333	○											
(一社)静岡市清水医師会　健診センター	静岡市清水区渋川2丁目12-1	054-348-0515	○											医師会ホームページ参照
(医)忠仁会　土屋医院	静岡市清水区三保340-10	054-334-1576	○	○	○	○	○	○	○		○			
(医)鮒橋医院	静岡市清水区由比北田467	054-375-2784	○	○										
(公財)SBS静岡健康増進センター	静岡市駿河区登呂3丁目1-1	054-282-1109	○					○		○				
(公財)静岡県産業労働福祉協会	静岡市駿河区下川原6丁目8-1	054-258-4855	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		腰痛・騒音・VDT・紫赤外線

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	特別加入者	二次検診	備考
静岡済生会総合病院　健康管理センター	静岡市駿河区小鹿1丁目1-1	054-280-5031	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
(福)聖隷福祉事業団　聖隷健康サポートセンターShizuoka	静岡市駿河区曲金6丁目8-5-2 マークス・ザ・タワー東静岡2～4階	0120-283-170	○	○	○	○	○	○	○	○		○		※一部実施できない項目あり
堀田内科医院	静岡市駿河区宮竹1丁目4-7	054-237-6767	○											
(医)相仁会　藤井医院	島田市岸町667	0547-35-4949	○											
(医)則天会　上長尾診療所	榛原郡川根本町上長尾915-5	0547-56-1800	○											
(公財)静岡県予防医学協会　総合健診センター	藤枝市善左衛門2-19-8	054-636-6460	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(公財)静岡県予防医学協会　藤枝健診センター	藤枝市善左衛門2-11-5	054-636-6461	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(一社)志太医師会　検診センター	藤枝市南駿河台1丁目14-2	054-645-1678	○	○	○	○			○					
(医)俊宏会　花岡医院	藤枝市岡部町内谷1740-4	054-667-3323	○	○										
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台4丁目1-11	054-646-1117	○					○						
(医)聖雄会　ほしのクリニック	藤枝市岡部町内谷650	054-667-0100	○	○					○					
(一社)榛原医師会　健診センター	牧之原市静波1699-15	0548-22-7043	○	○	○									
(医)立青子会　藤原整形外科	牧之原市地頭方220-1	0548-58-0431	○											
(医)マエストロ　堀口外科医院	牧之原市大沢617-1	0548-52-2632	○						○	○				
大久保医院	焼津市上小杉853-1	054-622-2500	○											
小石川内科クリニック	焼津市栄町1-2-3	054-621-1111	○											
ながたクリニック	焼津市小柳津343-1	054-631-6015	○											
焼津市立総合病院	焼津市道原1000	054-623-3111	○	○										
磐田市立総合病院　健診センター	磐田市大久保512-3	0538-38-5031	○											
森下医院	磐田市豊岡5131-1	0538-66-0088	○											
(一社)小笠医師会立　笠南医療センター	御前崎市池新田2970-1	0537-86-2401	○	○	○			○	○	○	○			
(医)聖心会　外科胃腸科奥村医院	御前崎市塩原新田596-1	0537-86-3855	○					○	○					
(医)信静会　小野澤医院	御前崎市佐倉1238	0537-86-8070	○	○	○	○		○	○	○		○	○	
(福)賛育会　東海診療所	御前崎市池新田4090-1	0537-86-2190	○					○	○	○				
(医)川史会　宮内診療所	御前崎市宮内226-5	0537-85-7811	○	○				○	○	○				

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	特別 加入者	二次検診	備考
(一社)小笠医師会立　掛川医療センター	掛川市御所原9-2	0537-23-2251	○											
掛川市・袋井市病院企業団立　中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1-1	0537-28-8028	○※											※企業が行う健康診断のみ受付
菊川市立総合病院　健診センター	菊川市東横地1632	0537-36-5585	○	○	○	○		○	○	○			○	
(医)宏真会　小林医院	周智郡森町飯田3068-63	0538-85-5580	○											
西村医院	周智郡森町中川360-4	0538-49-5060	○											
公立森町病院	周智郡森町草ヶ谷391-1	0538-85-2181	○										○	
市立湖西病院　健診センター	湖西市鷲津2259-1	053-576-1232	○	○	○	○			○	○	○		○	
(医)浜名会　浜名病院　健診センター	湖西市新所岡崎梅田入会地字 藤ヶ池15-70　浜名病院西館2F	053-573-3700	○											
(福)聖隷福祉事業団　聖隷予防検診センター	浜松市北区三方原町3453-1	053-439-1111	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
(医)豊岡会　浜松とよおか病院　健康管理センター	浜松市北区豊岡町110	053-439-0220	○	○	○	○			○	○				
浜松市国民健康保険　佐久間病院	浜松市天竜区佐久間町中部18-5	053-965-0054	○	○		○		○	○	○	○	○	○	
(株)遠州予防医学研究所	浜松市中区中島4丁目16-10	053-464-3325	○	○		○								
(医)さわやか会　沖健康クリニック	浜松市中区東井場2-7-1 浜松商工会議所会館6F	053-452-3483	○	○				○	○					
JA静岡厚生連　遠州病院　健康管理センター	浜松市中区中央1丁目1-1	053-401-0088	○											
(福)聖隷福祉事業団　聖隷健康診断センター	浜松市中区住吉2丁目35-8	053-473-5506	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
竹内医院	浜松市中区伝馬町310-12	053-452-4566	○											
浜松医療センター　健診センター	浜松市中区富塚町328	053-451-2733	○											
(医)静岡健生会　浜松佐藤町診療所	浜松市中区佐藤1丁目22-22	053-465-0210	○	○					○	○		○	○	
(医)新風会　丸山病院　健診センター	浜松市中区助信町39-10	053-473-6721	○											
(医)和恵会　湖東病院	浜松市西区伊左地町8151	053-486-2222	○											
(医)たつた　たつた内科医院	浜松市西区馬郡町4026	053-592-8511	○	○										
(医)三石会　中西整形外科医院	浜松市西区入野町16101-16	053-447-1611	○					○						
特定(医)松愛会　松田病院	浜松市西区入野町753	053-448-5121	○											
山城内科医院	浜松市西区志都呂町1168	053-448-0862	○	○										
(医)明徳会　十全記念病院　予防健診センター	浜松市浜北区小松1700	053-586-1115	○	○	○	○		○	○	○				

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	特別加入者	二次検診	備考
西遠クリニック	浜松市浜北区東美薗1546-8	053-586-1552	○											
浜北医療生活協同組合　生協きたはま診療所	浜松市浜北区高畑18	053-584-1550	○	○		○		○	○					
(医)敬徳会　髙倉医院	浜松市浜北区沼262	053-586-2341	○	○										
(独)国立病院機構　天竜病院	浜松市浜北区於呂4201-2	053-583-3111							○	○				
(医)正徳会　浜名クリニック	浜松市浜北区田沼235-1	053-586-0555	○	○		○								
日本赤十字社　浜松赤十字病院　健康管理センター	浜松市浜北区小林1088-1	053-401-1140	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
(医)三誠会　北斗わかば病院	浜松市浜北区於呂3181-1	053-588-5000	○											
山田内科医院	浜松市浜北区内野台4-28-15	053-587-5833	○	○										
くまがい内科・消化器科クリニック	浜松市東区下石田町1530	053-422-2588	○	○										
(公財)静岡県予防医学協会　西部検査所	浜松市東区下石田町951	053-422-7800	○	○	○	○		○	○	○	○			
中部健診　大瀬診療所	浜松市東区大瀬町1508-1	053-433-5521	○	○	○	○		○	○	○	○			
(医)盛翔会　浜松北病院	浜松市東区大瀬町1568	053-435-1111	○	○				○	○	○			○	
(独)労働者健康福祉機構　浜松労災病院	浜松市東区将監町25	053-462-1211	○	○				○	○	○	○	○	○	
(医)あずま会　浜松東病院	浜松市南区福島町1-1	053-425-6121	○											
(医)綾和会　浜松南病院	浜松市南区白羽町26	053-443-2123	○											
尾藤クリニック	浜松市南区三和町614-3	053-462-3939	○										○	

注:1　特別加入者:労災保険の特別加入に係る健康診断実施機関
　2　二次健診:二次健康診断等給付の指定病院

健診機関さまへお願い

1. 掲載の内容に変更・誤り等がある場合は、静岡労働局　健康安全課　054-254-6314　までご連絡ください。
2. 他の健診機関で掲載を希望する場合は、静岡労働局　健康安全課　054-254-6314　までご連絡ください。

平成27年度　静岡地区出張特別試験のお知らせ

労働安全衛生法に定める各種免許試験などは、公益財団法人 安全衛生技術試験協会が行っていますが、静岡県に居住する受験者は愛知県、または千葉県まで出向いて受験しなければなりません。
このため、年に１回、静岡地区で出張特別試験が行われてきましたが、平成２７年度も下段案内のとおり静岡県立大学において引き続いて行われることとなりました。
身近なところで行われる試験ですので、本年の教育計画に取り込み、資格取得に挑戦させてみてはいかがでしょうか。

平成２７年度　静岡地区出張特別試験案内

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
中部安全衛生技術センター
〒477-0032　愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5
TEL 0562-33-1161(代表)
FAX 0562-33-5275

平成２７年１１月２９日(日)に労働安全衛生法に基づく下記の免許試験(学科試験)を実施します。

記

1. 試験の種類・日時及び試験会場(学科)

試験の種類		試験時間	試験日・会場
	第一種衛生管理者	13:30 ～ 16:30	平成27年11月29日(日) 静岡県立大学 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52－1 注意：会場には受験者のための駐車場がありませんので、必ず公共交通機関でお越しください。 交通案内：JRまたは静岡鉄道の草薙駅から徒歩約15分又はバス利用(静岡鉄道ジャストライン〈草薙団地行き〉「県立大学入口」下車約5分) **大学キャンパスは、禁煙です。** **※試験当日の緊急連絡先** **試験本部 080－6911－8486**
	第二種衛生管理者	9:30 ～ 12:30	
	エックス線作業主任者	10:00 ～ 15:30	
	潜水士	10:00 ～ 15:30	
実技あり	クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕	9:30 ～ 12:00	
実技あり	揚貨装置運転士	9:30 ～ 12:00	
	一級ボイラー技士	10:00 ～ 15:30	
	二級ボイラー技士	9:30 ～ 12:30	
	ボイラー整備士	9:30 ～ 12:00	
	林業架線作業主任者	9:30 ～ 12:30	

注：1. エックス線作業主任者・潜水士・一級ボイラー技士の試験時間は、10:00～12:00及び13:30～15:30です。
2. 障がいのある方で、受験に際して配慮を希望される方は、免許試験受験申請書を提出する前に中部安全衛生技術センター(TEL 0562-33-1161)にご相談ください。**※試験開始時刻の20分前までに入室**してください。

2. 試験手数料
各免許試験(学科)、6,800円(非課税)

3. 免許試験受験申請書
所定の用紙(無料)が下記団体にあり、受験申請書の提出先でもあります。

4. 受験申請書の提出先・受付期間
持参の場合は、下記の各団体に**9月28日(月)～9月30日(水)**の受付期間内に提出して下さい。
郵送の場合は、**9月14日(月)～9月27日(日)(必着)「簡易書留」**で、下記の各団体に送付して下さい。

試験の種類	提出先
第一種衛生管理者 第二種衛生管理者 エックス線作業主任者 潜水士	公益社団法人　静岡県労働基準協会連合会 〒420-0839　℡ 054-254-1012 静岡市葵区鷹匠2丁目17-5　静基連会館2階
クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕 揚貨装置運転士	一般社団法人　日本クレーン協会　静岡支部 〒420-0857　℡ 054-221-0007 静岡市葵区御幸町11-10　第一生命・静岡鉄道ビル5階
一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 ボイラー整備士	一般社団法人　日本ボイラ協会　静岡支部 〒422-8067　℡ 054-285-1086 静岡市駿河区南町14-25　エスパティオ7階　702号室
林業架線作業主任者	林業・木材製造業労働災害防止協会　静岡県支部 〒420-8601　℡ 054-252-3160 静岡市葵区追手町9-6　県庁西館9階

申請書の提出、問い合わせは、安全衛生関係団体の休業日以外の9:00～16:00の間にお願いします。昼食時間12:00～13:00はご遠慮ください。

5. 試験結果の発表
平成27年12月16日(水)試験結果を「免許試験合格通知書」又は「免許試験結果通知書」にて郵送します。
「試験協会」ホームページhttp://www.exam.or.jp/上に一定期間、掲載します。

静岡労働局･労働基準監督署･労働基準協会･静岡県労働災害防止団体等連絡会一覧表

局・労働基準監督署一覧			各労働基準協会一覧			静岡県労働災害防止団体等連絡会		
局署名	所在地	電話（FAX）	協会名	所在地	電話（FAX）	団体名	所在地	電話（FAX）
静岡労働局	〒420-8639 静岡市葵区追手町9－50 静岡地方合同庁舎3F	健康安全課 TEL 054-254-6314 FAX 054-221-7038	公益社団法人 静岡県労働基準協会連合会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館	TEL 054-254-1012 FAX 054-254-4043	建設業労働災害防止協会静岡県支部	〒420-0857 静岡市葵区御幸町9-9 静岡県建設業会館	TEL 054-255-1080 FAX 054-272-6034
浜松労働基準監督署	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8F	TEL 053-456-8149 FAX 053-456-8156	一般社団法人 浜松労働基準協会	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目3-6 浜松ｲｰｽﾄｾﾌﾞﾝ205号	TEL 053-452-4853 FAX 053-454-2869	陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部	〒422-8005 静岡市駿河区池田126-4 静岡県トラック会館内	TEL 054-283-1890 FAX 054-283-1921
静岡労働基準監督署	〒420-0837 静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル	TEL 054-252-8107 FAX 054-252-8321	静岡労働基準協会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目1番20号 サンパレス鷹匠102号室	TEL 054-253-7067 FAX 054-253-7613	林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階 県木連内	TEL 054-252-3160 FAX 054-252-3160
沼津労働基準監督署	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4F	TEL 055-933-5830 FAX 055-933-5833	清水労働基準協会	〒424-0826 静岡市清水区万世町2-7-4 中村ビル2階	TEL 054-351-4584 FAX 054-351-4584	港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部清水支部	〒424-8703 静岡市清水区入船町11-1 鈴与株式会社安全衛生課内	TEL 054-354-3066 FAX 054-354-3008
三島労働基準監督署	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎	TEL 055-986-9100 FAX 055-986-9107	沼津労働基準協会	〒410-0831 沼津市市場町7-4	TEL 055-933-4988 FAX 055-933-4990	一般社団法人 日本ボイラ協会静岡支部	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ7階	TEL 054-285-1086 FAX 054-285-1095
下田駐在事務所 （三島労働基準監督署）	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33	TEL 0558-22-0649 FAX 0558-22-3461	三島労働基準協会	〒411-0033 三島市文教町 1丁目1番37号	TEL 055-986-4394 FAX 055-986-4394	一般社団法人 日本クレーン協会静岡支部	〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	TEL 054-221-0007 FAX 054-221-0012
富士労働基準監督署	〒417-0041 富士市御幸町13番28号	TEL 0545-51-2255 FAX 0545-51-7191	富士労働基準協会	〒417-0052 富士市中央町1丁目5番20号 グランドハイム吉原2F	TEL 0545-52-5801 FAX 0545-53-0333	公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会静岡県支部	〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	TEL 054-205-4580 FAX 054-205-4581
磐田労働基準監督署	〒438-0086 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4F	TEL 0538-32-2205 FAX 0538-32-9390	一般社団法人 磐田労働基準協会	〒438-0086 磐田市見付2970-5	TEL 0538-32-2638 FAX 0538-37-3977	労働者健康福祉機構 静岡産業保健総合支援センター	〒420-0034 静岡市葵区常磐町2丁目13番地の1 住友生命静岡常磐町ビル9階	TEL 054-205-0111 FAX 054-205-0123
島田労働基準監督署	〒427-8508 島田市本通1丁目4677-4 島田労働総合庁舎3F	TEL 0547-37-3148 FAX 0547-37-2627	島田労働基準協会	〒427-0029 島田市日之出町4番1号 島田商工会議所会館内	TEL 0547-35-4522 FAX 0547-35-5191	一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部	静岡労働安全衛生相談センター 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館1階	TEL 054-253-5857 火・木 13～16時

平成27年　労働衛生の現況

平成27年8月発行
　作 成 者　/　静岡労働局　労働基準部　健康安全課